

事業概要

令和6年版(2024年版)

練馬区の保健衛生

練馬区 健康部

練馬区保健所

地域医療担当部

目 次

総 説

練馬区の概況	3
練馬区の保健衛生のあゆみ	4
組織と分掌事務	15
職員構成	19
保健相談所等の施設の概況	20
保健相談所管轄区域	22
予算・決算	24

衛 生 統 計

人口の推移および構成	29
衛生統計	32

医 事 衛 生

医事	49
順天堂大学医学部附属練馬病院	51
公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	52
保健所実習などの受け入れ	53
薬事	53
薬事監視	53
毒物劇物監視	55
有害物質を含有する家庭用品の監視	56

環境衛生・食品衛生・獣医・家畜衛生

環境衛生	59
食品衛生	63
獣医・家畜衛生	74
そ族・害虫駆除	76

保 健 衛 生

成人体系図	79
生活習慣病予防	80
健康づくり	94
地域支援事業	100
難病支援	102
母子体系図	112
母子保健	113
児童虐待予防	143
公害保健	147
感染症対策	149
結核対策	162
精神保健福祉体系図	167
精神保健福祉	168
歯科保健体系図	177
歯科保健	178
栄養指導体系図	185
食育推進	186
保健師活動	193
地域活動支援・地区組織	204
地域医療	209

附 属 機 関 等	219
-----------	-----

凡 例

- 1 文中使用した統計数字は原則として、令和5年度末現在(令和6年3月31日現在)または令和5年度中(令和5年4月1日～令和6年3月31日)のものを使用した。ただし、暦年で表示する方が妥当な場合は令和5年末現在(令和5年12月31日現在)または令和5年中(令和5年1月～令和5年12月)の数値を使用した。なお、それ以外の場合はそのむね表示している。
 - 2 文中、豊玉保健相談所・北保健相談所・光が丘保健相談所・石神井保健相談所・大泉保健相談所・関保健相談所は適宜、豊玉・北・光が丘・石神井・大泉・関と称した。
また、保健相談所分の実績は原則として保健所分に含めずに掲載した(別掲を原則とする。)。
ただし、「再掲」とし表示したものについては、保健所の実績に相談所分を含めるとともに相談所分の内数をあわせて掲載した。
 - 3 統計中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則としたため、合計と内訳とが一致しない場合もある。
- 4 用語
- | | |
|---------|--|
| 低体重児 | 出生時の体重が2,500g未満の出生児 |
| 乳児 | 生後1年未満の者 |
| 幼児 | 満1歳から小学校に就学するまでの者 |
| 新生児 | 生後4週間未満の者 |
| 周産期死亡 | 妊娠22週以後の死産と生後7日未満の死亡(早期新生児死亡)をあわせたもの |
| 死産 | 妊娠12週以後の死児の出産 |
| 自然増加 | 出生数から死亡数を減じたもの |
| 合計特殊出生率 | 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表す。なお、算出に用いた15歳および49歳の出生数にはそれぞれ、14歳以下、50歳以上を含んでいる。 |
- 5 基準時点・期間
- | | |
|-----|----------------|
| 年次 | 暦年間(1月～12月) |
| 年度 | 会計年度間(4月～翌年3月) |
| 年月日 | 記載期日現在 |
- 6 表章記号
- | | |
|---------|-----|
| 計数のない場合 | - |
| 計数不明の場合 | ... |
| 単位未満の場合 | 0 |
| 減を表す場合 | |

I 總說

練馬区の概況

1 位置と面積

練馬区は、東京都23区の北西部に位置し、起伏の少ない武蔵野台地にあって、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区と接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

練馬区の面積は48.08km²で、東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形である。

2 人口

練馬区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると令和6年1月1日現在741,540人、389,715世帯である。

昭和22年に板橋区から分離独立した時は約111,700人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2～3万人の割合で増加した。40年代に入ると、それまでの急激な人口増加の主な原因であった社会増(転入超過)は急減し、46年からは社会減(転出超過)に転じ、また自然増加(出生数-死亡数)人口も47年から減少し始め、人口は53年から56年にわずかではあるが減少した時期もあった。しかし、61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加した。昭和62年4月に人口60万人を超える、平成20年4月には人口70万人を突破した。

人口規模では、23区で世田谷区に次いで2番目の自治体である。(令和6年1月1日現在)

3 保健衛生

区民の保健・医療水準は、医学・薬学の進歩、医療機関や健康保険制度の整備、公衆衛生活動の進展などにより格段に向上してきた。一方、急激な都市化の展開、核家族化の進行、生活様式の変化など、区民の健康に影響をおよぼす要因は多様化している。

がん・心臓病・脳卒中等の生活習慣病やうつ病等の精神疾患が区民の健康を阻害する大きな要因となっており、高齢社会の進展に対応した保健・医療施策の確立が大きな課題となっている。こうした中、平成20年度からは、生活習慣病の予防を主眼とした特定健診・特定保健指導を開始した。平成21年度には、練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会を設置し、区民の健康診査およびがん検診受診率の向上と各種検診の改善に向けた取組を開始した。また、平成24年度より、がん検診の精度向上を目的として、がん検診精密検査把握事業および同結果把握事業を開始した。平成30年度には国のがん検診の指針に胃がん検診の内視鏡検査が追加され、胃がん内視鏡検査を開始した。また、令和6年3月、練馬区自殺対策計画〔第2次〕を策定し、生きることを包括的に支援する体制に取り組んでいる。

感染症については平成24年に風疹が流行し、平成25年は平成20年以降で最も多い報告数になった。風疹の蔓延を防ぐため、平成25年3月から先天性風疹症候群対策事業を開始し、平成26年度からは風疹抗体検査助成事業および風疹予防接種事業を実施している。なお、平成30年の風疹再流行をうけ、平成31年2月から一部世代の成人男性を対象とした定期予防接種事業(令和6年度まで)を開始した。その他に近年、定期予防接種に追加されたものは、平成25年度からのHib(ヒブ)、小児用肺炎球菌、子宮頸がん(HPV感染症)、平成26年10月からの水痘(みずぼうそう)、高齢者用肺炎球菌、平成28年10月からのB型肝炎、令和2年10月からのロタウイルスである。また、令和5年度からは帯状疱疹任意予防接種事業を、令和6年度からはHPV男性任意予防接種の費用助成事業を開始した。

令和2年1月、新型コロナウイルス感染症の国内初の感染者が確認され、同年3月には区内初の感染者が発生した。その後、ウイルスの変異により、これまで8度の感染拡大の波を引き起こした。令和5年5月に感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から五類感染症に変更された。令和6年3月末日をもって、新型コロナウイルス感染症に係る入院や検査、治療薬などの国の医療費公費負担は終了し、通常の医療提供体制へ移行した。また、令和6年3月、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて次の感染症危機に備えるため、感染症法に基づく「練馬区感染症予防計画」を策定した。

4 健康都市実現に向けて

平成13年3月に、「練馬区健康づくり総合計画(平成13～22年度)」を策定し、区民一人ひとりの健康づくりの推進に取り組んできた。同年10月には「健康都市練馬区」を宣言し、健康づくりの更なる発展を決意した。健康づくり総合計画は18年3月、23年3月、27年9月に改定・策定され、この計画のもと、各事業の強化を図ってきた。

令和2年3月には、区の新たな総合計画「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に則り、新たな健康づくりの総合計画である「練馬区健康づくりサポートプラン(令和2～5年度)」を策定した。事業の実施にあたっては、地域で活動している区民や団体の関係者など多様な主体と連携・協力し、地域全体で区民の健康づくりを後押しする。また、プランの推進を通じて、「誰もが自ら健康づくりに取り組むまち」の実現を目指していく。なお、国の「健康日本21(第二次)」および東京都の「健康推進プラン21(第二次)」の計画期間が延長されたことに伴い、計画期間を1年延長し、令和6年度までとした。

練馬区の保健衛生のあゆみ

- 昭和22年 9月 5日 保健所法公布
- 昭和23年 1月 1日 保健所法施行
- 10月 1日 「保健所の設置等に関する条例」施行。東京都練馬保健所開設(旧南町2丁目・開進第三小学校前)。同時に練馬区役所石神井支所内に練馬保健所石神井保健課(石神井保健所の前身)を設置
- 昭和27年 4月 29日 練馬保健所移転(豊玉上2丁目22番地)
- 10月 1日 区立練馬診療所開設(昭和43年12月廃止)
- 昭和29年 6月 10日 石神井保健所開設(石神井町6丁目32番12号)
- 昭和36年 3歳児健康診査開始
- 昭和39年 練馬保健所成人病相談室開設
- 5月 区立練馬診療所改築
- 昭和40年 4月 そ族・衛生害虫駆除他を保健所から区民部区民課に保健衛生係として移管
- 昭和41年 胃がん集団検診開始
- 昭和42年 産婦健康診査開始
- 昭和45年 子宮がん集団検診開始
- 7月 練馬保健所改築のため移転(豊玉北5丁目29番地)
- 昭和46年 3月 1日 石神井保健所大泉保健相談所開設(大泉学園町5丁目8番8号)
- 4月 1日 練馬保健所北保健相談所開設(北町7丁目20番30号)
- 5月 10日 練馬保健所新庁舎完成(練馬清掃事務所と合同庁舎となる)
- 昭和48年 5月 20日 休日急患診療所開設(区立区民相談所2階および石神井庁舎4階)
- 昭和49年10月 1日 乳児健康診査開始(6・9か月児)
- 昭和50年 4月 1日 保健衛生関係事務事業が東京都から特別区へ移管され練馬区練馬保健所・練馬区石神井保健所となる。区に衛生部を設置(次長制2課4係)
- 昭和52年 6月 区内に腸チフス集団発生
- 昭和53年 4月 1日 1歳6か月児健康診査開始
- 6月 5日 練馬区地域保健医療問題懇談会発足(昭和61年8月改組)
- 7月 1日 寝たきり高齢者訪問指導事業開始
石神井休日急患診療所新築(石神井庁舎敷地内)
- 10月 1日 石神井歯科休日急患診療所開設(石神井休日急患診療所内)
- 昭和54年 1月 4日 石神井保健所新築移転(石神井町7丁目3番28号)
- 4月 1日 休日急患準夜診療開始(内科・小児科の診療時間を午後10時まで延長)
休日診療(在宅当番医制)事業が東京都から区へ移管
石神井保健所成人病相談室および歯科衛生相談室開設
- 8月 1日 井戸専用世帯に対する上水道化設備資金融資あつ旋事業開始(平成元年2月廃止)
- 10月 9日 乳がん検診開始
- 昭和55年 4月 1日 衛生部組織改正(2課5係となる)
- 10月 1日 1歳6か月児精密健康診査開始
- 10月 15日 光が丘地区医療施設構想協議会発足
- 昭和56年 4月 1日 休日診療機関テレホンサービス開始(平成16年6月1日廃止)
休日当番施術所開始
両親学級開始
精神障害者共同作業所運営費補助開始
- 7月 28日 衛生部組織改正(次長制廃止)
- 昭和57年 2月 9日 心身障害児歯科相談事業開始

昭和57年 4月 1日 石神井保健所関保健相談所開設(関町北1丁目21番15号)
 8月 2日 肺がん検診開始

昭和58年 2月 1日 老人保健法施行
 4月 1日 神経芽細胞腫検診開始
 5月 16日 食品・環境・ペット動物相談事業開始(食品・環境相談は平成2年終了)
 10月 1日 練馬保健所北保健相談所新築移転(北町8丁目2番11号)

昭和59年 4月 1日 精神保健生活指導(デイケア)事業開始
 10月 4日 練馬区医師会立病院の誘致決定

昭和60年 5月 10日 練馬区医師会光が丘総合病院の設置運営に関する協定の締結
 6月 1日 B型肝炎ウイルス母子間感染予防対策事業開始
 8月 1日 練馬区医師会立光が丘総合病院運営懇談会発足

昭和61年 4月 1日 節目(40歳)健康診査開始
 8月 1日 成人病休日健診開始
 8月 1日 練馬区保健医療問題協議会発足(練馬区地域保健医療問題懇談会改組)
 10月 1日 保健所組織改正(総務課と衛生課を統合、総務衛生課となる)
 11月 1日 練馬区医師会立光が丘総合病院開業(平成3年3月31日廃止)

昭和62年 2月 1日 エイズ予防対策事業開始
 11月 1日 休日入院診療委託事業を開始(平成11年3月31日廃止)
 休日脳神経外科・心臓循環器救急医療委託事業を開始(脳神経外科救急医療のみ平成18年3月31日廃止)
 12月 1日 「夜間の急病・安心コール」開始(平成15年3月31日終了)

昭和63年 4月 1日 大泉保健相談所全面改築オープン
 難病等患者・家族会運営助成開始
 医療福祉相談開始
 10月 子犬の里親探し・動物ふれあい広場開催(毎年1回開催)(子犬の里親探しは平成8年度終了)
 12月 大腸がん検診開始

平成元年 1月 9日 寝たきり高齢者訪問歯科診療開始(平成18年3月31日廃止)
 2月 エイズ予防法施行
 4月 1日 節目(50歳)健康診査開始
 7月 3日 衛生試験所開設(光が丘2丁目9番6号)
 健康増進センター開設(光が丘2丁目9番6号)(平成14年4月廃止)
 練馬保健所光が丘保健相談所開設(光が丘2丁目9番6号)

10月 乳幼児公害健康相談(健康被害予防事業)開始
 10月 13日 衛生試験所登録(平成11年5月登録廃止)
 11月 飼い猫の去勢、不妊手術費助成開始
 12月 健康ガイド発行

平成 2年 4月 1日 看護婦等修学資金および就業支度金貸付制度開始
 (就業支度金貸付は平成14年度末終了、修学資金は平成15年4月終了)
 両保健所にて病態別相談開始(平成20年3月31日廃止)
 10月 10日 第1回健康フェスティバル実施(毎年1回実施)

平成 3年 3月 31日 練馬区医師会立光が丘総合病院廃止
 4月 1日 日本大学医学部付属練馬光が丘病院開設
 日本大学医学部付属練馬光が丘病院運営協議会発足
 節目(60歳)健康診査開始

6 総 説

- 平成 3年 9月 2日 成人歯科健康診査開始
- 平成 4年 2月 2日 練馬歯科休日急患診療所、診療開始
4月 1日 衛生部・保健所の組織改正、および衛生部から保健部へ名称変更
- 平成 5年 4月 1日 節目(55歳)健康診査開始
エイズ抗体検査無料化実施
- 4月 練馬および石神井休日急患診療所(内科・小児科)での毎土曜日、準夜間診療開始
- 7月 1日 中医招へい事業開始(中医の漢方医療支援は9月1日から)(平成15年2月17日終了)
- 平成 6年 4月 節目(45歳)健康診査開始
精神障害者グループホーム運営費補助開始
- 6月 保健所法を改正し、新たに地域保健法が成立
- 平成 7年 4月 1日 定期予防接種個別接種化開始(風疹、日本脳炎、百日せき・ジフテリア・破傷風三種混合、ジフテリア・破傷風二種混合、麻疹)
保健所での風疹予防接種(成人)廃止
医療福祉相談が福祉部・総合福祉事務所へ移管
- 4月 15日 練馬区健康センター開設(練馬区豊玉北6-12-1東庁舎2・3階)
練馬休日急患診療所が健康センター内に移転し、練馬休日・夜間急患診療所として毎夜間(午後10時～翌朝午前6時)の診療を開始
- 4月 16日 練馬歯科休日急患診療所が、健康センター内に移転
- 4月 25日 練馬歯科休日急患診療所で心身障害者(児)歯科相談事業開始(石神井保健所心身障害児歯科相談事業を移管)
- 5月 1日 練馬区夜間薬局開設(健康センター内)
- 5月 10日 健康センター内健康診査室で成人病健康診査開始
- 5月 29日 去る1月17日に起きた阪神・淡路大震災の被災地に練馬区が保健婦を派遣(6月1日まで)
- 6月 30日 健康づくり宿泊セミナー開始(平成13年度終了)
- 7月 1日 練馬歯科休日急患診療所が練馬つづじ歯科診療所に改称し、心身障害者(児)および寝たきり高齢者の歯科診療を開始(週2回)
- 7月 3日 健康センター内リハビリテーション室で中途障害者等に対するリハビリテーション事業開始
- 8月 13日 練馬区夜間薬局が練馬区休日・夜間薬局と改称し、休日の昼間にも処方箋の応需を行う
- 10月 1日 精神障害者保健福祉手帳交付制度開始
- 10月 30日 骨粗しょう症検診開始
- 平成 8年 7月 10日 医師会立訪問看護ステーション(健康センター内)開設
- 8月 1日 O 1 5 7等対策本部の設置(平成10年12月11日改組)
- 10月 1日 妊婦健康診査(35歳以上)における超音波検査開始
- 平成 9年 4月 地域保健法が本格施行
医薬品販売業(一般販売業[卸売一般販売業を除く]および特例販売業)に関する事務が都から移管
- 7月 1日 練馬区健康推進協議会(保健医療問題協議会・保健所運営協議会を統合)発足
- 10月 31日 練馬区医療施設整備検討委員会発足
- 平成10年10月 健康フェスティバルを練馬まつりの協賛事業とする
- 12月 11日 O 1 5 7等対策本部から練馬区健康被害対策本部へ改組
- 平成11年 4月 1日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が施行され、伝染病予防法・エイズ予防法・性病予防法は廃止

- 平成11年 6月 1日 組織改正に伴い、保健部は福祉部と統合し、保健福祉部となる
練馬・石神井保健所を統合し、練馬区保健所とし、練馬・石神井の両保健所を各々桜台・石神井保健相談所とした(1保健所6保健相談所体制)
また、生活衛生課に桜台・石神井分室を置いた
衛生試験所は保健所内部組織となつたため、衛生検査所登録を廃止
- 8月 区内の病床不足改善のため、練馬区病院構想策定懇談会を設置(平成12年7月に最終報告を行う)
- 9月 2日 練馬区コンピュータ2000年問題対策本部を設置、医療分野でも医療機器の誤作動・障害の発生に備える
- 10月 区役所内に医療連携センターを開設し、かかりつけ医紹介電話相談を開始
- 平成12年 3月 14日 杉並中継所周辺健康被害(いわゆる杉並病)健康診査を実施
- 4月 介護保険法の本格施行
地方分権に伴い毒物劇物販売業者の登録・監視指導の事務が、また、都区制度改革に伴い有毒物質を含有する家庭用品の規制事務が、それぞれ都から移管
- 5月 16日 福岡県でポリオ予防接種後の健康被害が疑われる事例が発生したため、練馬区も春期ポリオ予防接種を中止
- 平成13年 3月 長期総合計画策定に合わせ、練馬区健康づくり総合計画を策定
練馬区新病院運営主体選定委員会を設置
- 6月 1日 練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
練馬休日急患診療所の夜間診療事業の終了
- 10月 8日 練馬文化センターにおいて、「健康都市練馬区宣言記念式典」を開催、宣言文を発表
- 11月 予防接種法の改正により高齢者インフルエンザ予防接種開始
- 12月 新病院の運営主体を学校法人順天堂に決定
- 平成14年 1月 保健情報システム(母子保健)稼動
「成人の日のつどい」において骨量測定・栄養相談を行う
- 4月 1日 健康増進センターを廃止するとともに、健康センターの組織を改定し、健康増進事業を引き継ぐ
区環境清掃部環境保全課からそ族・害虫対策業務が移管
成人健康診査・節目健康診査・高齢者健康診査においてB型・C型肝炎ウイルス検査を実施
- 6月 保健情報システム(予防接種)稼動
- 10月 (仮称)順天堂大学医学部附属練馬病院の建設および運営に関する基本協定書締結
- 平成15年 3月 保健情報システム(成人保健・賃金)稼動
- 4月 1日 「練馬区健康危機管理対策基本指針」施行
練馬区歯科医療連携推進事業を開始
- 5月 1日 健康増進法施行
- 11月 1日 石神井休日急患診療所移転
- 11月 練馬区健康目標値を設定
- 平成16年 4月 3日 練馬つつじ歯科診療所の心身障害者(児)および寝たきり高齢者の歯科診療の土曜日午前診療を開始
- 6月 17日 練馬区小児救急医療連絡協議会を設置
- 10月 1日 乳がん検診でマンモグラフィ検診を導入
- 12月 1日 成人歯科(70歳)健康診査開始
- 平成17年 4月 1日 事業本部制の導入により健康福祉事業本部を設置
健康センターを組織改正し地域医療課、介護予防担当課を保健福祉部に新設、運動指導主査を保健管理課に移管

8 総 説

- 平成17年 4月 1日 生活衛生課に医務薬事係を新設
- 5月 30日 日本脳炎予防接種について、重症のADEM(急性散在性脳脊髄炎)発症との因果関係が否定できないため、積極的勧奨の差し控え
- 6月 27日 関保健相談所が新築移転
- 7月 1日 順天堂大学医学部附属練馬病院開院(開院時の稼動病床数204床)
- 7月 25日 桜台保健相談所が豊玉保健相談所と名称変更して豊玉すこやかセンター内に改修移転
- 7月 29日 日本脳炎3期廃止
- 10月 11日 女性の健康週間として講演会および相談事業を実施
- ～14日
- 平成18年 3月 新長期総合計画策定に合わせ、練馬区健康づくり総合計画を改定
- 3月 27日 石綿による健康被害の救済に関する法律施行
- 4月 1日 組織改正に伴い、練馬区保健所を母体とした健康部が設置され、地域医療課が保健福祉部から移管となる。
基本健康診査が一部自己負担金制となり、大腸がん検診が同時受診可能となる。
土支田三丁目の一部区域を石神井から光が丘へ管轄変更
- 小児初期救急医療事業(午後5時から午後10時)を日本大学医学部付属練馬光が丘病院と順天堂大学医学部附属練馬病院に委託開始
- 防そ工事(ねずみ対策)への補助金制度を開始
- 麻しん風しん(MR)混合ワクチン2回接種開始
- 障害者自立支援法施行。自立支援医療(育成医療・精神通院医療)開始
- 特定不妊治療費助成事業の開始
- 5月 1日 順天堂大学医学部附属練馬病院全病床(400床)稼動
- 5月 練馬つつじ歯科診療所において摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問診療事業を開始
- 6月 2日 麻しんおよび風しんを単独接種した者もMR混合ワクチン接種可
- 8月 2日 練馬区受動喫煙防止推進懇談会を設置
- 10月 1日 障害者自立支援法に基づく給付サービス開始
東京都退院促進支援事業を練馬区社会福祉協議会が受託
- 12月 7日 「練馬区健康いきいき体操」を発表
- 平成19年 4月 1日 結核予防法廃止、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律へ統合
1歳6か月児健診における内科健診の全面委託の開始
メタボリックシンドローム予防啓発事業の開始
成人歯科(20歳)健康診査開始
- 6月 1日 前立腺がん検診開始
- 7月 24日 練馬区食育推進ネットワーク会議発足
- 7月 25日 健康シンポジウムの開催
- 7月 練馬区受動喫煙防止推進懇談会の報告がまとまる
- 8月 14日 去る7月16日に起きた新潟中越沖地震の被災地に練馬区が保健師を派遣(8月19日まで)
- 9月 3日 マタニティストラップ配布開始
- 9月 20日 練馬区飼い主のいない猫対策検討会発足
- 11月 1日 妊婦健康診査の充実(妊婦健康診査費用の助成)
- 12月 1日 「マタニティにやさしい環境をつくろう」講演会の開催
- 12月 練馬区食育推進計画を策定

- 平成20年 1月 練馬区保健所新型インフルエンザ対策行動計画を策定
- 1月 28日 受動喫煙防止推進講演会の開催
- 2月 7日 練馬区飼い主のいない猫対策検討会から報告書を受ける
- 2月 9日 「ねりま お口すっきり体操」を発表
- 3月 節目(40・45・50・55・60歳)・成人・高齢者健康診査廃止
精神保健生活指導(デイケア)廃止
- 4月 1日 退院促進・地域生活支援事業開始
保健予防課に精神保健係・精神支援主査・感染症指導係を新設
麻しん風しん(MR)混合ワクチンの定期予防接種を中学1年生、高校3年生に相当する年齢の者を対象に開始(平成24年度までの時限措置)
石神井休日夜間薬局開設(石神井庁舎内)
乳児家庭全戸訪問事業(「こんにちは赤ちゃん訪問事業」)開始
妊婦健康診査の充実(受診票交付枚数の拡大(2枚から7枚)、妊婦超音波検査年齢制限の撤廃(35歳以上)および里帰り出産妊婦健康診査費助成事業の開始)
石神井保健相談所の改修に伴い生活衛生課石神井分室(石神井保健相談所)が練馬分室(情報公開室2階)に移転、これに伴い環境衛生監視担当の2係が一所化
- 6月 1日 特定健康診査・保健指導・生活機能評価健康診査開始、がん検診の拡大
胃がん・肺がん・子宮がん検診の一部自己負担金の導入
- 8月 1日 大気汚染(気管支ぜん息)医療費助成制度について対象年齢が全年齢に拡大
- 9月 1日 妊婦健康診査の充実(受診票交付枚数の拡大(7枚から14枚)および助産所妊婦健康診査費助成事業の開始)
- 9月 2日 練馬の食育を考える「シンポジウム」を開催
- 10月 29日 新型インフルエンザの初期対応訓練を実施
- 平成21年 3月 23日 健康部本庁舎9階にあった健康推進課・生活衛生課・保健予防課および東庁舎3階地域医療課が東庁舎6階へ移転
- 4月 1日 健康推進課に健診調整係を新設
組織改正に伴い、衛生試験所が光が丘保健相談所試験検査係となる
従来の1歳児および2歳児歯科相談を充実した1歳児および2歳児健康相談の開始
2歳6か月児歯科健診の開始
眼科健康診査開始
- 4月 25日 メキシコで新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生
- 4月 27日 石神井保健相談所が大規模改修工事を終え、本施設での業務を開始
- 4月 28日 健康危機管理対策本部を設置
- 6月 1日 飼い主のいない猫対策事業開始
- 11月 9日 新型インフルエンザ予防接種開始(実施主体は国)
- 12月 1日 練馬区禁煙マラソン開始
- 平成22年 2月 4日 練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会設置
- 3月 29日 生活衛生課環境衛生監視担当および食品衛生監視担当(練馬地区担当)が生活衛生課練馬分室から練馬区保健所(東庁舎6階)へ移転
- 4月 1日 生活衛生課食品衛生監視担当(石神井地区担当)は石神井保健相談所1階へ移転
地域医療担当部が設置され、地域医療課を所管
健康推進課に成人保健係および母子保健係を新設
妊婦歯科健康診査開始
成人歯科(20歳)健康診査廃止
成人歯科健康診査の一部自己負担金の導入
1歳児および2歳児健康相談の名称を「1歳児子育て相談」「2歳児歯科健診・子育て相談」に変更

- 平成22年 6月 1日 練馬区禁煙支援薬局事業開始
 10月 1日 「新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」を定め全国民を対象にワクチン接種をすすめた（平成23年3月31日まで）
 11月 練馬区新型インフルエンザ対策行動計画および練馬区業務継続計画（新型インフルエンザ編）を策定
- 平成23年 1月 子宮頸がん予防接種事業（中3女子）を開始
 3月 「練馬区健康づくり総合計画」（平成23～26年度）を策定
 「練馬区健康危機管理マニュアル」を改訂
 退院促進・地域生活支援事業廃止
 4月 1日 成人歯科（45歳）健康診査開始
 平成21年発生の新型インフルエンザ（A／H1N1）は通常の季節性インフルエンザにかわる
 アウトリーチ（訪問支援）事業開始
 5月 4種の任意予防接種について定期化準備事業として一部助成を開始
 5月20日 予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布、同日施行
 麻しん風しん予防接種対象者に高2相当の年齢者を追加
 日本脳炎接種対象者は4～20歳未満を特別対象者とし合計4回の接種を行うこととした
 6月 ヒブワクチン接種費用の全額助成（0歳児）を開始
 6月 7日 去る3月11日に起きた東日本大震災の被災地（岩手県宮古市）に保健所職員を派遣（6月21日まで）
 7月25日 同被災地（福島県広野町）に保健所職員を派遣（8月1日まで）
 10月 1日 0157による食中毒事故を受けた生食用牛肉の新たな規格基準の適用が開始される
 10月 3日 同被災地（福島県広野町）に保健所職員を派遣（10月10日まで）
 11月 1日 小児初期救急医療事業を島村記念病院に委託開始
 11月30日 生活機能評価健康診査終了
- 平成24年 1月 1日 地域医療担当部に地域医療企画調整課を新設
 3月31日 日本大学医学部付属練馬光が丘病院が運営終了
 4月 1日 公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院
 健康部長と保健所長の兼務を改め、事務職の健康部長、医師職の保健所長を配置
 組織改正に伴い、保健相談所（6所）が、保健所から健康部へ移行
 地域主権推進一括法に伴う環境衛生関係の区条例を施行
 組織改正に伴い、健康推進課計画係が、同課庶務係と統合
 4月 小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成（4月2日以降生まれ）を開始
 麻しん風しん予防接種の未接種者を対象に接種費用の全額助成を開始
 がん検診精密検査結果把握事業を開始
 6月 1日 健康診査における胸部エックス線検査の実施年齢を65歳以上から40歳以上に拡大
 9月 高齢者肺炎球菌の接種費用の一部助成を開始
 アラビア半島諸国で中東呼吸器症候群（MERS）が蔓延する
- 平成25年 3月 練馬区地域医療計画を策定
 3月22日 妊娠を希望している女性および妊娠している女性の夫を対象に先天性風しん症候群対策事業を開始
 3月29日 中国で鳥インフルエンザ（H7N9）の患者が発生
 4月 1日 組織改正に伴い、光が丘保健相談所試験検査係が生活衛生課試験検査係となる
 組織改正に伴い、地域医療課医療施設担当係が同課医療連携担当係となる
 ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防のワクチン接種が定期接種になる

- 平成25年 4月 1日 成人歯科健康診査の実施会場を杉並区内の協力歯科医療機関に拡大
 6月14日 子宮頸がん予防ワクチンの接種について、同ワクチン接種後に特異的に見られる持続的な疼痛との因果関係が否定できないため、積極的勧奨を差し控える
- 平成26年 4月 1日 福祉施設健診廃止
 妊娠を希望する女性およびその同居者、妊娠をしている女性の同居者を対象に風しん抗体検査助成事業および風しん予防ワクチン接種事業を開始
 6月 練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定
 8月 70年ぶりのデング熱国内感染例が報告される
 西アフリカにてエボラ出血熱が蔓延する
 10月 1日 水痘（みずぼうそう）、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期接種になる。任意接種として、高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成を行う（平成31年3月31日まで）
- 平成27年 1月 1日 難病医療費助成制度の対象疾病が増加（56疾病→110疾病）
 小児慢性疾患医療費助成制度の対象疾患が増加（514疾患→704疾患）
 3月 練馬区新型インフルエンザ等対策行動マニュアルを策定
 4月 1日 事業部制廃止
 組織改正に伴い、地域医療企画調整課が医療環境整備課となる
 予防接種サポートシステムの運用開始
 大気汚染（気管支ぜん息）医療費助成制度について新規申請者等の対象年齢が全年齢から18歳未満に縮小
 6月 区立小学校と連携した情報紙「ねりまの家族の健康を応援します」（平成23年度より開始）の全校配布を開始
 7月 1日 難病医療費助成制度の対象疾病が増加（110疾患→306疾患）
 9月 「練馬区健康づくり総合計画（平成27～31年度）」を策定
- 平成28年 1月 3歳児健診において、視能訓練士による視力検査を開始
 3月31日 石神井歯科休日急患診療所廃止
 4月 1日 組織改正に伴い、保健予防課に精神支援担当係、地域医療課に練馬光が丘病院担当係を新設
 妊婦全員面接、産後ケア事業開始
 妊婦健康診査における子宮頸がん検診開始
 特定不妊治療に係る精巣内精子生検採取法等医療費助成開始
 従来の予防接種サポートシステムに妊娠子育て応援メールの配信機能を加えた「ねりま子育てサポートナビ」の運用開始
 10月1日 B型肝炎の予防接種が定期接種になる
 10月 「赤ちゃんが来る！！～もうすぐパパになるあなたへ～」DVD作成、ホームページで動画配信を開始
 12月28日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（公務員）の登録
- 平成29年 4月 1日 組織改正に伴い、健康推進課に計画担当係を新設
 B型肝炎の定期接種対象者の接種機会を平等に確保するため、任意接種の助成事業を開始（平成29年9月30日まで）
 難病医療費助成制度の対象疾病が増加（306疾患→330疾患）
 小児慢性疾患医療費助成制度の対象疾患が増加（704疾患→722疾患）
 赤ちゃんからの飲む食べる相談事業・施設等と連携した地域食育講座事業を開始
 5月30日 ねりまの食育応援店事業を開始
 8月 1日 骨髄等提供者支援事業を開始
 10月 4日 新型インフルエンザ等対策初動対応訓練を区内感染症診療協力医療機関と合同で実施

平成29年 11月 1日 練馬健康管理アプリ「ねりまちでくてくサプリ」配信開始
 11月10日 「ねりま ゆる×らく体操」を発表

平成30年 1月31日 ねりまちでくてくサプリの配信開始に伴い、高齢者の予防接種サポートシステムの運用終了

3月15日 住宅宿泊事業法の一部施行に伴い届出受付開始

3月31日 練馬区禁煙支援薬局事業廃止

3月31日 防そ工事（ねずみ）への補助金事業廃止

4月 1日 難病医療費助成制度の対象疾病が増加（330疾病→331疾病）
 小児慢性疾患医療費助成制度の対象疾患が増加（722疾患→756疾患）
 大気汚染（気管支ぜん息）医療費助成制度に一部自己負担制度が導入される（満18歳以上の患者のみ）
 練馬区心身障害者福祉手当の対象に精神障害者保健福祉手帳1級を追加
 妊婦歯科健康診査の対象を産婦にも拡大
 50歳の胃がん検診（胃内視鏡検査）を開始

5月 1日 産後ケア事業実施施設を3か所に拡大

6月 1日 禁煙医療費補助事業を開始

6月15日 住宅宿泊事業法の全部施行に伴い、監視指導業務を開始

7月31日 練馬区自殺対策推進会議発足

8月 3歳児健康診査時の視力検査にレフラクトメータを導入

10月1日 練馬区里帰り等による定期予防接種等費用助成開始

12月1日 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の受付開始

平成31年 1月 1日 心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象に精神障害者保健福祉手帳1級を追加
 2月 1日 麻しん風しん（MR）混合ワクチンの定期予防接種対象を昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に拡大（令和3年度までの時限措置）
 3月 練馬区自殺対策計画を策定
 4月 1日 組織改正に伴い、健康推進課に受動喫煙対策担当係を新設
 新生児聴覚検査費助成事業開始
 練馬区骨髄移植患者等定期予防接種等再接種費用助成開始
 胃がん検診（胃内視鏡検査）本格開始
 長寿すこやか歯科健診（76歳・80歳）開始

令和元年 7月 1日 難病医療費助成制度の対象疾病が増加（331疾患→333疾患）
 小児慢性疾患医療費助成制度の対象疾患が増加（756疾患→762疾患）
 7月27日 ねりま食育サミットを開催

12月24日 順天堂大学医学部附属練馬病院 新外来棟（3号館）竣工
 新外来棟での外来診療開始（令和2年1月4日～）

令和 2年 2月 1日 新型コロナウイルス感染症が指定感染症および検疫感染症に指定される
 2月 4日 新型コロナウイルス感染症の相談等に対応する「練馬区コールセンター」を開設
 3月 「練馬区健康づくりサポートプラン」（令和2～5年度）を策定
 4月 1日 組織改正に伴い、健康推進課計画担当係が、同課庶務係と統合
 組織改正に伴い、地域医療課練馬光が丘病院担当係が、医療環境整備課医療環境整備担当係と統合
 特定不妊治療費助成事業において、事実婚を助成対象として拡大
 成人歯科（35歳・55歳・65歳）健康診査開始
 1歳6か月歯科健康診査の問診にM-C H A T の導入を開始

4月 8日 新型コロナウイルス感染症について、国が緊急事態宣言を発出（令和2年5月25日まで）
 5月 8日 練馬区新型コロナウイルスPCR検査検体採取センターを光が丘第七小学校跡施設に設置（令和2年6月30日に閉所）
 5月21日 妊婦に対するタクシ一代補助「こども商品券」（1万円分）交付（令和3年3月31日まで）
 7月 3日 東京都の認定を受けた区内診療所でPCR検査（唾液）を実施

- 令和 2年 9月26日 練馬区新型コロナウイルスPCR検査検体採取センターを石神井保健相談所前の西武池袋線高架下に設置
- 10月 1日 新型コロナ対策新生児応援事業「こども商品券」（2万円分）交付（令和3年3月31日まで）
ロタウイルスの予防接種が定期接種になる
- 10月13日 練馬光が丘病院建設予定地に医療従事者に向けた応援アートを掲出
- 12月15日 健康部に住民接種担当課を新設
- 12月21日 練馬光が丘病院跡施設における病院運営事業者を決定
- 令和 3年 1月 8日 新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない、国が緊急事態宣言を発出（令和3年3月21日まで）
- 1月14日 東京都栄養士会（JDA-DAT）と災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定を締結
- 1月29日 新型コロナウイルスワクチン接種体制「練馬区モデル」を公表
- 2月13日 感染症法一部改正により新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更される。
- 3月29日 北保健相談所が新築移転
- 4月 1日 母子保健法の一部改正により産後ケア事業の対象者が産後1年までとなった。
産後ケア事業が非課税事業となり消費税はかからなくなった。産後ケア実施施設を4か所に拡大した。
東京都出産応援事業（赤ちゃんファースト事業）開始（令和5年3月31日まで）
順天堂大学医学部附属練馬病院の増床事業完了（490床稼働）
練馬区心身障害者福祉タクシー事業および練馬区心身障害者自動車燃料費助成事業の対象に精神障害者保健福祉手帳1級を追加
- 4月 母親学級（平日2回コース・土曜1回コース）、両親学級（パパとママの準備教室）を赤ちゃん準備教室に変更。動画版赤ちゃん準備教室の配信を開始
- 4月25日 新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない、国が緊急事態宣言を発出（令和3年9月30日まで）
- 5月22日 学校体育館（土・日）での新型コロナウイルスワクチン接種開始
新型コロナウイルスワクチン接種送迎支援事業を開始
- 5月24日 区立施設・病院での新型コロナウイルスワクチン接種開始
- 6月 1日 診療所での新型コロナウイルスワクチン接種開始
- 6月17日 東京海上日動火災保険株式会社と新型コロナウイルスワクチン集団接種会場開設に関する協定を締結
- 7月30日 東京海上日動火災保険株式会社石神井スポーツセンターでの新型コロナウイルスワクチン接種開始
- 9月 1日 地域医療担当部に自宅療養環境整備担当課を新設（令和5年3月31日まで）
- 9月17日 かかりつけ医等の健康観察、在宅療養支援、練馬区酸素・医療提供ステーション（令和4年11月22日まで）による「三つの柱」の取組みを開始
- 10月18日 練馬区酸素・医療提供ステーションで軽症・中等症患者の重症化を防ぐため、中和抗体療法を開始
- 11月 1日 難病医療費助成制度の対象疾病が増加（333疾病→338疾病）
小児慢性疾患医療費助成制度の対象疾患が増加（762疾患→788疾患）
- 11月 3日 新型コロナウイルス感染症で自宅療養中の方へ、配食サービスを開始。
(令和4年9月25日までに陽性と診断された方の対応をもって終了)
- 令和 4年 1月 母子健康電子システムの稼働を開始
- 1月 6日 一般高齢者への新型コロナウイルスワクチンの3回目接種開始
- 3月 8日 5歳から11歳の小児用新型コロナウイルスワクチン接種開始
ホテルカデンツア東京と新型コロナウイルスワクチン集団接種会場開設に関する協定を締結
- 3月13日 ホテルカデンツア東京（光が丘ドーム）での新型コロナウイルスワクチン接種開始
- 3月28日 電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ」の配信開始
- 3月31日 ねりますくすくアプリの配信開始に伴い、ねりま子育てサポートナビの運用終了
生活衛生課試験検査係を廃止
- 4月 子宮頸がん予防ワクチン定期接種の積極的勧奨を再開
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性への麻しん風しん（MR）混合ワクチンの定期予防接種事業を延長（令和7年3月31日まで）

令和 4年 4月 1日 組織改正に伴い、健康推進課の受動喫煙対策担当係を計画調整係に再編
産後ケア事業の利用日数を増加。実施施設を8カ所に拡大
子宮頸がん予防ワクチン定期接種のキャッチアップ接種（定期接種機会を逃した方が対象）を開始

5月 6日 骨粗しょう症検診・予防教室開始

5月 25日 新型コロナウイルスワクチン4回目接種開始

6月 30日 ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症に係る任意接種償還払いを開始

9月 6日 5歳から11歳の小児用新型コロナウイルスワクチン3回目接種開始

9月 26日 新型コロナウイルス感染症の発生届の届出対象が、つぎの4類型に限定される
①65歳以上、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬
または酸素投与が必要な者、④妊婦
オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種開始

10月 11日 練馬光が丘病院が光が丘第四中学校跡地に新たに開院（457床稼働）

10月 27日 生後6か月から4歳の乳幼児用新型コロナウイルスワクチン接種開始

11月 22日 練馬区酸素・医療提供ステーション閉所

12月 1日 健康推進課に担当係（出産・子育て応援交付金担当）を新設

令和 5年 3月 1日 妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく身近で相談に応じる伴走型相談支援と経
済的支援を行う「練馬区出産・子育て応援事業」を開始

3月 12日 練馬区新型コロナウイルスPCR検査検体採取センター閉所

3月 13日 従来の「練馬区新型インフルエンザ等医療対策連絡会」を改組した、「練馬区新
型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」の第1回目の会議を開催

3月 20日 順天堂大学医学部附属練馬病院が三次救急医療機関に指定

3月 31日 自宅療養環境整備担当課を廃止

4月 1日 妊婦超音波検査受診票2～4回目追加交付
妊婦健康診査費助成額変更
1歳の幼児を育てる家庭を支援する「バースデーサポート事業」を開始
帯状疱疹ワクチン任意予防接種の接種費用の一部助成を開始
組織改正に伴い、保健予防課予防係を管理係と予防接種係に、調整担当係を感染
症事務担当係に、感染症対策係を感染症対策担当係にそれぞれ再編

5月 8日 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症から五類感染症に位置
づけられる
新型コロナウイルスワクチン令和5年春開始接種 接種開始

7月 21日 带状疱疹に係る任意接種償還払いを開始

9月 20日 新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種 接種開始

9月 29日 新型コロナウイルス感染症の相談等に対応する「練馬区コールセンター」を閉鎖

9月 30日 新型コロナウイルス感染症の患者に係る、保健所の入院調整を終了

10月 1日 難病医療費助成および小児慢性特定疾病医療費助成の支給開始日が「申請日」か
ら「重症度分類を満たしていることを診断した日等」となる

12月 24日 区立施設での新型コロナウイルスワクチン接種終了

令和 6年 3月 練馬区感染症予防計画を策定
練馬区自殺対策計画〔第2次〕を策定

3月 31日 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種期間終了
住民接種担当課を廃止

4月 1日 組織改正に伴い、感染症事務担当係が感染症事務係となる
男性へのHPVワクチン任意予防接種の接種費用の一部助成を開始
HPV男性に係る任意接種償還払いを開始
指定難病要支援者証明事業および小児慢性特定疾病要支援者証明事業（「登録者
証」の交付）が開始
難病医療費助成制度の対象疾病が増加（338疾病→341疾病）
2か月児相談開始

組織と分掌事務

健康部

(令和6年4月1日現在)

●健康推進課

■庶務係

- 1 部の事務事業に係る総合的な企画、調査および連絡調整に関すること。
- 2 部の予算、決算および会計に関すること。
- 3 部の文書および公印に関すること。
- 4 部の事務事業の進行管理に関すること。
- 5 練馬区保健所に関すること。
- 6 健康危機管理対策本部の開催および調整に関すること。
- 7 部および課の庶務事務に関すること。
- 8 部内他の課・所ならびに課内他の係および担当係長に属しないこと。

■健康システム係

- 1 部内デジタル業務の促進に関すること。
- 2 保健情報システムに関すること。

■計画調整係

- 1 地域保健計画に関すること。
- 2 施設整備計画に関すること。
- 3 健康推進協議会に関すること。
- 4 熱中症対策に関すること。
- 5 健康危機管理対策本部に関すること（部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。
- 6 受動喫煙対策に関すること。

■成人保健係

- 1 健康診査に関すること（他の部、部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。
- 2 特定保健指導および医療保険未加入者保健指導に関すること（他の部、部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。
- 3 がん検診に関すること。

■母子保健係

- 1 母子保健に関すること（部内他の課および課内他の担当係長に属するものを除く。）。

■出産・子育て応援担当係長

- 1 出産・子育て応援交付金事業に関すること。
- 2 母子保健施策に関すること。

■健康づくり係

- 1 健康づくり事業に関すること。
- 2 運動指導に関すること。
- 3 成人および高齢者の健康教育に関すること（他の部、部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。
- 4 特定保健指導および医療保険未加入者保健指導に関すること（他の部、部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。
- 5 成人および高齢者の保健に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。
- 6 部内の保健師活動の推進に関すること。

■歯科保健担当係長

- 1 歯科保健の普及・啓発に関すること。
- 2 地域支援事業に関すること。
- 3 歯科保健活動の計画および推進に関すること。

■栄養食育係

- 1 栄養指導に関すること（他の部、部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。

- 2 食育の推進に関すること（他の部、部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。
- 3 栄養・食育に係る計画および調査に関すること。
- 4 特定給食施設の栄養管理に係る施設指導に関すること。
- 5 管理栄養士学生実習に関すること。
- 6 国民健康・栄養調査に関すること。
- 7 部内の栄養士活動の推進に関すること。
- 8 食品の表示（保健事項等）に関すること。

練馬区保健所 ※点線の部署が保健所

●生活衛生課

■管理係

- 1 所の事務事業の進行管理に関すること。
- 2 狂犬病予防その他獣医衛生に関すること。
- 3 動物の愛護および管理に関すること。
- 4 所および課の庶務事務に関すること。
- 5 所内他の課、課内他の係および担当係長に属しないこと。

■食品衛生担当係長

- 1 食品衛生に関すること。
- 2 関係機関等との連絡調整に関すること。
- 3 消費者に対する普及啓発に関すること。
- 4 保健衛生上の試験および検査に関すること。
- 5 検査結果の報告に関すること。

■医務薬事係

- 1 薬事に関すること。
- 2 毒物劇物に関すること。
- 3 有害物質を含有する家庭用品に関すること。
- 4 医務に関すること。
- 5 薬物乱用防止推進協議会に関すること。

■環境衛生監視担当係長

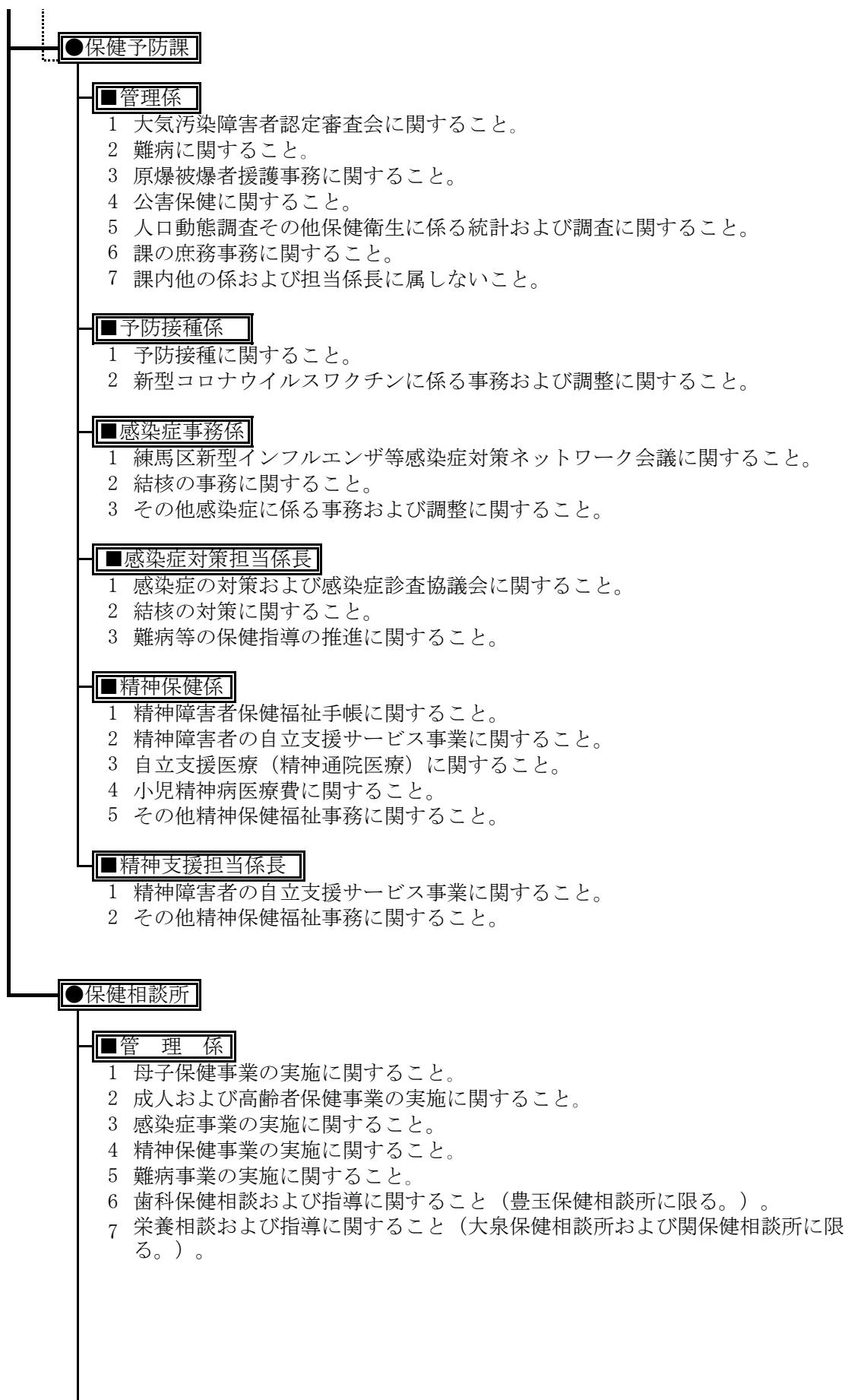
- 1 環境衛生に関すること。
- 2 ねずみ、はち、衛生害虫および不快昆虫に関すること。
- 3 理容所、美容所、クリーニング所等に関すること。
- 4 興行場、旅館、公衆浴場、温泉、プール、墓地等に関すること。
- 5 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 6 水道施設に関すること。
- 7 住宅宿泊事業に係る届出および監視・指導に関すること（他の部に属するものを除く。）。

■食品衛生監視担当係長

- 1 食品衛生に関すること。
- 2 食中毒の防止および調査に関すること。
- 3 調理師に関すること。
- 4 製菓衛生師に関すること。

■食品衛生監視担当係長(石神井分室)

- 1 食品衛生に関すること。
- 2 食中毒の防止および調査に関すること。
- 3 調理師に関すること。
- 4 製菓衛生師に関すること。



- 8 畜犬登録の受付および狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- 9 公害保健事業の実施に関すること。
- 10 医療費助成申請受付等の事務に関すること。
- 11 原爆被爆者援護事務に関すること（豊玉保健相談所および石神井保健相談所に限る。）。
- 12 所の文書および公印に関すること。
- 13 所の庶務事務に関すること。
- 14 所内他の係および担当係長に属しないこと。

■歯科健康担当係長

- 1 歯科保健相談および指導に関すること（豊玉保健相談所を除く。）。

■栄養担当係長

- 1 栄養相談および指導に関すること（大泉保健相談所および関保健相談所を除く。）。

■地域保健係

- 1 母子保健事業における保健指導等に関すること。
- 2 成人および高齢者保健事業における保健指導等に関すること。
- 3 医療保険未加入者保健指導の実施に関すること。
- 4 感染症事業における保健指導等に関すること。
- 5 精神保健事業における保健指導等に関すること。
- 6 難病事業における保健指導等に関すること。
- 7 地区保健活動に関すること。

地域医療担当部長

●地域医療課

■管理係

- 1 休日・夜間救急医療に関すること。
- 2 小児救急医療に関すること。
- 3 心身障害者および在宅要介護高齢者の歯科診療に関すること。
- 4 災害医療運営連絡会に関すること。
- 5 地域医療計画に関すること。
- 6 その他地域医療の推進に関すること（課内他の担当係長に属するものを除く。）。
- 7 課の庶務事務に関すること。
- 8 課内他の担当係長に属しないこと。

■医療連携担当係長

- 1 医療連携の推進に関すること。

●医療環境整備課長

■医療環境整備担当係長

- 1 病院誘致に関すること。
- 2 入院医療体制の充実および確保に関すること。
- 3 順天堂大学医学部附属練馬病院に関すること。
- 4 練馬光が丘病院に関すること。

職 員 構 成

(1) 総 数 (各年4月1日現在・職員数)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	248	295	292	284	274
事務等	97	142	143	131	116
医師	3	3	2	2	2
看護師	-	-	-	-	-
保健衛生監視	15	15	15	14	14
食品衛生監視	21	21	18	21	22
診療放射線技師	2	2	1	1	1
検査技師	3	1	-	-	-
理学・作業療法士	1	-	-	-	-
歯科衛生士	8	8	8	8	8
栄養士	12	12	12	12	13
保健師	86	91	93	95	98

(2) 各課(所)職員構成

(各年4月1日現在・職員数)

区分	総数	部長	所長	健康部副参事	健康推進課	地域医療課	医療環境整備課	自宅療養環境整備担当課	生活衛生課	保健予防課	住民接種担当課
令和2年	120	1	1	-	33	7	5	-	48	25	-
令和3年	167	1	1	-	35	7	5	-	46	42	30
令和4年	166	1	1	5	36	7	5	6	42	39	24
令和5年	157	1	1	-	38	7	5	-	44	44	17
令和6年	138	1	1	-	43	8	2	-	46	37	-

(令和6年 内訳)

事務等	78	1	-	-	32	7	2	-	10	26	-
医師	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
保健衛生監視	14	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-
食品衛生監視	22	-	-	-	-	-	-	-	22	-	-
診療放射線技師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
検査技師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
理学・作業療法士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
栄養士	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
保健師	16	-	-	-	5	1	-	-	-	10	-

区分	総数	豊	玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
令和2年	128	30		16	19	32	15	16
令和3年	128	29		18	19	31	15	16
令和4年	126	28		18	18	31	15	16
令和5年	127	28		17	19	32	15	16
令和6年	136	32	19	20	32	17	16	16

(令和6年 内訳)

事務等	38	8	4	7	9	6	4
医師	-	-	-	-	-	-	-
看護師	-	-	-	-	-	-	-
保健衛生監視	-	-	-	-	-	-	-
食品衛生監視	-	-	-	-	-	-	-
診療放射線技師	1	-	1	-	-	-	-
検査技師	-	-	-	-	-	-	-
理学・作業療法士	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士	6	1	1	1	1	1	1
栄養士	9	2	1	1	3	1	1
保健師	82	21	12	11	19	9	10

注：栄養士は管理栄養士の資格を有する。

資料：健康推進課

保健相談所等の施設の概況

(令和6年4月1日現在)

名称	豊玉保健相談所	北保健相談所	光が丘保健相談所
所在地	豊玉北5-15-19	北町6-35-7	光が丘2-9-6
電話番号	(3992)1188	(3931)1347	(5997)7722
開設年月日	昭和23年10月1日	昭和46年4月1日	平成元年7月3日
構 造	鉄筋コンクリート造 (6階のみ鉄骨造) 地下1階地上6階建のうち2~4階部分(1階は共用スペース、5階は学校教育支援センター練馬、6階は豊玉障害者地域生活支援センターから)	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 3階建のうち1・2階部分 (1階は他に、北町はるのひ地域包括支援センター、街かどケアカフェはるのひ、3階は北町はるのひ児童館)	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上7階建のうち1階
延床面積	2,708.87m ² (専用部分)	1,429.72m ² (専用部分)	1,114m ²
敷地面積	1,022.55m ²	1,566.96m ²	4,012.27m ²
備 考	昭和46年5月10日改築 昭和62年6月18日増築 平成17年7月25日改修・移転 豊玉すこやかセンター内	令和3年3月29日新築・移転 北保健相談所等複合施設内	光が丘区民センター内

名称	石神井保健相談所	大泉保健相談所	関保健相談所
所在地	石神井町7-3-28	大泉学園町5-8-8	関町東1-27-4
電話番号	(3996)0634	(3921)0217	(3929)5381
開設年月日	昭和29年6月10日	昭和46年3月1日	昭和57年4月1日
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階 (1階の一部は地域生活支援センターういんぐ)	鉄筋コンクリート造 地上2階	鉄骨造 地上2階
延床面積	1,692.94m ² (専用部分)	899.23m ²	982.18m ²
敷地面積	1,787.75m ²	1,757.63m ²	1,056.14m ²
備 考	昭和54年1月4日新築・移転 平成21年4月27日改修・増築	昭和63年4月1日全面改築	平成17年6月27日新築・移転

資料：健康推進課

(令和6年4月1日現在)

名 称	練馬休日急患診療所	練馬つつじ歯科休日急患診療所	練馬区休日・夜間薬局
所 在 地	豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎内		
電 話 番 号	(3994) 2238	(3993) 9956	(5984) 1217
開設年月日	昭和48年5月20日	平成4年2月2日	平成7年5月1日
構 造	鉄筋コンクリート造 7階建のうち2階	鉄筋コンクリート造 7階建のうち3階	鉄筋コンクリート造 7階建のうち2階
延 床 面 積	171.00m ²	283.00m ²	71.00m ²
敷 地 面 積	9,137.63m ²	9,137.63m ²	9,137.63m ²
備 考	平成7年4月15日 全面移転改築	平成7年4月16日 全面移転改築	

名 称	石神井休日急患診療所	石神井休日夜間薬局
所 在 地	石神井町3-30-26 石神井庁舎内	
電 話 番 号	(3996) 3404	(3995) 4100
開設年月日	昭和48年5月20日	平成20年4月1日
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建のうち地下1階部分	
延 床 面 積	124.37m ²	36.88m ²
敷 地 面 積	3,607.31m ²	3,607.31m ²
備 考	平成15年11月1日移転 石神井庁舎地下1階	

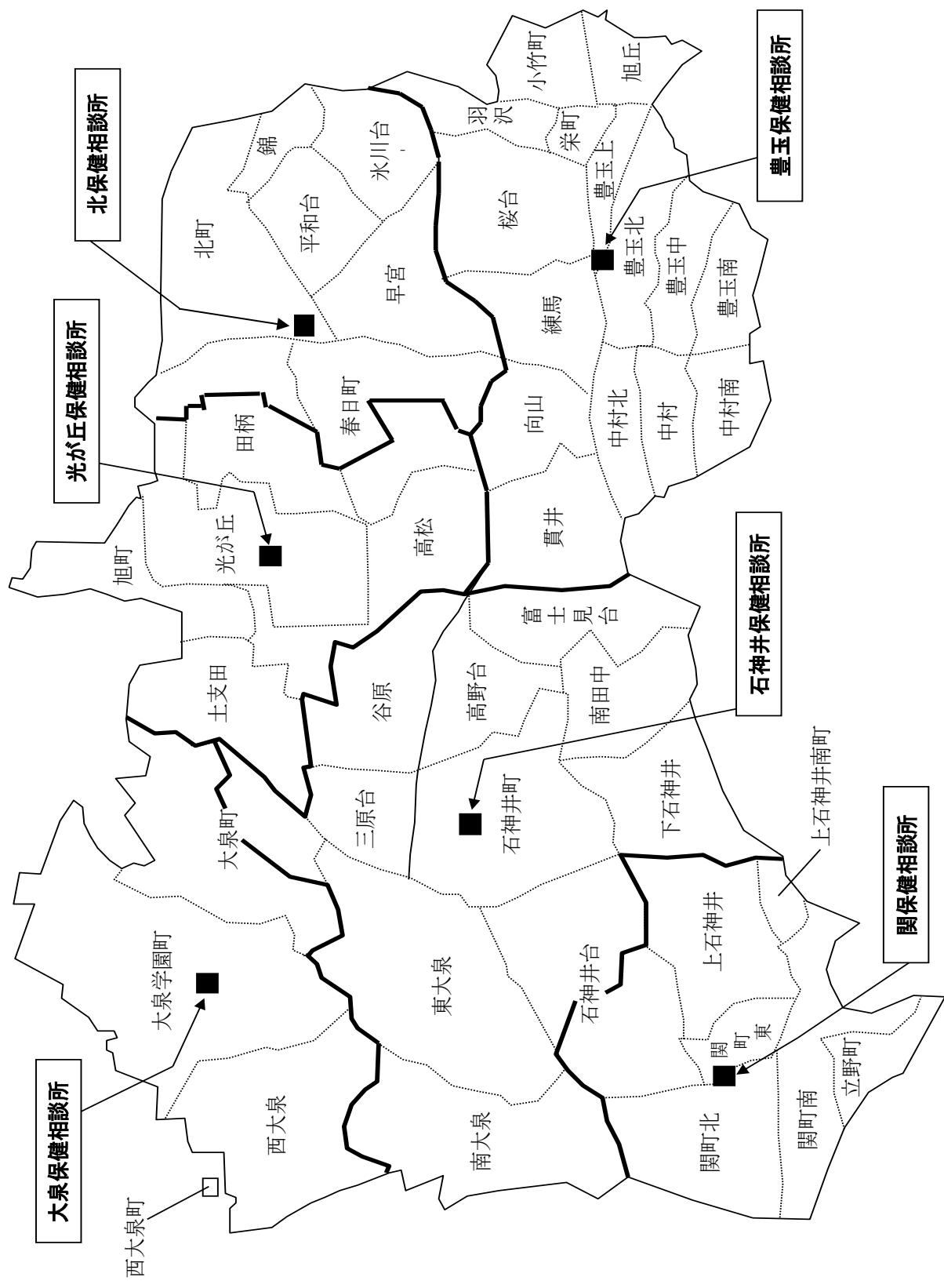
資料：地域医療課

保 健 相 談 所 管 轄 区 域

(令和6年9月1日現在)

	町 名	町 名 よみ	丁 目	保 健 相 談 所
あ	旭 丘	あさひがおか	1・2丁目	豊 玉
	旭 町	あさひちょう	1~3丁目	光 が 丘
	大 泉 学 園 町	おおいづみがくえんちょう	1~9丁目	大 泉
	大 泉 町	おおいづみまち	1・3~6丁目 2丁目	
か	春 日 町	かすがちょう	3・5・6丁目 1・2・4丁目	光 が 丘 北
	上 石 神 井	かみしゃくじい	1~4丁目	関
	上 石 神 井 南 町	かみしゃくじいみなみちょう		
	北 町	きたまち	1~8丁目	北
	向 山	こうやま	1~4丁目	
	小 竹 町	こたけちょう	1・2丁目	豊 玉
さ	栄 町	さかえちょう		
	桜 台	さくらだい	1~6丁目	
	下 石 神 井	しもししゃくじい	1~6丁目	石 神 井
	石 神 井 台	しゃくじいだい	1~3・5・6丁目 4・7・8丁目	関
	石 神 井 町	しゃくじいまち	1~8丁目	石 神 井
	関 町 北	せきまちきた	1~5丁目	
	関 町 東	せきまちひがし	1・2丁目	関
	関 町 南	せきまちみなみ	1~4丁目	
た	田 柄	たがら	1・2丁目 3~5丁目	北 光 が 丘
	高 野 台	たかのだい	1~5丁目	石 神 井
	高 松	たかまつ	1~6丁目	光 が 丘
	立 野 町	たてのちょう		関
	土 支 田	どしだ	1~4丁目	光 が 丘
	豊 玉 上	とよたまかみ	1・2丁目	
	豊 玉 北	とよたまきた	1~6丁目	
	豊 玉 中	とよたまなか	1~4丁目	
	豊 玉 南	とよたまみなみ	1~3丁目	豊 玉
	中 村	なかむら	1~3丁目	
な	中 村 北	なかむらきた	1~4丁目	
	中 村 南	なかむらみなみ	1~3丁目	
	西 大 泉	にしおおいづみ	1~6丁目	大 泉
	西 大 泉 町	にしおおいづみまち		
	錦	にしき	1・2丁目	北
	貫 井	ぬくい	1~5丁目	
は	練 馬	ねりま	1~4丁目	豊 玉
	羽 沢	はざわ	1~3丁目	
	早 宮	はやみや	1~4丁目	北
	冰 川 台	ひかわだい	1~4丁目	
ま	東 大 泉	ひがしおおいづみ	1~7丁目	石 神 井
	光 が 丘	ひかりがおか	1~7丁目	光 が 丘
	富 士 見 台	ふじみだい	1~4丁目	石 神 井
	平 和 台	へいわだい	1~4丁目	北
	南 大 泉	みなみおおいづみ	1~6丁目	
や	南 田 中	みなみたなか	1~5丁目	
	三 原 台	みはらだい	1~3丁目	石 神 井
や	谷 原	やはら	1~6丁目	

國置設所談相健保



予 算 • 決 算

1 令和6年度当初予算(健康部・保健所事業に係る当初予算)

(1) 歳 入

単位:千円

科 目	令和6年度	令和5年度	対前年度 比 増 減	内 容 説 明
款 项	目			
合 計	1,861,660	1,870,637	△ 8,977	
使用料及び手数料	30,403	32,842	△ 2,439	
使 用 料	91	79	12	
保健福祉使用料	91	79	12	施設敷地使用料、集団学習室使用料
手 数 料	30,312	32,763	△ 2,451	
保健福祉手数料	30,312	32,763	△ 2,451	食品衛生、診療所開設許可等
国 庫 支 出 金	537,881	565,031	△ 27,150	
国 庫 負 担 金	33,687	459,205	△ 425,518	
保健福祉費負担金	33,687	459,205	△ 425,518	障害者福祉、感染症予防対策、結核対策、母子衛生
国 庫 補 助 金	502,913	105,076	397,837	
保健福祉費補助金	502,913	105,076	397,837	感染症予防対策、結核対策、がん検診推進、母子関係
国 庫 委 託 金	1,281	750	531	
保健福祉費委託金	1,281	750	531	国民健康・栄養調査等
都 支 出 金	1,129,440	1,170,709	△ 41,269	
都 負 担 金	25,126	25,690	△ 564	
保健福祉費負担金	25,126	25,690	△ 564	小児慢性、母子衛生、育成医療
都 補 助 金	1,102,768	1,138,563	△ 35,795	
保健福祉費補助金	1,102,768	1,138,563	△ 35,795	健康増進事業、在宅療養、母子訪問指導等
都 委 託 金	1,546	6,456	△ 4,910	
保健福祉費委託金	1,546	6,456	△ 4,910	療育給付事業、衛生統計調査等
財 産 収 入	109,022	46,095	62,927	
財 産 運 用 収 入	109,022	46,095	62,927	
財 産 貸 付 収 入	109,022	46,095	62,927	病院用地貸付料等
諸 収 入	54,914	55,960	△ 1,046	
受 託 事 業 収 入	42,979	44,584	△ 1,605	
保健福祉費受託収入	42,979	44,584	△ 1,605	予防接種受託収入
雜 入	11,935	11,376	559	
納 付 金	-	-	-	
雜 入	11,935	11,376	559	公害健康被害予防助成等

(2) 歳 出

単位:千円

科 目	令和6年度	令和5年度	対前年度 比 増 減	内 容 説 明
款 项	目			
保 健 衛 生 費	11,817,665	9,262,681	2,554,984	
保 健 所 総 務 費	2,675,131	2,531,553	143,578	健康部の職員人件費および保健相談所等維持運営等に要する経費
保 健 予 防 対 策 費	3,093,647	3,574,616	△ 480,969	予防接種、感染症および精神保健対策等に要する経費
健 康 推 進 費	3,372,767	2,628,771	743,996	生活習慣病健康診査、母子健康診査および歯科衛生対策等に要する経費
栄 養 指 導 費	10,378	9,144	1,234	食育推進事業および特定給食施設指導等に要する経費
生 活 衛 生 費	74,804	70,107	4,697	食品衛生、動物対策および環境衛生等に要する経費
地 域 医 療 推 進 費	2,590,938	448,490	2,142,448	地域医療推進、在宅療養推進および地域医療拡充対策等に要する経費

資料:健康推進課

2 令和 5 年度 決 算 (健康部・保健所事業に係る決算)

(1) 歳 入

科 目	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	収 入 率 (%)	決算額の構成比 (%)
款 項	目			
合 計	4,596,964,000	4,496,922,922	97.82	100.0
使用料及び手数料	32,842,000	28,234,342	85.97	0.6
使 用 料	79,000	60,972	77.18	0.0
保健福祉使用料	79,000	60,972	77.18	0.0
手 数 料	32,763,000	28,173,370	85.99	0.6
保健福祉手数料	32,763,000	28,173,370	85.99	0.6
国 庫 支 出 金	3,085,457,000	3,083,860,221	99.95	68.6
国 庫 負 担 金	1,098,958,000	1,060,547,479	96.50	23.6
保健福祉費負担金	1,098,958,000	1,060,547,479	96.50	23.6
国 庫 補 助 金	1,985,749,000	2,022,982,774	101.88	45.0
保健福祉費補助金	1,985,749,000	2,022,982,774	101.88	45.0
国 庫 委 託 金	750,000	329,968	44.00	0.0
保健福祉費委託金	750,000	329,968	44.00	0.0
都 支 出 金	1,379,817,000	1,283,234,548	93.00	28.5
都 負 担 金	27,558,000	29,234,653	106.08	0.7
保健福祉費負担金	27,558,000	29,234,653	106.08	0.7
都 補 助 金	1,350,272,000	1,252,193,856	92.74	27.8
保健福祉費補助金	1,350,272,000	1,252,193,856	92.74	27.8
都 委 託 金	1,987,000	1,806,039	90.89	0.0
保健福祉費委託金	1,987,000	1,806,039	90.89	0.0
財 産 収 入	50,058,000	50,058,772	100.00	1.1
財 産 運 用 収 入	50,058,000	50,058,772	100.00	1.1
財 産 貸 付 収 入	50,058,000	50,058,772	100.00	1.1
財 産 売 払 収 入	-	-	-	0.0
物 品 売 払 収 入	-	-	-	0.0
諸 収 入	48,790,000	51,535,039	105.63	1.1
受 託 事 業 収 入	44,584,000	47,049,909	105.53	1.0
保健福祉費受託収入	44,584,000	47,049,909	105.53	1.0
雜 入	4,206,000	4,485,130	106.64	0.1
雜 入	4,206,000	4,485,130	106.64	0.1

(2) 歳 出

科 目	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	執 行 率 (%)	決算額の構成比 (%)
款 項	目			
保 健 衛 生 費	13,611,333,039	12,687,173,208	93.2	100.0
保 健 所 総 務 費	2,441,562,000	2,375,189,896	97.3	18.7
保 健 予 防 対 策 費	7,191,381,000	6,940,956,553	96.5	54.7
健 康 推 進 費	3,450,411,039	2,862,899,430	83.0	22.6
栄 養 指 導 費	9,144,000	8,009,957	87.6	0.1
生 活 衛 生 費	69,145,000	59,872,552	86.6	0.5
地 域 医 療 推 進 費	449,690,000	440,244,820	97.9	3.5

資料：健康推進課

II 衛 生 統 計

人 口 の 推 移 お よ び 構 成

1 人 口 の 推 移

(各年10月1日現在)

区 分	全 国	東 京 都	練 馬 区
令 和 元 年	126,555,000	14,004,097	738,432
令 和 2 年	126,146,099	14,047,594	740,891
令 和 3 年	125,502,000	14,011,487	739,679
令 和 4 年	124,947,000	14,040,732	739,452
令 和 5 年	124,352,000	14,099,993	740,595
区 分	豊 玉	北	光 が 丘
令 和 元 年	213,058	75,949	94,570
令 和 2 年	214,199	77,529	93,329
令 和 3 年	177,019	105,185	101,819
令 和 4 年	177,549	105,375	101,560
令 和 5 年	178,369	106,160	101,291
区 分	石 神 井	大 泉	関
令 和 元 年	197,248	74,207	83,400
令 和 2 年	197,998	74,152	83,684
令 和 3 年	198,218	73,671	83,767
令 和 4 年	197,716	73,447	83,805
令 和 5 年	197,858	73,096	83,821

注：全国の人口は、令和元年、令和3年、令和4年および令和5年は総務省統計局の「人口推計」、令和2年は「国勢調査人口」による。東京都の人口は、東京都総務局「東京都の人口（推計）」による。練馬区の人口は、住民基本台帳による。

令和3年4月に、豊玉、北、光が丘の各保健相談所の管轄区域変更を行った。

資料：総務省統計局、東京都総務局、保健予防課

2 男女別・年齢階級別人口

(住民基本台帳)

区分	令和6年1月1日現在			令和5年1月1日現在		
	合計	男	女	合計	男	女
総 数	741,540	358,739	382,801	738,914	357,649	381,265
0 ~ 4 歳	26,081	13,409	12,672	26,748	13,734	13,014
5 ~ 9 歳	29,273	14,937	14,336	29,639	15,057	14,582
10 ~ 14 歳	29,624	15,178	14,446	29,556	15,190	14,366
15 ~ 19 歳	30,770	15,823	14,947	30,527	15,731	14,796
20 ~ 24 歳	43,258	21,139	22,119	43,484	21,150	22,334
25 ~ 29 歳	53,174	25,210	27,964	51,976	24,621	27,355
30 ~ 34 歳	50,293	24,240	26,053	50,008	24,200	25,808
35 ~ 39 歳	50,708	25,131	25,577	51,140	25,442	25,698
40 ~ 44 歳	51,752	26,063	25,689	52,013	26,303	25,710
45 ~ 49 歳	55,603	27,995	27,608	57,565	28,908	28,657
50 ~ 54 歳	60,500	30,193	30,307	60,105	29,932	30,173
55 ~ 59 歳	53,977	27,419	26,558	52,345	26,711	25,634
60 ~ 64 歳	43,373	21,837	21,536	41,534	20,990	20,544
65 ~ 69 歳	34,431	17,255	17,176	33,890	17,015	16,875
70 ~ 74 歳	35,415	16,954	18,461	37,712	17,946	19,766
75 ~ 79 歳	32,242	14,227	18,015	31,022	13,476	17,546
80 ~ 84 歳	27,679	10,877	16,802	26,732	10,443	16,289
85 ~ 89 歳	19,770	7,038	12,732	20,007	7,203	12,804
90 ~ 94 歳	10,233	3,081	7,152	9,740	2,912	6,828
95 ~ 99 歳	2,963	672	2,291	2,784	634	2,150
100 歳以上	421	61	360	387	51	336
0 ~ 14 歳(年少人口)	84,978	43,524	41,454	85,943	43,981	41,962
15 ~ 64 歳(生産年齢人口)	493,408	245,050	248,358	490,697	243,988	246,709
65 歳以上(老人人口)	163,154	70,165	92,989	162,274	69,680	92,594

資料：保健予防課

3 人口構成比

(%)

区分	令和6年1月1日現在			令和5年1月1日現在		
	合計	男	女	合計	男	女
0 ~ 14 歳(年少人口)	11.5	12.1	10.8	11.6	12.3	11.0
15 ~ 64 歳(生産年齢人口)	66.5	68.3	64.9	66.4	68.2	64.7
65 歳以上(老人人口)	22.0	19.6	24.3	22.0	19.5	24.3

資料：保健予防課

4 町別世帯数、男女別人口、一世帯あたり人口および面積

(令和6年1月1日現在 住民基本台帳)

区分	世帯数	人口			対前年同期 人口増減	一世帯 あたり人口	面積 (km ²)
		総数	男	女			
総 数	389,715	741,540	358,739	382,801	2,626	1.90	48,080
豊玉保健相談所	105,409	178,312	86,176	92,136	827	1.69	9.144
北保健相談所	56,867	106,175	51,752	54,423	680	1.87	6.358
光が丘保健相談所	49,087	101,295	48,866	52,429	△ 147	2.06	6.744
石神井保健相談所	98,917	197,311	95,123	102,188	△ 57	1.99	13.838
大泉保健相談所	33,768	73,029	35,662	37,367	△ 390	2.16	6.640
関保健相談所	45,667	85,418	41,160	44,258	1,713	1.87	5.356
旭丘	4,943	7,351	3,663	3,688	64	1.49	0.411
小竹町	5,807	9,553	4,541	5,012	40	1.65	0.517
栄町	2,680	4,158	1,951	2,207	71	1.55	0.167
羽沢	3,903	6,727	3,280	3,447	△ 1	1.72	0.465
豊玉上	4,518	6,595	3,122	3,473	△ 8	1.46	0.312
豊玉中	6,341	10,873	5,429	5,444	127	1.71	0.539
豊玉南	4,617	8,801	4,372	4,429	47	1.91	0.458
豊玉北	12,800	19,477	9,388	10,089	187	1.52	0.814
中村	5,097	9,851	4,698	5,153	21	1.93	0.497
中村南	5,904	11,112	5,430	5,682	102	1.88	0.514
中村北	7,063	11,636	5,449	6,187	△ 67	1.65	0.448
桜台	14,663	25,485	12,341	13,144	2	1.74	1.385
練馬	9,264	14,618	7,020	7,598	63	1.58	0.794
向山	5,880	10,958	5,407	5,551	△ 45	1.86	0.754
貫井	11,929	21,117	10,085	11,032	224	1.77	1.069
錦川台	3,289	6,327	3,125	3,202	67	1.92	0.352
水平和台	7,441	13,670	6,531	7,139	115	1.84	0.782
早宮	7,009	13,856	6,814	7,042	△ 20	1.98	0.725
春日町	9,870	19,324	9,245	10,079	163	1.96	1.186
高松	13,775	26,688	12,753	13,935	246	1.94	1.758
北町	8,580	17,972	8,835	9,137	6	2.09	1.382
田柄	15,913	27,240	13,538	13,702	294	1.71	1.634
光が丘	13,913	28,729	14,081	14,648	△ 216	2.06	1.661
旭町	12,762	26,279	12,122	14,157	△ 197	2.06	1.671
土支田	7,001	13,025	6,460	6,565	45	1.86	0.770
富士見台	6,401	14,360	7,114	7,246	30	2.24	1.181
南田中	8,024	15,509	7,538	7,971	28	1.93	0.959
高野台	6,450	12,269	5,991	6,278	△ 77	1.90	0.928
谷原	7,744	15,344	7,267	8,077	△ 69	1.98	0.924
三原台	5,966	13,484	6,633	6,851	34	2.26	1.131
石神井町	4,335	9,399	4,641	4,758	11	2.17	0.628
石神井台	15,136	28,069	13,321	14,748	92	1.85	1.933
上石神井	14,963	30,541	14,752	15,789	△ 343	2.04	2.241
上石神井町	11,420	19,800	9,629	10,171	1,547	1.73	1.346
下石神井	1,137	2,209	1,081	1,128	15	1.94	0.177
立野町	8,948	18,013	8,883	9,130	△ 92	2.01	1.165
関町東	2,444	5,265	2,535	2,730	△ 2	2.15	0.357
関町北	3,133	5,305	2,642	2,663	79	1.69	0.318
関町南	12,032	22,118	10,557	11,561	99	1.84	1.344
東大泉町	9,321	18,558	8,887	9,671	96	1.99	1.048
西大泉町	18,531	35,462	16,704	18,758	361	1.91	2.429
西南大泉	15	33	13	20	-	2.20	0.002
西南大泉	10,051	21,992	10,733	11,259	△ 43	2.19	1.816
大泉町	12,804	26,764	12,951	13,813	△ 111	2.09	1.799
大泉学園町	10,107	21,686	10,685	11,001	△ 89	2.15	2.078
	15,791	33,938	16,502	17,436	△ 270	2.15	3.211

資料：保健予防課

衛 生 統 計

1 人口動態統計など

(1) あらまし

人口動態統計は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の5種類の人口動態事象について、その実態を明らかにするものである。

掲載している各種統計は、厚生労働省の人口動態調査（令和5年9月15日公表）の調査票情報を集計したものである。

また、人工妊娠中絶届出報告は、母体保護法に基づき、保健所が報告を受けているものである。

① 年次別人口動態数

(各年1月～12月)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生	5,703	5,536	5,406	5,236	5,104
(再掲) 低体重児出生	519	520	493	508	482
死亡	6,134	6,204	6,348	6,550	7,397
(再掲) 乳児死亡	12	8	8	10	9
(再掲) 新生児死亡	3	3	4	6	3
周産期死亡	18	16	21	17	19
妊娠満22週以降の死産	15	13	20	12	16
出生1週未満の死亡	3	3	1	5	3
死産	124	102	112	101	111
自然死産	62	42	61	45	52
人工死産	62	60	51	56	59
不明	—	—	—	—	—
婚姻	3,919	4,225	3,603	3,486	3,576
離婚	1,197	1,126	1,049	1,005	949
自然増加	△ 431	△ 668	△ 942	△ 1,314	△ 2,293

資料：保健予防課

② 年次別人口動態率

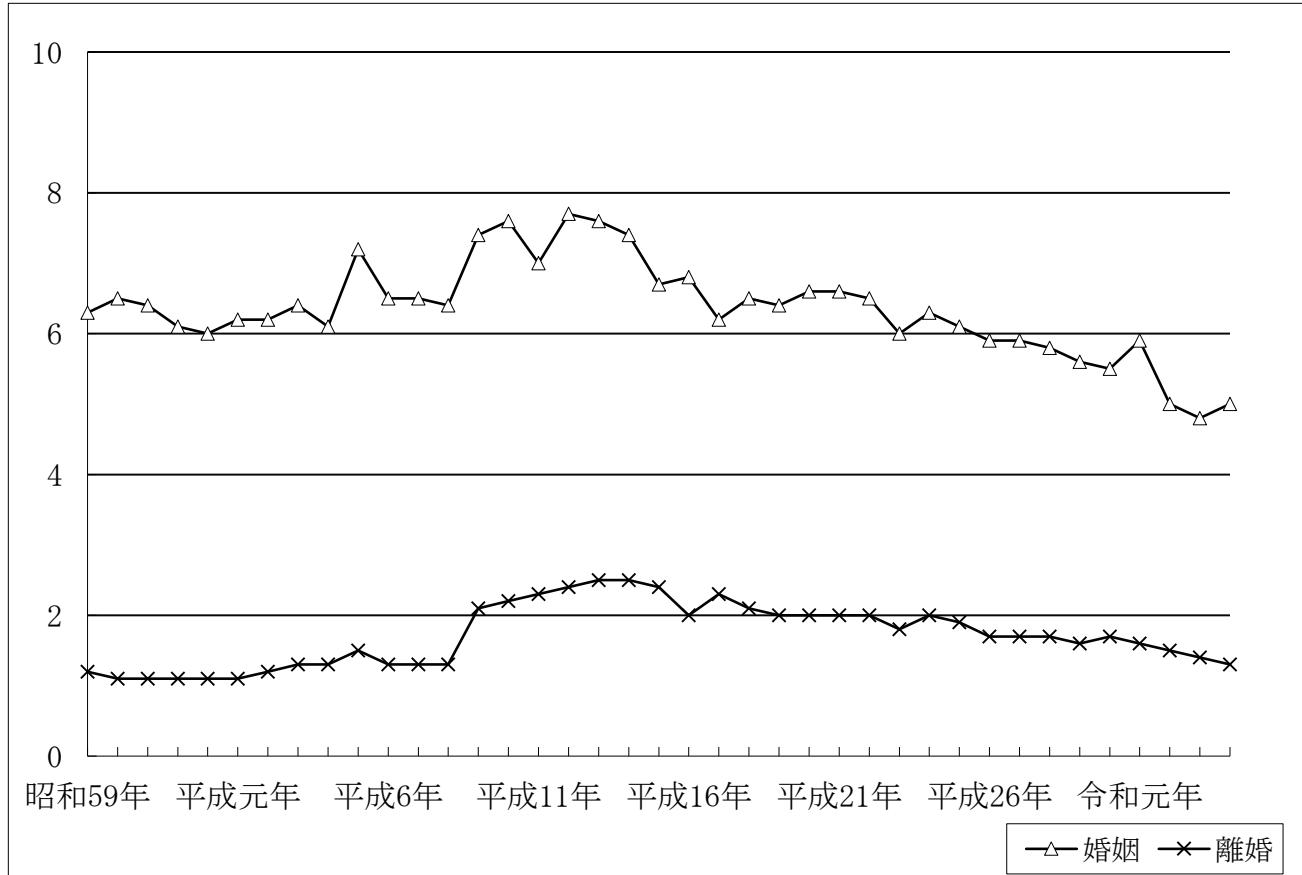
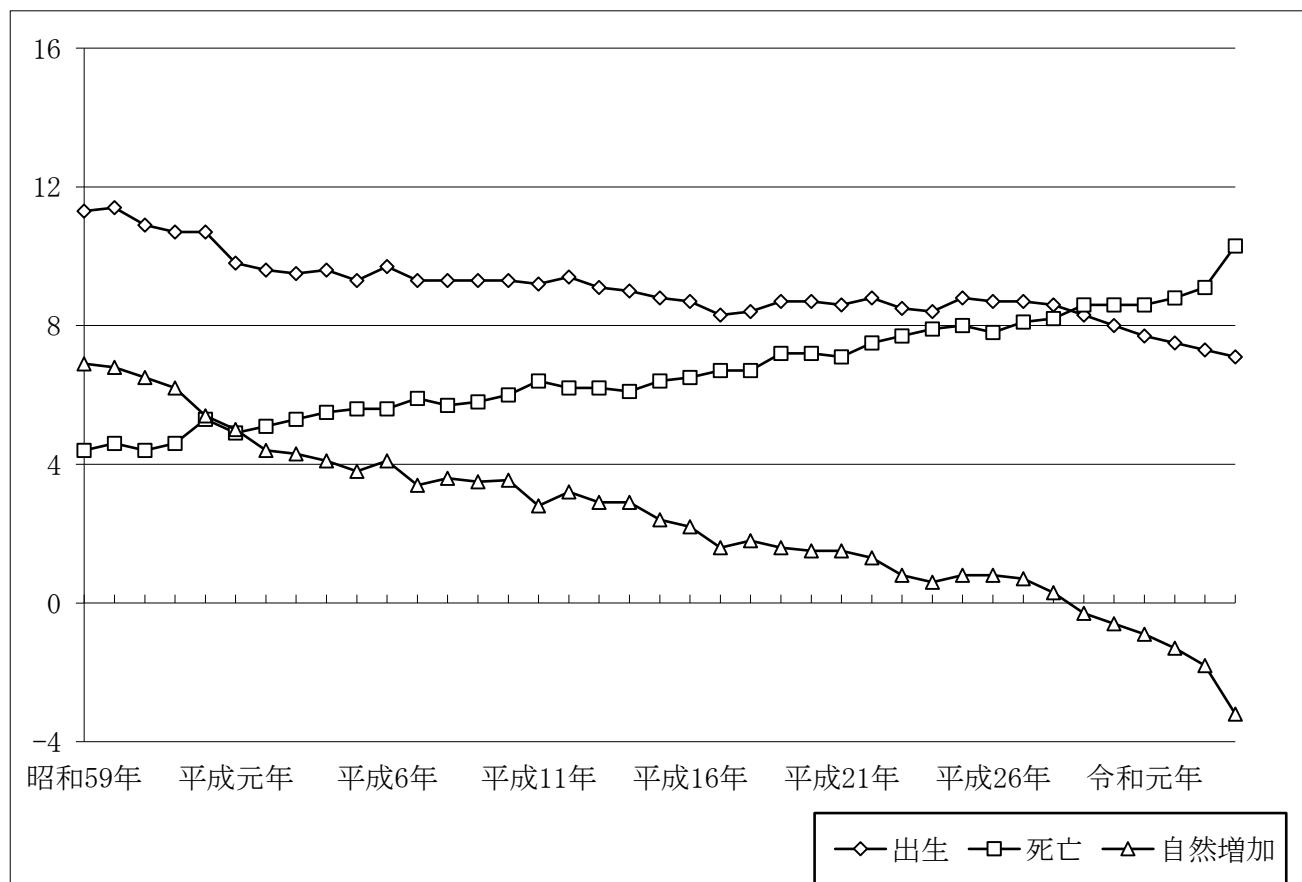
(各年1月～12月)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生 (人口千対)	8.0	7.7	7.5	7.3	7.1
低体重児出生 (出生千対)	91.0	93.9	91.2	97.0	94.4
死亡 (人口千対)	8.6	8.6	8.8	9.1	10.3
乳児死亡 (出生千対)	2.1	1.4	1.5	1.9	1.8
新生児死亡 (出生千対)	0.5	0.5	0.7	1.1	0.6
周産期死亡 (出産千対)	3.1	2.8	3.8	3.2	3.7
死産 (出産千対)	21.3	18.1	20.3	18.9	21.3
婚姻 (人口千対)	5.5	5.9	5.0	4.8	5.0
離婚 (人口千対)	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3
自然増加 (人口千対)	△ 0.6	△ 0.9	△ 1.3	△ 1.8	△ 3.2

注：令和4年以降の周産期死亡の率は、出生・妊娠満22週以降の死産千対の数値。

資料：保健予防課

人口動態率の推移(人口千対)



資料：保健予防課

(2) 出生

令和4年の出生数は、5,104人で132人減少した。昭和40年代は1万1千人前後だった出生数は、平成元年以降約6千人で推移していたが、平成29年以降は6千人を切り、緩やかに減少している。

出生率は7.1(人口千対)で、昨年より0.2ポイント下がった。(P32)

合計特殊出生率は、1.04で、昨年より0.02ポイント下がった。(P35)

令和4年の出生数のうち第1子が53%、第2子が36%を占める。平均体重3,010gであるが、2,500g未満の低体重児は482人、1,000g未満は16人だった。

① 体重区分別・男女別出生数

区分	令和3年			令和4年		
	合計	男	女	合計	男	女
総 数	5,236	2,677	2,559	5,104	2,687	2,417
(内訳)						
1,000g 未満	20	11	9	16	7	9
1,000g ~ 1,499g	27	15	12	27	16	11
1,500g ~ 1,999g	59	26	33	52	24	28
2,000g ~ 2,499g	402	160	242	387	177	210
2,500g	5	4	1	6	4	2
2,501g ~ 2,999g	2,061	934	1,127	1,919	904	1,015
3,000g ~ 3,499g	2,120	1,183	937	2,141	1,207	934
3,500g ~ 3,999g	507	319	188	506	307	199
4,000g ~ 4,499g	30	22	8	48	39	9
4,500g ~ 4,999g	3	2	1	1	1	-
5,000g 以上	-	-	-	-	-	-
不詳	2	1	1	1	1	-

資料：保健予防課

② 母の年齢階級別・出生順位別出生数

母の年齢階数	出生順位									
	総数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第8子	不詳
令和3年	5,236	2,825	1,813	485	91	17	4	-	1	-
令和4年	5,104	2,705	1,820	456	103	15	3	2	-	-
(令和4年内訳)										
~14歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15~19歳	13	11	2	-	-	-	-	-	-	-
20~24歳	156	115	38	3	-	-	-	-	-	-
25~29歳	972	705	221	33	11	2	-	-	-	-
30~34歳	2,016	1,083	753	139	37	2	2	-	-	-
35~39歳	1,498	616	618	214	38	9	1	2	-	-
40~44歳	426	168	177	64	15	2	-	-	-	-
45~49歳	23	7	11	3	2	-	-	-	-	-
50歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：保健予防課

③ 合計特殊出生率の推移

年 次	全 国	東 京 都	練 馬 区	年 次	全 国	東 京 都	練 馬 区
昭和 42 年	2.23	2.08	-	平成 7 年	1.42	1.11	1.13
昭和 43 年	2.13	2.01	-	平成 8 年	1.43	1.07	1.13
昭和 44 年	2.13	1.99	-	平成 9 年	1.39	1.05	1.12
昭和 45 年	2.13	1.96	-	平成 10 年	1.38	1.05	1.11
昭和 46 年	2.16	2.02	-	平成 11 年	1.34	1.03	1.09
昭和 47 年	2.14	1.97	-	平成 12 年	1.36	1.07	1.12
昭和 48 年	2.14	1.93	-	平成 13 年	1.33	1.00	1.07
昭和 49 年	2.05	1.77	-	平成 14 年	1.32	1.02	1.09
昭和 50 年	1.91	1.63	-	平成 15 年	1.29	1.00	1.06
昭和 51 年	1.85	1.51	-	平成 16 年	1.29	1.01	1.06
昭和 52 年	1.80	1.50	-	平成 17 年	1.26	1.00	1.02
昭和 53 年	1.79	1.51	1.57	平成 18 年	1.32	1.02	1.05
昭和 54 年	1.77	1.50	1.57	平成 19 年	1.34	1.05	1.10
昭和 55 年	1.75	1.44	1.51	平成 20 年	1.37	1.09	1.11
昭和 56 年	1.74	1.41	1.46	平成 21 年	1.37	1.12	1.11
昭和 57 年	1.77	1.43	1.51	平成 22 年	1.39	1.12	1.15
昭和 58 年	1.80	1.43	1.51	平成 23 年	1.39	1.06	1.14
昭和 59 年	1.81	1.43	1.51	平成 24 年	1.41	1.09	1.14
昭和 60 年	1.76	1.44	1.49	平成 25 年	1.43	1.13	1.22
昭和 61 年	1.72	1.37	1.44	平成 26 年	1.42	1.15	1.21
昭和 62 年	1.69	1.35	1.43	平成 27 年	1.45	1.24	1.24
昭和 63 年	1.66	1.31	1.42	平成 28 年	1.44	1.24	1.23
平成 元 年	1.57	1.24	1.30	平成 29 年	1.43	1.21	1.20
平成 2 年	1.54	1.23	1.24	平成 30 年	1.42	1.20	1.16
平成 3 年	1.53	1.18	1.24	令 和 元 年	1.36	1.15	1.12
平成 4 年	1.50	1.14	1.20	令 和 2 年	1.33	1.12	1.09
平成 5 年	1.46	1.10	1.17	令 和 3 年	1.30	1.08	1.06
平成 6 年	1.50	1.14	1.20	令 和 4 年	1.26	1.04	1.04

注：令和3年以降の練馬区の合計特殊出生率は、15歳および49歳の出生数に、それぞれ14歳以下、50歳以上を含めた数値（全国および東京都と同様の算出方法）。

資料：保健予防課

(3) 死 産

令和4年の死産数は111件で前年より10件増加した。死産の種類別では、自然死産が52件、人工死産が59件であった。母の年齢階級別では、30～34歳が最多で34件である。

妊娠週数別、母の年齢階級別死産数

区分	総 数	12～ 15週	16～ 19週	20・ 21週	22・ 23週	24～ 27週	28～ 31週	32～ 35週	36～ 39週	40週 以上	不明
令和3年	101	36	27	26	1	4	2	2	3	—	—
令和4年	111	38	38	19	2	8	2	2	1	1	—
(令和4年 内訳)											
～14歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15～19歳	3	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—
20～24歳	12	5	3	2	—	2	—	—	—	—	—
25～29歳	20	9	7	2	—	2	—	—	—	—	—
30～34歳	34	8	11	9	—	2	2	—	1	1	—
35～39歳	28	9	10	5	1	1	—	2	—	—	—
40～44歳	13	7	5	—	—	1	—	—	—	—	—
45歳以上	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—

資料：保健予防課

(4) 人工妊娠中絶届出数(年齢階級別・妊娠時期別)

区分	総 数	7週以内	8～11週	12～15週	16～19週	20週以降
令和4年度	101	48	38	2	8	5
令和5年度	110	43	60	—	4	3
(令和5年度 内訳)						
20歳未満	3	1	2	—	—	—
20～24歳	19	8	10	—	1	—
25～29歳	17	6	11	—	—	—
30～34歳	24	10	13	—	—	1
35～39歳	25	12	10	—	1	2
40～44歳	20	5	14	—	1	—
45歳以上	2	1	—	—	1	—

資料：生活衛生課

(5) 乳児死亡

令和4年の乳児死亡数は、9人であった。そのうち「周産期に発生した病態」に分類されるものは2人である。また、「先天奇形、変形及び染色体異常」に分類されるものは4人である。

令和4年の乳児死亡率は1.8（出生千対）で前年より減少しており、全国は1.8（出生千対）であった。(P32)

死因別・生存期間別乳児死亡数

(令和4年1月～令和4年12月)

区分	総数	周産期に発生した病態	Ba23	Ba29	Ba30	Ba35	Ba37	Ba41	Ba45	Ba56
			再掲		先天奇形、変形及び染色体異常	再掲		心臓の先天奇形	筋骨格系の先天奇形及び変形	その他のすべての疾患
			周産期に発生した心血管障害	吸収障害の他及び周産期に発生した心血管障害		先天奇形及び染色体異常				
総 数	9		2	1	1	4	3	1	2	1
新生児死亡										
1週未満	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1
2週未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3週未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4週未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4週以上2か月未満	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—
2か月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3か月	2	—	—	—	—	2	2	—	—	—
4か月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5か月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6か月	2	—	—	—	—	—	—	—	1	1
7か月	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—
8か月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9か月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10か月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11か月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：保健予防課

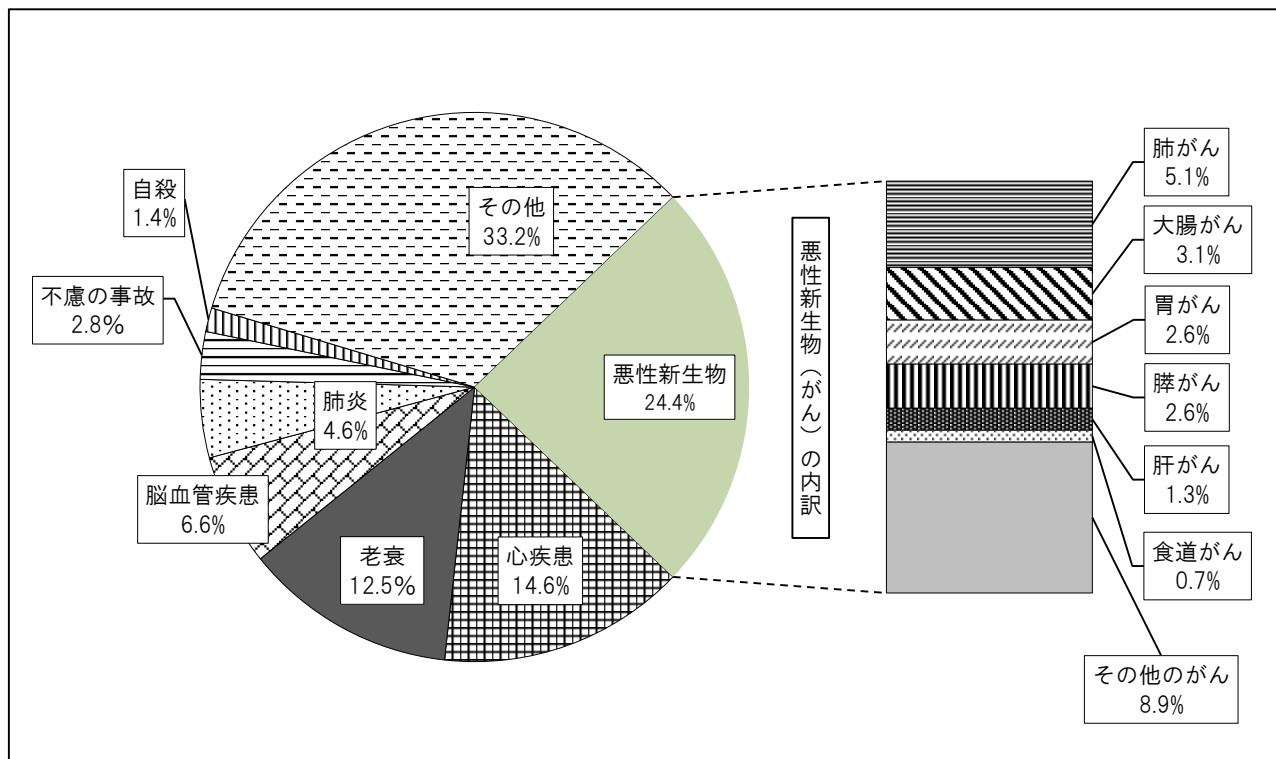
(6) 死亡

令和4年の死亡数は7,397人で前年より847人増加した。

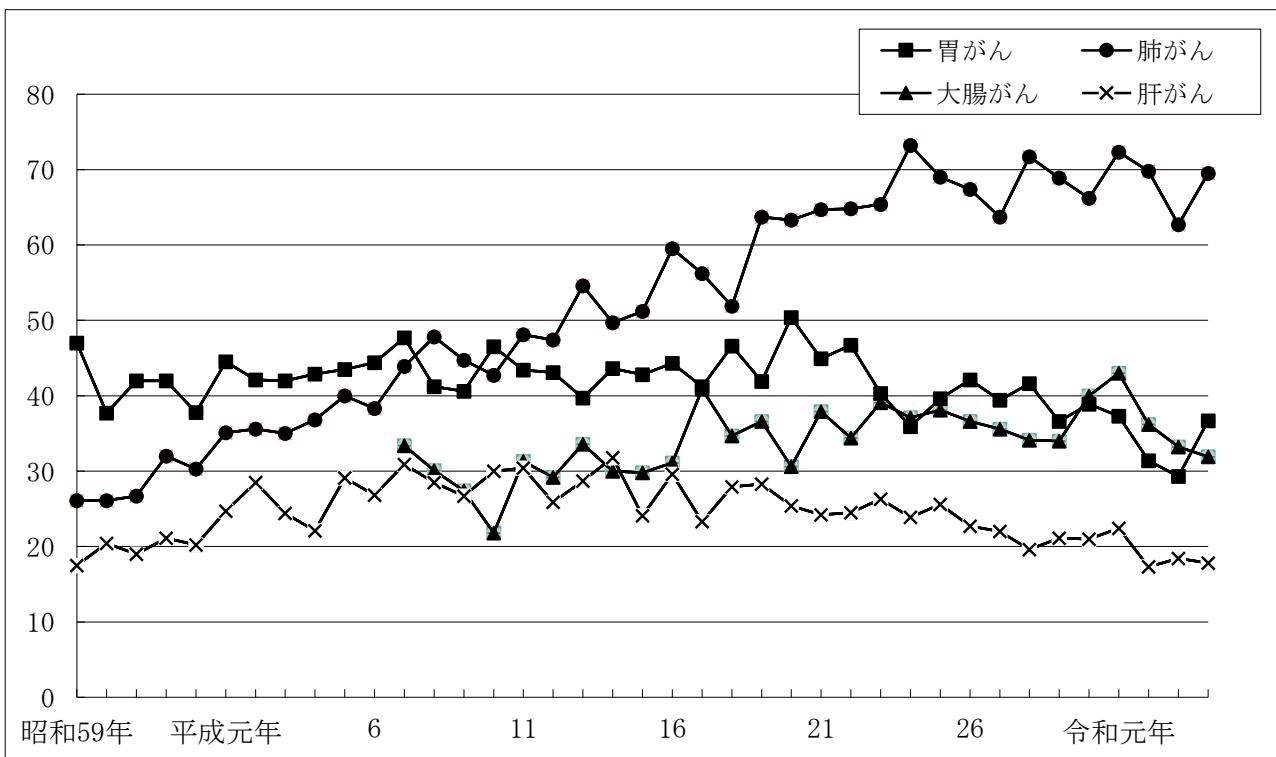
死亡率は昨年より増加し、10.3(人口千対)であった。(P32)

主な死因別にみると、第1位は悪性新生物で1,802人、ついで心疾患1,077人、老衰922人となっている。

主な死因別死者数の割合

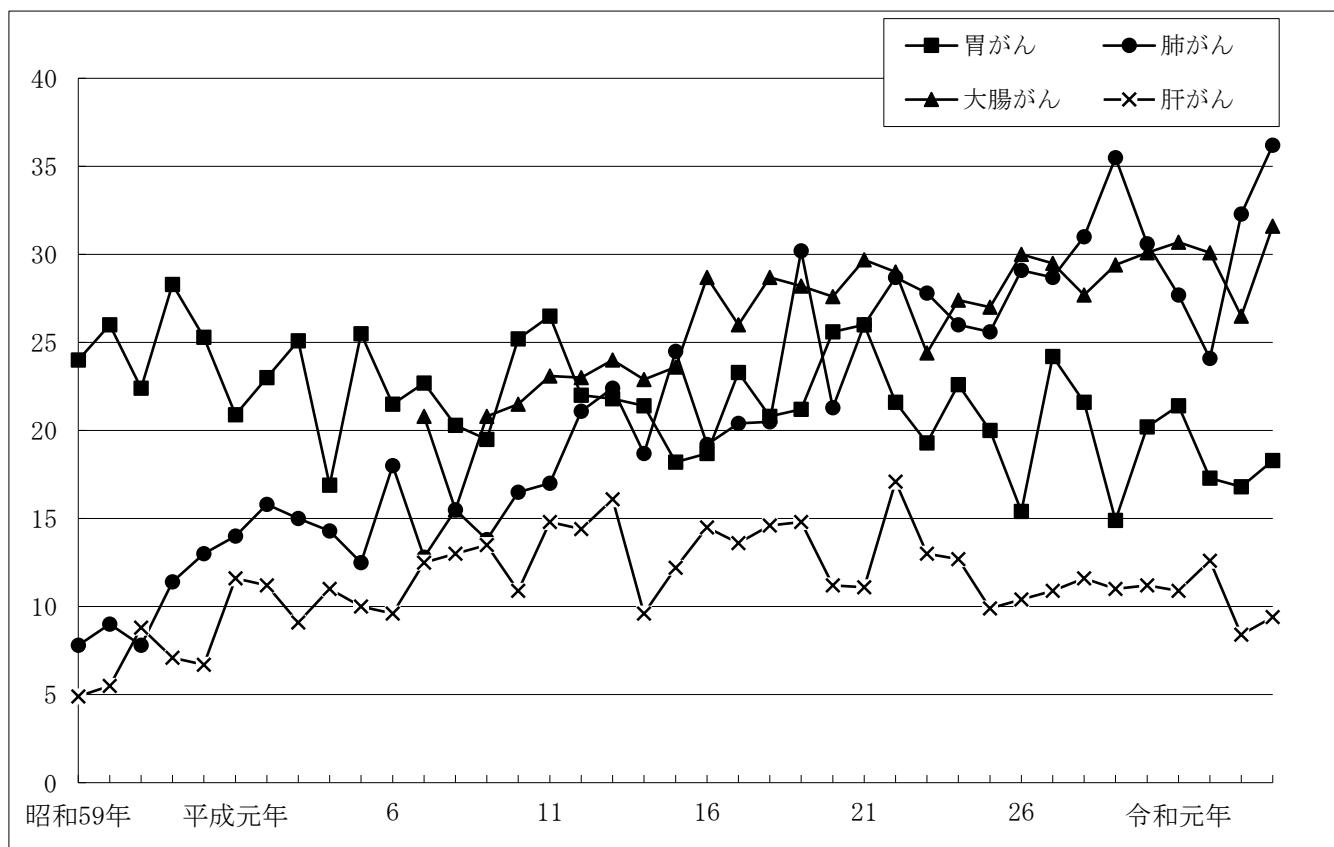


主ながんの死亡率の推移(男性) (人口10万対)



資料：保健予防課

主ながんの死亡率の推移(女性) (人口10万対)



資料：保健予防課

① 年齢階級、主な死因別死亡数 区内全域

区分	総数	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳
令和3年	6,550	10	4	1	1	4	9	24	13
令和4年	7,397	9	5	8	4	5	15	17	21
(令和4年 内訳)									
結核	14	—	—	—	—	—	—	—	—
悪性新生物	1,802	—	—	2	—	—	1	1	3
【主な悪性新生物の死亡数】									
(食道)	(50)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(胃)	(196)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(結腸)	(161)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(直腸S字移行部、直腸)	(67)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(肝、肝内胆管)	(97)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(胆のう、その他の胆道)	(66)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(膀胱)	(196)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(気管、気管支、肺)	(376)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(乳房)	(94)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(子宮)	(40)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1)	(—)
(白血病)	(41)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2)
糖尿病	70	—	—	—	—	—	1	—	1
高血圧性疾患	48	—	—	—	—	—	—	—	—
心疾患	1,077	—	—	1	—	—	—	1	—
【主な心疾患の死亡数】									
(急性心筋梗塞)	(119)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(その他の虚血性心疾患)	(433)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(不整脈、伝導障害)	(85)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(心不全)	(350)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1)	(—)
脳血管疾患	490	—	—	—	—	—	—	—	—
【主な脳血管疾患の死亡数】									
(くも膜下出血)	(58)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(脳内出血)	(180)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(脳梗塞)	(240)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
大動脈瘤、解離	115	—	—	—	—	—	—	—	—
肺炎	338	—	—	—	—	—	—	—	—
慢性閉塞性肺疾患	81	—	—	—	—	—	—	—	—
ぜんそく	5	—	—	—	—	—	—	—	—
肝疾患	106	—	—	—	—	—	—	—	—
腎不全	111	—	—	—	—	—	—	—	—
老衰	922	—	—	—	—	—	—	—	—
不慮の事故	208	—	1	—	—	—	1	2	1
(交通事故)	(19)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1)	(—)
自殺	106	—	—	—	2	2	10	7	9
その他の全死因	1,904	9	4	5	2	3	2	6	7

資料：保健予防課

(令和4年1月～令和4年12月)

35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不詳
35	50	72	144	166	219	280	553	669	985	1,429	1,881	1
31	36	92	145	181	214	288	591	709	1,129	1,554	2,343	—
—	—	—	—	—	1	—	—	4	3	6	—	
10	7	26	51	63	96	124	245	276	323	295	279	—
(—)	(—)	(—)	(4)	(1)	(2)	(4)	(15)	(7)	(9)	(4)	(4)	(—)
(1)	(—)	(2)	(1)	(4)	(13)	(17)	(33)	(25)	(37)	(30)	(33)	(—)
(—)	(—)	(4)	(2)	(8)	(9)	(9)	(20)	(14)	(27)	(26)	(42)	(—)
(—)	(—)	(2)	(5)	(2)	(6)	(4)	(12)	(10)	(11)	(10)	(5)	(—)
(1)	(—)	(—)	(1)	(5)	(6)	(10)	(15)	(20)	(27)	(12)	(—)	
(—)	(—)	(1)	(1)	(1)	(5)	(4)	(8)	(15)	(14)	(16)	(—)	
(2)	(—)	(2)	(6)	(8)	(10)	(15)	(30)	(43)	(33)	(29)	(18)	(—)
(—)	(—)	(1)	(9)	(8)	(18)	(34)	(60)	(71)	(68)	(56)	(51)	(—)
(2)	(4)	(9)	(8)	(5)	(7)	(6)	(8)	(16)	(11)	(6)	(12)	(—)
(1)	(1)	(—)	(3)	(5)	(3)	(2)	(3)	(5)	(6)	(7)	(3)	(—)
(—)	(—)	(—)	(—)	(2)	(2)	(4)	(8)	(5)	(8)	(6)	(4)	(—)
—	1	1	1	3	1	2	10	5	15	12	17	—
—	—	—	3	—	1	—	—	7	9	7	21	—
1	4	11	11	29	23	37	80	83	171	259	366	—
(1)	(—)	(2)	(5)	(10)	(4)	(6)	(6)	(17)	(13)	(28)	(27)	(—)
(—)	(3)	(9)	(5)	(16)	(12)	(21)	(48)	(45)	(85)	(100)	(89)	(—)
(—)	(—)	(—)	(1)	(—)	(1)	(2)	(6)	(4)	(11)	(22)	(38)	(—)
(—)	(1)	(—)	(—)	(1)	(4)	(6)	(17)	(15)	(47)	(85)	(173)	(—)
2	3	10	17	13	16	15	41	64	88	94	127	—
(1)	(1)	(2)	(9)	(3)	(6)	(2)	(3)	(7)	(10)	(9)	(5)	(—)
(1)	(2)	(7)	(6)	(7)	(8)	(9)	(17)	(27)	(32)	(37)	(27)	(—)
(—)	(—)	(1)	(1)	(3)	(2)	(4)	(20)	(28)	(45)	(44)	(92)	(—)
—	1	—	3	5	4	5	12	13	25	21	26	—
—	—	—	—	—	5	7	13	20	59	104	130	—
—	—	—	—	—	2	1	9	14	14	16	25	—
—	—	—	—	—	—	2	1	—	1	1	—	—
3	1	3	10	7	15	4	17	13	16	10	7	—
—	—	1	2	2	—	2	5	6	20	34	39	—
—	—	—	—	—	—	2	4	24	59	193	640	—
1	3	6	7	7	9	12	18	14	32	39	55	—
(1)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(4)	(—)	(1)	(2)	(1)	(1)	(—)
4	4	11	14	18	5	4	7	4	2	2	1	—
10	12	23	26	34	37	70	129	166	291	464	604	—

② 年齢階級、主な死因別死亡数 区内全域(男性)

区分	総数	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳
令和3年	3,394	5	1	1	-	3	4	17	5
令和4年	3,753	8	4	4	4	4	8	10	8
(令和4年 内訳)									
結核	9	-	-	-	-	-	-	-	-
悪性新生物	980	-	-	-	-	-	-	-	1
【主な悪性新生物の死亡数】									
(食道)	(40)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(胃)	(128)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(結腸)	(71)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(直腸S字移行部、直腸)	(40)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(肝、肝内胆管)	(62)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(胆のう、その他の胆道)	(33)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(膵)	(94)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(気管、気管支、肺)	(242)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(乳房)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(子宮)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(白血病)	(23)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)
糖尿病	41	-	-	-	-	-	1	-	-
高血圧性疾患	17	-	-	-	-	-	-	-	-
心疾患	528	-	-	1	-	-	-	1	-
【主な心疾患の死亡数】									
(急性心筋梗塞)	(80)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(その他の虚血性心疾患)	(250)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(不整脈、伝導障害)	(38)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(心不全)	(130)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)
脳血管疾患	270	-	-	-	-	-	-	-	-
【主な脳血管疾患の死亡数】									
(くも膜下出血)	(20)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(脳内出血)	(113)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(脳梗塞)	(129)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
大動脈瘤、解離	64	-	-	-	-	-	-	-	-
肺炎	186	-	-	-	-	-	-	-	-
慢性閉塞性肺疾患	68	-	-	-	-	-	-	-	-
ぜんそく	1	-	-	-	-	-	-	-	-
肝疾患	83	-	-	-	-	-	-	-	-
腎不全	59	-	-	-	-	-	-	-	-
老衰	274	-	-	-	-	-	-	-	-
不慮の事故	127	-	1	-	-	-	1	1	-
(交通事故)	(15)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)
自殺	64	-	-	-	2	2	4	5	4
その他の全死因	982	8	3	3	2	2	2	3	3

資料：保健予防課

(令和4年1月～令和4年12月)

35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳以上	不詳
25	31	50	95	113	148	197	386	420	559	715	618	1
18	24	48	93	124	139	209	410	444	638	767	789	—
—	—	—	—	—	—	1	—	—	3	2	3	—
4	1	6	21	28	60	78	164	163	185	164	105	—
(—)	(—)	(—)	(3)	(—)	(2)	(4)	(13)	(6)	(8)	(3)	(1)	(—)
(1)	(—)	(2)	(—)	(2)	(11)	(12)	(25)	(15)	(22)	(23)	(15)	(—)
(—)	(—)	(1)	(1)	(4)	(6)	(5)	(10)	(8)	(17)	(12)	(7)	(—)
(—)	(—)	(1)	(5)	(—)	(5)	(4)	(8)	(3)	(7)	(5)	(2)	(—)
(1)	(—)	(—)	(—)	(1)	(4)	(5)	(9)	(10)	(12)	(15)	(5)	(—)
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1)	(3)	(2)	(7)	(7)	(8)	(5)	(—)
(1)	(—)	(—)	(2)	(6)	(7)	(9)	(20)	(21)	(13)	(12)	(3)	(—)
(—)	(—)	(1)	(6)	(6)	(11)	(24)	(42)	(50)	(46)	(37)	(19)	(—)
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1)	(—)
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(—)	(—)	(—)	(—)	(1)	(1)	(3)	(7)	(3)	(5)	(1)	(1)	(—)
—	1	1	1	3	1	2	8	3	9	6	5	—
—	—	—	2	—	1	—	—	7	3	2	2	—
1	4	10	10	29	17	32	54	51	91	119	108	—
(1)	(—)	(1)	(5)	(10)	(4)	(6)	(4)	(12)	(9)	(14)	(14)	(—)
(—)	(3)	(9)	(4)	(16)	(9)	(17)	(33)	(27)	(47)	(49)	(36)	(—)
(—)	(—)	(—)	(1)	(—)	(—)	(1)	(3)	(1)	(7)	(12)	(13)	(—)
(—)	(1)	(—)	(—)	(1)	(3)	(6)	(13)	(10)	(22)	(35)	(38)	(—)
1	3	8	13	12	13	12	28	36	51	48	45	—
(—)	(1)	(1)	(6)	(2)	(4)	(1)	(2)	(—)	(1)	(1)	(1)	(—)
(1)	(2)	(6)	(6)	(7)	(7)	(7)	(12)	(16)	(21)	(17)	(11)	(—)
(—)	(—)	(1)	(1)	(3)	(2)	(4)	(13)	(18)	(28)	(26)	(33)	(—)
—	1	—	2	4	3	5	9	7	13	9	11	—
—	—	—	—	—	3	5	11	18	37	54	58	—
—	—	—	—	—	1	1	9	14	13	15	15	—
—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
2	1	2	9	7	12	3	15	10	13	3	6	—
—	—	1	2	1	—	1	5	5	11	20	13	—
—	—	—	—	—	—	2	3	15	31	60	163	—
1	3	4	6	4	5	9	13	9	16	25	29	—
(1)	(2)	(2)	(2)	(1)	(—)	(2)	(—)	(1)	(1)	(1)	(1)	(—)
3	2	5	6	13	3	4	5	3	—	2	1	—
6	8	11	21	23	20	54	85	103	162	238	225	—

③ 年齢階級、主な死因別死亡数 区内全域(女性)

区分	総数	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳
令和3年	3,156	5	3	-	1	1	5	7	8
令和4年	3,644	1	1	4	-	1	7	7	13
(令和4年 内訳)									
結核	5	-	-	-	-	-	-	-	-
悪性新生物	822	-	-	2	-	-	1	1	2
【主な悪性新生物の死亡数】									
(食道)	(10)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(胃)	(68)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(結腸)	(90)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(直腸S字移行部、直腸)	(27)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(肝、肝内胆管)	(35)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(胆のう、その他の胆道)	(33)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(膵)	(102)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(気管、気管支、肺)	(134)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(乳房)	(93)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(子宮)	(40)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)
(白血病)	(18)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)
糖尿病	29	-	-	-	-	-	-	-	1
高血圧性疾患	31	-	-	-	-	-	-	-	-
心疾患	549	-	-	-	-	-	-	-	-
【主な心疾患の死亡数】									
(急性心筋梗塞)	(39)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(その他の虚血性心疾患)	(183)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(不整脈、伝導障害)	(47)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(心不全)	(220)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
脳血管疾患	220	-	-	-	-	-	-	-	-
【主な脳血管疾患の死亡数】									
(くも膜下出血)	(38)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(脳内出血)	(67)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(脳梗塞)	(111)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
大動脈瘤、解離	51	-	-	-	-	-	-	-	-
肺炎	152	-	-	-	-	-	-	-	-
慢性閉塞性肺疾患	13	-	-	-	-	-	-	-	-
ぜんそく	4	-	-	-	-	-	-	-	-
肝疾患	23	-	-	-	-	-	-	-	-
腎不全	52	-	-	-	-	-	-	-	-
老衰	648	-	-	-	-	-	-	-	-
不慮の事故	81	-	-	-	-	-	-	1	1
(交通事故)	(4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
自殺	42	-	-	-	-	-	6	2	5
その他の全死因	922	1	1	2	-	1	-	3	4

資料：保健予防課

(令和4年1月～令和4年12月)

35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳以上	不詳
10	19	22	49	53	71	83	167	249	426	714	1,263	-
13	12	44	52	57	75	79	181	265	491	787	1,554	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	-
6	6	20	30	35	36	46	81	113	138	131	174	-
(-)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)	(2)	(1)	(1)	(1)	(3)	(-)
(-)	(-)	(-)	(1)	(2)	(2)	(5)	(8)	(10)	(15)	(7)	(18)	(-)
(-)	(-)	(3)	(1)	(4)	(3)	(4)	(10)	(6)	(10)	(14)	(35)	(-)
(-)	(-)	(1)	(-)	(2)	(1)	(-)	(4)	(7)	(4)	(5)	(3)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)	(8)	(12)	(7)	(-)
(-)	(-)	(1)	(1)	(1)	(-)	(2)	(2)	(1)	(8)	(6)	(11)	(-)
(1)	(-)	(2)	(4)	(2)	(3)	(6)	(10)	(22)	(20)	(17)	(15)	(-)
(-)	(-)	(-)	(3)	(2)	(7)	(10)	(18)	(21)	(22)	(19)	(32)	(-)
(2)	(4)	(9)	(8)	(5)	(7)	(6)	(8)	(16)	(11)	(6)	(11)	(-)
(1)	(1)	(-)	(3)	(5)	(3)	(2)	(3)	(5)	(6)	(7)	(3)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(3)	(5)	(3)	(-)
-	-	-	-	-	-	-	2	2	6	6	12	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	6	5	19	-
-	-	1	1	-	6	5	26	32	80	140	258	-
(-)	(-)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2)	(5)	(4)	(14)	(13)	(-)
(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(3)	(4)	(15)	(18)	(38)	(51)	(53)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(1)	(3)	(3)	(4)	(10)	(25)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(4)	(5)	(25)	(50)	(135)	(-)
1	-	2	4	1	3	3	13	28	37	46	82	-
(1)	(-)	(1)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)	(7)	(9)	(8)	(4)	(-)
(-)	(-)	(1)	(-)	(-)	(1)	(2)	(5)	(11)	(11)	(20)	(16)	(-)
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(7)	(10)	(17)	(18)	(59)	(-)
-	-	-	1	1	1	-	3	6	12	12	15	-
-	-	-	-	-	2	2	2	2	22	50	72	-
-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	10	-
-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-
1	-	1	1	-	3	1	2	3	3	7	1	-
-	-	-	-	1	-	1	-	1	9	14	26	-
-	-	-	-	-	-	-	1	9	28	133	477	-
-	-	2	1	3	4	3	5	5	16	14	26	-
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(2)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)	(-)
1	2	6	8	5	2	-	2	1	2	-	-	-
4	4	12	5	11	17	16	44	63	129	226	379	-

2 各種調査の実施状況

保健所では国からの委託などに基づき、人口動態統計以外に次の統計調査を実施した。

これらの調査は国民の健康および福祉の実態を把握し、今後の保健衛生・福祉行政推進の基礎資料とするために行われている。

調査名	実施年月日	対象	調査数	調査目的
国民生活基礎調査 (基幹統計)	令和5年6月1日	国勢調査の調査地区から層化無作為抽出された区内に在住する全世帯。	対象数 7地区 441世帯	国民生活の基礎的事項を調査して、厚生労働行政の企画および運営に必要な基礎資料を得ると共に、厚生労働省の行う各調査の親標本を設定することを目的とする。
社会保障・人口問題基本調査 [第9回人口移動調査](一般統計)	令和5年7月1日	国民生活基礎調査の調査地区から無作為抽出された調査地区内の全世帯。	対象数 7地区 441世帯	各世帯を構成する世帯員が、入学・就職や結婚といった人生の節目でどのような移動を経験したのか、これまでどこに住んでいたのか、なぜ移動したのか、また将来どのように移動する予定があるかを明らかにし、人口減少社会における地域人口の変動に対応するための基礎資料を作成することを目的とする。
乳幼児身体発育調査 (一般統計)	令和5年9月1日 ～令和5年9月30日	令和2年国勢調査地区の3,000地区内の生後14日以上1歳未満の乳幼児及び、3,000地区のうちから抽出した2,000地区内の1歳以上小学校就学前の幼児	対象数 21地区134人 実施数 15地区32人	全国的に乳幼児の身体発育状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資することを目的とする。
国民健康・栄養調査 (一般統計)	令和5年11月9日 栄養摂取状況調査 生活習慣調査 身体状況調査	令和5年国民生活基礎調査の単位区から無作為抽出した地区的満1歳以上の世帯員を調査客体とする。	対象数 1地区 17世帯26人 実施数 1地区 4世帯9人	健康増進法に基づき実施するものであり、国民の身体の状況、栄養摂取量および生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。
医療施設静態調査 (基幹統計)	令和5年10月1日	令和5年10月1日午前零時現在において、医療法(昭和23年法律第205号)に基づき開設の許可または届出を行っているすべての医療施設。	病院 20 診療所 596 歯科診療所 448 (提出件数)	病院および診療所の分布および整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
患者調査 (基幹統計)	令和5年9月1日 ～令和5年10月20日	層化無作為に抽出した医療施設を利用する患者。ただし、退院患者については病院と一般診療所のみを対象。	病院 11 診療所 8 歯科診療所 2	病院および診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
受療行動調査 (一般統計)	令和5年10月18日 および 令和5年10月19日	層化無作為抽出した一般病院を利用した患者。ただし、外来患者については通常の外来診療時間内に来院した患者に限り、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は除く。	入院 10人 外来 80人 (配布件数)	医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
医療業務従事者調査 (一般統計)	2年ごとの調査のため、令和5年度は実施なし。 次回は令和6年度に実施予定。	2年ごとの調査のため、令和5年度は実施なし。	2年ごとの調査のため、令和5年度は実施なし。	医療従事者の分布および就業の実態を把握し、医療行政および公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的とする。

資料：健康推進課、保健予防課、生活衛生課

III 医 事 衛 生

医 事

練馬区保健所では、医療法等医療関係法令に基づき、病院・一般診療所・歯科診療所・助産所・施術所(あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうおよび柔道整復)・歯科技工所の開設、廃止届などにかかる手続事務を行っている。また、診療所・歯科診療所・施術所などへの立入検査・監視指導などの医療監視を実施している。

また、保健所では、医師法、歯科医師法、薬剤師法などに基づき医療関係諸職種の免許申請書の受理の事務を行っている。

1 医事関係施設数・監視指導件数

(令和5年4月～令和6年3月)

医 事 関 係 施 設	開 設	廃 止	令和5年度末現在 施 設 数	監 視 指 導 件 数
病 院	1	-	20 (3,440)	-
(再掲)一般病床数	-	-	(1,578)	
(再掲)精神病床数	-	-	(976)	
(再掲)療養病床数	-	-	(886)	
診 療 所	24	20	596 (144)	51
(再掲)有床診療所	-	-	11 (144)	
(再掲)無床診療所	24	20	585	
歯 科 診 療 所	16	18	448	24
助 産 所	5	7	39 (6)	2
(再掲)入所施設を有する	-	1	2 (6)	
(再掲)入所施設を有しない	5	6	37	
施 術 所	38	27	697	39
出 張 施 術 業 者	26	13	427	
歯 科 技 工 所	2	2	100	2
衛 生 檢 查 所	-	2	-	-

注：()内は病床数もしくは入所数。

注：病院については東京都が所管しており、病院の施設数・病床数については経由文書にて

把握可能な数値および令和5年10月東京都保健医療局発行の医療機関名簿令和5年による。

資料：生活衛生課、医療機関名簿令和5年（令和5年10月東京都保健医療局発行）

2 免許申請など取扱い件数

免許の種類	総 数	医 師	死 体 解 剖	歯 科	薬 剤 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 檢 查 技 師	衛 生 檢 查 技 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	理 學 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	受 胎 調 節 實 地 指 導 員
令和4年度	1,426	119	-	39	206	26	63	2	132	34	606	31	104	53	11	-
令和5年度	1,385	103	-	26	179	43	54	-	158	25	598	42	97	44	12	4

資料：生活衛生課

3 病院・診療所・歯科診療所の町別施設数

町名	総数	病院	一般診療所			歯科診療所
			合計	有床	無床	
令和5年3月末	1,061	19	592	11	581	450
令和6年3月末	1,064	20	596	11	585	448
(令和6年3月末 内訳)						
旭丘	18	1	10	—	10	7
小竹町	20	—	12	—	12	8
栄町	19	1	9	—	9	9
羽沢	4	—	3	1	2	1
豊玉上	8	—	4	—	4	4
豊玉中	6	—	2	—	2	4
豊玉南	7	1	3	—	3	3
豊玉北	55	—	33	—	33	22
中村村	10	—	6	—	6	4
中村南北	6	—	5	—	5	1
中村北	27	1	16	—	16	10
桜台	39	—	21	2	19	18
練馬	38	1	24	—	24	13
向山	3	—	—	—	—	3
貫井	43	—	24	—	24	19
錦	3	—	3	—	3	—
氷川台	18	—	12	—	12	6
平和台	18	—	13	—	13	5
早宮	25	—	12	1	11	13
春日町	36	—	19	1	18	17
高松	17	—	11	—	11	6
北町	37	1	21	2	19	15
田柄	46	—	24	—	24	22
光が丘	26	1	17	—	17	8
旭町	11	—	5	1	4	6
土支田	20	1	12	1	11	7
富士見台	13	—	6	—	6	7
南田中	7	—	5	—	5	2
高野台	32	2	17	—	17	13
谷原	9	—	6	—	6	3
三原台	6	—	4	—	4	2
石神井町	75	—	41	—	41	34
石神井台	29	—	16	—	16	13
上石神井	37	—	19	—	19	18
上石神井南町	—	—	—	—	—	—
下石神井	12	—	7	—	7	5
立野町	4	—	3	—	3	1
関町東	5	—	3	—	3	2
関町北	41	3	19	—	19	19
関町南	14	1	8	—	8	5
東大泉	106	3	59	1	58	44
西大泉町	—	—	—	—	—	—
西大泉	15	—	10	—	10	5
南大泉	28	—	12	—	12	16
大泉町	16	1	9	—	9	6
大泉学園町	55	2	31	1	30	22

資料：生活衛生課

順天堂大学医学部附属練馬病院

練馬区は誘致方式による病院整備を進め、平成17年7月に順天堂大学医学部附属練馬病院が開院した。令和5年3月に重篤な患者に対応する三次救急医療機関に指定された。

1 所 在 地

練馬区高野台3-1-10

2 規 模

敷地面積 14,489.01m² 建物延床面積 39,732.46m²

病床数 490床 (平成17年7月開院時204床、平成18年5月1日から400床稼動、
令和3年4月1日から90床増床)

3 診 療 科 目 (届出標榜科名)

内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、リウマチ内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、神経内科、精神科、小児科、小児外科、小児科(新生児)、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚・アレルギー科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、産婦人科、麻酔科、病理診断科、リハビリテーション科、救急科、臨床検査科、歯科

4 利 用 状 況

区分	令和4年度		令和5年度	
	入院	外来	入院	外来
人 数	162,294	365,238	167,978	362,901
月 平 均	13,525	30,437	13,998	30,242

資料：医療環境整備課

公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院

平成24年4月1日、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。令和4年10月に移転し、新たな病院として開院した。

1 所 在 地

練馬区光が丘 2-5-1

2 規 模

敷地面積 14,998.36m² 建物延床面積 36,962.73m²
病床数 457床（移転に伴い、令和4年10月11日から115床増床）

3 診 療 科 目（届出標榜科名）

内科、循環器内科、小児科、神経内科、血液内科、精神科、外科、消化器外科、呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、救急科、病理診断科、呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内分泌内科、リウマチ内科、乳腺外科、臨床検査科、頭頸部外科、形成外科、歯科口腔外科、感染症内科、緩和ケア内科、小児外科

4 利 用 状 況

区分	令和4年度		令和5年度	
	入院	外来	入院	外来
人 数	102,158	206,776	134,843	225,877
月 平 均	8,513	17,231	11,237	18,823

資料：医療環境整備課

保健所実習などの受け入れ

健康部・保健相談所では、保健師、助産師、看護師および管理栄養士、歯科衛生士を目指す学生の実習を受け入れている。また、医師および歯科医師臨床研修として研修医を受け入れている。

実習生など指導状況

区分	研修医	学生実習							その他 ヘルパー等
		保健師	助産師	看護師	管理栄養士	歯科衛生士	精神保健福祉士	福祉系	
令和4年度									
実人員	-	22	6	-	40	9	-	-	-
延人員	-	400	18	-	200	18	-	-	-
令和5年度									
実人員	9	23	-	-	48	13	-	-	-
延人員	11	443	-	-	239	26	-	-	-

資料：健康推進課

薬事

薬物乱用防止活動費助成

薬物乱用防止に対する正しい理解と、薬物乱用禍の根絶を図るため、「東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会」に助成している。令和5年度の助成金額は20万円であった。

薬事監視

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」および関連法規に基づき、医薬品などの品質・有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業(卸売一般販売業、配置販売業を除く。)・麻薬小売業・医療機器販売業などの許可事務および立入検査や医薬品などの収去検査を行っている。立入検査は、店舗の構造設備、管理者の管理状況、医薬品などの取扱い、調剤、無承認・無許可品・不正表示・不良品の取締り、虚偽・誇大広告の排除などについて監視指導を行っている。

さらに、法令の趣旨の徹底を図り、区民の保健衛生上の安全を確保する目的で業者および薬剤師の資質向上を図るために講習会または資料配布を行っている。

1 薬事監視関係施設と監視指導件数

区分	施設数	許可件数			廃止	監視指導件数 (立入検査数)
		新規	更新	新		
令和4年度	2,844	119	220	49	49	1,105
令和5年度	2,846	106	233	130	130	1,118
(令和5年度内訳)						
薬局	340	18	58	17	17	261
薬局製剤製造販売業	10	-	3	3	3	8
薬局製剤製造業	10	-	3	3	3	8
店舗販売業	109	4	13	3	3	30
麻薬小売業	290	18	116	17	17	221
高度管理医療機器販売業・貸与業	589	25	40	25	25	305
管理医療機器販売業・貸与業	1,498	41	-	62	62	285

資料：生活衛生課

2 医薬品など一斉監視指導

医薬品などの品質、有効性および安全性を確保することを目的として、薬局および医薬品販売業者などに対し立入検査を実施し、構造設備、品質管理などについて、監視指導を行うとともに、品質に問題がないか医薬品などを収去して試験検査を実施している。

(1) 一斉監視指導

区分	令和4年度			令和5年度		
	実施施設数	監視指導結果		実施施設数	監視指導結果	
		適	不適		適	不適
薬局	107	48	59	105	58	47
店舗販売業	12	7	5	9	5	4
高度管理医療機器販売業・貸与業	113	77	36	84	73	11
管理医療機器販売業・貸与業	4	3	1	4	3	1

資料：生活衛生課

(2) 収去検査

区分	令和4年度			令和5年度		
	収去品目数	試験結果		収去品目数	試験結果	
		適	不適		適	不適
医薬品	2	2	-	2	2	-
医薬部外品	1	1	-	1	1	-
化粧品	1	1	-	1	1	-
医療機器	1	1	-	1	1	-

注：収去検査については、東京都健康安全研究センターに委託して検査を行っている。
資料：生活衛生課

(3) 相談および苦情

相談・苦情内容	令和4年度	令和5年度
薬局に関するもの(調剤過誤を除く)	22	17
調剤過誤に関するもの	1	2
医薬品販売業の許可等について	6	-
医療機器の販売に関するもの	1	2
健康食品について	-	2
麻薬に関するもの	-	-
その他	7	3

資料：生活衛生課

毒 物 劇 物 監 視

「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業の登録事務および監視指導、また業務上取扱者の届出事務および監視指導を行っている。

毒物劇物監視関係施設と監視指導件数

区分	施設数	登録件数		廃止	監視指導件数
		新規	更新		
令和4年度	155	3	26	6	70
令和5年度	142	6	26	18	78
(令和5年度内訳)					
一般販売業	131	5	23	16	68
特定品目販売業	5	—	1	2	1
農業用品目販売業	4	1	2	—	7
要届出業務上取扱者	2	—	—	—	2

資料：生活衛生課

(1) 毒物劇物販売業者などの一斉監視

盜難や事故などが発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアンなどを取り扱う販売業者に対して適正な取扱いなどを徹底させるため、一斉監視を実施している。また、要届出業務上取扱者であるメッキ業者、非届出業務上取扱者への立入検査も実施している。

区分	農業用品目販売業者等				トルエン等取扱業者			
	対象施設数	実施施設数 (延)	実施施設数		対象施設数	実施施設数 (延)	実施施設数	
			適	不適			適	不適
令和4年度	4	4	4	—	11	11	11	—
令和5年度	4	4	4	—	9	8	8	—
区分	シアン等取扱業者				要届出業務上取扱者(メッキ業)			
	対象施設数	実施施設数 (延)	実施施設数		対象施設数	実施施設数 (延)	実施施設数	
			適	不適			適	不適
令和4年度	5	5	5	—	2	2	2	—
令和5年度	6	5	5	—	2	2	2	—

資料：生活衛生課

(2) 相談および苦情

区分	令和4年度	令和5年度
毒物劇物販売業登録等について	—	5
毒物劇物の廃棄方法について	1	2
その他	1	1

資料：生活衛生課

有害物質を含有する家庭用品の監視

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、日常で使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することの防止を目的とし、対象となっている家庭用品を買い取り、含有している有害物質について検査を行っている。

買取り検査

規制対象家庭用品	用 途	有 害 物 質	基 準 (概 要)	検査数	適	不 適
			令 和 4 年 度	67	66	1
			令 和 5 年 度	60	60	-
(令和5年度 内訳)						
住宅用洗浄剤(液体)	酸性洗浄剤	塩化水素・硫酸	酸の量として10%以下・容器の強度を有すること	-	-	-
		容器試験		-	-	-
家庭用洗浄剤(液体)	アルカリ性洗浄剤	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	アルカリの量として5%以下・容器の強度を有すること	1	1	-
		容器試験		1	1	-
家庭用エアゾル製品	噴射剤	塩化ビニル	検出しないこと	6	6	-
	溶剤	メタノール	5%以下	6	6	-
家庭用エアゾル製品・家庭用洗浄剤	溶剤	トリクロロエチレン	0.1%以下	6	6	-
		テトラクロロエチレン		6	6	-
家庭用ワックス・接着剤・塗料・靴クリームなど	防菌・防カビ剤	有機水銀化合物	検出しないこと	3	3	-
		トリフェニル錫化合物	錫として1ppm以下	3	3	-
		トリブチル錫化合物	錫として1ppm以下	3	3	-
繊維製品(乳幼児用)	樹脂加工剤	ホルムアルデヒド	吸光度差が0.05以下又は16ppm以下	10	10	-
			75ppm以下	8	8	-
繊維製品(大人・子供用)				1	1	-
接着剤(かつら・つけまつげなど用)						
繊維製品(寝衣・寝具・カーテン・床敷物など)	防炎加工剤	TDBPP	検出しないこと	1	1	-
		BDBPP化合物		1	1	-
繊維製品	防虫加工剤	ディルドリン	30ppm以下	2	2	-
繊維製品(外衣、床敷物など)	染色剤	アゾ化合物(特定芳香族アミン24種)	それぞれの特定芳香族アミンの検出量が試料1gあたり30 μ g以下	1	1	-
革製品(手袋、床敷物)				1	1	-

注 : TDBPP…トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト

BDBPP化合物…ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物

資料 : 生活衛生課

IV 環境衛生・食品衛生・獸醫・家畜衛生

環 境 衛 生

環境衛生関係法令に基づいて、環境衛生監視員が営業施設の許認可事務および立入検査を行うことにより、衛生水準を確保するとともに、施設利用者の衛生的安全を図っている。

地域主権推進一括法に基づき、環境衛生関係の区条例を制定し、平成24年度から施行した。

1 環境衛生関係施設

(1) 環境衛生関係施設と監視指導件数

区分	今期末数	開 設	廃 止	変 更	承 繙	監視指導件数
令 和 4 年 度	10,083	90	118	428	9	714
令 和 5 年 度	5,182	146	5,047	432	13	743
(令和5年度 内訳)						
理 容 所	323	6	19	43	3	89
美 容 所	827	37	46	177	7	255
クリーニング所						
一 般	118	—	7	2	—	—
リネンサプライ ※1	2	—	1	—	—	2
取 次 所	220	2	7	2	—	3
無店舗取次店 ※2	5	—	—	—	—	—
興 行 場 ※3						
常 設	7	—	—	1	—	6
仮 設	—	—	—	—	—	—
旅 館 業						
旅館・ホテル	12	1	—	3	—	13
簡易宿所 ※4	1	—	—	—	—	1
公 衆 浴 場						
普 通	19	—	1	3	—	30
そ の 他	29	1	27	9	1	27
プ ー ル						
許 可	35	—	—	17	1	45
届 出	116	—	1	120	—	—
水 道 施 設						
専 用 水 道	11	1	—	3	—	12
簡 易 専 用 水 道	821	71	11	7	—	42
温 泉 利 用 施 設	3	—	—	2	1	11
墓 地 等	141	—	—	—	—	15
特 定 建 築 物	90	1	—	30	—	15
コインランドリー	126	14	7	—	—	148
コインシャワー	—	—	—	—	—	—
小 規 模 給 水 施 設	2,207	3	4,912	2	—	—
届出住宅 ※5	69	9	8	11	—	29

※1 貸しあしょり、貸しあむつなどの営業施設。

※2 店舗を持たず、車両により洗濯物の取次ぎを行う営業施設。

※3 映画・音楽・観世物などを、公衆に見せまたは聞かせる施設。

※4 多人数で共用する構造および設備を主とし、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業施設。

※5 住宅宿泊事業（宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業で、人を宿泊させる日数が1年間で180日をこえないもの）を行うための届出があった施設。

資料：生活衛生課

(2) 検査

① クリーニング所の空気検査

ドライクリーニング溶剤として、テトラクロロエチレンを使用している施設について、労働安全衛生の観点から空気検査を行い、作業室内の空気環境の改善を指導している。

区分	対象施設数	実施施設数 (延)	テトラクロロエチレン(25ppm以下)			
			施設数		検体数	
			適	不適	適	不適
令和4年度	7	-	-	-	-	-
令和5年度	7	-	-	-	-	-

注：()内は衛生基準。

資料：生活衛生課

② 興行場の検査

練馬区興行場法施行条例および条例施行規則に基づき、営業時間中に検査を行い、施設および室内空気環境の管理状況について指導している。

区分	対象施設数	実施施設数 (延)	評価		検査項目				別検体数			
			施設数		炭酸ガス (1,500ppm 以下)		浮遊粉じん (0.2mg/m ³ 以下)		落下細菌 (30個以下)		照度 (興行中は 0.2ルクス以上)	
			適	不適	適	不適	適	不適	適	不適	適	不適
令和4年度	7	6	5	1	48	-	45	-	-	-	40	8
令和5年度	7	5	4	1	37	8	45	-	-	-	42	-

注：()内は衛生基準。

資料：生活衛生課

③ 特定建築物(延べ建築面積10,000m²以下)の空気検査

特定の用途の延べ面積が3,000m²以上の建築物を「特定建築物」といい、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に基づき、空調・給排水設備の維持管理状況、施設の衛生管理状況について検査を行い、指導している。

区分	対象施設数	実施施設数 (延)	評価		検査項目				別検体数				
			施設数		温度 (18°C～ 28°C)		相対湿度 (40%～ 70%)		気流 (0.5m/秒 以下)		二酸化炭素 (1,000ppm 以下)	一酸化炭素 (6ppm 以下)	浮遊粉じん (0.15mg/ m ³ 以下)
			適	不適	適	不適	適	不適	適	不適	適	不適	適
令和4年度	55	12	5	7	22	2	9	15	44	-	42	2	44
令和5年度	55	15	10	5	31	2	27	6	47	-	45	2	47

注：()内は衛生基準。

注：延べ建築面積が10,000m²を超える特定建築物については、東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課ビル衛生検査担当が検査・指導を担当している。

資料：生活衛生課

④ 公衆浴場の検査

練馬区公衆浴場法施行条例に基づき、公衆浴場に起因する疾病を防止するため、施設の管理状況および湯水の水質について検査を行い、適切な衛生管理が行われるよう指導している。

区分	対象施設数	実施施設数 (延)	評価		検査項目別検体数										
			施設数		残留塩素 ※1 (0.4mg/ℓ以上)		濁度 (5度以下)		有機物 ※2		大腸菌群 (1個/ml以下)				
			適	不適	適	不適	適	不適	適	不適	適	不適			
令和4年度	75	41	28	13	216	11	197	-	186	11	195	2	157	-	
令和5年度	48	46	39	7	216	8	191	-	189	2	192	3	151	-	
(令和5年度 内訳)															
普通公衆浴場		19	26	21	5	134	6	136	-	134	2	137	3	70	-
その他の 公衆浴場		29	20	18	2	82	2	55	-	55	-	55	-	81	-

注：()内は衛生基準。

※1 沿槽水を循環させる場合。

※2 全有機炭素(TOC) (8mg/ℓ 以下) または過マンガン酸カリウム消費量 (25mg/ℓ 以下)

資料：生活衛生課

⑤ プールの水質検査

練馬区プールの規制に関する条例および条例施行規則に基づき、プールに起因する疾病を防止するため、施設の管理状況および湯水の水質について検査を行い、適切な衛生管理が行われるよう指導している。

区分	対象施設数	実施施設数 (延)	評価		検査項目別検体数													
			施設数		残留塩素 ※1 (0.4mg/ℓ以上)		水素イオン 濃度(PH値) (5.8から 8.6まで)		濁度 (2度以下)		有機物 ※2		大腸菌 (検出され ないこと)		一般細菌 (200CFU/ ml以下)		レジオネラ 属菌 (検出され ないこと)	
			適	不適	適	不適	適	不適	適	不適	適	不適	適	不適	適	不適		
令和4年度	152	37	24	13	122	6	113	-	113	-	97	16	113	-	110	3	39	-
令和5年度	151	40	33	7	127	3	109	-	109	-	101	8	108	1	107	2	38	-

注：()内は衛生基準。

※1 消毒に塩素または塩素剤を用いる場合 : 0.4mg/ℓ 以上

消毒に二酸化塩素を用いる場合 : 0.1mg/ℓ 以上 0.4mg/ℓ 以下かつ亜塩素酸濃度 1.2mg/ℓ 以下

※2 過マンガン酸カリウム消費量 (12mg/ℓ 以下)

資料：生活衛生課

⑥ 社会福祉施設の浴場設備におけるレジオネラ属菌検査

高齢者等がレジオネラ症に罹ると重篤化する傾向がある。そこで、区独自の事業として、社会福祉施設の浴場設備の管理状況および湯水の水質保持について、レジオネラ属菌を原因とする健康被害を防止する観点から立入検査を行い助言、指導している。

区分	対象施設数	実施施設数 ※ (延)	評価		検査内容別検体数							
			施設数		水質検査				拭き取り検査			
			適	不適	適	不適	適	不適	適	不適	適	不適
令和4年度	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：検査結果の判定は、公衆浴場の基準を準用した。 公衆浴場の基準：検出されないこと。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、監視業務が中止となった。

資料：生活衛生課

⑦ おしほり検査

クリーニング業法に係る通知に基づき、おしほりを貸出しするクリーニング所について検査を行い、おしほりの管理および衛生状態の改善を指導している。

区分	対象施設数 施設数 (延)	実施施設数 施設数	評価 一般細菌数 (※)	検査項目別				検体数				
				大腸菌群		黄色 ブドウ 球菌 (検出され ないこと)	変色	検体数				
				適	不適	良	不良	適	不適	適	不適	適
令和4年度	3	4	4	-	4	4	8	-	8	-	8	-
令和5年度	2	2	2	-	4	-	4	-	4	-	4	-

注：()内は衛生基準。

※ 1枚当たり10万個を超えないことが望ましいこと。

資料：生活衛生課

2 免許交付件数

クリーニング師免許証

区分	新規交付	訂正交付	再交付
令和4年度	1	-	-
令和5年度	3	-	1

資料：生活衛生課

3 特定建築物の図面審査指導

建築物衛生法に規定する特定建築物の図面審査を、建築基準法第93条第5項に規定する建築主事などからの通知に基づいて行っている。

図面審査指導数

区分	10,000m ² 以下	10,000m ² 超
令和4年度	1	-
令和5年度	-	-

資料：生活衛生課

4 苦情および相談

区分	総数	理・美容所	クリーニング所	コインランドリー	興行場	公衆浴場	旅館業	飲料水	水道施設	特定建築物	プール	墓地	化学物質※	アスベスト	住宅宿泊事業	その他
令和4年度	1,090	284	42	8	2	88	35	14	144	61	61	48	35	7	69	192
令和5年度	1,135	279	44	24	1	77	59	20	140	60	45	94	19	5	147	121

※ VOCを含む。

資料：生活衛生課

5 住宅などの空気環境測定

住宅などにおいて空気環境などの相談があった場合、検査を行い、指導している。

区分	施設数	検査項目別					検体数		
		ホルム アルデヒド	トルエン	二酸化炭素	一酸化炭素	T VOC			
令和4年度	3	3	3	3	3	3	-		
令和5年度	-	-	-	-	-	-	-		

資料：生活衛生課

食 品 衛 生

練馬区では、食中毒、食品媒介感染症などの飲食物による衛生上の危害の発生を未然に防止するため、「食品衛生法」などの関係法令に基づいて、食品関係営業施設に対する許可事務および監視指導を実施している。また、食品の流通・消費形態の多様化に対応するため、関係業界の自主的な衛生水準向上の支援や区民への情報提供として、監視指導に加えて普及啓発活動を実施している。

令和5年度は練馬区消費生活センターが主催する「消費生活展ねりま2023」（11月）へ出展し、家庭で起こりうる食中毒の予防について注意喚起を行った。

また、食中毒多発期の注意喚起や食中毒防止のための知識を、消費者向けリーフレット「ねりま食品衛生だより」（4回発行）、その他ホームページ等の媒体を通じて提供した。

さらに「プロに聞く！家に発生する害虫を防ぐには？～台所にやってくる虫対策～」（10月）、「わからないから怖い！？～食品添加物を理解しよう！～」（3月）をテーマに、練馬区食の安全・安心講演会を2回オンラインで開催した。これらの講演会では、食品衛生について普段疑問に思っていること等を事前に募集し、講師や行政から情報提供を行った。

令和6年度の食品衛生監視指導計画を策定するにあたり、事前に計画素案を公表して区民からの意見を求めた。さらに1月に意見交換会を実施し、寄せられた意見を参考に計画を策定し公表した。

1 営業施設と監視指導

(1) 改正前食品衛生法第52条に規定する営業

※ 食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から営業許可制度が変更になった。

区分	施設数	許可件数		廃業	監視指導件数
		新規	更新		
令和4年度	4,085	3	-	1,061	992
令和5年度	3,026	-	-	1,059	687
(令和5年度内訳)					
飲食店営業					
旅館・ホテル	2	-	-	1	-
バー・キャバレー	62	-	-	26	2
一般飲食店	1,531	-	-	520	111
すし屋	42	-	-	19	37
そば屋	59	-	-	26	15
仕出し屋	51	-	-	13	13
弁当屋	135	-	-	43	80
そう菜店	125	-	-	41	53
コンビニエンスストア等	-	-	-	-	-
移動	※1	2	-	1	1
臨時	※2	3	-	23	3
許可ある集団給食	231	-	-	32	115
自動車	43	-	-	19	-
自動販売機	3	-	-	3	-
小計	2,289	-	-	767	430
喫茶店営業					
店舗	35	-	-	9	2
自動販売機	※3	79	-	49	3
自動車	2	-	-	-	-
小計	116	-	-	58	5
菓子製造業					
パン製造業	86	-	-	24	29
生菓子製造業	76	-	-	26	34
その他の菓子製造業	180	-	-	85	17
臨時	※2	2	-	7	1
自動車	11	-	-	4	-
小計	355	-	-	146	81
あん類製造業	1	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	33	-	-	13	5
乳製品製造業	-	-	-	1	-
乳類販売業					
専業	-	-	-	-	-
ショーケース売り	-	-	-	-	-
自動販売機	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-

(1) 改正前食品衛生法第52条に規定する営業(つづき)

区分	施設数	許可件数		廃業	監視指導件数
		新規	更新		
食肉処理業	22	-	-	4	19
食肉販売業					
店舗	84	-	-	21	39
自動車	-	-	-	-	-
小計	84	-	-	21	39
食肉製品製造業	1	-	-	1	1
魚介類販売業					
店舗	72	-	-	21	65
自動車	-	-	-	6	-
小計	72	-	-	27	65
魚肉練り製品製造業	1	-	-	1	4
食品の冷凍又は冷蔵業					
冷凍業	8	-	-	2	3
冷蔵業	1	-	-	-	-
小計	9	-	-	2	3
清涼飲料水製造業	1	-	-	-	1
食用油脂製造業	1	-	-	-	-
みそ製造業	1	-	-	-	1
ソース類製造業	-	-	-	1	-
酒類製造業	1	-	-	-	2
豆腐製造業	4	-	-	5	9
麵類製造業	7	-	-	1	8
そうざい製造業	25	-	-	11	13
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	-	-	-	1
添加物製造業	2	-	-	-	-

※4

※1 引車を用いて、たこやき、ラーメンなどを製造販売する店。

※2 縁日、祭礼の時ののみ営業できる店。

※3 コップにジュースなどをつぐ機械。

※4 食品衛生法に規定する営業のうち、次のものについては練馬区には該当施設がない。

乳処理業、特別牛乳さく取業、集乳業、魚介類競り売り営業、食品の放射線照射業、乳酸菌飲料製造業、冰雪製造業、冰雪販売業、マーガリン又はショートニング製造業、しょうゆ製造業、納豆製造業。

注：区分の営業種目に変更があった場合は、変更後の営業種目を「新規許可件数」に、変更前の営業種目を「廃業数」に計上している。

(1)-2 改正前練馬区食品衛生法施行規則に規定する営業等(再掲)

区分	施設数	報告件数	廃業	監視指導件数
生食扱用施設	飲食店営業	4	-	1
	食肉処理業	1	-	6
	食肉販売業	-	-	-
	給食施設	-	-	-

資料：生活衛生課

(2) 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(改正前食品衛生法等に規定する営業施設)

区分	ふぐ取扱所			
	施設数	報告件数	廃業	監視指導件数
令和4年度	22	1	7	27
令和5年度	14	-	8	28

資料：生活衛生課

(3) 食品衛生法第55条に規定する営業

※ 食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から営業許可制度が変更になった。

区分	施設数	許可件数		廃業	監視指導数
		新規	更新		
令和4年度	1,893	992	-	47	1,349
令和5年度	2,763	986	-	116	1,437
(令和5年度 内訳)					
飲食店営業					
一般飲食店	1,993	674	-	82	900
集団給食	146	48	-	8	85
自動車	96	36	-	2	36
簡易	2	-	-	-	-
移動	※1	-	-	-	-
臨時	※2	92	65	-	88
小計	2,329	823	-	92	1,109
調理機能を有する自動販売機	19	7	-	4	7
※3					
食肉販売業	52	17	-	3	30
魚介類販売業	54	17	-	2	50
食肉処理業					
一般	11	3	-	-	6
自動車	-	-	-	-	-
小計	11	3	-	-	6
菓子製造業	185	76	-	10	119
アイスクリーム類製造業	6	3	-	1	13
乳製品製造業	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	1	-	-	-	-
食肉製品製造業	3	1	-	-	4
水産製品製造業	2	-	-	-	2
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	2	-	-	-	3
酒類製造業	1	1	-	-	1
豆腐製造業	11	6	-	1	15
麵類製造業	9	2	-	-	8
そさい製造業	50	16	-	2	43
冷凍食品製造業	4	1	-	-	6
漬物製造業	9	3	-	1	8
密封包装食品製造業	9	7	-	-	9
食品の小分け業	6	3	-	-	4
添加物製造業	-	-	-	-	-
※4					

(3) 食品衛生法第55条に規定する営業(つづき)

- ※1 引車を用いて、たこやき、ラーメン、今川焼などを製造販売する店。
- ※2 縁日、祭礼の時のみ営業できる店。
- ※3 調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、または容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業。
- ※4 食品衛生法に規定する営業のうち、次のものについては練馬区には該当施設がない。
魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食品の放射線照射業、冰雪製造業、液卵製造業、納豆製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業。

(3)-2 練馬区食品衛生法施行規則に規定する営業等（再掲）

区分	施設数	報告件数	廃業	監視指導件数
生 食 用 食 肉 取 扱 施 設	飲食店営業	3	-	2
	食肉販売業	-	-	-
	食肉処理業	-	-	-
	その他	-	-	-

資料：生活衛生課

(4) 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（食品衛生法等に規定する営業施設）

区分	ふぐ取扱所			
	施設数	報告件数	廃業	監視指導件数
令和4年度	13	7	2	5
令和5年度	22	9	-	30

資料：生活衛生課

(5) 食品衛生法第57条に規定する営業等（営業届出業種、公衆衛生に与える影響が少ない営業）

※ 食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から新たに「営業届出業種」が創設された。

区分	施設数	届出件数	廃業	監視指導件数
令和4年度	2,488	388	227	378
令和5年度	2,671	383	200	307
(令和5年度 内訳)				
旧許可業種であった営業 ※1				
魚介類販売業 (包装)	83	2	22	4
食肉販売業 (包装)	104	2	32	7
乳類販売業	342	5	47	22
冰雪販売業	—	—	—	—
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	154	54	3	4
小計	683	63	104	37
販売業				
弁当販売業	29	5	4	1
野菜果物販売業	98	13	1	6
米穀類販売業	25	3	—	2
通信販売・訪問販売	5	—	—	—
コンビニエンスストア	238	28	21	4
百貨店、総合スーパー	147	11	6	72
自動販売機による販売業 ※2	117	33	11	3
その他食料・飲料販売業	750	152	24	42
小計	1,409	245	67	130
製造・加工業				
添加物製造・加工業 ※3	—	—	—	—
いわゆる健康食品の製造・加工業	5	1	—	—
コーヒー製造・加工業 ※4	37	15	1	2
農産保存食料品製造・加工業	7	2	—	—
調味料製造・加工業	22	6	1	—
糖類製造・加工業	—	—	—	—
精穀・製粉業	17	—	—	—
製茶業	6	2	1	—
海藻製造・加工業	4	—	—	—
卵選別包装業	1	—	—	—
その他食料品製造・加工業	52	20	3	2
小計	151	46	6	4
行商	11	1	1	—
集団給食施設	330	19	13	123
器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る。)	2	—	—	—
露店、仮設店舗等における飲食の 提供のうち、営業とみなされないもの	2	—	—	—
その他の営業届出業種	4	1	—	—
公衆衛生に与える影響が少ない営業	79	8	9	13

※1 食品衛生法の改正により、営業許可業種であったものが営業届出業種へ移行したもの。

※2 コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)および営業許可の対象となる自動販売機を除く。

※3 食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。

※4 コーヒー飲料の製造を除く。

資料：生活衛生課

(6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

食鳥処理の事業について、食鳥肉などに起因する衛生上の疾病の発生を防止することを目的に、衛生上の見地から必要な規制(許可、施設基準など)を行うとともに、食鳥の検査の制度を設けている。対象になる食鳥は、鶏・あひる・七面鳥などである。

区分	食鳥処理業				届出食肉販売業			
	施設数	報告件数	廃業	監視指導件数	施設数	報告件数	廃業	監視指導件数
令和4年度	7	-	1	3	1	-	-	-
令和5年度	6	-	1	2	1	-	-	1

資料：生活衛生課

(7) 一斉監視指導等

食中毒・苦情の起きやすい業種について毎年実施する事業と、単年度、突発的に生じた事態に対応するため実施した緊急監視がある(P53～56までの監視指導件数から一斉監視として実施した件数の再掲)。

実施内容	実施件数	実施内容	実施件数
令和4年度	2,511	菓子製造業(和生・洋生)	34
令和5年度	2,594	輸入かんきつ	2
(令和5年度内訳)		歳末	※1 886
縁日・行事等	535	各種製造業	※2 67
学校給食・保育園	149	買上げ検査	6
集団給食	119		
夏期対策	※1		
飲食店営業(焼肉店、居酒屋等)	750		
	46		

※1 食中毒多発期の夏期と、多種多様の食品が短期間に流通する年末において、厚生労働省、消費者庁および東京都の実施要領により一斉に実施される監視(再掲含む。)。

※2 「各種製造業」の一斉事業に、「豆腐製造業」、「漬物製造業」および「うざい製造業」等を含む。

資料：生活衛生課

2 検査

(1) 事業計画による検査
一斉監視指導の一環として行われる検査

① 食品などの検査

1) 一斉事業別

区分	細菌学的検査		理化学的検査	
	検体数	基準外※1	検体数	基準外※1
令和4年度	454	-	125	1
令和5年度	446	-	116	1
(令和5年度 内訳)				
区立学校	89	-	-	-
区立保育園	60	-	-	-
その他の集団給食	101	-	-	-
弁当・仕出し	66	-	-	-
各種製造業※2	67	-	49	-
アイスクリーム類	9	-	-	-
菓子製造業(和生)	19	-	-	-
菓子製造業(洋生)	10	-	-	-
スープ一	25	-	38	1
その他	-	-	29	-

2) 食品种類別 (1) 一斉事業別の再掲)

区分	細菌学的検査		理化学的検査	
	検体数	基準外※1	検体数	基準外※1
令和4年度	454	-	125	1
令和5年度	446	-	116	1
(令和5年度 内訳)				
豆腐	13	-	-	-
弁当類	47	-	-	-
そうざい類	291	-	19	-
魚介類および加工品	1	-	3	-
肉および加工品	8	-	2	-
乳および加工品	10	-	1	-
卵および加工品	2	-	2	-
冷凍食品	9	-	25	-
めん類	7	-	11	-
野菜・果物類	-	-	12	-
漬物	20	-	19	-
菓子類	33	-	11	1
清涼飲料水	2	-	2	-
上記以外	3	-	9	-

※1 「基準外」は食品衛生法違反や食品表示法違反などによる。

※2 「各種製造業」の一斉事業に、「豆腐製造業」、「漬物製造業」および「そうざい製造業」等を含む。

② 簡易検査など

一斉監視などの際に現場で簡易にできる検査を実施し、衛生教育などに役立てた。

1) 検査数

区分	総数	食品等	器具類	手指等
令和4年度	514	13	183	318
令和5年度	330	16	127	187
(令和5年度 内訳)				
検査項目				
大腸菌群	284	10	124	150
黄色ブドウ球菌	28	—	—	28
油の酸化	6	6	—	—
ATP拭き取り検査	12	—	3	9

2) 検査実施施設数

区分	令和4年度	令和5年度
実施施設数	302	196

資料：生活衛生課

② 食中毒・違反および苦情に伴う検査

原因施設が区内にあるもの、または原因施設は不明であるが当区で処理したもの。

区分	総数	食品	ふん便	拭き取り	その他
令和4年度	219	42	137	10	30
令和5年度	424	31	287	76	30
(令和5年度 内訳)					
細菌学的検査	240	20	146	50	24
理化学的検査	3	—	—	—	3
ウイルス検査	172	11	134	26	1
寄生虫検査	9	—	7	—	2

注：検査は、東京都健康安全研究センターおよび民間登録検査機関で実施。

資料：生活衛生課

3 食中毒

(1) 食中毒発生状況

発生年月日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数
令和5年8月24日	飲食店営業	当該施設が提供した弁当	サルモネラ	9
令和6年1月2日	飲食店営業	当該施設で提供された食事	ノロウイルス	81
令和6年3月28日	飲食店営業	当該施設で提供された寿司	クドア・セブテンブンクータ	18

資料：生活衛生課

(2) 食中毒関連調査

原因施設が区外にあって、患者が区内に居住するため調査を依頼されたものおよび患者が区外に居住し、関係施設が区内にあるため調査を依頼されたもの。

年度	調査件数	調査対象人数	関係施設数	患者数
令和4年度	28	39	9	25
令和5年度	52	100	19	66

資料：生活衛生課

(3) 感染症関連調査

初動調査などで食品関係の調査を行ったもの。

年 度	調 査 件 数	調 査 対 象 人 数	関 係 施 設 数	患 者 数
令 和 4 年 度	27	24	8	21
令 和 5 年 度	23	21	21	21

資料：生活衛生課

4 行政処分

食品衛生法などに基づき、食中毒の発生、違反食品製造・販売などの場合に、当該営業者に対して必要な行政処分を行っている。

処 分 年 月 日	処 分 対 象	処 分 内 容	処 分 理 由
令和5年9月4日	飲食店営業	営業停止（3日間）、取扱改善命令	食品衛生法第6条第3号違反
令和6年1月12日	飲食店営業	営業停止（3日間）	食品衛生法第6条第3号違反

資料：生活衛生課

(1) 違反または不良食品などの調査

原因施設が区外にあって、他自治体に調査を依頼したものおよび関係施設が区内にあるため、他自治体から調査の依頼を受けたもの。

区 分	他自治体からの 調査依頼	他自治体への 調査依頼
令 和 4 年 度	20	10
令 和 5 年 度	29	7

資料：生活衛生課

5 食品等のリコール情報届出制度

食品等に関わる事業者が食品等の自主回収（リコール）を行った場合、食品衛生法および食品表示法に基づき、リコール情報を行政に届け出ることが義務となっている。

区分	件数		主な回収理由
	食品衛生法	食品表示法	
令和4年度	-	7	保存方法、賞味期限の誤記載、アレルギー表示の欠落
令和5年度	1	16	添加物の使用基準違反 賞味期限表示の誤記載、アレルギー表示の欠落

※ 食品衛生法および食品表示法の改正に伴い、令和5年度より届出件数を掲載。

資料：生活衛生課

6 食品衛生の啓発活動

(1) 講習会

食品関係営業者、消費者への衛生教育および啓発活動を実施している（その他は学生実習など）。

区 分	総 数		営 業 者		消 費 者		そ の 他	
	回 数	受講者数	回 数	受講者数	回 数	受講者数	回 数	受講者数
令 和 4 年 度	33	1, 540	28	1, 457	2	40	3	43
令 和 5 年 度	41	1, 648	29	1, 326	8	265	4	57

資料：生活衛生課

(2) 情報誌の発行

ねりま食品衛生だより

区 分	回 数	総 発 行 数
令 和 4 年 度	3	19, 000
令 和 5 年 度	4	25, 000

資料：生活衛生課

(3) 衛生展など

開催日	開催名
令和5年5月14日	照姫まつり
令和5年5月31日～令和5年6月7日	消費生活パネル展
令和5年8月1日～令和5年8月30日	食品衛生月間パネル展示
令和5年10月15日	練馬まつり
令和5年10月28日	練馬区食の安全・安心講演会
令和5年11月11日	消費生活展ねりま2023
令和5年12月15日～令和6年1月22日	食中毒予防パネル展示
令和6年3月9日	練馬区食品衛生ミニ講座

資料：生活衛生課

7 苦情処理

区民等から届けられた食品や食品添加物などに対する苦情を調査し、営業者および消費者への衛生指導、措置を行っている。食品等に関する苦情が87件(苦情要因別延べ件数は99件)寄せられた。

区分	総数 ※	異物混入	腐敗・変敗	カビの発生	異味・異臭	変色	変質	食品・取器扱いの	従事者	表示	有症	施設・設備	その他
令和4年度	111	16	1	2	4	1	-	15	5	6	31	19	11
令和5年度	99	18	2	3	5	1	2	9	6	6	32	8	7

※ 事案によっては、複数の要因があるため、再掲を含む。

資料：生活衛生課

8 食の安全に関する相談

住民・営業者からの食の安全に関する相談を受付け、指導を行っている。

区分	総数	営業許可	表示	規格・基準	食中毒	残留農薬	輸入食品	添加物	新規開発食品	食用可・不可	マスコミに関する可疑に義	マスコミ報道事に項	その他
令和4年度	6,839	3,742	302	116	165	8	60	23	2	20	2	2,399	
令和5年度	8,718	4,515	366	166	224	31	81	48	-	82	1	3,204	

資料：生活衛生課

9 調理師・製菓衛生師の免許取扱件数

調理師・製菓衛生師免許の申請受付、交付などの経由事務を行っている。

区分	調理師免許		製菓衛生師免許	
	申請数	書き換え・再交付数	申請数	書き換え・再交付数
令和4年度	162	38	11	2
令和5年度	129	37	11	1

注：書き換え・再交付の中には、名簿訂正18件を含む。

資料：生活衛生課

獣医・家畜衛生

1 犬・猫などペット動物の愛護・管理

「狂犬病予防法」に基づき、飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付業務を行っている。
また、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物の正しい飼い方の啓発を行っている。

(1) 飼い犬の登録および狂犬病予防注射済票の交付

区分	登録数等					狂犬病予防注射
	登録頭数	新規登録数	転入	転出	死亡等	
令和4年度	25,977	1,909	924	670	1,693	19,155
令和5年度	25,809	1,722	1,248	712	2,426	19,318

注：転入および転出の数値については、区内での転居を含まない。

資料：生活衛生課

(2) こう傷事故

こう傷事故が発生し、飼い主から「事故発生届出書」が提出された場合は、獣医師による狂犬病の検診を指示している。飼い主不明の犬で捕獲されたものについては、東京都動物愛護相談センターで検診を実施している。

区分	こう傷事故	登録犬		未登録犬		飼い主不明犬	けい留		こう傷被害者
		注射済犬	未注射犬	注射済犬	未注射犬		有	無	
令和4年度	24	17	2	-	-	5	15	9	24
令和5年度	27	14	8	1	-	4	19	8	27

資料：生活衛生課

(3) ペットに関する苦情

犬についての苦情の主なものは、ふん尿の不始末、鳴き声に関するものである。

猫については、ふん、飼い主のいない猫へのえさやりに関する苦情が多い。

区分	犬						猫					
	総数	野犬・放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	総数	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	
令和4年度	142	20	53	3	48	18	74	25	-	2	47	
令和5年度	122	9	34	15	51	13	71	33	11	3	24	

資料：生活衛生課

(4) ペット相談

ペットに関する相談を練馬区獣医師会に委託し、練馬区役所および集合注射会場で行っている。

区分	令和4年度	令和5年度
ペット相談件数	123	129

資料：生活衛生課

(5) 飼い猫の去勢・不妊手術費の一部助成

飼い猫の去勢・不妊手術をする場合、オスは1,500円、メスは3,000円を助成している。

区分	手術総数	オス	メス
令和4年度	639	277	362
令和5年度	463	186	277

資料：生活衛生課

(6) 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫による被害を減らし地域環境を改善するために、地域で飼い主のいない猫対策を行うグループを「練馬区地域猫推進ボランティアグループ」として登録し、去勢・不妊手術費用の助成（オス5,000円、メス10,000円）や、猫捕獲ケージの貸出し、町会等との調整等の支援を行っている（平成21年6月事業開始）。

区分	登録グループ数
令和4年度	63
令和5年度	61

資料：生活衛生課

区分	手術総数	オス	メス
令和4年度	206	102	104
令和5年度	137	62	75

資料：生活衛生課

2 家畜衛生

動物の飼育、または収容施設の許可事務、およびこれらの施設に対する監視指導を実施している。畜舎・家きん舎などの施設により発生する苦情を調査し、当該施設を指導している。

区分	令和4年度		令和5年度	
	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
総 数	5	-	5	-
畜 舎				
牛 舎	1	-	1	-
豚 舎	-	-	-	-
犬 舎	3	-	3	-
家 き ん 舎	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
化製場または死亡獣畜取扱場	-	-	-	-
動 物 質 原 料 運 搬 業	1	-	1	-

資料：生活衛生課

そ 族 • 害 虫 駆 除

衛生的で快適な生活環境を確保するため、ねずみや害虫の相談・防除指導を行っている。

スズメバチやユスリカなどは、次のとおり委託業者による対策を行っている。スズメバチは巣が目視できて、駆除作業に支障がない高さにある巣を撤去している。ユスリカは、生息数が減少する夏季を除いて河川の水際などに産みつけられた卵塊を、高圧水流で除去している。蚊は、公道上の雨水ますに「羽化抑制剤」を投入し、環境に負担をかけない方法で蚊の発生を抑制している。また、害虫の発生しやすい期間（5月～11月）に専門知識が豊富な業者による害虫相談ダイヤルの開設、および専門の講師による「害虫等の講習会」を開催している。（害虫等講習会については、令和5年度は4年振りに対面形式で開催し、オンラインでも同時配信した。）

ねずみに関しては、電話相談および窓口では殺そ剤(夏季は中止)や粘着板を提供している。冬季には希望した町会・自治会に殺そ剤を配布して、地域における一斉駆除を促進している。

1 苦情・相談数

区分	総数	衛生害虫等			樹木害虫	
		蚊	ハエ	その他	ドクガ	その他の樹木害虫
令和4年度	2,245	25	4	30	23	7
令和5年度	2,012	22	3	39	13	6
区分		ハチ			その他の不快害虫等	
令和4年度	939	スズメバチ	ミツバチ	アシナガバチ他	ユスリカ	ねずみ
		25	509	3	3	45
令和5年度	650	26	483	14	44	660
						103
						52

資料：生活衛生課

2 害虫駆除対策実施状況

苦情・相談の状況により駆除などを行っている。

区分	ボウフラ駆除(延箇所数)	ユスリカ駆除(延箇所数)	ハチ駆除(除去巣数)	
	羽化抑制剤投入	卵塊除去	スズメバチ	アシナガバチ他
令和4年度	3,117		108	635
令和5年度	3,774		124	446
				84

資料：生活衛生課

3 そ族防除対策実施状況

(1) 駆除用品見本配布

区分	ねずみ駆除	
	殺そ剤(袋)	粘着板(枚)
令和4年度	5,465	70
令和5年度	5,211	87

資料：生活衛生課

(2) 普及啓発講習会

区分	害虫等の講習会	
	参加人数	
令和4年度	1回(オンライン)	20人
令和5年度	1回(対面※)	57人

資料：生活衛生課 ※オンライン同時配信あり。参加人数にはオンライン受講者数を含む。

4 水害時対策実施状況

区分	水害時消毒	
	発生回数	軒数
令和4年度	-	-
令和5年度	-	-

資料：生活衛生課

V 保 健 衛 生

成 人 体 系

生活習慣病予防	1 区民健康診査 (P80) <ul style="list-style-type: none"> (1) 30歳代健康診査 (P80) (2) 国民健康保険特定健康診査 (P80) (3) 医療保険未加入者健康診査 (P81) (4) 75歳健康診査 (P81) (5) 後期高齢者健康診査 (P82) 2 保健指導 (P82) <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険特定保健指導 (P82) (2) 医療保険未加入者保健指導 (P83) 3 一般胸部エックス線検査 (P83) <ul style="list-style-type: none"> 3-2 一般胸部エックス線検査精密検査 結果把握 (P84) 4 肝炎ウイルス検査 (P85) <ul style="list-style-type: none"> 5 骨粗しょう症検査 (P85) 	6 がん検診 (P86) <ul style="list-style-type: none"> (1) 胃がん検診 (P86) (2) 子宮がん検診 (P87) (3) 乳がん検診 (P87) (4) 肺がん検診 (P88) (5) 大腸がん検診 (P88) (6) 前立腺がん検診 (P89) 6-2 精密検査結果 (P89) <ul style="list-style-type: none"> (1) 胃がん検診 (P89) (2) 子宮がん検診 (P90) (3) 乳がん検診 (P90) (4) 肺がん検診 (P91) (5) 大腸がん検診 (P91) (6) 前立腺がん検診 (P92) 7 成人歯科健康診査 (P92) <ul style="list-style-type: none"> 8 長寿すこやか歯科健診 (P93) 9 眼科 (緑内障等) 健康診査 (P93)
健康づくり	1 健康教育 (P94) <ul style="list-style-type: none"> (1) 成人の健康づくり事業 (P94) (2) 母子保健事業を活用した健康づくり事業 (P94) (3) 女性の健康づくり事業 (P94) (4) がん予防啓発事業 (P95) (5) たばこの健康影響普及啓発事業 (P96) (6) 禁煙支援事業 (P96) (7) 受動喫煙防止推進事業 (P96) 2 健康相談 (P97) <ul style="list-style-type: none"> 3 健康づくり事業 (P97) <ul style="list-style-type: none"> (1) 「練馬区健康いきいき体操」普及事業 (P97) (2) 健康づくりのための講習会 (P97) 4 健康づくりボランティア育成事業 (P97) 5 練馬区健康体操普及会支援事業 (P98) 6 健康イベント (P98) 	7 働く世代応援プロジェクト (P98) <ul style="list-style-type: none"> (1) 出張健康づくりセミナー (P98) (2) 練馬健康管理アプリ 「ねりまちでくてくサプリ」 (P98) (3) 健康インセンティブ事業 (P99)
地域支援事業	1 「ねりま ゆる×らく体操」普及事業 (P100) <ul style="list-style-type: none"> 2 すこやか健口教室 (P100) 3 「ねりま お口すっきり体操」普及事業 (P100) 	
難病患者等支援	1 難病等医療費助成申請者数 (P102) <ul style="list-style-type: none"> 2 難病等患者支援 (P110) <ul style="list-style-type: none"> (1) 難病等患者への療養支援 (P110) (2) 関係者連絡会 (P110) (3) 難病講演会 (P110) (4) 人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業 (P111) 3 東京都の難病事業との連携 (P111) <ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅難病患者医療機器貸与事業 (P111) (2) 在宅難病患者訪問診療事業 (P111) 4 B型・C型ウィルス肝炎治療医療助成制度 (P111) 5 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 (P111) 6 骨髄等提供者支援事業 (P111) 	

生 活 習 慣 病 予 防

現在、死亡原因のなかで大きな割合を占める悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病は、特に働き盛りの成年期以降に多発している。区では、これらの疾患を予防し、区民の健康の保持増進を図るため、健康増進法などに基づく各種の保健事業を実施している。(健康増進法などが定める対象年齢以外の者についても、区独自で対象年齢を引き下げて各種健診を実施している。)

1 区民健康診査

(1) 30歳代健康診査

30歳～39歳の区民を対象とした30歳代健康診査を、5月～1月に健康診査室と練馬区医師会医療健診センターで実施した。問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査を行った。

(令和5年度)

区分	受診者数	(再掲) 休日 受診者数	医師の判定	
			異常なし	所見あり
総数	5,494	899	390	5,104
(5年度内訳)				
男性	1,869	385	132	1,737
女性	3,625	514	258	3,367

資料：健康推進課

(2) 国民健康保険特定健康診査

40歳～74歳の練馬区国民健康保険加入の区民を対象とした特定健康診査を、5月～11月に協力医療機関、健康診査室および練馬区医師会医療健診センターで実施した。問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、一般胸部エックス線検査(肺がん検診受診者は除く。)を行った。

区分	対象者数	受診者数	実施率	特定保健指導	
				動機付け支援 対象者	積極的支援 対象者
令和4年度	81,681	34,754	42.5%	2,918	1,266
令和5年度	78,694	32,683	41.5%	2,725	1,276

注：上記は、法定報告値データ。令和5年度は未確定値(令和6年6月27日現在)、令和4年度は確定値。

資料：東京都国民健康保険団体連合会「特定健診等データ管理システム」

(3) 医療保険未加入者健康診査

40歳以上の医療保険未加入の区民を対象とした医療保険未加入者健康診査を、5月～11月に協力医療機関で実施した。問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、一般胸部エックス線検査（肺がん検診受診者は除く。）を行った。

(令和5年度)

区分	受診者数	医師の判定		保健指導	
		異常なし	所見あり	動機付け支援対象者	積極的支援対象者
総 数	3,718	88	3,630	147	125
(5年度内訳)					
40～49歳	247	12	235	26	40
50～59歳	584	33	551	36	61
60～69歳	638	16	622	32	24
70～74歳	542	8	534	53	—
75歳以上	1,707	19	1,688	—	—
男性	1,721	35	1,686	88	79
40～49歳	125	6	119	17	25
50～59歳	276	15	261	18	39
60～69歳	355	7	348	24	15
70～74歳	299	5	294	29	—
75歳以上	666	2	664	—	—
女性	1,997	53	1,944	59	46
40～49歳	122	6	116	9	15
50～59歳	308	18	290	18	22
60～69歳	283	9	274	8	9
70～74歳	243	3	240	24	—
75歳以上	1,041	17	1,024	—	—

資料：健康推進課

(4) 75歳健康診査

令和5年度末に75歳になる区民を対象とした75歳健康診査を、5月～11月に協力医療機関で実施した。問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、一般胸部エックス線検査（肺がん検診受診者は除く。）を行った。

(令和5年度)

区分	受診者数	医師の判定	
		異常なし	所見あり
総 数	3,560	76	3,484
(5年度内訳)			
男性	1,451	21	1,430
女性	2,109	55	2,054

資料：健康推進課

(5) 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度に加入している区民（75歳健康診査対象者を除く。）を対象とした後期高齢者健康診査を、5月～11月に協力医療機関で実施した。問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、一般胸部エックス線検査（肺がん検診受診者は除く。）を行った。

(令和5年度)

区分	受診者数	医師の判定	
		異常なし	所見あり
総数	42,574	650	41,924
(5年度内訳)			
65～74歳	47	2	45
76歳以上	42,527	648	41,879
男性	15,878	230	15,648
65～74歳	31	1	30
76歳以上	15,847	229	15,618
女性	26,696	420	26,276
65～74歳	16	1	15
76歳以上	26,680	419	26,261

資料：健康推進課

2 保健指導

(1) 国民健康保険特定保健指導

40歳～74歳の練馬区国民健康保険加入の区民を対象とした特定健康診査の結果、生活習慣の改善の必要がある者に対し、特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）を実施している。

(令和5年度)

区分	対象者数	利用者数	終了者数	実施率
総数	4,001	678	359	9.0%
(5年度内訳)				
動機付け支援	2,725	385	217	8.0%
積極的支援	1,276	293	142	11.1%

注：上記は、法定報告値データであり、未確定値（令和6年6月27日現在）

注：実施率は、「終了者数／対象者数」

資料：東京都国民健康保険団体連合会「特定健診等データ管理システム」

(2) 医療保険未加入者保健指導

医療保険未加入者健康診査の結果、40歳～74歳の生活習慣の改善の必要がある者に対し、特定保健指導に準ずる方法により、保健指導を実施している。

(令和5年度)

区分	対象者数	利用者数	終了者数	実施率
総数	272	7	5	1.8%
(5年度内訳)				
動機付け支援	147	4	2	1.4%
積極的支援	125	3	3	2.4%

注：実施率は、「終了者数／対象者数」

資料：健康推進課

3 一般胸部エックス線検査

従来、65歳以上の区民を対象に健康診査として実施していた胸部エックス線検査を、24年度より40歳以上の区民を対象に、健康診査と同時に受診する一般胸部エックス線検査として実施した（ただし、肺がん検診受診者は除く。）。

区分	受診者数	判定			
		異常なし	経過観察	要医療	要精密検査
令和4年度	66,078	43,620	20,506	301	1,651
令和5年度	62,154	40,667	19,611	187	1,689
(5年度内訳)					
40～49歳	1,921	1,769	130	3	19
50～59歳	3,905	3,380	462	9	54
60～69歳	8,445	6,649	1,565	22	209
70歳以上	47,883	28,869	17,454	153	1,407
男性	23,838	15,694	7,322	95	727
40～49歳	861	785	64	3	9
50～59歳	1,804	1,544	229	3	28
60～69歳	3,377	2,614	657	11	95
70歳以上	17,796	10,751	6,372	78	595
女性	38,316	24,973	12,289	92	962
40～49歳	1,060	984	66	—	10
50～59歳	2,101	1,836	233	6	26
60～69歳	5,068	4,035	908	11	114
70歳以上	30,087	18,118	11,082	75	812

資料：健康推進課

3-2 一般胸部エックス線検査精密検査結果把握

区が実施した一般胸部エックス線検査の結果、精密検査が必要と判定された区民の精密検査結果を集計した。

集計は、令和5年度に各医療機関から報告された結果（4年度分）を取りまとめたものである。

区は把握した精密検査結果を用いて、一般胸部エックス線検査の精度管理を推進する。

注：精検受診者…健診実施医療機関より精密検査結果の報告があったもの。

精検未受診者…要精検者が精密検査に行かなかったことが判明しているもの。

未把握者…精密検査受診の有無がわからないものおよび精密検査結果がわからないもの。

区分	受診者数	要精検者	精検受診者数	疾患あり	精検未受診者数	未把握者数
令和3年度	64,275	1,555	886	727	395	274
令和4年度	66,078	1,651	771	736	337	543
(4年度内訳)						
40～49歳	2,271	30	12	12	2	16
50～59歳	4,209	67	27	24	2	38
60～69歳	9,236	167	53	75	14	100
70歳以上	50,362	1,387	679	625	319	389
男性	25,515	729	324	324	141	264
40～49歳	1,039	14	6	6	-	8
50～59歳	1,914	32	13	10	2	17
60～69歳	3,698	85	30	41	7	48
70歳以上	18,864	598	275	267	132	191
女性	40,563	922	447	412	196	279
40～49歳	1,232	16	6	6	2	8
50～59歳	2,295	35	14	14	-	21
60～69歳	5,538	82	23	34	7	52
70歳以上	31,498	789	404	358	187	198

資料：健康推進課

4 肝炎ウイルス検診

30歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診したことのない区民のうち、希望する者を対象に健康診査と同時、または単独で実施した。検査内容は、B型・C型肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査およびHCV抗体検査)であり、HCV抗体検査にて中・低力価の場合は、HCV-RNA検査を実施している。

区分	受診者数	B型肝炎		C型肝炎				
				要精検(注)		異常なし(注)		
		要精検	異常なし	①	②	③	④	⑤
令和4年度	7,735	48	7,687	13	12	20	7,690	-
令和5年度	7,049	36	7,013	6	14	20	7,009	-
(5年度内訳)								
30～39歳	2,655	2	2,653	-	1	-	2,654	-
40～49歳	592	2	590	-	-	-	592	-
50～59歳	700	8	692	-	-	2	698	-
60～69歳	1,112	8	1,104	1	2	4	1,105	-
70歳以上	1,990	16	1,974	5	11	14	1,960	-
男性	2,861	14	2,847	2	7	9	2,843	-
30～39歳	947	-	947	-	-	-	947	-
40～49歳	282	1	281	-	-	-	282	-
50～59歳	306	3	303	-	-	1	305	-
60～69歳	511	3	508	1	2	2	506	-
70歳以上	815	7	808	1	5	6	803	-
女性	4,188	22	4,166	4	7	11	4,166	-
30～39歳	1,708	2	1,706	-	1	-	1,707	-
40～49歳	310	1	309	-	-	-	310	-
50～59歳	394	5	389	-	-	1	393	-
60～69歳	601	5	596	-	-	2	599	-
70歳以上	1,175	9	1,166	4	6	8	1,157	-

注：C型肝炎の判定区分について

① HCV抗体高力価

② HCV抗体中・低力価+HCV-RNA陽性

③ HCV抗体中・低力価+HCV-RNA陰性

④ HCV抗体陰性

⑤ HCV抗体の検出陰性（区では省略）

資料：健康推進課

5 骨粗しょう症検診

40・45・50・55・60・65・70歳の女性区民を対象に、5～3月に協力医療機関で実施した。問診・身体測定・骨量測定を行った。要指導の判定者には、骨粗しょう症予防教室（P95）を案内している。

区分	受診者数	判定		
		異常なし	要指導	要精検
令和4年度	6,284	2,629	1,670	1,985
令和5年度	4,262	1,697	1,106	1,459
(5年度内訳)				
40歳	275	196	47	32
45歳	376	260	77	39
50歳	642	424	140	78
55歳	828	356	227	245
60歳	822	239	250	333
65歳	751	137	230	384
70歳	568	85	135	348

資料：健康推進課

6がん検診

(1) 胃がん検診

① 胃部エックス線検査

40歳以上の区民を対象に、4月～3月に練馬区医師会に委託して胃部エックス線検査を行った。
なお、検診は健康診査室および練馬区医師会医療健診センターで実施した。

区分	胃部エックス線検査			
	受診者数	(再掲) 休日受診者	判定	
令和4年度	5,393	1,226	5,058	335
令和5年度	6,613	1,288	6,168	445
(5年度内訳)				
40～49歳	2,766	573	2,639	127
50～59歳	1,354	292	1,283	71
60～69歳	1,192	203	1,088	104
70歳以上	1,301	220	1,158	143
男性	3,132	615	2,865	267
40～49歳	1,170	264	1,101	69
50～59歳	611	141	575	36
60～69歳	596	100	537	59
70歳以上	755	110	652	103
女性	3,481	673	3,303	178
40～49歳	1,596	309	1,538	58
50～59歳	743	151	708	35
60～69歳	596	103	551	45
70歳以上	546	110	506	40

資料：健康推進課

② 胃内視鏡検査

50歳以上偶数年齢の区民を対象に、4月～3月に練馬区医師会に委託して胃内視鏡検査を行った。
なお、検診は協力医療機関および練馬区医師会医療健診センターで実施した。

区分	胃内視鏡検査		
	受診者数	判定	
令和4年度	7,306	7,172	134
令和5年度	10,595	10,409	186
(5年度内訳)			
50～59歳	2,934	2,909	25
60～69歳	3,176	3,126	50
70歳以上	4,485	4,374	111
男性	4,600	4,497	103
50～59歳	1,080	1,069	11
60～69歳	1,411	1,382	29
70歳以上	2,109	2,046	63
女性	5,995	5,912	83
50～59歳	1,854	1,840	14
60～69歳	1,765	1,744	21
70歳以上	2,376	2,328	48

資料：健康推進課

(2) 子宮がん検診

20歳以上で前年度未受診の女性を対象に、4月～3月に子宮頸がん・体がん検診を協力医療機関で実施した。

区分	頸がん検診(注)											
	受診者数	判定										
		NILM	ASC-US	ASC-H	LSIL	HSIL	SCC	AGC	AIS	Adeno*	other	
令和4年度	18,271	17,951	104	25	89	51	5	22	2	1	-	21
令和5年度	20,877	20,530	129	25	99	49	5	16	2	2	1	19
(5年度内訳)												
20～29歳	2,923	2,852	30	3	30	6	-	1	-	-	-	1
30～39歳	4,245	4,147	35	1	40	19	1	-	1	-	-	1
40～49歳	4,221	4,149	35	5	17	10	1	4	-	-	-	-
50～59歳	4,459	4,403	18	7	10	5	1	7	-	-	-	8
60～69歳	2,756	2,721	8	7	2	7	1	2	1	1	1	5
70歳以上	2,273	2,258	3	2	-	2	1	2	-	1	-	4

*Adenocarcinoma

区分	体がん検診				
	受診者数	判定			
		陰性	疑陽性	陽性	不
令和4年度	4,338	4,123	55	7	153
令和5年度	4,530	4,344	51	9	126
(5年度内訳)					
20～29歳	54	53	-	-	1
30～39歳	279	268	2	-	9
40～49歳	1,165	1,118	21	2	24
50～59歳	1,788	1,726	15	1	46
60～69歳	828	788	8	2	30
70歳以上	416	391	5	4	16

注：子宮頸がんの判定区分について

NILM……異常なし ASC-US～不能……要精検

資料：健康推進課

(3) 乳がん検診

40歳以上で前年度未受診の女性を対象に、4月～3月に練馬区医師会に委託して問診・視触診・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査を行った。なお、検診は協力医療機関および練馬区医師会医療健診センターで実施した。

区分	受診者数	判定	
		異常なし	要精検
令和4年度	13,379	12,486	893
令和5年度	16,659	15,620	1,039
(5年度内訳)			
40～49歳	4,465	4,071	394
50～59歳	5,017	4,732	285
60～69歳	3,583	3,393	190
70歳以上	3,594	3,424	170

資料：健康推進課

(4) 肺がん検診

40歳以上の区民を対象に、5月～3月に練馬区医師会に委託して胸部エックス線検査と喀痰細胞検査(YM式)を行った。なお、検診は協力医療機関、健康診査室および練馬区医師会医療健診センターで実施した。

区分	胸部エックス線			喀痰細胞診		
	受診者数	判定		受診者数	判定	
		異常なし	要精検		異常なし	要精検
令和4年度	22,071	21,461	610	914	912	2
令和5年度	24,989	24,211	778	921	918	3
(5年度内訳)						
40～49歳	4,062	4,007	55	—	—	—
50～59歳	4,747	4,637	110	157	157	—
60～69歳	5,356	5,177	179	280	280	—
70歳以上	10,824	10,390	434	484	481	3
男性	10,921	10,507	414	784	781	3
40～49歳	1,646	1,616	30	—	—	—
50～59歳	1,976	1,917	59	125	125	—
60～69歳	2,404	2,301	103	235	235	—
70歳以上	4,895	4,673	222	424	421	3
女性	14,068	13,704	364	137	137	—
40～49歳	2,416	2,391	25	—	—	—
50～59歳	2,771	2,720	51	32	32	—
60～69歳	2,952	2,876	76	45	45	—
70歳以上	5,929	5,717	212	60	60	—

資料：健康推進課

(5) 大腸がん検診

40歳以上の区民を対象に、5月～3月に健康診査と同時、または単独で実施した。検査方法はラテックス凝集法による便潜血反応検査(2日法)である。

区分	受診者数	判定	
		異常なし	要精検
令和4年度	52,816	48,900	3,916
令和5年度	48,703	45,312	3,391
(5年度内訳)			
40～49歳	4,184	3,990	194
50～59歳	6,790	6,449	341
60～69歳	9,997	9,436	561
70歳以上	27,732	25,437	2,295
男性	19,028	17,386	1,642
40～49歳	1,625	1,538	87
50～59歳	2,682	2,519	163
60～69歳	3,881	3,579	302
70歳以上	10,840	9,750	1,090
女性	29,675	27,926	1,749
40～49歳	2,559	2,452	107
50～59歳	4,108	3,930	178
60～69歳	6,116	5,857	259
70歳以上	16,892	15,687	1,205

資料：健康推進課

(6) 前立腺がん検診

60歳と65歳の男性を対象に、5月～3月に健康診査と同時、または単独で実施した。

区分	受診者数	判定	
		異常なし	要精検
令和4年度	708	659	49
令和5年度	736	676	60
(5年度内訳)			
60歳	333	314	19
65歳	403	362	41

資料：健康推進課

6-2 精密検査結果

区が実施したがん検診の結果、精密検査が必要と判定された区民の精密検査結果を集計した。

集計は、令和5年度に各医療機関から報告された結果（4年度分）に基づき、追跡調査を実施の上、取りまとめたものである。

区は把握した精密検査結果を用いて、がん検診の精度管理を推進する。

注：精検受診者…精密検査実施機関より精密検査結果の報告があったもの。

精検未受診者…要精検者が精密検査を行かなかつたことが判明しているもの。

未把握者…精密検査受診の有無がわからないものおよび精密検査結果がわからないもの。

(1) 胃がん検診

① 胃部エックス線検査

区分	受診者数	要精検者	精検受診者数	がんであった者	精検未受診者数	未把握者数
令和3年度	8,796	733	594	12	28	111
令和4年度	5,393	335	277	2	2	56
(4年度内訳)						
40～49歳	1,955	78	62	—	—	16
50～59歳	1,145	58	45	—	—	13
60～69歳	1,056	74	60	1	2	12
70歳以上	1,237	125	110	1	—	15
男性	2,516	195	152	1	1	42
40～49歳	796	37	29	—	—	8
50～59歳	516	37	26	—	—	11
60～69歳	508	45	33	1	1	11
70歳以上	696	76	64	—	—	12
女性	2,877	140	125	1	1	14
40～49歳	1,159	41	33	—	—	8
50～59歳	629	21	19	—	—	2
60～69歳	548	29	27	—	1	1
70歳以上	541	49	46	1	—	3

資料：健康推進課

② 胃内視鏡検査

区分	受診者数	要精検者	精検受診者数	がんであつた者	精検未受診者数	未把握者数
令和3年度	6,890	127	101	16	4	22
令和4年度	7,306	134	106	10	1	27
(4年度内訳)						
50～59歳	2,162	26	20	1	—	6
60～69歳	2,154	31	26	—	—	5
70歳以上	2,990	77	60	9	1	16
男性	3,042	76	62	6	—	14
50～59歳	742	15	11	—	—	4
60～69歳	908	14	13	—	—	1
70歳以上	1,392	47	38	6	—	9
女性	4,264	58	44	4	1	13
50～59歳	1,420	11	9	1	—	2
60～69歳	1,246	17	13	—	—	4
70歳以上	1,598	30	22	3	1	7

資料：健康推進課

(2) 子宮がん検診

区分	子宮頸部					
	受診者数	要精検者	精検受診者数	がんであつた者	精検未受診者数	未把握者数
令和3年度	18,177	311	261	5	2	48
令和4年度	18,271	320	245	7	6	69
(4年度内訳)						
20～29歳	3,101	88	74	—	—	14
30～39歳	3,394	71	58	1	—	13
40～49歳	4,013	70	56	2	1	13
50～59歳	3,851	58	38	2	4	16
60～69歳	2,182	17	9	1	1	7
70歳以上	1,730	16	10	1	—	6
区分	子宮体部					
	受診者数	要精検者	精検受診者数	がんであつた者	精検未受診者数	未把握者数
令和3年度	4,537	129	104	12	4	21
令和4年度	4,338	62	42	8	2	18
(4年度内訳)						
20～29歳	77	—	—	—	—	—
30～39歳	292	2	—	—	—	2
40～49歳	1,339	12	9	1	—	3
50～59歳	1,651	37	27	6	1	9
60～69歳	659	4	2	—	—	2
70歳以上	320	7	4	1	1	2

資料：健康推進課

(3) 乳がん検診

区分	受診者数	要精検者	精検受診者数	がんであつた者	精検未受診者数	未把握者数
令和3年度	17,534	1,179	1,142	90	11	26
令和4年度	13,379	893	861	71	6	26
(4年度内訳)						
40～49歳	4,160	357	345	17	2	10
50～59歳	4,138	275	265	18	2	8
60～69歳	2,642	146	140	16	2	4
70歳以上	2,439	115	111	20	—	4

資料：健康推進課

(4) 肺がん検診 (胸部エックス線および喀痰細胞診)

区分	受診者数	要精検者	精検受診者数	がんであつた者	精検未受診者数	未把握者数
令和3年度	25,207	637	493	8	30	114
令和4年度	22,071	610	490	6	23	97
(4年度内訳)						
40～49歳	2,950	43	31	-	1	11
50～59歳	3,886	76	62	1	1	13
60～69歳	4,425	118	96	1	8	14
70歳以上	10,810	373	301	4	13	59
男性	9,736	314	242	4	12	60
40～49歳	1,279	18	13	-	-	5
50～59歳	1,685	42	30	1	1	11
60～69歳	1,994	62	48	-	4	10
70歳以上	4,778	192	151	3	7	34
女性	12,335	296	248	2	11	37
40～49歳	1,671	25	18	-	1	6
50～59歳	2,201	34	32	-	-	2
60～69歳	2,431	56	48	1	4	4
70歳以上	6,032	181	150	1	6	25

資料：健康推進課

(5) 大腸がん検診

区分	受診者数	要精検者	精検受診者数	がんであつた者	精検未受診者数	未把握者数
令和3年度	52,919	4,173	2,801	136	693	679
令和4年度	52,816	3,916	2,492	113	547	877
(4年度内訳)						
40～49歳	4,246	197	120	3	11	66
50～59歳	6,613	353	226	6	22	105
60～69歳	10,004	596	421	15	56	119
70歳以上	31,953	2,770	1,725	89	458	587
男性	20,785	1,762	1,103	53	256	403
40～49歳	1,747	70	42	2	4	24
50～59歳	2,735	166	92	3	9	65
60～69歳	3,975	300	209	6	32	59
70歳以上	12,328	1,226	760	42	211	255
女性	32,031	2,154	1,389	60	291	474
40～49歳	2,499	127	78	1	7	42
50～59歳	3,878	187	134	3	13	40
60～69歳	6,029	296	212	9	24	60
70歳以上	19,625	1,544	965	47	247	332

資料：健康推進課

(6) 前立腺がん検診

区分	受診者数	要精検者	精検受診者数	がんであった者	精検未受診者数	未把握者数
令和3年度	684	34	24	2	2	8
令和4年度	708	49	35	4	3	11
(4年度内訳)						
60歳	312	20	15	2	-	5
65歳	396	29	20	2	3	6

資料：健康推進課

7 成人歯科健康診査

歯周疾患を早期に発見・予防し、生涯を通じて歯の健康づくりを進めるため、30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の区民を対象に実施している。

なお、健診は協力歯科医療機関で実施した。

区分	受診者数	判定			喪失歯数	
		異常なし	要指導	要精検	総数 (本)	一人平均 (本)
令和4年度	4,887	343	1,074	3,470	5,420	1.1
令和5年度	3,675	273	740	2,662	3,586	1.0
(5年度内訳)						
30歳	358	41	85	232	17	0.0
35歳	335	19	78	238	30	0.1
40歳	280	28	50	202	50	0.2
45歳	298	22	62	214	66	0.2
50歳	492	25	97	370	276	0.6
55歳	539	39	118	382	381	0.7
60歳	536	38	111	387	835	1.6
65歳	455	38	89	328	841	1.8
70歳	382	23	50	309	1,090	2.9
男性	1,150	75	182	893	1,501	1.3
30歳	136	12	23	101	10	0.1
35歳	119	7	23	89	10	0.1
40歳	89	5	16	68	20	0.2
45歳	95	6	19	70	37	0.4
50歳	136	7	22	107	118	0.9
55歳	144	9	25	110	162	1.1
60歳	159	10	22	127	354	2.2
65歳	137	11	23	103	370	2.7
70歳	135	8	9	118	420	3.1
女性	2,525	198	558	1,769	2,085	0.8
30歳	222	29	62	131	7	0.0
35歳	216	12	55	149	20	0.1
40歳	191	23	34	134	30	0.2
45歳	203	16	43	144	29	0.1
50歳	356	18	75	263	158	0.4
55歳	395	30	93	272	219	0.6
60歳	377	28	89	260	481	1.3
65歳	318	27	66	225	471	1.5
70歳	247	15	41	191	670	2.7

資料：健康推進課

8 長寿すこやか歯科健診

後期高齢者の口腔機能の維持を図り、高齢者の健康増進に寄与することを目的として、76・80歳の区民を対象に、歯周疾患検診に口腔機能の検査を加えて実施している。

なお、健診は協力歯科医療機関で実施した。

区分	受診者数	判定			喪失歯数	
		異常なし	要指導	要精検	総数(本)	一人平均(本)
令和4年度	1,622	135	231	1,256	9,067	5.6
令和5年度	1,469	140	205	1,124	7,560	5.1
(5年度内訳)						
76歳	834	79	136	619	3,923	4.7
80歳	635	61	69	505	3,637	5.7
男性	575	54	69	452	3,214	5.6
76歳	317	27	45	245	1,564	4.9
80歳	258	27	24	207	1,650	6.4
女性	894	86	136	672	4,346	4.9
76歳	517	52	91	374	2,359	4.6
80歳	377	34	45	298	1,987	5.3

資料：健康推進課

9 眼科（緑内障等）健康診査

50・55・60・65歳の区民を対象に、5月～11月に協力医療機関で実施した。

区分	受診者数	判定	
		異常なし	要精検
令和4年度	3,571	2,826	745
令和5年度	2,920	2,348	572
(5年度内訳)			
50歳	562	450	112
55歳	747	610	137
60歳	766	624	142
65歳	845	664	181
男性	612	475	137
50歳	110	84	26
55歳	116	93	23
60歳	159	126	33
65歳	227	172	55
女性	2,308	1,873	435
50歳	452	366	86
55歳	631	517	114
60歳	607	498	109
65歳	618	492	126

資料：健康推進課

健 康 づ く り

1 健 康 教 育

(1) 成人の健康づくり事業

生活習慣病の予防、健康づくりなどに関する知識の普及と実践のため、医師・歯科医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士等による講座や講習会を行っている。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症業務応援のため、一部事業を中止した。令和5年度からは、順次、事業を再開している。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
開催回数(延)							
令和4年度	20	3	3	4	4	3	3
令和5年度	40	7	7	6	7	6	7
(令和5年度内訳)							
健康づくりサポート講座	20	4	4	3	3	3	3
生活習慣病予防教室	18	3	2	3	4	3	3
睡眠・休養についての講演会	1	—	—	—	—	—	1
歯周病予防講演会	1	—	1	—	—	—	—
受講者延数							
令和4年度	318	33	47	100	73	28	37
令和5年度	689	119	122	129	160	59	100
(令和5年度内訳)							
健康づくりサポート講座	229	43	39	39	70	23	15
生活習慣病予防教室	374	76	36	90	90	36	46
睡眠・休養についての講演会	39	—	—	—	—	—	39
歯周病予防講演会	47	—	47	—	—	—	—

資料：6保健相談所

(2) 母子保健事業を活用した健康づくり事業

4か月児健診時に、妊娠中に血糖値や血圧が高めだった産婦に対して保健指導を実施している。令和3年度からは健康づくりサポート講座（子育て世代）のママ向けの講座を、妊娠中に血糖値や血圧が高めだった方に対象者を変更し開催している。また、オンラインで「赤ちゃんが教えてくれるママの健康管理」の講座も実施した。

区分	令和4年度	令和5年度
保健指導数	1,140	1,390

資料：6保健相談所

(3) 女性の健康づくり事業

① 庁舎内パネル展示

女性の健康週間（3月1日～8日）に、区役所本庁舎2階通路掲示板および6保健相談所で女性の健康づくりや子宮がん検診に関するパネルを展示、リーフレットを配布した（配布数515部）。

② 女性の健康づくり講座

女性特有の更年期症状や病気に関する講座を行っている。令和5年度は、対面型およびオンライン形式の講座を開催した。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
開催回数							
令和4年度	1	-	1	-	-	-	-
令和5年度	2	-	-	1	-	1	-
受講者延数							
令和4年度	21	-	21	-	-	-	-
令和5年度	35	-	-	11	-	24	-

資料：6保健相談所

③ 更年期相談

女性の健康週間（3月1日～8日）に合わせ、保健師による更年期相談を区報等で周知している。なお、更年期相談は、女性の健康週間以外でも随時受け付けている。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
相談数							
令和4年度	16	-	-	-	-	16	-
令和5年度	11	8	-	-	-	3	-

資料：6保健相談所

④ 骨粗しょう症予防教室

40～70歳（5年ごと）の女性区民を対象に実施している骨粗しょう症検診（P85）の結果、要指導と判定された方に骨粗しょう症を予防する生活指導を民間業者に委託し実施している。

区分	総数	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
参加者								
令和4年度	50	3	3	8	6	13	7	10
令和5年度	69	1	6	8	24	16	9	5

資料：6保健相談所

(4) がん予防啓発事業

① がん征圧月間

9月のがん征圧月間に、区役所本庁舎アトリウムでがん検診やがん予防などに関するパネルを展示すると共に、がん患者支援団体と協力した写真展を開催した。また、6保健相談所と区内図書館でリーフレットを配布した。

② 乳がん撲滅キャンペーン（ピンクリボンキャンペーン）

10月の乳がん月間に、乳がん検診の受診勧奨やセルフチェックの啓発のため、区役所本庁舎2階通路掲示板および6保健相談所で、乳がんの現状や乳がん検診などに関するパネルを展示、リーフレットを配布した。また保健相談所で、展示コーナーを設け、ピンクリボンキャンペーングッズ（缶バッジ・ポケットティッシュ）を配布した。区役所本庁舎で、庁舎内の懸垂幕を掲示した。

③ がん予防啓発講演会

順天堂大学医学部附属練馬病院と協力して、がん予防啓発のためのオンライン講演会を開催し、区内図書館（8館）で後日上映会を実施した。

（令和5年度）

テーマ	受講者数
肺がんの最新治療～免疫はがんを克服するのか？	115

資料：健康推進課

④ 中学校でのがん予防教室

がんの正しい知識を伝えるとともに、子どもの頃から健康的な生活習慣を身につけることを目的に中学校でがん予防教室を実施した。教室では、地域の社会資源やがん経験者の話などを紹介する中学生向けに作成したがん教育用動画を使用している。

区分	令和4年度	令和5年度
開催回数	8	12
受講者延数	1,483	1,746

資料：健康推進課

⑤ 乳がん予防啓発出張講座

乳がんの早期発見、早期治療のため、乳がん検診の受診の必要性とセルフチェックについて、乳がん体験者会「ピンクリボン in NERiMA」と一緒に区内の団体やグループを対象に出張講座を行っている。

区分	令和4年度	令和5年度
開催回数	4	2
受講者延数	49	25

資料：6 保健相談所

(5) たばこの健康影響普及啓発事業

① 5月31日～6月6日の禁煙週間に、区役所2階通路掲示板および6保健相談所で禁煙に関するパネルを展示、リーフレットを配布した。

② たばこの健康影響について乳幼児健診でリーフレットを配布した。

(6) 禁煙支援事業

① 禁煙に関する相談

相談日を設けた予約制の相談の他、隨時相談を行い、禁煙に関する情報提供や、薬剤師による禁煙相談ができる区内の禁煙支援薬局の紹介をしている。

② 練馬区禁煙マラソン(禁煙支援メール)の実施

禁煙マラソン事務局の協力で、携帯電話等を利用した禁煙支援プログラム「練馬区禁煙マラソン」を提供している。「禁煙マラソン」を幅広く周知するため、健康推進課、保健相談所、区内の協力医療機関・薬局などにリーフレットを配布している。(令和5年度参加者数 15人)

※禁煙マラソンとは、医学博士高橋裕子先生が主宰し、全国の医療関係者や禁煙した先輩などのボランティアで構成された組織。登録した参加者の携帯電話やパソコンに定期的にアドバイスメールや応援メッセージが届く。

(7) 受動喫煙防止推進事業

改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例が令和2年4月1日から全面施行となり、2人以上の人を利用する施設は原則屋内禁煙となった。特に飲食店等はこれに加えて店頭に適切な標識の掲示が必要となったほか、従業員の有無等により対策が異なることとなった。

望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わり、区では、法や都条例に基づき、飲食店等への制度趣旨の啓発など、受動喫煙防止に向けた取組を進めており、飲食店の営業許可等の新規・更新手続きの際に、事業者向け啓発ちらしの配布(1,500枚)や食品衛生実務講習会にて、制度趣旨の説明およびちらしの配布(約100枚)を実施している。

令和5年度からは、望まない受動喫煙の防止を呼び掛ける区民向けの啓発ちらしおよびステッカーを配布(約4,500枚)している。

2 健 康 相 談

病気の相談や健診結果の見方、自分に合った食事のとり方、歯や口の渴きなどについて、個々の状況に合わせた具体的な健康相談を行っている（予約制）。

健康相談は電話でも隨時受け付けている。

区 分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
相 談 数							
令 和 4 年 度	2,673	557	396	409	598	349	364
令 和 5 年 度	2,188	505	372	294	488	218	311
(令和5年度 内訳)							
保 健 相 談 数	1,905	452	330	255	425	179	264
栄 養 相 談 数	244	47	34	34	53	32	44
歯 科 相 談 数	39	6	8	5	10	7	3

資料：6 保健相談所

3 健 康 づ く り 事 業

区民の健康意識を高め、健康づくりを推進するため各種事業を行っている。

(1) 「練馬区健康いきいき体操」普及事業

「練馬区健康いきいき体操」は、練馬区独立60周年記念として作成した、子どもから高齢者まで誰でも簡単に取り組める健康体操である。

① 希望する区内の団体を対象に運動指導員を派遣して、講習を行っている。

【回 数】 14 回／年

【受講者数】 242 人

② 区民を対象に、保健相談所で体操創作者による講習会を行っている。

【回 数】 5 回／年

【参加者数】 62 人

(2) 健康づくりのための講習会

健康づくりに関する正しい知識や実践方法の普及啓発のため、区民を対象に専門講師による運動や食生活に関する講習会を行っている。

(令和5年度)

テーマ	受講者数
筋肉の弾力を取り戻し、動きやすい身体になるコンディショニング講座	26

資料：健康推進課

4 健 康 づ く り ボ ラ ン テ ィ ア 育 成 事 業

地域で自主的に健康づくり活動を行うボランティアを育成するため、「運動リーダー育成講座」を春に開催した。

〔令和5年度〕

・運動リーダー育成講座 修了者数 32 名

運動リーダー育成講座

講 座 名	受講者数
健康はお口から/元気を伝える！ねりまお口すっきり体操	36
練馬区健康いきいき体操を覚えよう！	34
いつでも、どこでも、すこしでも「ねりま ゆる×らく体操」	32

資料：健康推進課

5 練馬区健康体操普及会支援事業

年3回の研修会を行っている。

(令和5年度)

研修名	受講者数
ねりま お口すっきり体操研修会	41
練馬区健康いきいき体操研修会	33
ねりま ゆる×らく体操研修会	33

注：「練馬区健康体操普及会」は、「練馬区健康いきいき体操」「ねりま お口すっきり体操」「ねりま ゆる×らく体操」の普及を目的に地域でボランティア活動をしている団体

資料：健康推進課

6 健康イベント

生活習慣病を予防し、区民の健康づくりを支援するため、区内の農家や飲食店、医師や運動指導士などの専門家と連携し、健康に関する様々なテーマについて楽しく気軽に学べるオンラインイベントを開催した。令和5年度は、テーマを「若い世代（30代・40代）の健康に関する生活習慣」とし、令和6年1月から3月にかけ、YouTube録画配信およびオンライン講座を実施した。

(1) YouTube録画配信

区分	令和4年度	令和5年度
配信本数	15	16
視聴回数	2,794	15,977

資料：健康推進課

(2) オンライン講座

区分	令和4年度	令和5年度
実施回数	3	3
受講者数	94	181

資料：健康推進課

7 働く世代応援プロジェクト

働く世代を中心とした成人期の区民の健康づくりを支援するため、出張型の講座等を行っている。

(1)出張健康づくりセミナー（平成28年度から開始）

区内の事業所等の従業員を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などの専門職の職員が出張講座を行っている。

区分	令和4年度	令和5年度
開催回数	1	1
受講者延数	20	32

資料：健康推進課

(2)練馬健康管理アプリ「ねりまちなくてくサプリ」

「ねりまちなくてくサプリ」は、平成29年度から運用を開始した健康づくりを応援する区オリジナルのスマートフォン用アプリである。記録や目標設定ができる機能など様々な機能を搭載している。健康につながる区の様々な情報を提供するため、30課が協力して運用している。

区分	令和4年度	令和5年度
登録件数	22,863	25,942

資料：健康推進課

(3) 健康インセンティブ事業 (スポーツ事業者連携) 〔新規事業〕

アプリ内で実施するキャンペーンの応募条件を充たした利用者にスポーツ施設無料利用券を2枚提供している。

区分	応募者数	当選者数	利用回数
令和5年度	478	253	340
(内訳)			
前 期	260	100	88
後 期	218	153	252

資料：健康推進課

地 域 支 援 事 業

高齢者がいつまでも健康で、自分らしい生活を送れるよう支援するため、概ね65歳以上の高齢者を対象とした下記の事業を行っている。

1 「ねりま ゆる×らく体操」普及事業

令和3年度から骨や筋肉などの運動器の働きを整える「ねりま ゆる×らく体操」の指導員を、敬老館などの施設・団体に派遣する事業を実施している。

区 分	令和4年度	令和5年度
開 催 回 数	19	16
受 講 者 延 数	250	240

資料：健康推進課

いつでもどこでもすこしでも 「ねりま ゆる×らく体操」

ねりま ゆる×らく体操は、ロコモティブシンドロームの予防と健康寿命を伸ばすため、平成29年に創作した練馬区オリジナルの体操です。

要支援レベルまでを対象とした無理のない緩やかな運動で、骨や筋肉、神経、腱などの運動器の働きを整え、身体の歪みの原因となる癖を修正し、日常動作を楽にする効果があります。



2 すこやか健口教室

口腔機能の向上を目的とした「ねりま お口すっきり体操」の紹介や歯科健診・相談、フレイル予防に関する食事や社会参加についての情報提供を行っている。

区 分	令和4年度	令和5年度
開 催 回 数	2	2
参 加 者 数	59	66

資料：健康推進課

3 「ねりま お口すっきり体操」普及事業

(1) 「ねりま お口すっきり体操」講習会

区民を対象に保健相談所等で「ねりま お口すっきり体操」創作者による講習会を開催している。

区 分	令和4年度	令和5年度
開 催 回 数	1	6
参 加 者 数	12	77

資料：健康推進課

(2) 高齢者施設職員対象研修会

デイサービス等の高齢者施設職員を対象に「ねりま お口すっきり体操」創作者による研修会を会場およびオンラインにて開催している。

区 分	令和4年度	令和5年度
開 催 回 数	2	1
参 加 者 数	56	39

資料：健康推進課

(3) デイサービス等の通いの場での講座

デイサービスや街かどケアカフェ等へ向けて、「ねりま お口すっきり体操」を日常的に実施する習慣を身に付けてもらうことを普及啓発している。

区分	令和4年度	令和5年度
開催回数	18	25
参加者数	193	292

資料：健康推進課

(4) 敬老館等でのミニ介護予防教室

敬老館や地区区民館にて、「ねりま お口すっきり体操」とからだの体操を併せたミニ介護予防教室を実施している。

区分	令和4年度	令和5年度
開催回数	12	12
参加者数	122	137

資料：健康推進課

いつまでも若々しく、食事を楽しむために…
「ねりま お口すっきり体操」の普及を推進

おいしく食べるためには、歯が大切。そして食べ物をしっかり噛むためには、口の周りの筋肉や唾液の働きも重要。区では、高齢者の口腔機能の向上のため、平成20年に「ねりま お口すっきり体操」を創作した。現在、広く区民へ向けて普及を行っている。



頬ふくらませ体操

舌体操

唾液腺マッサージ



難 病 支 援

練馬区においても様々な施策で難病患者の療養生活を支援するため、医療費助成制度の申請受付、在宅難病患者に対する訪問指導、各種医療相談、関係者による連絡会の開催および専門医による講演会等を実施している。

1 難 病 等 医 療 費 助 成 申 請 者 数

国と東京都において、以下の難病と特殊な医療を要する疾病に対し、医療費の助成を行っている。練馬区では申請の受付を行っている。

国指定の難病の疾病数は、令和6年3月31日現在、338となっている。

(1) 難病医療費助成申請者数 (令和6年3月31日現在)

疾 病 名	総 数	男	女	助 成 開 始
【国 指 定 難 病】	6,097	2,608	3,489	
1 球脊髄性筋萎縮症	7	7	-	平成 21年 10月
2 筋萎縮性側索硬化症	63	36	27	昭和 49年 10月
3 脊髄性筋萎縮症	3	1	2	平成 21年 10月
4 原発性側索硬化症	1	-	1	平成 27年 1月
5 進行性核上性麻痺	62	33	29	平成 15年 10月
6 パーキンソン病	785	336	449	昭和 53年 10月
7 大脳皮質基底核変性症	22	6	16	平成 15年 10月
8 ハンチントン病	4	1	3	昭和 56年 12月
9 神經有棘赤血球症	-	-	-	平成 27年 1月
10 シャルコー・マリー・トゥース病	12	4	8	"
11 重症筋無力症	149	65	84	昭和 47年 4月
12 先天性筋無力症候群	1	-	1	平成 27年 1月
13 多発性硬化症/視神經脊髄炎	147	29	118	昭和 48年 4月
14 慢性炎症性脱髓性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	28	17	11	平成 21年 10月
15 封入体筋炎	5	3	2	平成 27年 1月
16 クロウ・深瀬症候群	1	1	-	"
17 多系統萎縮症	42	14	28	平成 15年 10月
18 脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	115	61	54	昭和 51年 10月
19 ライソゾーム病	13	7	6	平成 12年 4月
20 副賢白質ジストロフィー	3	3	-	平成 13年 4月
21 ミトコンドリア病	7	5	2	平成 21年 10月
22 もやもや病	70	19	51	昭和 57年 12月
23 プリオノ病	2	-	2	平成 9年 1月
24 亜急性硬化性全脳炎	1	1	-	平成 10年 12月
25 進行性多巣性白質脳症	1	1	-	平成 27年 1月
26 H T L V-1 関連脊髄症	3	1	2	"
27 特発性基底核石灰化症	1	-	1	"
28 全身性アミロイドーシス	29	19	10	昭和 54年 10月
29 ウルリッヒ病	-	-	-	平成 27年 1月
30 遠位型ミオパチー	1	1	-	"
31 ベスレムミオパチー	-	-	-	"
32 自己貪食空胞性ミオパチー	-	-	-	"
33 シュワルツ・ヤンペル症候群	-	-	-	"
34 神經線維腫症	18	12	6	平成 10年 5月
35 天疱瘡	30	15	15	昭和 50年 10月
36 表皮水疱症	1	1	-	昭和 61年 1月
37 膿疱性乾癬 (汎発型)	11	7	4	昭和 63年 1月
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	-	-	-	平成 21年 10月
39 中毒性表皮壊死症	-	-	-	平成 21年 10月
40 高安動脈炎	31	5	26	昭和 50年 10月

疾 病 名	総 数	男	女	助 成 開 始
41 巨細胞性動脈炎	26	6	20	平成 27 年 1 月
42 結節性多発動脈炎	13	4	9	昭和 50 年 10 月
43 顕微鏡的多発血管炎	65	21	44	昭和 50 年 10 月
44 多発血管炎性肉芽腫症	28	10	18	昭和 59 年 1 月
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	56	24	32	平成 27 年 1 月
46 悪性関節リウマチ	24	10	14	昭和 52 年 10 月
47 バージャー病	8	7	1	昭和 50 年 10 月
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	4	1	3	平成 27 年 1 月
49 全身性エリテマトーデス	409	44	365	昭和 47 年 4 月
50 皮膚筋炎/多発性筋炎	161	42	119	昭和 49 年 10 月
51 全身性強皮症	123	12	111	昭和 49 年 10 月
52 混合性結合組織病	61	3	58	平成 5 年 1 月
53 シエーグレン症候群	140	7	133	昭和 60 年 10 月
54 成人スチル病	25	2	23	平成 16 年 10 月
55 再発性多発軟骨炎	10	4	6	平成 27 年 1 月
56 ベーチェット病	90	52	38	昭和 47 年 4 月
57 特発性拡張型心筋症	63	44	19	昭和 60 年 1 月
58 肥大型心筋症	17	10	7	平成 21 年 10 月
59 拘束型心筋症	1	1	-	平成 21 年 10 月
60 再生不良性貧血	33	13	20	昭和 48 年 4 月
61 自己免疫性溶血性貧血	5	1	4	平成 27 年 1 月
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	5	2	3	〃
63 特発性血小板減少性紫斑病	83	25	58	〃
64 血栓性血小板減少性紫斑病	-	-	-	〃
65 原発性免疫不全症候群	13	7	6	平成 6 年 1 月
66 IgA 腎症	62	29	33	平成 27 年 1 月
67 多発性嚢胞腎	108	65	43	昭和 61 年 10 月
68 黄色靭帯骨化症	24	15	9	平成 21 年 10 月
69 後縫靭帯骨化症	158	105	53	昭和 55 年 10 月
70 広範脊柱管狭窄症	17	10	7	昭和 64 年 1 月
71 特発性大腿骨頭壊死症	92	54	38	平成 4 年 1 月
72 下垂体性 A D H 分泌異常症	29	12	17	平成 21 年 10 月
73 下垂体性 T S H 分泌亢進症	4	2	2	平成 21 年 10 月
74 下垂体性 P R L 分泌亢進症	16	3	13	平成 21 年 10 月
75 クッシング病	1	-	1	平成 21 年 10 月
76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-	-	-	平成 21 年 10 月
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	31	12	19	平成 21 年 10 月
78 下垂体前葉機能低下症	98	49	49	平成 21 年 10 月
79 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	5	2	3	平成 21 年 10 月
80 甲状腺ホルモン不応症	1	-	1	平成 27 年 1 月
81 先天性副腎皮質酵素欠損症	7	3	4	〃
82 先天性副腎低形成症	1	1	-	〃
83 アジソン病	1	-	1	〃
84 サルコイドーシス	78	32	46	昭和 49 年 10 月
85 特発性間質性肺炎	90	72	18	平成 7 年 1 月
86 肺動脈性肺高血圧症	30	9	21	平成 10 年 1 月
87 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	-	-	-	平成 10 年 1 月
88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	46	15	31	平成 10 年 12 月
89 リンパ脈管筋腫症	7	-	7	平成 21 年 10 月

疾病名	総数	男	女	助成開始
90 網膜色素変性症	102	43	59	平成8年1月
91 バッド・キアリ症候群	2	-	2	平成10年12月
92 特発性門脈圧亢進症	4	1	3	昭和62年10月
93 原発性胆汁性胆管炎	97	11	86	平成2年1月
94 原発性硬化性胆管炎	2	2	-	平成10年10月
95 自己免疫性肝炎	63	6	57	平成10年10月
96 クローン病	278	204	74	昭和51年10月
97 潰瘍性大腸炎	906	489	417	昭和50年10月
98 好酸球性消化管疾患	9	3	6	平成27年1月
99 慢性特発性偽性腸閉塞症	-	-	-	〃
100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-	-	-	〃
101 腸管神経節細胞僅少症	-	-	-	〃
102 ルビンシュタイン・ティビ症候群	-	-	-	〃
103 CFC症候群	-	-	-	〃
104 コステロ症候群	-	-	-	〃
105 チャージ症候群	-	-	-	〃
106 クリオピリン関連周期熱症候群	-	-	-	〃
107 若年性特発性関節炎	8	1	7	〃
108 TNF受容体関連周期性症候群	-	-	-	〃
109 非典型溶血性尿毒症症候群	2	-	2	〃
110 ブラウ症候群	-	-	-	〃
111 先天性ミオパチー	6	1	5	平成27年7月
112 マリネスコ・シェーグレン症候群	-	-	-	〃
113 筋ジストロフィー	32	18	14	〃
114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-	-	-	〃
115 遺伝性周期性四肢麻痺	-	-	-	〃
116 アトピー性脊髄炎	-	-	-	〃
117 脊髄空洞症	3	2	1	〃
118 脊髄髓膜瘤	4	2	2	〃
119 アイザックス症候群	-	-	-	〃
120 遺伝性ジストニア	2	-	2	〃
121 神経フェリチン症	-	-	-	〃
122 脳表ヘモジデリン沈着症	-	-	-	〃
123 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	-	-	-	〃
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	-	〃
125 神経軸索スフェロイド形式を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-	-	-	〃
126 ペリー症候群	-	-	-	〃
127 前頭側頭葉変性症	15	8	7	〃
128 ビッカースタッフ脳幹脳炎	2	2	-	〃
129 痙攣重積型（二相性）急性脳症	-	-	-	〃
130 先天性無痛無汗症	1	-	1	〃
131 アレキサンダー病	-	-	-	〃
132 先天性核上性球麻痺	-	-	-	〃
133 メビウス症候群	-	-	-	〃
134 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	-	-	-	〃
135 アイカルディ症候群	-	-	-	〃
136 片側巨脳症	-	-	-	〃
137 限局性皮質異形成	2	-	2	〃
138 神経細胞移動異常症	-	-	-	〃
139 先天性大脳白質形成不全症	-	-	-	〃

疾 病 名	総 数	男	女	助 成 開 始
140 ドラベ症候群	1	1	-	平成 27 年 7 月
141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	2	1	1	〃
142 ミオクロニ一欠神てんかん	-	-	-	〃
143 ミオクロニ一脱力発作を伴うてんかん	-	-	-	〃
144 レノックス・ガストー症候群	2	1	1	〃
145 ウエスト症候群	-	-	-	〃
146 大田原症候群	1	1	-	〃
147 早期ミオクロニ一脳症	-	-	-	〃
148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-	-	-	〃
149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-	-	-	〃
150 環状20番染色体症候群	-	-	-	〃
151 ラスマッセン脳炎	-	-	-	〃
152 P C D H19関連症候群	-	-	-	〃
153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	-	-	-	〃
154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	-	-	-	〃
155 ランドウ・クレフナー症候群	-	-	-	〃
156 レット症候群	-	-	-	〃
157 スタージ・ウェーバー症候群	1	1	-	〃
158 結節性硬化症	10	5	5	〃
159 色素性乾皮症	-	-	-	〃
160 先天性魚鱗癬	1	1	-	〃
161 家族性良性慢性天疱瘡	1	1	-	〃
162 類天疱瘡（後天性表皮水泡症を含む。）	27	14	13	〃
163 特発性後天性全身性無汗症	7	6	1	〃
164 眼皮膚白皮症	1	-	1	〃
165 肥厚性皮膚骨膜症	-	-	-	〃
166 弹性線維性仮性黄色腫	-	-	-	〃
167 マルファン症候群	12	6	6	〃
168 エーラス・ダンロス症候群	4	1	3	〃
169 メンケス病	-	-	-	〃
170 オクシピタル・ホーン症候群	-	-	-	〃
171 ウィルソン病	3	-	3	〃
172 低ホスファターゼ症	-	-	-	〃
173 V A T E R症候群	1	1	-	〃
174 那須・ハコラ病	-	-	-	〃
175 ウィーバー症候群	-	-	-	〃
176 コフィン・ローリー症候群	-	-	-	〃
177 ジュベール症候群関連疾患	-	-	-	〃
178 モワット・ウィルソン症候群	-	-	-	〃
179 ウィリアムズ症候群	1	-	1	〃
180 A T R-X症候群	-	-	-	〃
181 クルーゾン症候群	-	-	-	〃
182 アペール症候群	-	-	-	〃
183 ファイファー症候群	-	-	-	〃
184 アントレー・ビクスラー症候群	-	-	-	〃
185 コフィン・シリス症候群	-	-	-	〃
186 ロスマンド・トムソン症候群	-	-	-	〃
187 歌舞伎症候群	-	-	-	〃
188 多脾症候群	-	-	-	〃

疾 病 名	総 数	男	女	助 成 開 始
189 無脾症候群	—	—	—	平成 27 年 7 月
190 鰓耳腎症候群	—	—	—	〃
191 ウエルナー症候群	—	—	—	〃
192 コケイン症候群	—	—	—	〃
193 プラダー・ウィリ症候群	—	—	—	〃
194 ソトス症候群	—	—	—	〃
195 ヌーナン症候群	—	—	—	〃
196 ヤング・シンプソン症候群	—	—	—	〃
197 1p36欠失症候群	—	—	—	〃
198 4 p 欠失症候群	—	—	—	〃
199 5 p 欠失症候群	—	—	—	〃
200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群	—	—	—	〃
201 アンジェルマン症候群	—	—	—	〃
202 スミス・マギニス症候群	—	—	—	〃
203 22q11.2欠失症候群	2	2	—	〃
204 エマヌエル症候群	—	—	—	〃
205 脆弱X症候群関連疾患	—	—	—	〃
206 脆弱X症候群	—	—	—	〃
207 総動脈幹遺残症	—	—	—	〃
208 修正大血管転位症	5	1	4	〃
209 完全大血管転位症	3	1	2	〃
210 单心室症	1	1	—	〃
211 左心低形成症候群	—	—	—	〃
212 三尖弁閉鎖症	—	—	—	〃
213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	—	—	—	〃
214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	—	—	—	〃
215 ファロー四徴症	5	4	1	〃
216 兩大血管右室起始症	4	3	1	〃
217 エプスタイン病	—	—	—	〃
218 アルポート症候群	1	—	1	〃
219 ギャロウェイ・モワト症候群	—	—	—	〃
220 急速進行性糸球体腎炎	3	1	2	〃
221 抗糸球体基底膜腎炎	1	1	—	〃
222 一次性ネフローゼ症候群	92	48	44	〃
223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	2	—	〃
224 紫斑病性腎炎	3	—	3	〃
225 先天性腎性尿崩症	—	—	—	〃
226 間質性膀胱炎(ハンナ型)	2	—	2	〃
227 オスラー病	5	3	2	〃
228 閉塞性細気管支炎	1	1	—	〃
229 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	—	—	—	〃
230 肺胞低換気症候群	—	—	—	〃
231 α 1-アンチトリプシン欠乏症	—	—	—	〃
232 カーニー複合	—	—	—	〃
233 ウォルフラム症候群	—	—	—	〃
234 ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	—	—	—	〃
235 副甲状腺機能低下症	1	—	1	〃
236 偽性副甲状腺機能低下症	—	—	—	〃
237 副腎皮質刺激ホルモン不応症	1	—	1	〃

疾 病 名	総 数	男	女	助 成 開 始
238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	-	-	-	平成27年7月
239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	-	-	-	〃
240 フェニルケトン尿症	3	1	2	〃
241 高チロシン血症1型	-	-	-	〃
242 高チロシン血症2型	-	-	-	〃
243 高チロシン血症3型	-	-	-	〃
244 メープルシロップ尿症	-	-	-	〃
245 プロピオニ酸血症	1	-	1	〃
246 メチルマロン酸血症	-	-	-	〃
247 イソ吉草酸血症	-	-	-	〃
248 グルコーストランスポーター1欠損症	-	-	-	〃
249 グルタル酸血症1型	-	-	-	〃
250 グルタル酸血症2型	-	-	-	〃
251 尿素サイクル異常症	1	1	-	〃
252 リジン尿性蛋白不耐症	-	-	-	〃
253 先天性葉酸吸收不全	-	-	-	〃
254 ポルフィリン症	-	-	-	〃
255 複合カルボキシラーゼ欠損症	-	-	-	〃
256 筋型糖原病	-	-	-	〃
257 肝型糖原病	2	1	1	〃
258 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-	-	-	〃
259 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-	-	-	〃
260 シトステロール血症	-	-	-	〃
261 タンジール病	-	-	-	〃
262 原発性高カイロミクロン血症	-	-	-	〃
263 脳膜黄色腫症	-	-	-	〃
264 無βリポタンパク血症	-	-	-	〃
265 脂肪萎縮症	1	-	1	〃
266 家族性地中海熱	1	1	-	〃
267 高IgD症候群	-	-	-	〃
268 中條・西村症候群	-	-	-	〃
269 化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群	-	-	-	〃
270 慢性再発性多発性骨髓炎	1	-	1	〃
271 強直性脊椎炎	25	20	5	〃
272 進行性骨化性線維異形成症	-	-	-	〃
273 肋骨異常を伴う先天性側弯症	-	-	-	〃
274 骨形成不全症	1	-	1	〃
275 タナトフォリック骨異形成症	-	-	-	〃
276 軟骨無形成症	-	-	-	〃
277 リンパ管腫症/ゴーハム病	-	-	-	〃
278 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	-	-	-	〃
279 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	-	-	-	〃
280 巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	1	-	1	〃
281 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	-	-	-	〃
282 先天性赤血球形成異常性貧血	-	-	-	〃
283 後天性赤芽球病	4	2	2	〃
284 ダイアモンド・ブラックファン貧血	-	-	-	〃
285 ファンコニ貧血	-	-	-	〃
286 遺伝性鉄芽球性貧血	-	-	-	〃

疾病名	総数	男	女	助成開始
287 エプスタイン症候群	1	1	-	平成27年7月
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	-	〃
289 クロンカイト・カナダ症候群	1	1	-	〃
290 非特異性多発性小腸潰瘍症	-	-	-	〃
291 ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	-	-	-	〃
292 総排泄腔外反症	-	-	-	〃
293 総排泄腔遺残	-	-	-	〃
294 先天性横隔膜ヘルニア	-	-	-	〃
295 乳幼児肝巨大血管腫	-	-	-	〃
296 胆道閉鎖症	2	-	2	〃
297 アラジール症候群	-	-	-	〃
298 遺伝性膜炎	-	-	-	〃
299 囊胞性線維症	-	-	-	〃
300 IgG4関連疾患	20	14	6	〃
301 黄斑ジストロフィー	-	-	-	〃
302 レーベル遺伝性視神経症	-	-	-	〃
303 アッシャー症候群	-	-	-	〃
304 若年発症型両側性感音難聴	-	-	-	〃
305 遅発性内リンパ水腫	1	-	1	〃
306 好酸球性副鼻腔炎	204	97	107	〃
307 カナバン病	-	-	-	平成29年4月
308 進行性白質脳症	-	-	-	〃
309 進行性ミオクロース症候群	-	-	-	〃
310 先天異常症候群	1	-	1	〃
311 先天性三尖弁狭窄症	-	-	-	〃
312 先天性僧帽弁狭窄症	-	-	-	〃
313 先天性肺静脈狭窄症	-	-	-	〃
314 左肺動脈右肺動脈起始症	-	-	-	〃
315 ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	-	-	-	〃
316 カルニチン回路異常症	-	-	-	〃
317 三頭酵素欠損症	-	-	-	〃
318 シトリン欠損症	-	-	-	〃
319 セピアブテリン還元酵素（S R）欠損症	-	-	-	〃
320 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	-	-	-	〃
321 非ケトーシス型高グリシン血症	-	-	-	〃
322 β -ケトチオラーゼ欠損症	-	-	-	〃
323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-	-	-	〃
324 メチルグルタコン酸尿症	-	-	-	〃
325 遺伝性自己炎症疾患	-	-	-	〃
326 大理石骨病	-	-	-	〃
327 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	5	1	4	〃
328 前眼部形成異常	-	-	-	〃
329 無虹彩症	2	-	2	〃
330 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	-	-	-	〃
331 特発性多中心性キャッスルマン病	12	5	7	平成30年4月
332 膠様滴状角膜ジストロフィー	-	-	-	令和元年7月
333 ハッチンソン・ギルフォード症候群	-	-	-	〃
334 脳クレアチン欠乏症候群	-	-	-	令和3年11月
335 ネフロン癆	-	-	-	〃
336 家族性低 β リポタンパク血症1（ホモ接合体）	-	-	-	〃
337 ホモシスチン尿症	-	-	-	〃
338 進行性家族性肝内胆汁うつ滯症	-	-	-	〃
小計	6,077	2,601	3,476	

疾 病 名	総 数	男	女	助 成 開 始
【特定疾患治療研究事業対象疾病】				
スモン	5	2	3	昭和 47 年 4 月
難治性肝炎のうち劇症肝炎	1	-	1	昭和 51 年 10 月
重症急性胰炎	-	-	-	平成 3 年 1 月
プリオント病 (ヒト由来乾燥硬膜移植による クロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)	-	-	-	平成 27 年 1 月
小計	6	2	4	
疾 病 名	総 数	男	女	助 成 開 始
【東京都単独助成対象疾病】				
悪性高血圧	1	1	-	昭和 49 年 10 月
原発性骨髄線維症	3	1	2	平成 10 年 10 月
母斑症 (指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群 およびクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く)	-	-	-	昭和 59 年 10 月
肝内結石症	2	-	2	平成 10 年 10 月
古典的特発性好酸球增多症候群	-	-	-	平成 元年 10 月
びまん性汎細気管支炎	4	3	1	平成 4 年 10 月
遺伝性 QT 延長症候群	3	-	3	平成 9 年 10 月
網膜脈絡膜萎縮症	1	-	1	平成 10 年 5 月
小計	14	5	9	
(2) 特殊医療費助成申請者数 (令和 6 年 3 月 31 日現在)				
疾病名	総 数	男	女	助 成 開 始
総 数	1,686	1,189	497	
【国 庫 補 助 対 象 疾 患】				
先天性血液凝固因子欠乏症等	61	52	9	平成 元年 4 月
【東 京 都 補 助 対 象 疾 患】				
人工透析を必要とする腎不全	1,625	1,137	488	昭和 47 年 7 月

資料：保健予防課

2 難病等患者支援

(1) 難病等患者への療養支援

保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭訪問、所内相談、電話相談等を行っている。

① 家庭訪問

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
訪問回数(延)							
令和4年度	76	16	6	18	25	4	7
令和5年度	80	17	6	18	23	7	9

② 所内相談

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
令和4年度	17	4	2	3	3	3	2
令和5年度	29	2	8	5	9	2	3

③ 電話相談

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
令和4年度	183	55	12	31	36	24	25
令和5年度	140	39	8	27	35	10	21

④ その他(文書等の相談)

(延)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
令和4年度	49	-	11	6	11	6	15
令和5年度	59	18	2	7	11	6	15

(2) 関係者連絡会

在宅療養支援の一環として、関係者連絡会を適宜開催している。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
開催回数							
令和4年度	5	-	1	-	2	-	2
令和5年度	1	-	-	-	-	-	1
参加者数							
令和4年度	37	-	4	-	14	-	19
令和5年度	12	-	-	-	-	-	12

参加者：保健相談所長、地域保健係長、担当保健師、総合福祉事務所担当職員、地域包括支援センター担当職員、主治医、訪問看護ステーション看護師、ホームヘルパー、入院病棟担当看護師、病院ケースワーカー、病院在宅療養支援スタッフ、人工呼吸器等メーカースタッフ、ボランティア学生

資料：6保健相談所

(3) 難病講演会

難病および患者介護に関する知識の普及を目的に、専門医師による講演会を実施している。

所属	受講者数	テーマ
北	24	消化器難病と言われたら ～主に炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎・クローン病)について
石神井	11	子育ても「自分らしく」「あなたらしく」～難病とうまく付き合いながら

資料：6保健相談所

(4) 人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業

人工呼吸器を使用している在宅難病患者等の災害時の避難支援体制の構築を図るため、患者が利用している訪問看護ステーションに委託し、個別支援計画を作成している。また、支援に関わる関係者を対象とした研修会や、災害時伝言板を利用した患者、家族、支援者間の安否確認訓練を実施している。

① 個別支援計画作成数	
区分	作成数
令和4年度	55
令和5年度	60

資料：保健予防課

② 研修会		
区分	開催数	参加者数
令和4年度	1	41
令和5年度	1	46

資料：保健予防課

③ 安否確認訓練	
区分	実施数
令和4年度	49
令和5年度	54

資料：保健予防課

3 東京都の難病事業との連携

療養上必要な患者に、吸入器、吸引器(中度・重度・最重度の3種類)を貸与し、患者の負担軽減を図っている。

また、練馬区医師会と連携し、寝たきり等で受療の困難な患者に対し、専門医、主治医、保健師等が診療班を編成して訪問診療を行っている。

(1) 在宅難病患者医療機器貸与事業 医療機器貸与利用者数		
区分	吸入器	吸引器
令和4年度	-	1
令和5年度	-	1

資料：保健予防課

(2) 在宅難病患者訪問診療事業 訪問診療利用者数		
区分	利用者数	利用者数(延)
令和4年度	-	-
令和5年度	-	-

資料：保健予防課

4 B型・C型ウイルス肝炎治療医療助成制度

東京都において、B型・C型肝炎のインターフェロン治療およびB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎のインターフェロンフリー治療にかかる医療費の助成を行っている。練馬区では、申請の受付を行っている。

区分	申請受付件数
令和4年度	418
令和5年度	445

資料：保健予防課

5 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

東京都において、B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の治療にかかる医療費の一部を助成するとともに、治療研究を促進するための制度が平成30年12月に開始された。令和3年9月から、助成対象となる治療の範囲が拡大された。練馬区では、申請の受付を行っている。

区分	申請受付件数
令和4年度	3
令和5年度	1

資料：保健予防課

6 骨髓等提供者支援事業

平成29年8月1日に骨髓・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の負担を軽減し、骨髓移植やドナー登録を推進するため、ドナーやドナーが勤務する事業所に助成金を交付する事業を開始した。

交付額は、骨髓等の提供に要した通院（検査）・入院の日数に応じて、通算7日を上限とし、1日につきドナーは2万円、ドナーが勤務する事業所は1万円としている。

助成金交付件数		
区分	ドナー	事業所
令和4年度	5	1
令和5年度	6	3

資料：保健予防課

母 子 体 系 図

健康診査

- 1 妊婦健康診査(医療機関委託) (P114)
- 2 妊産婦歯科健康診査(医療機関委託) (P116)
- 3 新生児聴覚検査(医療機関委託) (P119)
- 4 4か月児健康診査 (P120)
- 5 6～7か月児健康診査(医療機関委託) (P124)
- 6 9～10か月児健康診査(医療機関委託) (P124)
- 7 1歳6か月児健康診査 (P126) 歯科健康診査 (P130)
- 8 2歳児歯科健診・子育て相談 (P131)
- 9 2歳6か月児歯科健診(フォロー歯科健診と同時実施) (P179)
- 10 フォロー歯科健診(2歳6か月児歯科健診と同時実施) (P179)
- 11 3歳児健康診査 (P133) 歯科健康診査 (P138)

健康相談

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 産後相談 (P120) | 4 2歳児歯科健診・子育て相談 (P131) |
| 2 育児栄養歯科相談 (P139) | 5 出張相談 (P207) |
| 3 1歳児子育て相談 (P125) | 6 栄養相談 (P191) |

発達支援

集団

- 1 1歳6か月児健診フォロー教室(あそびの教室) (P127)

個別

- 1 乳幼児経過観察健診 (P123)
- 2 心理相談 (P126, P131, P137)
- 3 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業 (P139)

健康教育

- 1 赤ちゃん準備教室 (P118)
- 2 歯科保健指導講習会 (P180)
- 3 図書館との連携事業 (P180)
- 4 赤ちゃんからの飲む食べる相談 (P189)
- 5 すこやか親子の食事(1歳からの食事講習会) (P189)
- 6 地域食育講座 (P189)
- 7 子育てのための地域活動支援
 - (1) 依頼講習会 (P204)
 - (2) グループ活動支援 (P206)

訪問指導

- 1 妊婦訪問指導 (P140)
- 2 産婦訪問指導 (P140, P141)
- 3 乳児家庭全戸訪問事業(「ここにちは赤ちゃん訪問事業」) (P144)
- 4 その他の訪問 (P140, P197)

虐待予防

- 1 児童虐待予防 (P143)

公害保健

- 1 大気汚染医療費助成 (P147)
 - (1) 大気汚染医療費助成認定者数 (P147)
 - (2) 大気汚染障害者認定審査会認定件数 (P147)
- 2 公害健康相談 (P147)
 - (1) 一般健康相談(講演会) (P147)
 - (2) 乳児健康相談(スクリーニング・アレルギー相談) (P148)
- 3 アスベスト(石綿)に関する健康相談等 (P148)

その他

- 1 妊娠届出状況 (P113)
- 2 妊婦全員面談 (P113)
- 3 妊娠・育児応援品の贈呈 (P113)
- 4 出産応援ギフトの支給 (P113)
- 5 妊娠8か月アンケートに基づく面談 (P113)
- 6 産後ケア事業 (P117)
- 7 産科医療機関連絡会 (P117)
- 8 出生 (P34)
- 9 子育て応援ギフトの支給 (P117)
- 10 バースデーサポート事業 (P117)
- 11 母子関係医療給付 (P141)
- 12 保健指導票発行 (P142)
- 13 子育てこころの相談 (P145)
- 14 精密健康診査受診票・紹介状発行状況 (P138)
- 15 定期予防接種 (P152)
- 16 多胎児家庭の交流会 (P142)
- 17 地域子ども家庭支援センターとのコラボ講座 (P142)

母 子 保 健

母性の保護および乳幼児の心身の健全な育成を図るため、赤ちゃん準備教室を始めとする各種の健康教育活動、妊婦・乳幼児の健康診査、健康相談、訪問指導を行っている。また、未熟児養育医療、育成医療、妊娠高血圧症候群等への医療給付を行い、健全な乳幼児の出生と発育を図っている。平成28年度より、保健相談所では妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センターの役割を担い、妊婦全員面談や産後ケア事業といった妊娠中から産後早期の支援を強化し、利用できるサービスの充実を図っている。

1 妊娠期からの切れ目ない支援

(1) 妊 娠 届 出 状 況

妊娠届出時に母子健康手帳、妊婦健康診査受診票などを交付している。

区 分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
令 和 4 年 度	4,987	1,357	793	781	1,210	367	479
令 和 5 年 度	5,261	1,391	895	726	1,294	378	577

資料：健康推進課

(2) 妊 娠 全 員 面 談

妊娠届出時等の機会を利用し、保健師等の専門職（妊娠・子育て相談員）が面談を行っている。

(実)

区 分	総 数	妊娠届出時	その他※
令 和 4 年 度	5,453	4,987	466
令 和 5 年 度	5,698	5,036	662

※ その他は、区に妊娠届出をした妊婦の他、区外で妊娠届出をした妊婦も含む。

資料：健康推進課

(3) 妊 娠 ・ 育 児 応 援 品 の 贈 呈

妊婦面談を行った妊婦に対し、妊娠時および出産後の子育ての支援に役立つ妊娠・育児応援品を贈呈している。

区 分	総 数
令 和 4 年 度	5,522
令 和 5 年 度	5,785

資料：健康推進課

(4) 出 産 応 援 ギ フ ト の 支 給

妊婦面談を行った妊婦からの申請に基づき、妊娠・子育てに役立つ商品やサービス等に使用できるギフトカードを支給している。

区 分	総 数
令 和 5 年 度	12,159

注：令和5年度実績には、令和4年度遡及対象の方も含む。

資料：健康推進課

(5) 妊娠8か月アンケートに基づく面談

妊娠8か月頃の妊婦を対象にアンケートを送付し、希望者には、電話や来所などによる面談を行っている。

(実)

区 分	アンケート		面談実施
	送 付	回 答	
令 和 4 年 度	365	186	12
令 和 5 年 度	4,872	2,783	342

注：令和4年度実績は令和5年3月から事業を開始したため、令和5年3月分のみを掲載。

注：面談実施数は、アンケートで本人が面談を希望していなくても、支援が必要と判断して面談を行った妊婦も含む。

資料：健康推進課、6 保健相談所

(6) 妊婦健康診査(医療機関委託)

妊娠届を提出した妊婦に対し、14回分の受診票を交付し、委託医療機関において妊婦健康診査を実施している。

① 妊婦健康診査(医療機関委託)受診者数

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関	(延)
令和4年度	52,541	13,368	8,371	7,818	13,612	4,225	5,147	
令和5年度	52,523	13,279	8,779	7,724	13,218	4,056	5,467	
(5年度内訳)								
1回目	4,844	1,283	833	665	1,193	352	518	
2~14回目	47,679	11,996	7,946	7,059	12,025	3,704	4,949	

注：区で受診票を交付した者のうち、都内転出者を除く。

資料：健康推進課

② 里帰り出産等妊婦健康診査費の助成

都外医療機関または助産所で妊婦健康診査を自費で受診したため、妊婦健康診査受診票が未使用のまま残った妊婦に対し、妊婦健康診査費用の一部を助成している。

(助成延人数)

区分	総数	都外医療機関	助産所	両方
令和4年度	1,044	1,007	32	5
令和5年度	923	901	15	7

資料：健康推進課

③ 結果通知票受理状況

1) 診察所見

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関	(延)
異常なし								
令和4年度	50,920	12,847	8,235	7,647	13,181	4,144	4,866	
令和5年度	50,916	12,792	8,604	7,522	12,858	3,999	5,141	
(5年度内訳)								
1回目	4,648	1,226	809	633	1,152	349	479	
2~14回目	46,268	11,566	7,795	6,889	11,706	3,650	4,662	
所見あり								
令和4年度	1,621	521	136	171	431	81	281	
令和5年度	1,607	487	175	202	360	57	326	
(5年度内訳)								
1回目	196	57	24	32	41	3	39	
2~14回目	1,411	430	151	170	319	54	287	

資料：健康推進課

2) 保健相談所への連絡事項 (延)							
区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
要訪問							
令和4年度	8	5	—	—	2	—	1
令和5年度	8	5	1	—	1	1	—
(5年度内訳)							
1回目	2	1	1	—	—	—	—
2~14回目	6	4	—	—	1	1	—
当院にて治療・指導							
令和4年度	34,065	9,511	5,033	4,228	9,693	2,240	3,360
令和5年度	33,892	8,992	5,282	4,168	9,432	2,303	3,715
(5年度内訳)							
1回目	3,096	868	493	335	845	203	352
2~14回目	30,796	8,124	4,789	3,833	8,587	2,100	3,363
要精密							
令和4年度	63	30	6	3	16	4	4
令和5年度	75	38	9	2	14	7	5
(5年度内訳)							
1回目	27	15	2	—	6	1	3
2~14回目	48	23	7	2	8	6	2
その他							
令和4年度	267	99	11	21	71	6	59
令和5年度	260	87	16	29	61	9	58
(5年度内訳)							
1回目	57	14	5	7	15	1	15
2~14回目	203	73	11	22	46	8	43

資料：健康推進課

(7) 妊婦超音波検査(医療機関委託)

胎児の発育異常などを早期発見するため、委託医療機関において妊婦超音波検査を行っている。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
受診者数							
令和4年度	4,420	1,110	729	626	1,146	350	459
令和5年度	11,561	2,922	1,940	1,564	2,900	885	1,350
(5年度内訳)							
1回目	5,128	1,276	847	687	1,346	388	584
2~4回目※	6,433	1,646	1,093	877	1,554	497	766
総合判定							
異常なし							
令和4年度	4,390	1,100	727	623	1,136	348	456
令和5年度	11,486	2,900	1,931	1,560	2,885	881	1,329
その他							
令和4年度	30	10	2	3	10	2	3
令和5年度	75	22	9	4	15	4	21
保健相談所への連絡事項(延)							
要訪問							
令和4年度	1	1	—	—	—	—	—
令和5年度	9	3	1	—	3	1	1
当院にて治療・指導							
令和4年度	2,778	750	425	316	812	180	295
令和5年度	7,429	1,971	1,239	798	2,012	494	915
要精密							
令和4年度	4	—	1	1	1	1	—
令和5年度	9	4	1	1	1	1	1
その他							
令和4年度	2	1	—	1	—	—	—
令和5年度	5	3	—	—	1	—	1

注：区で受診票を交付した者のうち、都内転出者を除く。

※ 令和5年度より新たに妊婦超音波検査受診票2~4回目を交付。

資料：健康推進課

(8) 妊婦子宮頸がん検診（医療機関委託）

平成28年度から子宮頸がんを早期発見するため、委託医療機関において妊婦子宮頸がん検診を行っている。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
受診者数							
令和4年度	4,485	1,097	721	638	1,209	349	471
令和5年度	4,525	1,132	756	626	1,160	344	507
総合判定							
異常なし							
令和4年度	4,430	1,078	710	634	1,199	346	463
令和5年度	4,463	1,119	749	621	1,143	339	492
その他							
令和4年度	55	19	11	4	10	3	8
令和5年度	62	13	7	5	17	5	15
保健相談所への連絡事項(延)							
要訪問							
令和4年度	2	—	—	—	—	1	1
令和5年度	1	—	—	1	—	—	—
当院にて治療・指導							
令和4年度	2,533	599	374	283	797	189	291
令和5年度	2,741	711	422	285	801	198	324
要精密							
令和4年度	18	8	3	—	1	1	5
令和5年度	23	5	4	2	7	2	3
その他							
令和4年度	9	1	2	2	3	—	1
令和5年度	1	1	—	—	—	—	—

注：区で受診票を交付した者のうち、都内転出者を除く。

資料：健康推進課

(9) 妊産婦歯科健康診査（医療機関委託）

妊娠中、産後はホルモンバランスの変化等で口腔内の環境も変化するため、妊娠婦対象の歯科健診を実施している。健診方法は個別医療機関方式である。

(※)は産婦の再掲

区分	受診者数 (※)	判定（歯周病の状況）			喪失歯数（本）	
		異常なし（※）	要指導（※）	要精密（※）	総数（※）	一人平均
令和4年度	1,581 (282)	125 (21)	332 (64)	1,124 (197)	96 (13)	0.06
令和5年度	1,488 (246)	146 (28)	301 (51)	1,041 (167)	82 (8)	0.06
(5年度内訳)						
20歳未満	3 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0.00
20～29歳	275 (27)	24 (3)	47 (3)	204 (21)	9 (0)	0.03
30～39歳	1,074 (190)	110 (23)	216 (39)	748 (128)	63 (5)	0.06
40歳以上	136 (29)	12 (2)	37 (9)	87 (18)	10 (3)	0.07

資料：健康推進課

(10) 産後ケア事業

家族等の支援がなく、体調や育児に不安がある産後の母子が、助産師ケアを受けられる事業。母子ショートステイ（宿泊）、母子デイケア（日帰り）、自宅への産後ケア訪問がある。利用にあたっては保健相談所の保健師がコーディネートを行っている。令和5年度は7施設で実施した。

区分	(延日数)		
	ショートステイ	デイケア	産後ケア訪問
令和4年度	1,068	377	377
令和5年度	1,448	575	553

資料：健康推進課

(11) 産科医療機関連絡会

妊娠期から切れ目ない支援を行えるよう連携を強化するため、産科医療機関との連絡会を年1回開催している。

	産科医療機関数	参加者数
令和4年度	13	32
令和5年度	14	36

資料：6保健相談所

(12) 子育て応援ギフトの支給

こんにちは赤ちゃん訪問を実施した養育者からの申請に基づき、子育てに役立つ商品やサービス等に使用できるギフトカードを支給している。

区分	総数
令和5年度	9,064

注：令和5年度実績には、令和4年度遡及対象の方も含む。

資料：健康推進課

(13) バースデーサポート事業 [新規事業]

令和5年4月から、相談支援体制の強化を目的に開始した。1歳の誕生日を迎える子どもを育てる家庭に対し、子育てに関するアンケートや情報提供を行うとともに、1歳児子育て相談等の相談支援につなげ、アンケート回答者にはギフトを贈呈している。

区分	アンケート		相談数	贈呈数	(実)
	送付	回答			
令和5年度	4,830	4,664	859	4,431	

資料：健康推進課、6保健相談所

2 赤ちゃん準備教室（沐浴体験コース・動画視聴コース）

赤ちゃん準備教室は、沐浴体験コースと動画視聴コースの2コースがある。

沐浴体験コースは、妊婦とパートナーおよび家族（1組最大2名まで）を対象とし、産後の特徴と健康管理・育児に関する知識の習得および母子保健サービスや制度利用の紹介を目的としている。

動画視聴コースは、「出産までの流れ」・「沐浴の方法」・「ママと赤ちゃんの歯の健康」・「妊産婦さんがいる家庭の食事」の4本の動画をホームページに公開している。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
赤ちゃん準備教室～沐浴体験コース (平日コース)							
開催回数 令和4年度	34	6	6	6	6	5	5
令和5年度	34	6	6	6	6	5	5
受講者人数 令和4年度	529	149	103	81	101	41	54
令和5年度	601	149	108	118	143	30	53
赤ちゃん準備教室～沐浴体験コース (土日コース)							
開催回数 令和4年度	56	10	8	10	12	8	8
令和5年度	56	10	8	10	12	8	8
受講者人数 令和4年度	2,319	486	366	455	645	164	203
令和5年度	2,499	506	422	487	594	247	243

資料：健康推進課

3 乳 幼 児 対 策

(1) 新生児聴覚検査

令和元年度から聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、生後50日に達するまでに医療機関において初めて受診した新生児聴覚検査費用の一部を助成している。また、音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的とし、検査結果を把握したうえで、適切な支援を行うことにより、聴覚早期療育へ繋げている。

① 新生児聴覚検査（医療機関委託）受診者数

受診票1枚を交付し、委託医療機関において受診した新生児聴覚検査費用の一部を助成している。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
受診者数							
令和4年度	3,648	889	541	542	961	334	381
令和5年度	3,628	868	568	528	975	291	398

注：区で受診票を交付した者のうち、都内転出者を除く。

資料：健康推進課

② 里帰り出産等新生児聴覚検査の助成

都外医療機関または助産所で新生児聴覚検査を自費で受診したため、新生児聴覚検査受診票が未使用のまま残った新生児の保護者に対し、新生児聴覚検査費用の一部を助成している。

区分	総数	都外医療機関	助産所
助成件数			
令和4年度	788	785	3
令和5年度	743	741	2

資料：健康推進課

③ 新生児聴覚検査実施状況および結果

赤ちゃん訪問および4か月児健康診査において、実施状況および結果の確認をしている。

(延)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
初回検査							
確認者数							
令和4年度	5,612	1,357	846	827	1,463	484	635
令和5年度	5,247	1,255	873	757	1,400	403	559
異常なし							
令和4年度	5,523	1,333	833	815	1,441	478	623
令和5年度	5,160	1,237	850	746	1,376	398	553
再検査							
令和4年度	68	21	9	12	12	4	10
令和5年度	83	18	23	11	21	5	5
確認検査							
対象人數							
令和4年度	68	21	9	12	12	4	10
令和5年度	83	18	23	11	21	5	5
異常なし							
令和4年度	33	11	6	7	6	—	3
令和5年度	32	6	10	6	5	4	1
再検査							
令和4年度	15	6	1	3	3	1	1
令和5年度	30	10	7	4	8	—	1
要精密							
対象人數							
令和4年度	15	6	1	3	3	1	1
令和5年度	31	11	7	4	8	—	1

資料：健康推進課

(2) 乳児健康診査(4か月児)

乳児に対する健康診査を行い、その保護者に保健師・管理栄養士・歯科衛生士による集団・個別指導を実施し乳児の健全な育成に努めている。

① 実施状況

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
健診回数							
令和4年度	154	32	24	24	36	18	20
令和5年度	156	32	24	24	36	18	22
対象者数							
令和4年度	5,438	1,366	834	797	1,393	465	583
令和5年度	5,088	1,209	871	748	1,346	388	526
受診者数							
令和4年度	5,167	1,271	782	778	1,335	447	554
令和5年度	4,911	1,144	840	734	1,297	384	512
受診率(%)							
令和4年度	95.0	93.0	93.8	97.6	95.8	96.1	95.0
令和5年度	96.5	94.6	96.4	98.1	96.4	99.0	97.3
有所見者数							
令和4年度	1,743	517	221	246	418	182	159
令和5年度	1,579	421	246	255	379	131	147
有所見者率(%)							
令和4年度	33.7	40.7	28.3	31.6	31.3	40.7	28.7
令和5年度	32.2	36.8	29.3	34.7	29.2	34.1	28.7
個別相談(件)							
栄養相談							
令和4年度	146	34	27	12	35	14	24
令和5年度	166	40	31	12	49	12	22
保健相談							
令和4年度	4,093	1,105	666	613	982	316	411
令和5年度	3,855	1,039	719	545	948	235	369
産後相談(栄養)							
令和4年度	128	31	37	8	33	6	13
令和5年度	166	54	40	21	40	4	7
産後相談(保健)							
令和4年度	2,712	744	428	402	635	203	300
令和5年度	2,508	724	454	345	578	135	272

資料：健康推進課、6保健相談所

② 乳児健康診査有所見者内訳

1) 総 数

(延)

区分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
令 和 4 年 度	3,782	1,324	403	452	930	329	344
令 和 5 年 度	3,315	993	402	458	919	232	311
(令和5年度 内訳)							
発 育	383	122	61	53	84	31	32
皮 膚	1,137	341	114	155	330	105	92
頭 頸 部	172	79	9	20	48	8	8
顔 面 口 腔	38	13	8	4	13	-	-
眼	66	23	8	8	19	3	5
耳 鼻 咽 喉	76	21	11	11	22	4	7
胸 部 ・ 腹 部	209	59	24	39	53	15	19
鼠 径 外 陰 部	112	25	21	16	28	13	9
背 部	54	9	10	6	14	2	13
四 肢	483	115	68	79	103	28	90
発 達 ・ 神 経	305	87	38	46	94	16	24
そ の 他	280	99	30	21	111	7	12

資料：健康推進課

2) 指 示 内 訳

(延)

区分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
精密健診							
令 和 4 年 度	546	167	62	80	101	42	94
令 和 5 年 度	629	132	93	110	146	52	96
(令和5年度 内訳)							
発 育	13	2	2	3	5	1	-
皮 膚	49	7	11	11	8	10	2
頭 頸 部	37	11	3	4	14	3	2
顔 面 口 腔	5	1	1	2	1	-	-
眼	14	4	4	1	4	1	-
耳 鼻 咽 喉	8	-	1	4	2	1	-
胸 部 ・ 腹 部	23	2	3	5	4	5	4
鼠 径 外 陰 部	37	5	7	6	8	6	5
背 部	19	1	2	2	9	-	5
四 肢	413	98	57	69	87	25	77
発 達 ・ 神 経	2	-	-	-	2	-	-
そ の 他	9	1	2	3	2	-	1
受診(治療)勧奨							
令 和 4 年 度	199	82	28	23	44	22	-
令 和 5 年 度	94	47	13	22	2	10	-
(令和5年度 内訳)							
発 育	1	1	-	-	-	-	-
皮 膚	73	36	11	16	2	8	-
頭 頸 部	2	2	-	-	-	-	-
顔 面 口 腔	1	1	-	-	-	-	-
眼	2	1	-	1	-	-	-
耳 鼻 咽 喉	1	-	-	1	-	-	-
胸 部 ・ 腹 部	5	3	-	2	-	-	-
鼠 径 外 陰 部	3	1	1	-	-	1	-
背 部	-	-	-	-	-	-	-
四 肢	1	-	-	1	-	-	-
発 達 ・ 神 経	2	-	-	1	-	1	-
そ の 他	3	2	1	-	-	-	-

2) 指示内訳 (つづき)		(延)					
区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
他機関管理中							
令和4年度	912	247	114	135	252	115	49
令和5年度	827	222	123	131	256	54	41
(令和5年度内訳)							
発育	70	17	9	11	26	4	3
皮膚	340	83	42	65	114	27	9
頭頸部	36	17	3	6	8	1	1
顔面口腔	9	3	2	-	4	-	-
眼	14	2	3	3	6	-	-
耳鼻咽喉	33	12	8	2	7	2	2
胸部・腹部	122	32	17	19	34	8	12
鼠径外陰部	46	17	8	5	10	4	2
背部	18	4	5	3	3	1	2
四肢	35	8	7	7	7	3	3
発達・神経	41	9	5	3	18	2	4
その他	63	18	14	7	19	2	3
経過観察							
令和4年度	563	201	62	66	138	57	39
令和5年度	477	161	80	68	93	37	38
(令和5年度内訳)							
発育	191	68	36	26	26	17	18
皮膚	22	7	6	2	3	4	-
頭頸部	8	3	-	2	1	2	-
顔面口腔	4	2	1	-	1	-	-
眼	3	1	1	-	1	-	-
耳鼻咽喉	5	2	1	-	1	-	1
胸部・腹部	3	1	2	-	-	-	-
鼠径外陰部	4	1	-	2	1	-	-
背部	2	1	1	-	-	-	-
四肢	4	2	-	1	1	-	-
発達・神経	214	65	30	34	54	13	18
その他	17	8	2	1	4	1	1
一時的指導							
令和4年度	1,528	590	137	148	398	93	162
令和5年度	1,288	431	93	127	422	79	136
(令和5年度内訳)							
発育	108	34	14	13	27	9	11
皮膚	653	208	44	61	203	56	81
頭頸部	89	46	3	8	25	2	5
顔面口腔	19	6	4	2	7	-	-
眼	33	15	-	3	8	2	5
耳鼻咽喉	29	7	1	4	12	1	4
胸部・腹部	56	21	2	13	15	2	3
鼠径外陰部	22	1	5	3	9	2	2
背部	15	3	2	1	2	1	6
四肢	30	7	4	1	8	-	10
発達・神経	46	13	3	8	20	-	2
その他	188	70	11	10	86	4	7

資料：健康推進課

③ 乳幼児経過観察健診

乳幼児健康診査の結果、要経過観察・要健康管理とされた乳幼児に対して改めて経過観察日を設けて健康診査を行っている。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	閑
健診回数							
令和4年度	96	24	12	12	24	12	12
令和5年度	96	24	12	12	24	12	12
受診者数							
令和4年度	1,111	324	150	148	253	109	127
令和5年度	1,142	323	151	189	211	120	148
(令和5年度内訳)							
初診者	688	215	83	113	127	85	65
再診者	454	108	68	76	84	35	83
初診者の有所見者数							
令和4年度	274	65	44	43	56	32	34
令和5年度	261	67	33	39	51	32	39
初診者の有所見率							
令和4年度	38.6	28.9	55.0	43.9	37.6	36.4	49.3
令和5年度	37.9	31.2	39.8	34.5	40.2	37.6	60.0
個別相談数							
心理							
令和4年度	260	71	37	42	46	35	29
令和5年度	326	110	54	34	54	44	30
栄養相談							
令和4年度	502	149	74	75	112	43	49
令和5年度	456	126	66	65	91	42	66
保健相談							
令和4年度	827	273	130	113	154	83	74
令和5年度	863	284	135	134	114	102	94

資料：健康推進課、6保健相談所

(3) 乳児健診 (6~7か月児および9~10か月児) [医療機関委託]
生後6~7か月児および9~10か月児の健診を、委託医療機関において実施している。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
結果通知票受理数							
令和4年度	9,968	2,329	1,582	1,484	2,689	806	1,078
令和5年度	9,454	2,179	1,489	1,424	2,554	801	1,007
(令和5年度内訳)							
6~7か月	4,823	1,137	767	722	1,289	398	510
9~10か月	4,631	1,042	722	702	1,265	403	497
総合判定							
問題なし	8,802	1,966	1,447	1,267	2,429	751	942
6~7か月	4,460	1,021	742	619	1,227	375	476
9~10か月	4,342	945	705	648	1,202	376	466
あり	238	98	18	29	36	30	27
6~7か月	108	50	9	10	13	12	14
9~10か月	130	48	9	19	23	18	13
疑い	414	115	24	128	89	20	38
6~7か月	255	66	16	93	49	11	20
9~10か月	159	49	8	35	40	9	18
今後の指導等							
当院で行う	4,101	834	1,219	573	938	391	146
6~7か月	2,174	449	633	345	476	196	75
9~10か月	1,927	385	586	228	462	195	71
保健相談所で行う	55	21	4	12	9	3	6
6~7か月	27	9	4	6	2	2	4
9~10か月	28	12	-	6	7	1	2
他機関管理中	168	44	19	27	41	6	31
6~7か月	87	22	9	14	23	4	15
9~10か月	81	22	10	13	18	2	16
その他	6	2	1	1	-	-	2
6~7か月	2	1	-	1	-	-	-
9~10か月	4	1	1	-	-	-	2

資料：健康推進課

(4) 1歳児子育て相談

おおむね10か月から1歳4か月児を対象に保健師・管理栄養士・歯科衛生士が個別相談を行っている。

(令和5年度)							
区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	閑
回数	72	12	12	12	12	12	12
来所者数	1,428	310	215	191	344	196	172
歯科相談数	1,428	310	215	191	344	196	172
(内訳)							
生活習慣の分類							
該当なし	496	114	76	73	101	76	56
1項目該当	906	194	133	116	235	114	114
2項目該当	26	2	6	2	8	6	2
3項目該当	-	-	-	-	-	-	-
栄養相談	970	238	148	127	215	104	138
育児相談	101	9	6	14	23	33	16

*生活習慣の分類下記の生活習慣に該当する項目数

- ▲甘味菓子をほぼ毎日食べる
- ▲甘味飲料をほぼ毎日飲む
- ▲就寝前に授乳習慣がある

*ハイリスク者：生活習慣が2項目該当、3項目該当の者など

資料：健康推進課、6保健相談所

(5) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児に対し、身体の発育および精神発達に関する健康診査を区内および近隣区医療機関に委託して行っている。また、内科受診後、保健相談所で歯科健康診査および保健師・管理栄養士・歯科衛生士による集団・個別指導を行い、必要に応じて心理相談員による心理相談を行っている。

① 内科健康診査(委託)実施状況

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
対象者数							
令和4年度	5,360	1,167	855	818	1,481	436	603
令和5年度	5,266	1,240	829	772	1,402	444	579
受診者数							
令和4年度	5,007	1,098	782	766	1,375	428	558
令和5年度	4,959	1,095	775	748	1,348	450	543
受診率(%)	94.2	88.3	93.5	96.9	96.1	101.4	93.8

資料：健康推進課

② 1歳6か月児健康診査アンケート(M-CHAT)実施数

社会性の発達について早期に把握・支援をするため、保健相談所における歯科健康診査時に保護者記入式質問票(M-CHAT)を実施している。要支援者には電話、面接、2歳児歯科健診・子育て相談において再度M-CHATを実施し、心理相談等の継続支援を行っている。

区分	総数
健診受診者数	4,911
M-CHAT実施数	4,911
要支援者数	499

資料：健康推進課

③ 個別相談

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
栄養相談							
令和4年度	1,995	405	336	282	681	100	191
令和5年度	1,805	461	292	286	509	93	164
保健相談							
令和4年度	3,087	797	540	536	641	260	313
令和5年度	3,062	862	533	465	654	244	304

資料：健康推進課、6保健相談所

④ 1歳6か月児心理相談

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
判定相談人員							
令和4年度	615	118	116	117	125	59	80
令和5年度	656	150	112	103	137	76	78
指導指示(延)							
令和4年度	1,111	205	198	210	206	124	168
令和5年度	1,188	265	208	187	235	139	154
(令和5年度内訳)							
特になし	3	3	-	-	-	-	-
助言指示	481	119	46	87	157	51	21
要観察	704	143	162	100	78	88	133
要精密	-	-	-	-	-	-	-

資料：健康推進課

⑤ 1歳6か月児心理経過観察

心理相談の結果、継続的に指導していく必要が認められた者には経過観察を行っている。

令和4年度より新保健情報システムで計上開始し、初回利用時年齢での経過観察名に統一した。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
判定相談人員							
令和4年度	708	170	109	59	227	50	93
令和5年度	1,133	266	186	180	267	124	110
指導指示(延)							
令和4年度	1,599	376	240	136	511	117	219
令和5年度	2,516	553	417	375	619	296	256
(令和5年度内訳)							
特になし	12	4	-	5	3	-	-
助言指示	572	122	84	84	211	49	22
要観察	1,926	427	333	280	405	247	234
要精密	6	-	-	6	-	-	-

資料：健康推進課

⑥ 1歳6か月児健診フォロー教室(あそびの教室)

1歳6か月児健診後の経過観察の一環として、季節の行事や親子の遊びなどのプログラムを通して親子関係や子どもの発達について助言を行っている。保健師、心理相談員、保育士が運営している。

なお、令和4年度に予定していた事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により個別相談または少人数のグループで実施したが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが五類感染症となり、集団遊びなどを取り入れたプログラムで実施した。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
開催回数							
令和4年度	71	12	11	12	12	12	12
令和5年度	71	11	12	12	12	12	12
利用者人数(実)							
令和4年度	151	29	20	20	31	23	28
利用者人数(延)							
令和4年度	359	69	57	47	70	57	59
利用組数(実)							
令和5年度	176	31	26	31	37	30	21
利用組数(延)							
令和5年度	437	74	61	81	96	73	52

資料：健康推進課

⑦ 1歳6か月児健康診査有所見者内訳

(延)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
総数							
令和4年度	972	211	165	186	210	102	98
令和5年度	951	230	142	189	201	96	93
(令和5年度 内訳)							
発育	117	39	19	14	26	11	8
皮膚	150	29	25	24	34	23	15
頭頸部・顔面	37	4	5	14	7	4	3
眼	53	23	7	2	9	3	9
耳	19	4	10	3	1	-	1
胸部・腹部	59	11	11	16	16	1	4
そけい外陰部	78	14	9	11	28	7	9
四肢	28	6	1	5	7	7	2
神経運動	65	18	10	14	9	8	6
精神発達	292	67	30	75	55	31	34
その他	53	15	15	11	9	1	2
精密健診							
令和4年度	83	24	9	13	20	10	7
令和5年度	78	18	11	5	21	11	12
(令和5年度 内訳)							
発育	9	2	2	-	-	3	2
皮膚	12	1	2	3	4	2	-
頭頸部・顔面	3	-	1	-	-	2	-
眼	7	3	1	-	2	-	1
耳	2	-	1	-	1	-	-
胸部・腹部	5	1	1	1	2	-	-
そけい外陰部	7	1	-	-	4	1	1
四肢	6	1	1	1	2	-	1
神経運動	10	3	1	-	1	1	4
精神発達	12	5	1	-	2	2	2
その他	5	1	-	-	3	-	1
受診(治療)勧奨							
令和4年度	185	13	54	28	48	34	8
令和5年度	205	40	39	30	55	31	10
(令和5年度 内訳)							
発育	15	4	2	2	5	2	-
皮膚	35	5	11	6	6	6	1
頭頸部・顔面	7	-	1	-	5	1	-
眼	20	9	3	1	3	2	2
耳	11	1	7	3	-	-	-
胸部・腹部	15	1	5	3	4	-	2
そけい外陰部	26	5	2	4	10	3	2
四肢	5	1	-	1	1	2	-
神経運動	9	-	4	1	2	2	-
精神発達	54	9	2	8	19	13	3
その他	8	5	2	1	-	-	-

資料：健康推進課

(延)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
他機関経観中							
令和4年度	162	48	23	18	41	8	24
令和5年度	153	58	16	25	30	10	14
(令和5年度内訳)							
発育	16	7	2	2	5	-	-
皮膚	33	9	3	4	8	5	4
頭頸部・顔面	7	2	-	3	-	-	2
眼	22	9	3	1	3	1	5
耳	5	3	1	-	-	-	1
胸部・腹部	13	4	3	2	2	1	1
そけい外陰部	20	5	2	3	7	2	1
四肢	4	2	-	2	-	-	-
神経運動	13	6	2	3	1	1	-
精神発達	13	6	-	3	4	-	-
その他	7	5	-	2	-	-	-
経過観察							
令和4年度	468	118	53	117	94	45	41
令和5年度	422	105	54	112	86	35	30
(令和5年度内訳)							
発育	63	22	9	9	16	3	4
皮膚	48	13	5	7	11	7	5
頭頸部・顔面	20	2	3	11	2	1	1
眼	4	2	-	-	1	-	1
耳	1	-	1	-	-	-	-
胸部・腹部	20	5	1	5	8	-	1
そけい外陰部	23	3	4	4	7	1	4
四肢	12	2	-	-	4	5	1
神経運動	32	9	3	9	5	4	2
精神発達	182	43	27	62	27	13	10
その他	17	4	1	5	5	1	1
一時的指導							
令和4年度	74	8	26	10	7	5	18
令和5年度	93	9	22	17	9	9	27
(令和5年度内訳)							
発育	14	4	4	1	-	3	2
皮膚	22	1	4	4	5	3	5
頭頸部・顔面	-	-	-	-	-	-	-
眼	-	-	-	-	-	-	-
耳	-	-	-	-	-	-	-
胸部・腹部	6	-	1	5	-	-	-
そけい外陰部	2	-	1	-	-	-	1
四肢	1	-	-	1	-	-	-
神経運動	1	-	-	1	-	-	-
精神発達	31	4	-	2	3	3	19
その他	16	-	12	3	1	-	-

資料：健康推進課

⑧ 1歳6か月児歯科健康診査

歯科医師による歯科健診および歯科衛生士による個別指導を行い、むし歯になりやすい生活習慣のハイリスク者にはフォロー歯科健診を実施している。

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
対象者数	5,283	1,226	833	773	1,406	462	583
受診者数	4,907	1,143	768	731	1,314	422	529
受診率 (%)	92.9	93.2	92.2	94.6	93.5	91.3	90.7
むし歯のない者	4,888	1,141	767	725	1,308	422	525
O 1型	3,488	815	532	529	944	296	372
O 2-CO型	17	1	4	5	3	1	3
O 2-1型	1,271	298	213	175	336	117	132
O 2-2型	104	24	18	16	23	6	17
O 2-3型	8	3	-	-	2	2	1
むし歯のある者	19	2	1	6	6	-	4
A型	15	1	1	5	5	-	3
B型	3	-	-	1	1	-	1
C型	1	1	-	-	-	-	-
むし歯のない者の割合 (%)	99.6	99.8	99.9	99.2	99.5	100.0	99.2
むし歯の総数	55	3	2	15	24	-	11
一人平均むし歯数 (本)	0.01	0.00	0.00	0.02	0.02	-	0.02

*むし歯のない者の分類

- O 1型 ····· 下記の生活習慣に該当しない者
- O 2-CO型 ··· 下記の生活習慣に該当しないが、初期のむし歯(CO)がある者
- O 2-1型 ··· 下記の生活習慣に1項目該当する者
- O 2-2型 ··· 下記の生活習慣に2項目該当する者
- O 2-3型 ··· 下記の生活習慣に3項目該当する者

- ▲甘味菓子をほぼ毎日食べる
- ▲甘味飲料をほぼ毎日飲む
- ▲就寝前に授乳習慣がある

*むし歯のある者の分類

- A型 ····· 上顎前歯部のみ、または臼歯部のみにむし歯がある者
- B型 ····· 上顎前歯部および臼歯部にむし歯がある者
- C型 ····· 下顎前歯部のみ、または下顎前歯部を含むほかの部位にむし歯がある者

*ハイリスク者

初期のむし歯や要注意歯がある者、O 2-2型とO 2-3型をハイリスク者としている。フォロー歯科健診の人数については、P179を参照。

資料：6保健相談所

(6) 2歳児歯科健診・子育て相談

当該月に2歳を迎える児を対象に個別通知をし、歯科医師による歯科健診、歯科衛生士・保健師・管理栄養士による個別相談を行っている。また、必要に応じて心理相談を実施している。

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
回数	126	22	22	22	24	18	18
対象者数	5,540	1,224	886	811	1,502	470	647
来所者数	4,684	1,012	742	713	1,274	398	545
来所率(%)	84.5%	82.7%	83.7%	87.9%	84.8%	84.7%	84.2%

資料：6保健相談所

① 健康相談

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
保健相談(実数)	3,197	868	557	524	664	246	338
心理相談(実数)	386	88	70	58	82	41	47
栄養相談(実数)	1,391	314	192	246	429	90	120

資料：健康推進課、6保健相談所

② 2歳児心理相談

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
判定相談人数	386	88	70	58	82	41	47
指導指示(延)	637	148	107	99	137	69	77
(内訳)							
特になし	1	-	-	-	-	-	1
助言指示	254	55	61	33	53	27	25
要観察	381	92	46	66	84	42	51
要精密	1	1	-	-	-	-	-

資料：健康推進課

③ 2歳児心理経過観察

心理相談の結果、今後継続的に指導していく必要が認められた者には、経過観察を行っている。
令和4年度より新保健情報システムで計上開始し、初回利用時年齢での経過観察名に統一した。

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
判定相談人数	354	59	62	44	107	38	44
指導指示(延)	729	131	126	78	219	83	92
(内訳)							
特になし	7	5	—	—	2	—	—
助言指示	236	51	35	25	77	21	27
要観察	486	75	91	53	140	62	65
要精密	—	—	—	—	—	—	—

資料：健康推進課

④ 歯科健診

ハイリスク者には、フォロー歯科健診(P179)を行い、継続支援している。

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
受診者数	4,683	1,012	741	713	1,274	398	545
(内訳)							
むし歯の状況							
むし歯なし	4,642	1,009	736	709	1,256	393	539
むし歯あり(A型)	31	1	4	2	16	2	6
むし歯あり(B型)	6	1	1	1	1	2	—
むし歯あり(C型)	4	1	—	1	1	1	—
むし歯のない者の割合(%)	99.1	99.7	99.3	99.4	98.6	98.7	98.9
生活習慣の分類							
該当なし	3,610	785	590	550	969	288	428
1項目該当	940	199	133	149	262	95	102
2項目該当	126	27	17	13	40	14	15
3項目該当	7	1	1	1	3	1	—

注：むし歯ありの分類、ハイリスク者と生活習慣の分類はP130を参照

資料：6保健相談所

(7) 3歳児健康診査

幼児期の中で、身体発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対し、健康診査、視力検査、視力・聴力アンケート、尿検査、歯科健康診査を実施し、幼児の健全な育成を図っている。

また、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が集団・個別指導を行っている。必要に応じて心理相談を実施している。

(1) 実施状況

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
健診回数							
令和4年度	137	24	24	24	27	18	20
令和5年度	137	24	24	24	27	18	20
対象者数							
令和4年度	5,772	1,263	819	869	1,649	513	659
令和5年度	5,340	1,176	778	820	1,467	505	594
受診者数							
令和4年度	5,533	1,206	770	840	1,582	496	639
令和5年度	5,193	1,143	772	797	1,445	480	556
受診率 (%)							
令和4年度	95.9	95.5	94.0	96.7	95.9	96.7	97.0
令和5年度	97.2	97.2	99.2	97.2	98.5	95.0	93.6
有所見者数							
令和4年度	2,074	493	295	328	592	193	173
令和5年度	2,003	499	307	338	520	158	181
有所見者率 (%)							
令和4年度	37.5	40.9	38.3	39.0	37.4	38.9	27.1
令和5年度	38.6	43.7	39.8	42.4	36.0	32.9	32.6
個別相談 (件)							
栄養相談							
令和4年度	1,362	407	173	181	491	70	40
令和5年度	1,173	379	134	169	355	76	60
保健相談							
令和4年度	3,298	884	553	530	687	258	386
令和5年度	3,137	869	539	469	682	250	328

注：心理相談数については⑥表 3歳児心理相談 (P137) 参照

資料：健康推進課、6保健相談所

(2) 尿検査

区分	計	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
総数							
令和4年度	8,790	1,748	1,210	1,252	2,648	848	1,084
令和5年度	8,124	1,666	1,142	1,250	2,312	818	936
(令和5年度内訳)							
検査項目							
たん白	4,062	833	571	625	1,156	409	468
糖	4,062	833	571	625	1,156	409	468

資料：健康推進課

③ 視能訓練士による視力検査の結果

保護者が事前に家庭で行った検査の結果と視力に関するアンケートを持参した上で、健診時に視能訓練士による視力検査を実施している。

区分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
実 施 者 数							
令 和 4 年 度	5,531	1,206	770	840	1,581	496	638
令 和 5 年 度 (A)	5,189	1,143	772	797	1,442	479	556
(令和5年度 内訳)							
判 定 結 果							
異 常 な し	4,244	924	620	622	1,217	407	454
要 再 検 査	1	-	-	1	-	-	-
要 精 密 (B)	803	182	134	155	200	62	70
そ の 他	141	37	18	19	25	10	32
要 精 密 率 (B÷A) (%)	15.5	15.9	17.4	19.4	13.9	12.9	12.6

資料：健康推進課

④ 3歳児健診時の家庭における聴力アンケート結果

保護者が事前に家庭で行った検査の結果と聴力に関するアンケートを持参してもらう方式をとっている。

区分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
聴 力							
実 施 者 数							
令 和 4 年 度	5,531	1,206	770	840	1,581	496	638
令 和 5 年 度 (A)	5,189	1,143	772	797	1,442	479	556
(令和5年度 内訳)							
判 定 結 果							
異 常 な し	4,436	915	686	679	1,241	415	500
要 再 検 査	5	-	-	-	2	3	-
要 精 密 (B)	686	220	75	107	180	57	47
そ の 他	62	8	11	11	19	4	9
要 精 密 率 (B÷A) (%)	13.2	19.2	9.7	13.4	12.5	11.9	8.5

資料：健康推進課

⑤ 3歳児健康診査有所見者内訳

(延)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
総数							
令和4年度	4,131	907	575	675	1,193	368	413
令和5年度	4,005	895	530	717	1,099	339	425
(令和5年度 内訳)							
発育	301	62	47	51	92	25	24
皮膚	323	65	44	85	79	28	22
頭頸部・顔面口腔	30	9	6	6	4	3	2
眼	953	220	155	174	228	72	104
耳 鼻 咽 喉	792	231	96	126	215	64	60
胸部・腹部	124	26	18	27	28	5	20
鼠径外陰部	235	42	25	34	67	40	27
背部・四肢	50	6	7	12	17	3	5
運動	16	2	3	4	5	-	2
精神	324	61	36	64	69	34	60
言語	395	72	54	61	101	41	66
日 常 習 慣	188	33	18	60	54	10	13
そ の 他	274	66	21	13	140	14	20
(再掲) 尿蛋白陽性	35	11	3	1	14	3	3
精密健診							
令和4年度	1,856	469	263	298	532	156	138
令和5年度	1,805	464	253	313	502	144	129
(令和5年度 内訳)							
発育	76	18	14	14	21	5	4
皮膚	5	1	-	2	2	-	-
頭頸部・顔面口腔	-	-	-	-	-	-	-
眼	803	182	134	155	199	63	70
耳 鼻 咽 喉	686	218	75	107	182	57	47
胸部・腹部	26	8	6	6	5	1	-
鼠径外陰部	87	9	13	20	33	9	3
背部・四肢	12	-	1	5	4	2	-
運動	1	-	-	-	1	-	-
精神	4	1	1	-	2	-	-
言語	12	1	2	2	6	1	-
日 常 習 慣	3	1	-	-	2	-	-
そ の 他	90	25	7	2	45	6	5
(再掲) 尿蛋白陽性	35	11	3	1	14	3	3
受診(治療)勧奨							
令和4年度	74	8	20	12	21	13	-
令和5年度	65	19	18	9	13	6	-
(令和5年度 内訳)							
発育	4	1	2	-	1	-	-
皮膚	22	5	4	6	6	1	-
頭頸部・顔面口腔	2	-	2	-	-	-	-
眼	3	3	-	-	-	-	-
耳 鼻 咽 喉	1	1	-	-	-	-	-
胸部・腹部	6	3	2	1	-	-	-
鼠径外陰部	7	1	1	-	1	4	-
背部・四肢	1	-	-	-	1	-	-
運動	-	-	-	-	-	-	-
精神	2	1	1	-	-	-	-
言語	4	-	2	1	1	-	-
日 常 習 慣	9	3	3	1	1	1	-
そ の 他	4	1	1	-	2	-	-
(再掲) 尿蛋白陽性	-	-	-	-	-	-	-

⑤ 3歳児健康診査有所見者内訳(つづき)

(延)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
他機関管理中							
令和4年度	766	171	105	134	229	78	49
令和5年度	793	173	108	151	225	75	61
(令和5年度 内訳)							
発育	65	8	7	7	30	5	8
皮膚	142	24	21	43	36	16	2
頭頸部・顔面口腔	16	4	2	3	3	2	2
眼	104	33	16	15	20	5	15
耳鼻咽喉	57	8	8	11	21	2	7
胸部・腹部	56	11	6	17	12	4	6
鼠径外陰部	60	16	2	10	15	9	8
背部・四肢	22	4	5	3	6	1	3
運動	12	1	3	2	4	-	2
精神	94	21	15	14	27	14	3
言語	97	24	14	17	26	12	4
日常習慣	29	9	4	5	9	1	1
その他	39	10	5	4	16	4	-
(再掲) 尿蛋白陽性	-	-	-	-	-	-	-
経過観察							
令和4年度	340	67	75	40	62	35	61
令和5年度	290	57	49	48	38	19	79
(令和5年度 内訳)							
発育	40	5	9	10	10	5	1
皮膚	10	3	3	3	1	-	-
頭頸部・顔面口腔	2	-	2	-	-	-	-
眼	-	-	-	-	-	-	-
耳鼻咽喉	-	-	-	-	-	-	-
胸部・腹部	2	1	-	1	-	-	-
鼠径外陰部	6	-	1	1	1	2	1
背部・四肢	1	-	1	-	-	-	-
運動	-	-	-	-	-	-	-
精神	80	16	10	11	7	5	31
言語	108	20	20	15	13	7	33
日常習慣	11	2	1	4	-	-	4
その他	30	10	2	3	6	-	9
(再掲) 尿蛋白陽性	-	-	-	-	-	-	-
一時的指導							
令和4年度	1,097	192	112	191	349	86	167
令和5年度	1,052	182	102	196	321	95	156
(令和5年度 内訳)							
発育	116	30	15	20	30	10	11
皮膚	144	32	16	31	34	11	20
頭頸部・顔面口腔	10	5	-	3	1	1	-
眼	43	2	5	4	9	4	19
耳鼻咽喉	48	4	13	8	12	5	6
胸部・腹部	34	3	4	2	11	-	14
鼠径外陰部	75	16	8	3	17	16	15
背部・四肢	14	2	-	4	6	-	2
運動	3	1	-	2	-	-	-
精神	144	22	9	39	33	15	26
言語	174	27	16	26	55	21	29
日常習慣	136	18	10	50	42	8	8
その他	111	20	6	4	71	4	6
(再掲) 尿蛋白陽性	-	-	-	-	-	-	-

資料：健康推進課

⑥ 3歳児心理相談

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
判定相談人数							
令和4年度	640	122	106	106	143	62	101
令和5年度	693	134	132	111	151	75	90
指導指示(延)							
令和4年度	1,282	253	219	211	278	123	198
令和5年度	1,359	276	246	224	295	137	181
(令和5年度内訳)							
特になし	3	1	-	2	-	-	-
助言指示	752	129	148	142	168	71	94
要観察	601	145	98	78	127	66	87
要精密	3	1	-	2	-	-	-

資料：健康推進課

⑦ 心理発達相談

3歳児健康診査の際、心理相談を受けた幼児の保護者が、引き続き指導を必要とする場合および3歳を過ぎた幼児について相談があり、指導を必要とする場合に個別相談を行っている。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
判定相談人数							
令和4年度	1,177	221	201	205	293	134	123
令和5年度	1,068	222	186	163	267	92	138
指導指示(延)							
令和4年度	2,772	491	479	513	682	314	293
令和5年度	2,586	530	464	384	657	223	328
(令和5年度内訳)							
特になし	3	1	-	-	2	-	-
助言指示	869	171	134	121	270	76	97
要観察	1,695	352	330	258	385	143	227
要精密	19	6	-	5	-	4	4

資料：健康推進課

(8) 3歳児歯科健診検査

歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による個別相談を行い、健診の結果、初期のむし歯や要注意歯のある者・口腔内が清掃不良の者に対して早期の歯科医療機関の受診を勧めている。

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
対象者数	5,340	1,176	778	820	1,467	505	594
受診者数	5,177	1,143	768	796	1,437	478	555
受診率 (%)	96.9	97.2	98.7	97.1	98.0	94.7	93.4
むし歯のない者	4,983	1,092	737	770	1,391	459	534
むし歯のある者	194	51	31	26	46	19	21
A型	158	43	25	17	42	14	17
B型	23	2	6	6	3	2	4
C1型	6	4	—	1	—	1	—
C2型	7	2	—	2	1	2	—
むし歯のない者の割合 (%)	96.3	95.5	96.0	96.7	96.8	96.0	96.2
むし歯の総数	481	112	76	81	113	43	56
一人平均むし歯数 (本)	0.09	0.10	0.10	0.10	0.08	0.09	0.10
かかりつけ歯科医がある者 (%)	47.1	44.6	48.0	47.0	50.5	43.9	45.0
フッ素配合歯磨剤の使用者 (%)	92.3	91.7	92.4	92.3	91.9	92.3	94.6

注：むし歯のある者の分類は、P130を参照。

ただし、C型は下記のように分類する。

C1型……下顎前歯部のみにむし歯がある者

C2型……下顎前歯部を含むほかの部位にむし歯がある者

資料：6 保健相談所

(8) 精密健康診査受診票・紹介状発行状況

新生児聴覚検査および保健相談所で実施する乳児健康診査(4か月児健康診査)、1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査の結果、より正確な診断名を確定するため、専門医療機関の協力を得て、精密健康診査を行っている。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
新生児聴覚検査							
令和4年度	2	—	—	—	—	—	2
令和5年度	10	4	—	1	3	—	2
乳児精密健康診査							
令和4年度	376	44	63	72	65	43	89
令和5年度	435	17	85	104	87	48	94
紹介状発行数 (外数)	212	130	11	2	58	7	4
1歳6か月児精密健康診査							
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—
紹介状発行数 (外数)	—	—	—	—	—	—	—
3歳児精密健康診査							
令和4年度	1,257	216	227	270	283	127	134
令和5年度	1,239	240	219	297	250	114	119
紹介状発行数 (外数)	531	219	28	14	231	30	9

資料：6 保健相談所

(9) 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業

在宅重症心身障害児(者)等に東京都より看護師を派遣し、看護サービスを行っている。保健相談所では受付事務を行い、保健師は健康の保持と安定した家庭療育の確保を図り在宅療養支援を行っている。

在宅重症心身障害児(者)等訪問利用者 (実)

区分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
令 和 4 年 度	14	3	-	3	6	1	1
令 和 5 年 度	12	2	-	1	6	2	1

資料：6 保健相談所

(10) 育児栄養歯科相談

乳児を持つ保育者を対象に、希望により乳児の身長・体重の計測や保健師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談を行っている。

区分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
開 催 回 数							
令 和 4 年 度	66	11	11	11	11	11	11
令 和 5 年 度	72	12	12	12	12	12	12
来 所 者 数 (延)							
令 和 4 年 度	1,301	245	188	235	293	120	220
令 和 5 年 度	2,219	522	300	335	543	209	310
個 別 指 導 数							
栄 養 相 談							
令 和 4 年 度	610	95	104	121	163	48	79
令 和 5 年 度	1,096	307	160	159	246	74	150
保 健 相 談							
令 和 4 年 度	961	195	141	157	212	85	171
令 和 5 年 度	1,474	379	221	204	318	139	213
歯 科 相 談							
令 和 4 年 度	520	121	78	83	121	54	63
令 和 5 年 度	862	250	133	103	183	82	111
グ ル ー プ 相 談・ 集 団 指 導							
令 和 4 年 度	146	-	-	-	-	-	146
令 和 5 年 度	88	-	-	-	-	-	88

資料：健康推進課、6 保健相談所

(11) 訪問指導

① 保健師による訪問指導

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
妊婦							
実数							
令和4年度	64	7	10	12	20	5	10
令和5年度	158	43	37	13	32	17	16
延数							
令和4年度	127	16	29	12	24	12	34
令和5年度	284	101	57	29	38	29	30
産婦							
実数							
令和4年度	1,081	222	121	166	282	105	185
令和5年度	1,337	279	241	162	349	110	196
延数							
令和4年度	1,281	275	130	180	318	124	254
令和5年度	1,521	329	283	190	361	129	229
未熟児							
実数							
令和4年度	242	41	31	38	61	18	53
令和5年度	293	55	46	23	100	31	38
延数							
令和4年度	265	55	31	38	64	19	58
令和5年度	301	57	46	23	102	35	38
新生児(生後4か月までの乳児を含む)							
実数							
令和4年度	708	133	76	121	189	76	113
令和5年度	896	176	164	120	231	64	141
延数							
令和4年度	808	156	78	132	207	83	152
令和5年度	1,032	202	210	139	244	69	168
乳児(生後5か月以降の乳児)							
実数							
令和4年度	104	34	6	6	29	9	20
令和5年度	97	33	7	14	19	6	18
延数							
令和4年度	179	57	10	14	34	13	51
令和5年度	369	66	154	33	52	11	53
幼児							
実数							
令和4年度	201	40	14	30	49	29	39
令和5年度	213	39	19	30	49	40	36
延数							
令和4年度	345	49	28	55	95	34	84
令和5年度	648	72	269	54	95	62	96
その他							
実数							
令和4年度	55	21	5	6	3	13	7
令和5年度	62	23	12	8	6	10	3
延数							
令和4年度	157	48	34	24	7	21	23
令和5年度	315	44	105	58	38	30	40

資料：健康推進課

② 訪問指導員(委託助産師・保健師)による訪問指導【妊産婦、新生児(生後4か月までの乳児を含む)】

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
産婦							
実数							
令和4年度	3,864	1,026	617	584	972	305	360
令和5年度	4,020	1,014	672	615	1,031	305	383
延数							
令和4年度	3,896	1,032	625	589	974	310	366
令和5年度	4,049	1,019	675	622	1,037	307	389
新生児(生後4か月までの乳児を含む)							
実数							
令和4年度	3,864	1,026	617	584	972	305	360
令和5年度	4,020	1,014	672	615	1,031	305	383
延数							
令和4年度	3,896	1,032	625	589	974	310	366
令和5年度	4,049	1,019	675	622	1,037	307	389

注：妊婦訪問指導は、主に保健師が実施しているが、状況に応じて訪問指導員も実施している。

資料：健康推進課

4 母子関係医療給付

(1) 東京都で給付を行うもの

小児慢性疾患

東京都では、小児慢性特定疾病医療支援事業の対象疾患にかかっており、かつ、認定基準に該当する方に対して、医療費の助成を行っている。練馬区では、申請の受付を行っている。

区分	小児慢性疾患 (申請件数)
令和4年度	452
令和5年度	419

資料：保健予防課

(2) 区で給付を行うもの

(給付延人数)

区分	養育医療	妊娠高血圧	育成医療	療育給付	特定不妊治療
令和4年度	359	7	54	-	1,358
令和5年度	301	2	22	-	161

資料：健康推進課、保健予防課

注：養育医療 …… 出生時体重2,000g以下の未熟児または新生児で医師が入院養育を必要と認めた者に対し、医療の給付を行っている。

妊娠高血圧症候群等… 妊娠高血圧症候群、糖尿病、産科出血などに罹患し、適切な早期療養を必要とする妊産婦に対して、医療費の助成を行っている。

育成医療 …… 身体に障害があり、指定自立支援医療機関で治療している18歳未満の者に対し、医療費の一部を助成している。

療育給付 …… 骨関節結核およびその他の結核にかかっている18歳未満の入院を必要とする者に対し、専門的な医療の給付を行うとともに、学習および療養に必要な物品を支給する。

特定不妊治療費助成… 東京都特定不妊治療費助成制度の助成決定を受け、必要な条件を満たした練馬区在住の夫婦（事実婚を含む）に対し、妻の年齢による回数制限および治療階層に応じた助成上限額（2万5千円または5万円）を設定し、治療費の一部を助成している。また、平成28年度から、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法等に係る医療費について、1回につき5万円を上限として助成している。

※令和4年4月から不妊治療が保険適用となり、東京都の特定不妊治療が令和4年度末で終了となった。区の申請期限が東京都承認決定日から1年以内であるため、東京都の認定を受けた方で区の助成要件に該当する方について令和5年度も助成を行う。

（特定不妊治療費助成件数延161件のうち、精巣内精子生検採取法等に要する医療費助成1件）

5 保 健 指 導 票 発 行

① 生活保護世帯、② 住民税非課税世帯の妊娠婦・乳幼児が医療機関で診察・検査などの保健指導を公費負担で受けられる保健指導票を発行している。

区 分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
発 行 数							
令 和 4 年 度	389	109	53	3	155	48	21
令 和 5 年 度	349	104	49	16	73	81	26

資料：6 保健相談所

6 多 胎 児 世 帯 へ の 移 動 費 補 助

多胎児世帯を養育する世帯（3歳未満まで）にタクシー移動に使える子ども商品券（24,000円分）を交付している。（担当保健相談所での面談が必要。）

区 分	総数
令和4年度	146
令和5年度	172

資料：健康推進課

7 多 胎 児 家 庭 の 交 流 会

多胎児家庭を対象に多胎児家庭の交流会を開催している。

区 分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
開催回数	62	12	12	12	12	6	8
利用組数（実）	54	11	6	4	8	17	8
利用組数（延）	106	15	6	13	28	25	19

注：利用組数（実）（延）は、妊娠婦を含む。

資料：健康推進課

8 地 域 子 も 家 庭 支 援 セン ター と の コ ラ ボ 講 座 (Zoom等)

令和4年度から、保健相談所は地域子ども家庭支援センターとの共催で、「生活リズム」「赤ちゃんと家族の食事」「はじめての歯みがき」等をテーマとしたコラボ講座（Zoom等）を実施している。

区 分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
開催回数	18	3	3	3	3	3	3
保健師	6	1	1	1	1	1	1
管理栄養士	6	1	1	1	1	1	1
歯科衛生士	6	1	1	1	1	1	1
参加組数	121	22	12	26	24	10	27
保健師	43	10	3	9	9	5	7
管理栄養士	31	5	5	7	2	2	10
歯科衛生士	47	7	4	10	13	3	10

注：管理栄養士によるコラボ講座については、地域食育講座P189参照。

資料：6 保健相談所

児童虐待予防

保健相談所では、乳幼児健康診査や家庭訪問、電話相談などの母子保健事業を通じて、医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士など多くの専門職が児童虐待予防活動に取り組んでいる。これらの活動においては、親子の心の問題への対応や育児支援を重視し、関係機関と連携しながら活動している。母親の精神的支援の充実を図るため、エジンバラ産後うつ病質問票(E P D S)の実施、4か月児健診での母親の育児不安や養育状況などの確認、子育てこころの相談、育児交流会なども実施している。また、妊婦全員面談(P113)を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する中で、より早期から支援し虐待を予防している。

1 被虐待児連絡票による新規報告事例（特定妊婦※含む）の概要

保健相談所は、虐待事例や虐待が疑われる事例、特定妊婦を把握または対応した場合に、練馬区児童虐待予防・防止マニュアルに基づき、子ども家庭支援センターに連絡をした上で、「被虐待児連絡票」を作成し、子ども家庭支援センターへ通報・相談している。

令和5年度の新規事例は70件で、このうち特定妊婦は43件だった（共有事例で他機関が連絡票を作成した事例は含まない。）。これらの事例には、総合福祉事務所や医療機関などの関係機関と連携しながら、子ども家庭支援センターと相談し支援方針を立て対応している。

※ 特定妊婦とは、児童福祉法第6条の3に明記された「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」のこと。

(1) 被虐待児の年齢

(令和5年度)

区分	総数	妊婦	0歳	1歳	2歳	3歳	4～6歳	7～12歳	13～18歳
人 数	70	43	8	1	6	—	7	4	1
男	14	—	5	1	3	—	3	2	—
女	56	43	3	0	3	—	4	2	1

資料：健康推進課

(2) 把握経路

(令和5年度)

区分	総数	所内事業からの相談	家族からの相談	関係機関からの相談	その他
人 数	70	28	8	34	—

資料：健康推進課

(3) 虐待の種類（重複あり・妊婦除く）

(令和5年度)

区分	身体的	ネグレクト	心理的	性的
人 数	14	53	23	—
人 数 中 の 割 合 (%)	20.0	75.7	32.9	—

資料：健康推進課

(4) 虐待者の続柄（重複あり・妊婦除く）

(令和5年度)

虐待者	実母	実父	継母	継父	祖母	祖父	その他
人 数	67	20	—	1	1	1	1
人 数 中 の 割 合 (%)	95.7	28.6	—	1.4	1.4	1.4	1.4

資料：健康推進課

2 乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問事業」）

保健師および訪問指導員が生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い助言や支援を行っている。

区分	令和4年度	令和5年度
訪問対象者数A	5,399	5,306
訪問実数B (未熟児+生後4か月まで)	4,763	5,169
訪問延数 (未熟児+生後4か月まで)	4,919	5,334
訪問率(%) B/A	88.2%	97.4%

注：母子保健法に基づく新生児等訪問指導を、児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業として実施している。

資料：健康推進課

3 エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)実施数

母親の産後の精神状態を早期に把握・支援するため、乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問事業」）時に自己記入式によるEPDSを実施している。要支援者（産後うつ病の可能性が高い産婦）には、家庭訪問など様々な支援を行い、4か月児健診時にEPDSを再実施し、母親の心の健康状態の改善を確認している。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関	(令和5年度)
「こんにちは赤ちゃん訪問事業」産婦数	4,885	1,170	825	727	1,284	368	511	
EPDS実施数	4,823	1,150	814	715	1,276	366	502	
EPDS実施率(%)	98.7	98.3	98.7	98.3	99.4	99.5	98.2	
要支援者数	427	117	78	46	111	28	47	
4か月児健診時の再EPDS実施数	383	120	60	51	91	21	40	
要支援継続者数	99	29	13	17	24	7	9	

注：母親の精神状態を事前に把握している場合は、EPDSを実施しない場合がある。

未実施の中には、転出者および4か月児健診未来所者を含む。

資料：健康推進課

4 ケース対応会議

乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問事業」）の実施において、支援が必要な事例には、精神科医師を助言者とした「ケース対応会議」を開催している。

(令和5年度)

区分	総数
実施回数	10
事例件数	18

資料：6保健相談所

5 医師による相談

(1) 子育てこころの相談

虐待をしてしまうなど親自身が抱える心の問題について、精神科医師による相談を行っている。
(令和5年度)

区分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
回 数	24	6	4	3	5	3	3
人 数(実)	54	11	8	4	14	9	8
人 数(延)	55	11	8	4	14	10	8

資料：6 保健相談所

(2) 精神保健相談における児童虐待に関する相談数

区分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
人 数(実)	16	3	4	1	3	5	-
人 数(延)	16	3	4	1	3	5	-

注：人數(延)は、P169 3(1)「精神保健相談」の内数である。

資料：6 保健相談所

6 グループミーティングによる母親支援（育児交流会）

グループワーカーが進行役を務め、育児の不安や悩みなどを気軽に語ることができる育児支援の場として、育児交流会を実施している。同伴した子どもについては保育室を用意し、安心して話せる環境づくりを行っている。

(令和5年度)

区分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
回 数	71	12	12	12	11	12	12
利用組数(実)	94	23	15	15	14	14	13
利用組数(延)	193	39	41	43	29	22	19

資料：健康推進課

7 虐待困難事例検討会

対応が困難な事例については、精神科医師などの専門家を助言者とした「虐待困難事例検討会」を開催している。

(令和5年度)

区分	総 数	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
実施回数	6	1	1	1	1	1	1
事例件数	11	2	2	2	2	2	1
関係機関延数	-	-	-	-	-	-	-

注：関連機関とは、子ども家庭支援センター、総合福祉事務所、保育園、幼稚園等である。

資料：6 保健相談所

8 地域のネットワークづくり

区は、要保護児童の適切な保護等を図るため、情報交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を設置している。保健相談所は、その構成関係機関として代表者会議、実務者会議、母子保健部会（専門部会）、4地域の子ども家庭支援ネットワーク会議、個別ネットワーク会議（個別事例検討会議）に出席し、地域のネットワークづくりを行っている。

(1) 個別ネットワーク会議（個別事例検討会議）

子ども家庭支援センターが主催する、練馬区要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議（個別事例検討会議）に参加している。

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
参加件数	78	23	6	6	21	13	9

資料：6保健相談所

(2) その他

上記(1)以外に必要に応じて関係機関との事例検討会議に参加している。

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
参加件数	40	8	4	3	8	14	3

資料：6保健相談所

9 保健師活動（保健師業務年報より）

(1) 保健師による相談

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
家庭訪問							
実数	332	44	119	34	38	53	44
延数	1,308	134	603	143	159	95	174
面接相談（延）	724	132	173	129	81	92	117
電話相談（延）	3,237	633	847	562	550	243	402
その他（文書等の相談）	326	35	155	67	21	31	17

(2) 保健師活動における虐待事例に関わる関係機関連絡および連携

(令和5年度／延)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
合計	4,565	647	641	630	1,204	598	845
保健関係	383	33	73	50	115	45	67
医療関係	915	130	125	122	240	119	179
福祉関係	2,935	451	385	411	736	408	544
その他	332	33	58	47	113	26	55

注：保健関係：保健所、保健相談所、保健センター、中部総合精神保健福祉センターなど

医療関係：病院、診療所、医療センター、訪問看護ステーションなど

福祉関係：総合福祉事務所、児童相談センター、子ども家庭支援センター、保育所、母子生活支援施設、障害者福祉サービス事業所、福祉協議会など

資料：6保健相談所

公 告 保 健

1 大気汚染医療費助成

東京都において、大気汚染の影響と推定される慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ、気管支ぜん息の4疾病に対して医療費の助成を行っている。

練馬区において、申請の受付、大気汚染障害者認定審査会による審議および認定、医療券の交付を行っている。

本制度は、平成27年4月より、新規認定の対象者が18歳未満の方のみとなった。同年4月1日時点まで18歳以上の既認定者は、今後も更新申請による受給の継続が可能であるが、資格を喪失した場合は再申請できない。

なお、平成30年4月より、満18歳以上の既認定者に対して、月額6,000円を限度とする一部自己負担制度が導入されている。

(1) 大気汚染医療費助成認定者数

区分	総 数	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上
気管支ぜん息						
令和4年度末	2,160	36	248	853	587	436
令和5年度末	1,988	14	191	790	544	449

注：「大気汚染障害者医療費助成認定状況」(東京都)による。

注：18歳未満対象の慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅの3疾病は、認定者なし。

資料：保健予防課

(2) 大気汚染障害者認定審査会認定件数

区分	総 数	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上
気管支ぜん息						
令和4年度末	937	15	114	366	240	202
令和5年度末	1,079	3	90	424	310	252
(令和5年度内訳)						
新規	1	1	-	-	-	-
更新	1,078	2	90	424	310	252

注：「大気汚染障害者医療費助成認定状況」(東京都)による。

資料：保健予防課

2 公 告 健 康 相 談

独立行政法人環境再生保全機構の助成金に基づき、健康相談事業を実施している。

(1) 一般健康相談（講演会）

アレルギー疾患についての知識の普及・意識の向上を図るための講演会を実施している。

区分	令和4年度		令和5年度	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
知っておきたい子どものアレルギーと スキンケアの基本	-	-	1	36

注：令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

資料：保健予防課

(2) 乳児健康相談(スクリーニング・アレルギー相談)

1歳6か月児歯科健診、3歳児健診で保健相談所に来所する乳幼児を対象にアレルギー相談を行い、必要な者には専門医の診察、管理栄養士による個別相談を実施し、気管支ぜん息発症の未然防止を図っている。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
スクリーニング参加人数							
令和4年度	10,295	2,201	1,553	1,614	2,829	907	1,191
令和5年度	10,137	2,289	1,540	1,529	2,759	888	1,132
アレルギー相談							
専門医による相談							
令和4年度	45	19	—	—	26	—	—
令和5年度	41	17	—	—	24	—	—
管理栄養士による個別相談							
令和4年度	22	9	—	—	13	—	—
令和5年度	11	6	—	—	5	—	—

資料：6 保健相談所

3 アスベスト(石綿)に関する健康相談等

保健相談所において、アスベスト(石綿)に係る健康に関する問題について相談、助言を行っている。また、独立行政法人環境再生保全機構では、「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年3月施行)」に基づきアスベストによる健康被害を受けた方で、労災補償などの対象とならない方に対して医療費等の救済を図っており、練馬区では申請の受付を行っている。

区分	令和4年度		令和5年度	
	相談	申請	相談	申請
相談件数	5	—	7	—

資料：保健予防課

感 染 症 対 策

感染症法に基づく感染症患者発生の届出を受けると、感染症の種類により入院の勧告や特定業務への就業制限、消毒、患者へ聞き取り調査など、必要な防疫措置を行っている。

1 感 染 症 発 生 状 況

(1) 年次別感染症届出数

① 全数把握の対象疾患

		区分	令和4年	令和5年
一類	※1		-	-
	急性灰白髄炎		-	-
	結核※2		91	90
	ジフテリア		-	-
二類	発生	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	-	-
		中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	-	-
	生	鳥インフルエンザ(H5N1)	-	-
		鳥インフルエンザ(H7N9)	-	-
	コ レ ラ		-	-
三類	届	細菌性赤痢	-	-
		腸管出血性大腸菌感染症	18	19
	・	腸チフス	-	-
		パラチフス	-	-
		E型肝炎	5	3
		ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。)	-	-
		A型肝炎	-	-
		エキノコックス症	-	-
	・	エムポックス※3	-	-
		黄熱	-	-
		オウム病	-	-
		オムスク出血熱	-	-
	・	回帰熱	-	-
		キヤサヌル森林熱	-	-
		Q熱	-	-
		狂犬病	-	-
		コクシジオイデス症	-	-
		ジカウイルス感染症	-	-
四類	・	重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	-	-
	直	腎症候性出血熱	-	-
		西部ウマ脳炎	-	-
		ダニ媒介脳炎	-	-
	・	炭疽	-	-
		チクングニア熱	-	-
		つつが虫病	-	-
		デング熱	-	-
		東部ウマ脳炎	-	-
	・	鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)	-	-
		ニパウイルス感染症	-	-
		日本紅斑熱	-	-
		日本脳炎	-	-
		ハンタウイルス肺症候群	-	-

①全数把握の対象疾患(つづき)

区分		令和4年	令和5年
四類 発生届 ..診断後直ちに	Bウイルス病	-	-
	鼻疽	-	-
	ブルセラ症	-	-
	ベネズエラウマ脳炎	-	-
	ヘンドラウイルス感染症	-	-
	発しんチフス	-	-
	ボツリヌス症	-	-
	マラリア	-	-
	野兎病	-	-
	ライム病	-	-
	リッサウイルス感染症	-	-
	リフトバレー熱	-	-
	類鼻疽	-	-
	レジオネラ症	2	4
	レプトスピラ症	-	1
	ロッキー山紅斑熱	-	-
五類 発生届 ..診断後直ちに	アメーバ赤痢	3	2
	ウイルス性肝炎(A型・E型肝炎除く)	-	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1	3
	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)	-	-
	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)	-	3
	クリプトスピロジウム症	-	-
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-	1
	後天性免疫不全症候群	2	-
	ジアルジア症	1	-
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	-	2
	侵襲性髄膜炎菌感染症※4	-	-
	侵襲性肺炎球菌感染症	6	15
	水痘(入院例に限る。)	-	1
五類 (全数届出) 7日以内	先天性風しん症候群	-	-
	梅毒	20	27
	播種性クリプトコックス症	-	-
	破傷風	-	-
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	-
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	-
	百日咳	1	-
	風しん※4	1	-
	麻しん※4	-	-
	薬剤耐性アシネットバクター感染症	-	-
新型コロナウイルス感染症※5		143,604	3,686

※1 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱。

※2 結核の届出数には、潜在性結核感染症患者（感染はしているが、発病していない状態の者）が含まれる。

※3 令和5年5月26日に感染症法上の名称が「サル痘」から「エムポックス」に変更。

※4 侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しんは、発生届を診断後直ちに届け出ことなっている。

※5 新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日に指定感染症へ、令和3年2月13日に新型インフルエンザ等感染症へ分類され、発生届を診断後直ちに届け出ことなった。

令和4年9月26日には、発生届の届出対象がつぎの4類型に限定された。①65歳以上、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬または酸素投与が必要な者、④妊婦。

令和5年5月8日には、五類感染症に分類され、定点把握対象疾患へ変更となった。そのため、令和5年については5月7日までの届出数を記載している。

資料：保健予防課

② 定点把握の対象疾患※1

区分		令和4年	令和5年
小児科	R S ウイルス感染症	430	353
	咽頭結膜熱	71	585
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	161	1,033
	感染性胃腸炎	3,428	3,550
	水痘	35	103
	手足口病	936	298
	伝染性紅斑	4	22
	突発性発しん	202	205
	ヘルパンギーナ	303	1,093
	流行性耳下腺炎	19	38
	川崎病(都が独自に指定)	-	2
	不明発しん症(都が独自に指定)	33	74
	インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く)	145	8,471
インフルエンザ/ COVID-19	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)※2	-	4,401
	急性出血性結膜炎	-	2
眼科	流行性角結膜炎	15	24

※1 感染症定点医療機関報告

区内の医療機関のうち小児科13か所を小児科定点とし、さらに内科8か所を加えた21か所をインフルエンザ/COVID-19定点医療機関、また、眼科2か所を眼科定点医療機関として毎週発生状況の報告を求め、感染症の流行の実態把握を行っている。

区内の小児科定点、インフルエンザ定点および眼科定点からの届出対象疾患のみ掲載。

※2 令和5年5月8日に、新型インフルエンザ等感染症から五類感染症に分類が変更され、定点把握対象疾患となった。

資料：保健予防課

(2) インフルエンザ様疾患による区立小中学校学級閉鎖状況

区分	学校数	学級数	学級閉鎖発生校数	閉鎖学級数(延)	学級閉鎖発生率(%)
小学校					
令和4年度	65	1,142	29	70	6.1
令和5年度	65	1,161	65	840	72.4
中学校					
令和4年度	33	418	6	9	2.2
令和5年度	33	423	30	240	56.7

資料：保健予防課

2 予 防 接 種

(1) 定期 予 防 接 種

予防接種法に基づき、以下の予防接種を医師会等に委託し実施している。

B C G (結 核)

(令和5年度)					
区 分	対 象 年 齢	標 準 的 な 接 種 期 間	実 施 対 象 数 (回)	実 施 数 (回)	実 施 率 (%)
1回	1歳に至るまで	生後5か月から 8か月まで	5,056	4,860	96.1

B 型 肝 炎

(令和5年度)					
区 分	対 象 年 齢	標 準 的 な 接 種 期 間	実 施 対 象 数 (回)	実 施 数 (回)	実 施 率 (%)
3回	1歳に至るまで	生後2か月から 9か月まで	15,168	14,297	94.3

ロタウイルス

(令和5年度)					
区 分	対 象 年 齢	標 準 的 な 接 種 期 間	実 施 対 象 数 (回)	実 施 数 (回)	実 施 率 (%)
2回 ロタリックス (1価)	出生6週0日後か ら24週0日後まで	1回目の接種は 出生14週6日後 までに受ける	5,056 (1回目) 15,168 (総件数) ※1	4,670 (1回目) 10,727 (総件数)	92.4 ※2
3回 ロタテック (5価)	出生6週0日後か ら32週0日後まで				

注：ロタウイルスは、令和2年10月1日から定期予防接種開始（令和2年8月1日以降に生まれた方が対象）

※1 全ての対象者がロタワクチンを3回分接種するものとして計上。

※2 対象者の1回目の接種数を基に接種率を算出。

H i b (ヒ ブ)

(令和5年度)					
区 分	対 象 年 齢	標 準 的 な 接 種 期 間	実 施 対 象 数 (回)	実 施 数 (回)	実 施 率 (%)
4回 (初回3回、 追加1回)	生後2か月から60 か月（5歳）に至 るまで	生後2か月から7 か月までに接種開 始	20,188	18,818	93.2

小 児 用 肺 炎 球 菌

(令和5年度)					
区 分	対 象 年 齢	標 準 的 な 接 種 期 間	実 施 対 象 数 (回)	実 施 数 (回)	実 施 率 (%)
4回 (初回3回、 追加1回)	生後2か月から60 か月（5歳）に至 るまで	生後2か月から7 か月までに接種開 始	20,188	19,214	95.2

D P T - I P V (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) 等 (令和5年度)

区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)
第1期 (初回3回、追加1回)	生後2か月から90か月(7歳6か月)に至るまで	初回:生後3か月から12か月まで 追加:初回終了後12か月から18か月まで	20,188	①D P T - I P V 20,517 ②D P T 【申込制】 4 ③不活化ポリオ 【申込制】 2	101.7
第2期(1回)	11歳以上 13歳未満	11歳から12歳まで	5,880	D T 4,022	68.4

M R (麻しん風しん混合) (令和5年度)

区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)
第1期(1回)	生後12か月(1歳)から24か月(2歳)に至るまで	—	5,020	4,926	98.1
第2期(1回)	小学校就学前の1年間		5,642	5,115	90.7

注: 麻しん単抗原、風しん単抗原を含む。

水痘(みずぼうそう) (令和5年度)

区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)
2回	生後12か月(1歳)から36か月(3歳)に至るまで	生後12か月から15か月までに1回目、6か月から12か月までの間隔をおいて2回目	10,040	9,869	98.3

日本脳炎 (令和5年度)

区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)
第1期 (初回2回、追加1回)	生後6か月から90か月(7歳6か月)に至るまで	初回: 3歳から4歳まで 追加: 4歳から5歳まで	14,994	15,097	100.7
第2期(1回) および 特例(4回) 【申込制】	9歳から 20歳未満	—	—	7,250	—

子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症) (令和5年度)

区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)
定期(3回)	小学6年生から高校1年生相当までの女子	中学1年生	—	5,082	—
キャッチアップ(3回)※	平成9年度～平成18年度生まれの女子	—	—	5,665	—

注: 平成25年6月14日付け厚生労働省通知により積極的勧奨を差し控えていたが、令和3年11月26日付同省通知により令和4年4月から積極的勧奨が再開された。

※ 実施期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間。

高齢者用肺炎球菌 (令和5年度)

区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)
1回	65歳以上の5歳刻み	—	26,169	5,712	21.8

注：令和5年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳となる方および60歳以上65歳未満で一定の機能障害を有する方が対象。

高齢者インフルエンザ (令和5年10月1日～令和6年1月31日) (令和5年度)

区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)
1回	65歳以上	—	165,575	89,626	54.1

注：60歳以上65歳未満で一定の機能障害を有する方を含む。

風しん追加的対策 (令和5年度)

区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)
風しん抗体検査 (1回)	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性	—	74,886	3,079	4.1
風しん予防ワクチン接種 (1回)※1		—	※2	542	—

※1 MR（麻しん風しん混合）ワクチンを用いる。抗体検査、予防接種をそれぞれ1回。

※2 抗体検査の結果、抗体が低い方へ接種している。

骨髄移植患者等への再接種 (令和5年度)

年度	予防接種の種類	実施数(回)
令和4年度	不活化ポリオ	2
	DPT（ジフテリア・百日せき・破傷風）	3
	DPT-IPV（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	2
	MR（麻しん風しん混合）	1
	水痘（みずぼうそう）	3
	日本脳炎	2
令和5年度	不活化ポリオ	5
	DPT（ジフテリア・百日せき・破傷風）	5
	DPT-IPV（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	2
	MR（麻しん風しん混合）	5
	麻しん	1
	風しん	2
	日本脳炎	5

※ 骨髄移植等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている方が対象。

(2) 任意予防接種等

予防接種法に基づかない予防接種のうち、区が助成を行っている予防接種および抗体検査を医師会等に委託し実施している。

おたふくかぜ						(令和5年度)
区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)	
1回	生後12か月(1歳)以上36か月(3歳)未満	—	5,020	4,833	96.3	

MR(麻しん風しん混合)未接種者対策事業						(令和5年度)
区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)	
MR(麻しん風しん)混合 麻しん単抗原 風しん単抗原 【申込制】	2歳以上 19歳未満	—	—	134	—	

注:最大2回(定期予防接種の未接種回数を限度とする。)

風しん抗体検査助成事業・風しん予防ワクチン接種事業						(令和5年度)
区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)	
風しん抗体検査 (1回) 【申込制】※1	19歳以上※2	—	—	1,382	—	
風しん予防ワクチン 接種(1回) 【申込制】※1	19歳以上※2	—	—	1,160	—	

※1 MR(麻しん風しん混合)を含む。抗体検査、予防接種をそれぞれ1回。

※2 19歳以上の者で、妊娠を希望している女性(妊娠している方を除く。)、その同居者または妊娠している女性の同居者が対象。

帯状疱疹						(令和5年度)
区分	対象年齢	標準的な接種期間	実施対象数(回)	実施数(回)	実施率(%)	
生ワクチン (1回)	50歳以上	—	330,125 (1回目)	93,642 (総件数)	28.4	
不活化ワクチン (2回)						

注:全ての対象者が帯状疱疹ワクチンを1回分接種するものとして実施率を算出。

注:帯状疱疹は令和5年4月1日から任意予防接種費用助成を開始

資料:保健予防課

3 エイズ・性感染症

エイズおよび性感染症のまん延防止対策の一環として、保健相談所では電話・相談窓口を開設している。また、潜在患者の早期発見・早期治療を期して、匿名・無料で血液検査を行っている。その他、正しい知識の普及・啓発を図るためにポスターの掲示、パンフレットなどの配布を行っている。

(1) エイズ相談件数

区分	総数	保健 予防課	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
電話相談								
令和4年度	203	11	185	-	-	-	6	1
令和5年度	30	18	6	1	1	1	3	-
来所相談								
令和4年度	181	-	181	-	-	-	-	-
令和5年度	182	-	179	3	-	-	-	-

注：令和5年2月実施分から、オンライン予約を導入した。

資料：保健予防課

(2) H I V・性感染症検査

区分	H I V検査	梅毒検査	クラミジア検査	淋菌検査
検査数				
令和4年度	180	175	35	35
令和5年度	177	172	36	36
陽性数				
令和4年度	-	7	1	-
令和5年度	-	5	1	-

注：豊玉保健相談所で実施。

資料：保健予防課

(3) 普及啓発

事業名	事業内容(実施日・場所・実施内容等)	
区報等への掲載		エイズ感染予防知識の普及啓発、H I V・性感染症検査の周知 ・練馬区ホームページ ・X(旧Twitter)、LINE掲載 令和5年12月1日 ・ねりま区報 令和5年11月21日号 ・練馬健康管理アプリ(ねりまちてくてくサプリ) 令和5年11月27日～12月15日
イベントなどの開催および各種行事における啓発活動	1 行事名	エイズ予防月間普及啓発
	2 実施日	令和5年11月15日～令和5年12月15日
	3 場所	練馬区役所本庁舎2階通路、職員食堂
	4 内容	・予防月間啓発ポスター、パンフレットの掲示(関係施設等を含む) ・アジアの子どもたちにキルトを届ける活動をしている 団体が作成したベビーキルトの展示

資料：保健予防課

(4) 講演会、研修など

事業名	事業内容(実施日・場所・実施内容等)		
エイズ・性感染症予防講演会	1 実施日	令和5年12月19日(火)	
	2 場所	東京都立第四商業高等学校	
	3 参加者	3年生 85名	
	4 内容	性感染症とその予防について知識を得るとともに、多様性への理解を深めることを目的とし、HIV/エイズの普及啓発を行っている団体から講師を招き講演を行った。	

資料：保健予防課

4 感染症法に基づく積極的疫学調査、接触者健康診断等

(1) 積極的疫学調査

積極的疫学調査とは、患者等の感染症の発生の状況、動向および原因を明らかにすることで、感染症の拡大防止を目的に実施する調査である。

調査数	総数	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症
令和4年度	108	-	62	24	14	8
令和5年度	113	-	62	20	20	11

注：他自治体からの依頼があった調査を含む。

注：二類感染症の調査数は年度ではなく年で集計。

注：新型コロナウイルス感染症を除く。

資料：保健予防課

(2) 感染症発生時の対応

疾患によって、接触者健康診断（検便）、健康観察、東京都健康安全研究センターへの検体搬入・検査などの対応を行っている。

① 一類感染症

一類感染症は感染力、罹患した場合の重症性から早急な行政的な対応措置が必要である。

② 二類感染症

結核の耐性菌判明時や集団発生時等に、発生の動向や感染経路の特定等に資するため、遺伝子配列解析等の検査を実施している。

(令和5年度)

二類感染症	検体搬入数
結核	25

資料：保健予防課

③ 三類感染症

三類感染症は、感染経路が食品を介した経口感染が多いため、家族・関係者への感染拡大防止を図ることが重要である。特に、小児・高齢者では重篤な合併症を併発することもあり、集団感染防止のための対応を速やかに行う必要がある。

医療機関より届出があった場合は、生活衛生課食品衛生監視担当係と連携し患者の喫食状況・行動・患者宅の住宅環境等の調査を行う。また、感染症法に基づく、就業制限・消毒命令（指導）・接触者健診（検便）を行っている。

(令和5年度)

三類感染症	対応件数	接触者検便数	就業制限解除確認検便数
細菌性赤痢	1	1	-
腸管出血性大腸菌感染症(0-157等)	21	32(3)	52
その他	-	-	-

注：()は接触者検便での陽性者数

資料：保健予防課

④ 四類感染症

医療機関より、レジオネラ症の発生届があった場合は、生活衛生課環境衛生監視担当係と連携し、患者の行動調査を行い、患者が利用した施設の調査・指導を実施している。

(令和5年度)

四類感染症	対応件数(疑い例含む)	検体搬入数	検査を実施した内の陽性者数
レジオネラ症	3	2	1
E型肝炎	4	3	3
Dengue熱	2	—	—
エムボックス	6	—	—
その他	6	2	—

注：令和5年5月26日に感染症法上の名称が「サル痘」から「エムボックス」に変更。

資料：保健予防課

⑤ 五類感染症

麻しん・風しん(疑い含む)の患者が発生した場合は、検体を東京都健康安全研究センターへ搬入し検査を実施している。また、患者の行動調査などを行い、接触者の健康観察をすることで、感染拡大防止に努めている。

その他、東京都が定める疾患に基づき、医療機関からの検体・菌株の提供を受け、東京都健康安全研究センターへ搬入している。

(令和5年度)

五類感染症	対応件数(疑い/接触者例含む)	検体搬入数	検査実施した内の陽性者数
麻しん	7	5	—
風しん	1	1	—
侵襲性インフルエンザ菌感染症 侵襲性肺炎球菌感染症	2	2	2
インフルエンザ	—	—	—
水痘	—	—	—
その他	6	4	4

注：麻しん・風しんは、疑い例が発生した段階で調査実施。

資料：保健予防課

(3) 集団発生への対応

季節性インフルエンザについて、東京都全体で今シーズン流行するウイルスの性状を確認するため、東京都内の発生が定点あたり1.0人/週に達するまでの間、社会福祉施設等の集団発生時に、検体(咽頭拭い液)を東京都健康安全研究センターへ搬入している。

集団発生に関する保健指導数(感染性胃腸炎・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等)

区分	総数	保育園	幼稚園 小・中学校 高等学校	高齢者施設	その他
令和5年度	284	170	33	54	27
(令和5年度内訳)					
感染性胃腸炎	74	57	2	13	2
インフルエンザ	137	101	28	3	5
新型コロナウイルス感染症	72	12	3	37(2)	20
その他	1	—	—	1	—

注：()は実地調査

資料：保健予防課

5 新型インフルエンザ等感染症対策

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行された。練馬区では、平成26年度に特措法第8条に基づく「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等への区の基本方針および区が実施する対策を示した。また、健康被害とこれに伴う社会的影響を軽減するための多岐にわたる対策が円滑に遂行されるよう、

「練馬区新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」を作成し、各部(室・局)の役割など具体的な内容を定めている。

6 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、令和2年2月1日から感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく指定感染症および検疫法に基づく検疫感染症に指定された。その後、令和3年2月より新型インフルエンザ等感染症の類型に位置付けられた。

練馬区では令和2年1月30日に健康危機管理対策本部を設置（令和2年2月26日に危機管理対策本部、緊急事態宣言期間中は新型コロナウイルス感染症対策本部）し、区民の命と健康を守るため、感染拡大の防止と医療提供体制の充実、区民・事業者の支援、社会インフラの維持の三分野で、全国に先駆けて様々な施策に取り組んだ。令和2年2月4日より「練馬区新型コロナウイルス感染症コールセンター」を開設（令和5年9月29日に閉鎖）し、区民・医療機関・事業所等からの相談対応を開始した。

新型コロナウイルス感染症と診断された者には、積極的疫学調査を実施し療養先の決定や濃厚接触者の特定を行ってきた。感染拡大による患者の増加に伴い、療養先の調整が困難となり自宅療養者が急増した。これを受け、令和3年9月1日に自宅療養環境整備担当課を新設し、かかりつけ医等の健康観察、在宅療養支援、酸素・医療提供ステーションによる「三つの柱」の取組を令和3年9月17日に開始した（酸素・医療提供ステーションは令和4年11月22日に閉所）。

検体採取については、「新型コロナウイルス感染症PCR検査検体採取センター」を令和2年5月8日に光が丘第七小跡地に設置した（同年6月30日に閉所）。また、同年9月26日に新型コロナウイルス感染症PCR検査検体採取センターを石神井保健相談所前の西武池袋線高架下に設置した（令和5年3月12日に閉所）。

令和5年1月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の五類感染症に位置付ける方針を示した。その後、同年5月8日に五類感染症へ変更され、令和6年3月31にかけて段階的に通常の医療提供体制へ移行した。

令和6年3月、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて次の感染症危機に備えるため、感染症法に基づく「練馬区感染症予防計画」を策定した。

なお、練馬区では、令和2年2月から現在まで感染者の増減を繰り返しており、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向を注視していく。

（1）感染者の状況

① 区内の発生状況

	(件)					
	総数	入院	宿泊療養	自宅療養	死亡	退院
令和4年度 (R4.9.25まで)	87,278	2,569	4,435	80,274	35	2,569
令和4年度 (R4.9.26以降)	39,892	-	-	-	24	-
令和5年度 (R5.5.7まで)	1,732	-	-	-	2	-

注：令和4年9月26日以降の総数は、発生届限定化のため区内医療機関からの陽性者報告数を記載している。

注：令和5年5月8日に、新型インフルエンザ等感染症から五類感染症に分類が変更され、定点把握対象疾患となった（定点把握数については、P151参照）。

資料：保健予防課

② 感染者の年代別人数

	(人)										
	総数	10代 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代 以上
令和4年度 (R4.9.25まで)	87,278	10,993	10,363	15,120	15,143	14,393	10,676	4,900	2,941	1,884	865
令和4年度 (R4.9.26以降)	39,892	4,706	4,890	6,585	6,302	6,004	5,108	2,750	1,974	1,210	363
令和5年度 (R5.5.7まで)	1,732	77	181	343	282	214	280	167	102	72	14

注：令和4年9月26日以降の総数は、発生届限定化のため区内医療機関からの陽性者報告数を記載している。

資料：保健予防課

（2）練馬区コールセンターにおける相談件数

令和4年度	34,973件
令和5年度	3,419件

注：令和5年9月29日に閉鎖した。

資料：保健予防課

(3) 保健所によるPCR検査（集団検査等）

区内の高齢者施設や保育施設等において新型コロナウイルスの感染者が発生した際に、幅広い接触者を対象としてPCR検査を実施し、クラスター対策として早期探知に取り組んだ。

令和4年度	225件
令和5年度	-

※ 陰性確認のみおよび変異株検査のみを含む。

資料：保健予防課

(4) 患者搬送

感染症法第21条に基づき、入院等を要する感染症患者の移送を実施。（令和5年9月30日に終了）

令和4年度	1,687件
令和5年度	32件

資料：保健予防課

(5) 自宅療養者への医療的支援

令和3年9月17日から令和5年5月7日まで、かかりつけ医等の健康観察、在宅療養支援、酸素・医療提供ステーション※による「三つの柱」の取組を実施した。

① かかりつけ医等の健康観察、在宅療養支援（柱1・2）

かかりつけ医等による電話健康観察や症状が悪化した際の在宅療養支援を実施した。

令和5年度実績

かかりつけ医等による 健康観察や往診	電話健康観察 往診	122件 -
症状が悪化した際の 在宅療養支援	電話診療 往診	- -
薬剤師による 置き配および電話健康観察		405件
訪問看護師による 訪問および健康観察	訪問看護および電話健康観察 訪問健康観察	- 8件

※ 酸素・医療提供ステーション（柱3）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2に基づく臨時の医療施設として開設。軽症等の方を受入れ、重症化を防ぐため、酸素投与のほか、中和抗体療法を実施した（酸素・医療提供ステーションは令和4年11月22日に閉所）。

資料：保健予防課

(6) 新型コロナウイルス感染症後遺症対応件数

新型コロナウイルス感染症り患後に症状が軽快しない方へ、体調の相談やコロナ後遺症対応医療機関等の案内を行っている。

令和4年度 518件

令和5年度 246件

資料：保健予防課

(7) 練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議

令和5年3月、区内医療機関、高齢者・児童施設や学校等の関係機関で構成する「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」を設置し、平時から感染症情報を共有するとともに、関係機関との連携を推進している。

開催日	開催方法	参加者数	内容
令和5年6月30日	WE B	32	新型コロナウイルス感染症に係る五類移行後の対応状況等について

資料：保健予防課

(8) 臨時予防接種

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例規定に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、令和3年2月17日から令和6年3月31日まで実施した。

なお、国は令和6年4月1日以降の接種について、予防接種法の定期接種（B類疾病）に位置付け、65歳以上の方等を対象として秋冬に1回実施することとした。

接種実績（令和6年3月31日時点）

対象年齢・区分		対象人数(人)	ワクチン接種記録システム(VRS)から集計	実施率
12歳以上	1回目	670,705	603,707	90.0%
	2回目		599,321	89.4%
	令和5年春開始接種		103,541	15.4%
	令和5年秋開始接種		146,233	21.8%
小児 (5歳以上11歳以下)	1回目	41,461	6,651	16.0%
	2回目		6,421	15.5%
	令和5年秋開始接種		1,180	2.8%
乳幼児 (生後6か月以上4歳以下)	1回目	26,748	1,313	4.9%
	2回目		1,238	4.6%
	3回目		995	3.7%
	令和5年秋開始接種		470	1.8%

注：対象人数は、総務省が公表している「令和5年住民基本台帳年齢階級別人口（区市町村別）」
〔令和5年1月1日〕を利用

注：令和5年春開始接種（令和5年5月8日～同年9月19日）の対象者は、（1）65歳以上の方、
（2）5歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方、（3）医療機関、
高齢者施設等の従事者

注：令和5年秋開始接種（令和5年9月20日～令和6年3月31日）の対象者は、初回接種を完了した全ての方
資料：保健予防課

結 核 対 策

結核患者は、近年では減少速度が鈍化している。また、高齢者や社会的弱者への患者の偏在、若年や外国人患者の増加、多剤耐性結核菌の出現、施設等での高齢者の集団発生の増加といった問題もある。感染症法では、結核の制圧を目標に発病予防、早期発見、治療と患者支援、接触者への対応、これらに対する方策として患者登録、発生動向調査を規定している。

練馬区では患者の半数以上が高齢者で、罹患率は低まん延の水準にあるが近年増加傾向にある。高齢者や耐性菌に感染した患者が確実に治療できるよう、関係機関と連携した支援を行っている。

1 患者登録

結核患者が発生すると、患者は居住地の保健所に登録される。保健所は、患者個々の情報を発生から治療後の経過観察期間が終了するまで全期間にわたり把握し、治癒および再発予防に向けて支援を行っていく。この患者登録は、患者本人の適正な医療の確保および接触者への対応の実施に結びつく重要な業務である。

(1) 新登録患者数

区分	総数	0～ 4歳	5～ 9歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上
令和4年1月～令和4年12月	62	—	1	—	—	5	10	5	7	2	32
令和5年1月～令和5年12月	68	—	—	—	—	6	3	5	7	9	38
活動性結核(合計)	68	—	—	—	—	6	3	5	7	9	38
肺結核活動性(合計)	59	—	—	—	—	6	2	5	7	8	31
登録時喀痰塗抹陽性(合計)	30	—	—	—	—	1	1	4	1	3	20
初回	30	—	—	—	—	1	1	4	1	3	20
再治療	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
登録時その他の結核菌陽性	20	—	—	—	—	5	—	—	4	5	6
登録時菌陰性・その他	9	—	—	—	—	—	1	1	2	—	5
肺外結核活動性	9	—	—	—	—	—	1	—	—	1	7
(別掲)潜在性結核感染症	※1	22	2	—	—	1	1	6	4	2	6

資料：保健予防課

(2) 結核患者登録数

区分	総数	0～ 4歳	5～ 9歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	
令和4年末時点	150	—	1	—	—	15	17	20	27	11	59	
令和5年末時点	152	—	—	1	—	13	17	17	20	18	66	
活動性結核(合計)	46	—	—	—	—	6	—	5	5	9	21	
肺結核活動性(合計)	40	—	—	—	—	6	—	5	5	8	16	
登録時喀痰塗抹陽性(合計)	21	—	—	—	—	1	—	4	1	3	12	
初回	21	—	—	—	—	1	—	4	1	3	12	
再治療	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
登録時その他の結核菌陽性	15	—	—	—	—	5	—	—	2	5	3	
登録時菌陰性・その他	4	—	—	—	—	—	—	1	2	—	1	
肺外結核活動性	6	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5	
不活動性結核	※2	90	—	—	1	—	6	11	12	13	9	38
活動性不明	※3	16	—	—	—	—	1	6	—	2	—	7
(別掲)潜在性結核感染症 治療中	16	1	—	—	—	1	1	4	2	1	6	
(別掲)潜在性結核感染症 観察中	14	1	1	—	—	—	2	4	2	2	2	

資料：保健予防課

(3) 罹 患 率

区 分	練馬区	東京都	全国
	罹 患 率※4	罹 患 率※4	罹 患 率※4
令 和 4 年	8.3	8.5	8.2
令 和 5 年	9.0		

※1 潜在性結核感染症：比較的最近結核に感染したと考えられる者などで発病の危険が高い者を（L T B I）いう。治療の対象者となる。

※2 不活動性結核：結核菌を排出しておらず、かつ結核の病状も無い者。治療対象にならない。

※3 活動性不明：最近6か月以内の病状に関する状況が不明である場合をいう。

※4 罹患率：人口10万人当たりの新登録患者数。

資料：保健予防課

2 患 者 管 理

(1) 結 核 医 療

感染症法は、特定の感染症に対し医療費公費負担制度を設けている。これは、患者の経済的な負担を軽減することにより医療を確保し、感染症のまん延防止に資するものである。

その中でも、結核における医療費公費負担制度には、感染症法第37条の規定による入院患者を対象とするものと、同法第37条の2の規定による一般患者を対象とするものの2つがある。

なお、申請書を受理したときは、申請された医療の適否を感染症の診査に関する協議会に諮問したうえ、公費負担の承認または不承認を決定している。

区 分	医療費公費負担決定者数			
	法 第 37 条 の 2		法 第 37 条	
	申 請	承 認	申 請	承 認
令 和 4 年 度	121	120	79	79
令 和 5 年 度	135	135	89	89

資料：保健予防課

(2) 服 薬 支 援 (D O T S 体 制)

平成16年12月21日付け厚生労働省通知「結核患者に対するDOTS(直接服薬確認療法)の推進について」に基づき、服薬中断のリスクを評価した上で、患者の状況に応じた服薬支援を実施している。服薬支援対象者は、結核治療を受けている者すべてであり、保健所職員だけでなく、委託した薬局・訪問看護ステーション・訪問支援員(保健師・看護師・准看護師・薬剤師等)の協力を得て、確実な服薬に向けた支援を実施している。

区 分	①新登録患者のDOTS実施率 (%)	
	活動性結核患者	潜在性結核感染症患者
令和3年	97.8	92.0
令 和 4 年	100.0	100.0

資料：保健予防課

区 分	②新登録患者の登録時DOTS方法別内訳 (人)									
	入院・施設	来所(面接)	訪問	薬局	学校・会社	電話	空袋郵送・メール	病院	その他	
令和3年	10	12	9	3	2	9	22	4	-	
令 和 4 年	2	18	13	3	0	18	35	5	1	

注：勧告中死亡や転出等、練馬区でのDOTSを開始していない患者は除く。

注：DOTS方法が複数の場合は、重複して計上している。

資料：保健予防課

(3) コホート検討会

医療が必要な全結核患者の治療成績の分析とその検討を行う。地域DOTSの実施方法および患者支援の評価・見直しを行い、地域DOTS体制の強化を図るとともに、地域の結核医療および結核対策に関する課題について検討する。

実施日	参加者	コホート対象	検討事例数	
令和5年9月22日	35人	※1	513例	※1:平成31年～令和4年新登録患者
令和5年10月20日	24人	※1	513例	※2:令和4年～令和5年新登録患者
令和6年2月19日	28人	※2	185例	(潜在性結核感染症患者を含む)

資料：保健予防課

(3) 精密検査

保健所長は登録者のうち、結核予防または医療上必要があると認めた者に対して、胸部エックス線検査等の精密検査を実施する。対象者は、結核治療を終了し経過観察期間にある者および、治療が必要にもかかわらず中断している者である。

前者については、再発の早期発見のために実施し、治療終了後1～3年以内の範囲で精密検査等を実施し、再発の恐れがなければ登録除外とする。後者については、受療復帰の指導のために実施する。

精密検査実施数				
区分	胸部X線検査	喀痰検査	その他の検査	
医療機関実施	令和4年度	280	8	-
	令和5年度	248	5	-

注：定期病状調査報告書にて把握した検査結果数を含む

資料：保健予防課

3 結核健康診断

結核患者の発見方法は2通りあり、1つは有症状者の医療機関受診による発見で、もう1つは健診による発見である。また、結核の健康診断には、定期健康診断と定期外（接触者）健康診断の2つがある。

(1) 定期健康診断

結核が広くまん延していた結核予防法制定当時は、一律的・集団的な定期の健康診断が大きな成果を上げていた。しかし、患者数の減少と平行して、定期健康診断による患者の発見率が大幅に低下したことから、平成16年の旧結核予防法の改正において、対象者、実施時期、方法等の見直しが行われた。

現在の定期健康診断の対象は、感染・発病リスクの高い集団および発病すると周囲に感染させる恐れのある職業の従事者である。感染症法で規定されている定期健康診断には、①学校長が行う定期健康診断、②施設長が行う定期健康診断、③事業者が行う定期健康診断、④区長が行う定期健康診断の4つがある。

① 学校長が行う定期健康診断（報告数）

高校、高等専門学校、短大、大学、専門学校等の生徒を対象に入学年度に1回実施することとなっている。

区分	受診者数	学校数	結核患者	発病のおそれのある者
令和4年度	4,672	22	-	-
令和5年度	5,865	29	-	-
(令和5年度 内訳)				
胸部エックス線撮影者数	5,865			
(再掲) 喀痰検査者数	-			
(再掲) その他の検査者数	-			

資料：保健予防課

② 施設長が行う定期健康診断(報告数)

矯正施設(練馬区内にはなし)の被収容者に対しては20歳以上の者を対象に毎年1回、社会福祉施設の入所者に対しては65歳以上の者を対象に毎年1回実施することとなっている。

区分	受診者数	施設数	結核患者	発病のおそれのある者
令和4年度	3,509	59	-	-
令和5年度	2,493	54	-	-
(令和5年度 内訳)				
胸部エックス線撮影者数	2,493			
(再掲) 咳痰検査者数	3			
(再掲) その他の検査者数	-			

資料：保健予防課

③ 事業主が行う定期健康診断(報告数)

病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設、学校(幼稚園を除く)の従事者を対象に毎年1回実施することとなっている。

区分	受診者数	事業者数	結核患者	発病のおそれのある者
令和4年度	15,875	707	-	-
令和5年度	15,304	831	-	-
(令和5年度 内訳)				
胸部エックス線撮影者数	15,304			
(再掲) 咳痰検査者数	46			
(再掲) その他の検査者数	1			

資料：保健予防課

④ 区長が行う定期健康診断

上記①②③の定期健康診断対象者以外の者については、区の裁量により、実施することとされている。練馬区では、感染症法施行令で実施が求められている65歳以上の区民(①②③に含まれている者を除く)および特別に必要と認めた者に対して実施している。

※ 区が実施する健康診査(40歳以上)の胸部エックス線撮影は、平成24年度から「胸部エックス線検査調査票」により、「肺がん検診」または「一般胸部エックス線検査」の受診種別を決定している。

(2) 定期外(接触者) 健康診断

① 接触者健康診断(新規)

結核患者が発生した際は、感染拡大防止のため、患者の感染性のリスクおよび感染させる可能性があった期間等を調べる積極的疫学調査を実施する。この調査結果を踏まえ、接触者(健診対象者)を決定し健康診断を実施する。当保健所で把握した者だけではなく、管外保健所より依頼があった者を含めて実施しており、ここでは接触者を「①患者家族」と「②その他の接触者」に分けて計上する。

a. 患者家族

区分	受診者数	受診者の結果		
		結核患者	L T B I 患者	経過観察者
令和4年度	132 (137)	1	9	3
令和5年度	143 (173)	-	6	20
(令和5年度 検査数内訳)				
IGRA検査数 ※	118			
胸部エックス線検査数	48			
ツベルクリン検査数	3			
喀痰検査数	4			

注：() は検査数

※ 結核菌の感染を調べる血液検査。

資料：保健予防課

b. その他の接触者

区分	受診者数	受診者の結果		
		結核患者	L T B I 患者	経過観察者
令和4年度	246 (246)	1	5	9
令和5年度	257 (276)	-	4	33
(令和5年度 検査数内訳)				
IGRA検査数 ※	215			
胸部エックス線検査数	59			
ツベルクリン検査数	-			
喀痰検査数	2			

注：() は検査数

※ 結核菌の感染を調べる血液検査。

資料：保健予防課

②接触者健康診断（経過観察）

接触者健康診断の結果、陽性と判明したが、発病は確認されずまた潜在性結核感染症として治療しなかった者および陰性と判明したが陽性率の高い集団の接触者に対して、6か月ごと2年間の接触者健康診断（経過観察）として胸部エックス線検査をしている。

区分	受診数	異常なし	要精査
令和5年度	79	59	20

資料：保健予防課

③施設等への接触者調査

患者への積極的疫学調査の結果、利用した施設等が判明した場合には、該当高齢者施設や医療機関、企業等に施設調査を実施する。部屋の広さや換気等の環境面、患者との接触状況を確認し、接触者健康診断の要否の判断と対象者の決定を行っている。

区分	総数	保育園・学校	高齢者施設	企業	その他
令和5年度	10	-	8	-	2

資料：保健予防課

精神保健福祉体系図

心の健康づくり

心の健康づくりの普及啓発と推進

- 1 精神保健講演会 (P168)
- 2 関係機関ネットワーク (P169)

相談の充実

- 1 医師による相談
 - (1) 精神保健相談 (P169)
 - (2) 酒・ギャンブルなど依存 家族相談 (P170)
 - (3) 思春期・ひきこもり相談 (P170)
 - (3) 大人の発達障害相談 (P170)
- 2 保健師による相談 (P171)

自殺予防

- 1 うつ相談 (P172)
- 2 個別相談 (P172)
- 3 ゲートキーパー養成講座 (P173)

精神障害者保健福祉施策の推進

精神障害者の医療と保護の確保

- 1 警察官の通報 (P173)
- 2 自立支援医療(精神通院医療) (P173)
- 3 小児精神障害者入院医療費助成 (P174)
- 4 心身障害者(児)の医療費助成(精神) (P174)

精神障害者の自立と社会参加の促進

- 1 障害者(児)の福祉タクシー(精神) (P174)
- 2 自動車燃料費助成事業(精神) (P174)
- 3 精神障害者保健福祉手帳 (P174)
- 4 障害福祉サービス利用状況 (P174, 175)
- 5 アウトリーチ(訪問支援)事業 (P175)
- 6 精神障害者社会適応訓練事業 (P176)
- 7 退院後支援計画 (P176)
- 8 事例検討会 (P176)
- 9 精神障害者を抱える家族への支援 (P176)
- 10 成年後見制度区長申立て (P176)
- 11 医療観察制度対象者のケア会議参加 (P176)

精神保健福祉

精神障害の早期発見、早期治療、再発防止、精神保健についての普及啓発を図るため、精神保健福祉法に基づく事務(精神障害者に関する申請、通報、届出の受理、精神障害者保健福祉手帳の交付など)および障害者総合支援法に基づく事務(通院医療費申請受理、障害福祉サービス給付など)を行うとともに、精神保健に関する相談、講演会なども実施している。

1 精神保健講演会

精神障害者の家族やその他の区民が心の病や精神障害などについて正しく理解するため、講演会を行っている。

所 属	受講者数	テ　ー　マ
豊　玉	31	支援者が燃えつきないために
北	22	子どもが感じる抑うつ気分
光が丘	31	子どもの心とからだ
石神井	40	ひきこもりの支援について～私たちがつながるために～
大　泉	33	HSPと発達障害～自分らしく生きる～
関	50	統合失調症の治療と家族の対応

資料：6 保健相談所

2 関係機関ネットワーク

(1) 地域精神保健福祉関係者連絡会

地域のネットワークとして、昭和60年度から精神保健福祉関係者連絡会を実施しており、現在は下記の各地域ごとに、保健相談所が中心になって行っている。区内、近隣区の精神科病院・精神科診療所・グループホーム・生活訓練施設・就労訓練施設・社会福祉協議会・ボランティアコーナー・障害者地域生活支援センター・中部総合精神保健福祉センター・総合福祉事務所などの実務担当者が情報交換・学習会・講演会を通して活発に交流し、連携・協力を深めている。

区分	令和4年度		令和5年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数
豊玉地区関係者連絡会	1	24	2	53
北・光が丘地区関係者連絡会	1	33	2	72
石神井・大泉地区関係者連絡会	2	73	3	98
関町地区関係者連絡会	2	45	3	58

資料：6保健相談所

(2) 練馬区精神保健医療福祉連絡会

練馬区における地域精神保健医療福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、特定の課題について関係者が協議し、連絡調整を行う「練馬区精神保健医療福祉連絡会」を開催している。

開催日	開催方法	参加者数	テーマ
令和6年3月25日	書面	17	練馬区自殺対策計画〔第2次〕等について

資料：保健予防課

3 医師による相談

(1) 精神保健相談(こころの健康相談・うつ相談)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
回数							
令和4年度	85	19	12	10	21	12	11
令和5年度	76	15	12	10	15	12	12
延人数							
令和4年度	219	61	20	28	50	38	22
令和5年度	208	39	33	23	49	39	25
(令和5年度内訳)							
相談内容							
老人精神	3	1	—	—	—	—	2
酒害	2	—	1	—	—	—	1
薬物依存	2	—	1	—	—	—	1
児童・思春期	4	—	—	—	—	2	2
心の健康づくり	117	23	22	12	35	15	10
うつ※	5	5	6	5	3	8	8
その他の精神病	39	10	3	3	6	17	—
社会復帰	9	—	1	2	3	2	1
その他	—	—	—	—	—	—	—

※ 昨年度まで「5 自殺予防」(P172)に計上していた項目を移項。

資料：6保健相談所

(2) 酒・ギャンブルなど依存 家族相談

アルコール依存症などを抱える家族を対象に、精神科医師による個別相談を行っている。

区分	令和4年度			令和5年度		
	実施回数	実人員	延人員	実施回数	実人員	延人員
個別相談 総数	18	43	43	18	30	30
(内訳)						
豊玉	6	17	17	6	12	12
光が丘	2	2	2	2	2	2
石神井	10	24	24	10	16	16

資料：豊玉保健相談所、光が丘保健相談所、石神井保健相談所

(3) 思春期・ひきこもり相談

思春期やひきこもりなどの心の問題を抱える方やその家族を対象に、精神科医師による個別相談・集団指導やグループミーティングを行っている。

区分	令和4年度			令和5年度		
	実施回数	実人員	延人員	実施回数	実人員	延人員
グループミーティング 総数	12	8	29	12	12	37
(内訳)						
豊玉	12	8	29	12	12	37
個別相談 総数	21	58	61	21	48	48
(内訳)						
豊玉	6	19	22	6	15	15
北	5	14	14	5	5	5
光が丘	6	15	15	6	16	16
石神井	4	10	10	4	12	12

資料：豊玉、北、光が丘、石神井保健相談所

(4) 大人の発達障害相談

おおよそ18歳以上の発達障害のある方やその家族を対象に、精神科医師による個別相談を行っている。

区分	令和5年度		
	実施回数	実人員	延人員
個別相談 総数	10	23	23
(内訳)			
豊玉	4	9	9
石神井	6	14	14

注：平成26年度から実施。令和5年度まで(1)精神保健相談の内訳「心の健康づくり」(P169)に計上していたものを、項目化した。

資料：豊玉保健相談所、石神井保健相談所

4 保健師による相談

(延人数)							
区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
家庭訪問							
令和4年度	2,649	505	454	396	666	307	321
令和5年度	2,970	449	573	469	847	304	328
面接相談							
令和4年度	5,293	1,078	426	1,613	1,117	579	480
令和5年度	5,010	932	604	1,148	1,236	504	586
電話相談							
令和4年度	18,221	3,593	1,985	3,660	4,746	2,174	2,063
令和5年度	20,904	3,451	2,389	6,437	4,896	1,430	2,301
その他(文書等による相談)							
令和4年度	951	268	120	96	247	106	114
令和5年度	1,074	187	136	121	309	184	137

資料：6 保健相談所

(延人数)							
区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
令和4年度	20,821	6,665	1,967	2,585	4,698	2,411	2,495
令和5年度	17,886	3,557	2,312	2,422	5,263	1,659	2,673
(令和5年度 内訳)							
保健	568	96	76	60	196	51	89
医療	4,053	824	572	518	1,262	387	490
福祉	12,245	2,533	1,610	1,668	3,356	1,166	1,912
その他	1,020	104	54	176	449	55	182

注：資料「保健師業務年報」

資料：6 保健相談所

(3) 援助方法別相談内容

(延人数)							
区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
令和4年度	2,649	505	454	396	666	307	321
令和5年度	2,970	449	573	469	847	304	328
(令和5年度 内訳)							
相談内容							
老人精神	24	2	6	9	4	2	1
社会復帰	149	27	12	11	42	24	33
依存症※1	94	22	18	9	39	2	4
児童・思春期	82	7	13	33	17	8	4
心の健康づくり	346	42	80	71	82	13	58
うつ・うつ状態※2	239	43	41	28	97	18	12
摂食障害※2	4	1	1	-	2	-	-
てんかん※2	36	11	2	3	11	4	5
一般精神	1,872	290	359	270	521	225	207
その他	124	4	41	35	32	8	4

※1 「保健師業務年報」と内容を統一するため、「酒害」「薬物依存」の項目を「依存症」に統一。

※2 「保健師業務年報」と内容を統一するために項目作成。令和4年度までは「その他」に計上。

資料：6 保健相談所

②面接相談

(延人数)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
令和4年度	5,293	1,078	426	1,613	1,117	579	480
令和5年度	5,010	932	604	1,148	1,236	504	586
(令和5年度内訳)							
相談内容							
老人精神	31	3	4	15	6	1	2
社会復帰	667	236	26	58	179	70	98
依存症※1	139	47	18	24	34	5	11
児童・思春期	173	23	22	36	43	33	16
心の健康づくり	687	116	113	133	161	61	103
うつ・うつ状態※2	383	68	71	74	97	39	34
摂食障害※2	9	-	1	-	2	6	-
てんかん※2	42	5	2	9	9	9	8
一般精神	2,692	396	321	743	665	266	301
その他	187	38	26	56	40	14	13

※1 「保健師業務年報」と内容を統一するため、「酒害」「薬物依存」の項目を「依存症」に統一。

※2 「保健師業務年報」と内容を統一するために項目作成。令和4年度までは「その他」に計上。

資料：6保健相談所

③電話相談

(延人数)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
令和4年度	18,221	3,593	1,985	3,660	4,746	2,174	2,063
令和5年度	20,904	3,451	2,389	6,437	4,896	1,430	2,301
(令和5年度内訳)							
相談内容							
老人精神	171	25	55	36	31	22	2
社会復帰	1,642	557	55	176	493	123	238
依存症※1	583	155	122	65	187	20	34
児童・思春期	517	92	81	133	120	57	34
心の健康づくり	1,935	356	361	291	484	109	334
うつ・うつ状態※2	1,179	204	200	128	392	120	135
摂食障害※2	36	13	6	1	9	4	3
てんかん※2	246	65	8	88	50	16	19
一般精神	13,875	1,886	1,399	5,330	2,925	867	1,468
その他	720	98	102	189	205	92	34

※1 「保健師業務年報」と内容を統一するため、「酒害」「薬物依存」の項目を「依存症」に統一。

※2 「保健師業務年報」と内容を統一するために項目作成。令和4年度までは「その他」に計上。

資料：6保健相談所

5自殺予防

(1)うつ相談(再掲)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
開催回数	18	3	3	3	3	3	3
相談件数	34	8	6	6	5	3	6

資料：6保健相談所

(2)個別相談

区分	総数
自殺関連(実数)	95
(延数)	1,073
遺族支援(実数)	3
(延数)	20

資料：6保健相談所

(3) ゲートキーパー養成講座

開催日	参加者数	対象	開催方法
令和5年5月12日	184	都立大泉桜高等学校の1年生および教職員	対面
令和5年5月30日	96	区立小中学校の生活指導担当教諭等	オンライン
令和5年9月1日	41	区民	対面・オンライン併用
令和5年11月10日	37	事業者等	対面・オンライン併用
令和5年11月24日	40	区職員	対面
令和6年2月15日	73	区民	対面・オンライン併用
令和6年3月15日	144	都立練馬工科高等学校の1年生および教職員	対面
令和6年3月15日	141	都立練馬工科高等学校の2年生および教職員	対面
令和6年2月19日	35	講座修了者	対面

資料：保健予防課

6 警察官の通報（精神保健福祉法 第23条）

警察官が精神障害のために自傷他害を及ぼすと認められる者を保護した場合の通報を、都に報告する。

区分	令和4年度	令和5年度
通報受理件数	149	128

資料：保健予防課

7 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患を理由として通院している方に対して医療費を助成している。保険適用後の医療費が軽減され、原則1割負担となる。練馬区では、申請の受付と受給者証の発送を行っている。

区分	令和4年度	令和5年度
	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
利用者数	15,640	16,277

令和5年度 疾患別内訳

利用者数	15,740
F 0 症状性を含む器質性精神障害	448
F 1 精神作用物質使用による精神・行動の障害	343
F 2 統合失調症、統合失調型障害・妄想性障害	3,344
F 3 気分（感情）障害	7,497
F 4 神経症性障害、ストレス関連障害・身体表現性障害	1,411
F 5 生理的障害・身体的要因に関連した行動症候群	72
F 6 成人のパーソナリティ・行動の障害	82
F 7 精神遅滞[知的障害]	158
F 8 心理的発達の障害	979
F 9 小児期・青年期に通常発症する行動・情緒の障害、特定不能の精神障害	626
G 40 てんかん	780

注：表の内訳は、診断書で主たる疾患が確認可能な15,740人について分類。

資料：保健予防課

8 小児精神障害者入院医療費助成

東京都において、18歳未満の入院医療を必要とする精神障害者を対象に、医療費を助成している。練馬区では、申請の受付を行っている。

区分	令和4年度	令和5年度
利用者数	33	1

資料：保健予防課

9 心身障害者(児)の医療費助成(精神)

東京都において、精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象に、平成31年1月から医療費を助成している(所得制限ほか有り)。練馬区では、申請の受付と受給者証の発送を行っている。

区分	令和5年度
	令和6年3月31日現在
受給者数	251

資料：保健予防課

10 障害者(児)の福祉タクシー(精神)

外出困難な障害者の生活範囲を拡大することを目的として、練馬区内に居住している精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)を対象に、令和3年4月からタクシー券(月額3,500円分)を交付している(所得制限ほか有り)。

区分	令和5年度
	令和6年3月31日現在
利用者数	125

資料：保健予防課

11 自動車燃料費助成事業(精神)

生活の利便および生活圏の拡大を図ることを目的として、練馬区内に居住している精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)を対象に、令和3年4月から日常生活に使用する自動車の燃料費の一部を月額2,800円(令和6年3月まで月額2,500円)助成している(所得制限ほか有り)。

区分	令和5年度
	令和6年3月31日現在
受給者数	51

資料：保健予防課

12 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手帳を交付することにより、各機関の協力を得て各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。練馬区では、申請の受付と手帳の交付を行っている。

(令和6年3月31日現在)

区分	所持者数	等級別内訳		
		1級	2級	3級
令和5年度	9,508	491	4,689	4,328

注:障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級、3級となっている。

資料：保健予防課

13 障害福祉サービス利用状況

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

(令和6年3月31日現在)

(1) 利用者数 1,830人

(2) サービス種類別利用者数

(令和6年3月31日現在/延人数)

区分	総計	自立支援給付												地域生活支援事業				
		介護給付				訓練等給付						地域相談支援		地域生活支援				
ホームヘルプ	短期入所	生活介護	施設入所支援	自立訓練 (生活訓練)	自立訓練 (機能訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	移動支援	地域活動支援センター	日中一時支援	
利用者数	2,079	467	62	24	2	59	3	6	226	67	595	123	1	362	1	0	74	3 4

(3) 障害支援区分認定調査件数

区分	調査件数	内訳	
		区分あり	区分なし
令和5年度	796	411	385

資料：保健予防課

14 アウトリーチ(訪問支援)事業

精神疾患が疑われる未治療や治療中断の区民を対象に、地域精神保健相談員(精神保健福祉士)、保健師および精神科医師による訪問支援を行っている。各職種がその専門性を活かした支援を一定期間継続して行い、医療機関への早期受診勧奨や再発防止に取り組み、対象者の地域生活の安定化を図っている。

地域精神保健相談員は、平成27年度に2人配置した後、平成30年度に2人増員、令和2年度に更に4人増員して、現在8人体制としている。

(1) 訪問支援

区分	令和5年度総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
支援対象者数	298	87	27	50	76	28	30
訪問実施件数	地域精神保健相談員 (内不在121)	899 (11)	106 (1)	87 (1)	169 (4)	342 (87)	48 (0)
精神科医	13	2	3	2	2	2	2

注：保健師は支援対象者数全員を支援している。

注：地域精神保健相談員の訪問実施件数は不在を含む。

資料：6 保健相談所

(2) 地域精神保健相談員のその他の活動

①アウトリーチ(訪問支援)事業の支援対象者に関連した活動件数

区分	令和5年度(延件数)
所内面接	385
電話連絡	1576
会議出席	224

資料：6 保健相談所

②アウトリーチ(訪問支援)事業以外の精神一般に係る相談等の活動件数

区分	令和5年度(延件数)
訪問による相談	338
所内対面による相談	398
電話、メールによる相談	1,273
会議出席	62

資料：6 保健相談所

15 精神障害者社会適応訓練事業

通院中の精神障害者で比較的症状が安定しているが、一般就労が困難な方に対して社会復帰に理解ある事業所に一定期間通い、就労の意欲、持続力、人づきあいなどの社会適応訓練を、東京都で実施している。なお、本事業は令和4年度で終了した。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
訓練者数							
令和4年度	1	-	-	1	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-	-	-	-

資料：保健予防課、6保健相談所

16 退院後支援計画

精神障害による措置入院者等の退院後の円滑な地域生活を支援するために、退院後支援計画を作成している。

(延件数)

区分	令和5年度
計画作成件数	9

資料：保健予防課、6保健相談所

17 事例検討会

困難事例については、スーパーバイザーを招いて事例検討を開催している。

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
実施回数	6	1	1	1	1	1	1
事例件数	11	2	2	2	2	2	1

資料：6保健相談所

18 精神障害者を抱える家族への支援

各保健相談所では、家族同士の交流・情報交換を行い、当事者の病気や障害を学びあう「家族のつどい」を開催している。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
回数							
令和4年度	64	10	11	11	12	10	10
令和5年度	65	10	11	11	12	10	11
延人数							
令和4年度	309	57	83	45	41	50	33
令和5年度	325	51	88	47	42	40	57

資料：6保健相談所

19 成年後見制度区長申立て

判断能力が十分でない方を対象とする成年後見制度（後見・補佐・補助）の申立ては、原則として、本人、配偶者、四親等内の親族等が行うが、申立てを行える親族がない場合で、必要と認められる場合に区長が申立てを行っている。

区分	件数
申立て件数（精神障害者）	
令和4年度	4
令和5年度	2

資料：保健予防課

20 医療観察制度対象者のケア会議参加

区分	対象者数	延件数
令和4年度	8	26
令和5年度	5	16

資料：保健予防課

歯科保健体系図



母子

- 1 妊産婦歯科健康診査（医療機関委託）(P116)
- 2 1歳6か月児歯科健康診査 (P130)
- 3 2歳児歯科健診・子育て相談 (P131)
- 4 2歳6か月児歯科健診（フォロー歯科健診と同時実施）(P179)
- 5 フォロー歯科健診（2歳6か月児歯科健診と同時実施）(P179)
- 6 3歳児歯科健康診査 (P138)



- 1 成人歯科健康診査(医療機関委託) (P92)
- 2 長寿すこやか歯科健診(医療機関委託) (P93)



母子

- 1 育児栄養歯科相談 (P139)
- 2 1歳児子育て相談 (P125)
- 3 出張相談 (P207)



- 1 おとなの歯みがき相談 (P179)
- 2 健康相談 (P97)



健康教育

- 1 赤ちゃん準備教室 (P118)
- 2 4か月児健康診査 (P120)
- 3 依頼講習会(児童館・保育園・地区組織等) (P204)
- 4 歯科保健指導講習会（母子対象）(P180)
- 5 図書館との連携事業 (P180)
- 6 地域子ども家庭支援センターとのコラボ講座 (P142)
- 7 小中学校歯みがき巡回指導 (P181)
- 8 歯周病予防講演会 (P94)
- 9 生活習慣病予防教室 (P94)
- 10 出張健康づくりセミナー (P98)
- 11 「ねりま お口すっきり体操」普及事業 (P100)
- 12 すこやか健口教室 (P100)



健
康
と
口
の
行
事

- 1 歯（ハ）ートファミリーコンクール (P181)
- 2 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール (P181)
- 3 口腔がんの早期発見を目的とする啓発事業 (P181)



その
他

- 1 歯科衛生士養成施設学生の指導 (P182)
- 2 歯科医師臨床研修の受け入れ (P182)



歯
つ
つ
じ
科
診
療
所

- 1 心身障害者（児）歯科相談 (P182)
- 2 心身障害者（児）および要介護高齢者歯科診療 (P182)
- 3 摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問診療 (P183)
- 4 摂食・えん下機能支援事業 (P184)

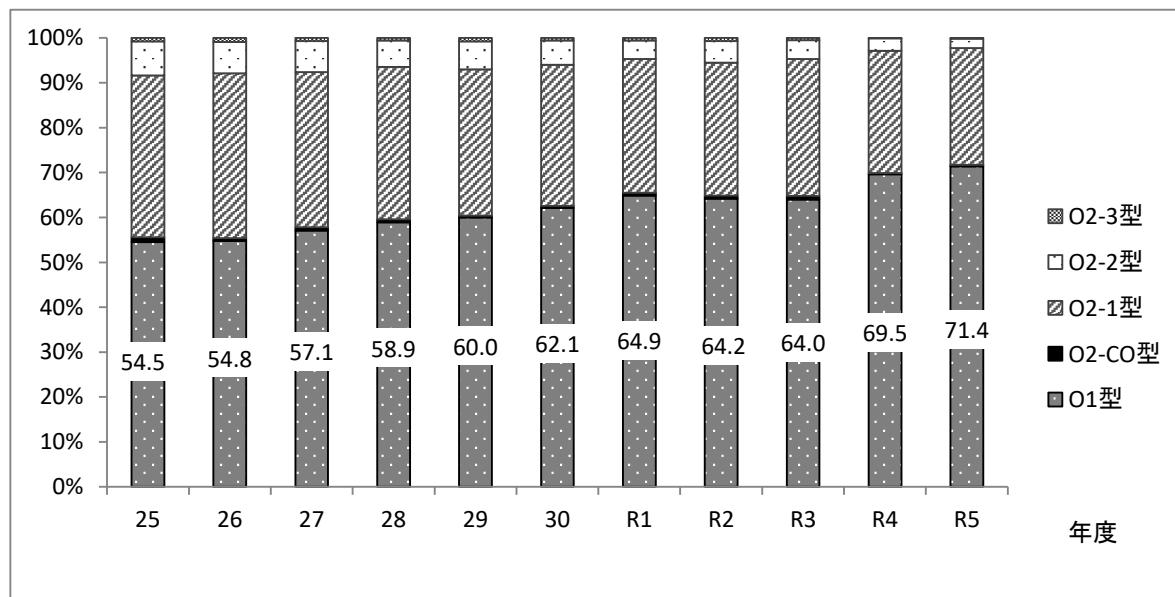
歯科保健

豊かで健康な生活が営めるよう、生涯を通じて歯と口の健康づくりを目的に事業を行っている。

1 歯科健康診査

(1) 1歳6か月児のむし歯のない者の生活習慣分類の割合の推移

ハイリスク者(02-2型, 02-3型)の割合は減少傾向にあり、生活習慣のよい者(01型)の割合は増加傾向である。練馬区では、1歳6か月児歯科健診でむし歯がなく生活習慣がよい者は、3歳児歯科健診でもむし歯がない割合が高いという結果がでている。そのため、1歳6か月児歯科健診でのハイリスク者を減らし、生活習慣のよい者が増加するよう保健指導を行っている。

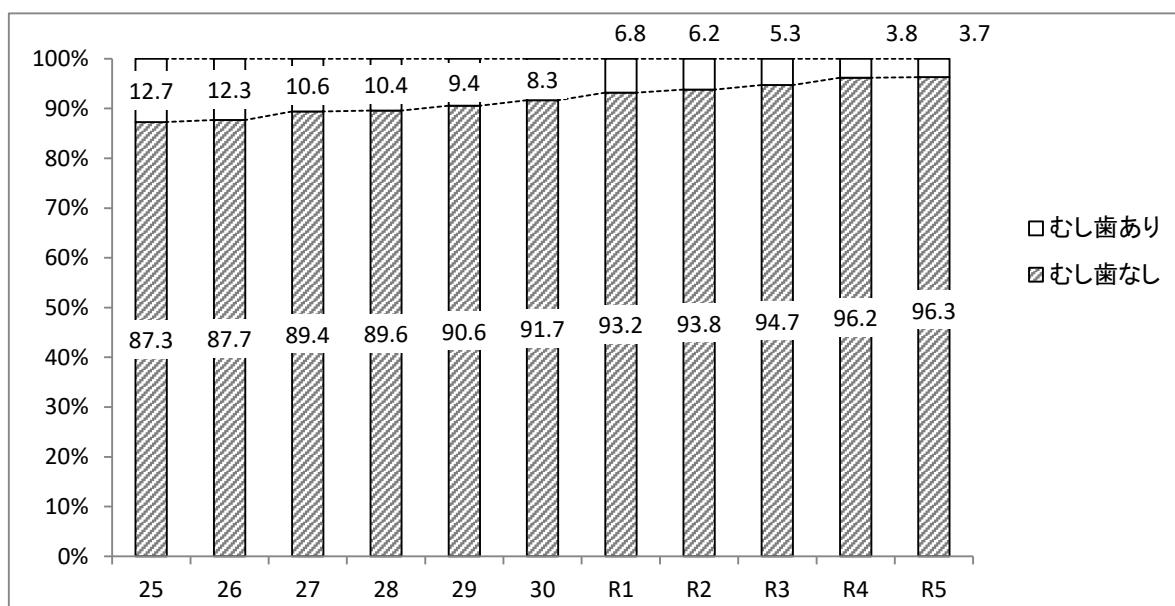


注：むし歯のない者の生活習慣の分類については、P130 1歳6か月児歯科健康診査を参照

(2) 3歳児のむし歯の有無の割合の推移

3歳児でむし歯のない者の割合は、増加傾向にある。

「東京都歯科保健推進計画 いい歯東京」の目標値「むし歯のない子90%」も達成した。



資料：6 保健相談所

(3) 2歳児歯科健診（2歳児子育て相談における歯科健診）

当該月に2歳を迎える幼児を対象に個別通知をし、歯科医師による歯科健診や歯科衛生士による歯みがき相談を行っている。

同時に保健師、管理栄養士が個別指導を行っている。必要時には心理相談員も相談を行っている。（受診者数は、P131参照）

(4) 2歳6か月児歯科健診・フォロー歯科健診

2歳6か月を迎えた幼児を対象に歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯みがき相談および食習慣に関する相談を行っている。また、1歳から3歳未満の児の歯科健診や歯科相談時に初期のむし歯や要注意歯がある者、むし歯になりやすい生活習慣がある者に対して、定期的に歯科保健指導および歯科健診を行い、継続支援している。

(令和5年度)

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
2歳6か月児歯科健診							
回 数	72	12	12	12	12	12	12
受 診 者 数	1,061	167	167	190	239	154	144
フォロー歯科健診							
回 数	72	12	12	12	12	12	12
人 数	137	17	18	22	52	8	20
(内訳)							
1歳	26	1	4	2	11	5	3
1, 6歳	49	6	9	12	12	1	9
2歳	34	7	3	4	15	—	5
2, 6歳	16	3	—	2	10	—	1
その他の年齢	12	—	2	2	4	2	2

注：2歳6か月児歯科健診とフォロー歯科健診は同日実施。

資料：6 保健相談所

2歯科健康相談

(1) 1歳児子育て相談

おおむね10か月から1歳4か月児を対象に保健師・管理栄養士・歯科衛生士が個別相談を行っている。（相談者数は、P125参照）

(2) おとなの歯みがき相談

歯みがきの仕方などの相談を個別に行っている。育児栄養歯科相談と同時開催することで、子育て世代にも利用しやすくしている。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
令和4年度	296	101	51	63	48	10	23
令和5年度	281	98	58	31	60	6	28

資料：6 保健相談所

(3) 歯科健康相談

歯や口の健康に関する相談を随時受け付けている。

区分	総数	健康推進課	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
来所相談								
令和4年度	108	1	22	12	9	24	22	18
令和5年度	106	2	13	14	14	25	25	13
電話相談								
令和4年度	141	26	28	19	5	28	14	21
令和5年度	165	17	23	23	19	30	28	25
訪問相談								
令和4年度	2	-	1	1	-	-	-	-
令和5年度	1	-	-	1	-	-	-	-
個別相談※								
令和4年度	48	-	-	12	8	22	2	4
令和5年度	75	-	9	15	11	25	15	-

※ 依頼講習会 (P204参照) 等の終了後に実施した個別相談を計上。

※ P97の健康相談の数を含む。

資料：6保健相談所、健康推進課

3 講演会・健康教育

(1) 歯科保健指導講習会

区民を対象に歯科保健に関する講習会を開催している。

(令和5年度)

区分	回数	人数	内 容
豊玉	1	30	子どもの歯とお口の育て方～小児歯科ってどんなところ？何するところ？～
石神井	1	30	子どもの歯とお口の育て方～小児歯科ってどんなところ？何するところ？～

資料：豊玉保健相談所、石神井保健相談所

(2) 健康教育

(令和5年度)

区分	事業名	
母子	赤ちゃん準備教室・乳児健診	(参加者数は、P118、120参照)
成人	歯周病予防講演会・生活習慣病予防教室	(参加者数は、P94参照)

資料：6保健相談所

(3) 図書館との連携事業～絵本と歯ブラシで親子のコミュニケーション

0～2歳の乳幼児とその保護者を対象に、図書館職員による歯みがきに関する絵本の紹介やよみかせと、歯科衛生士による仕上げみがきのポイントなどについての健康教育を行った。

(令和5年度)

実施館数	参加人数
12	228

資料：健康推進課

(4) 小中学校歯みがき巡回指導

2年間で全小中学校を巡回し、歯みがき指導を実施している。

(令和5年度)

	実施校数	実施者数
小学校	33	2,802
中学校	17	2,235

資料：健康推進課

4 歯と口の健康に関する普及啓発事業

歯と口の健康週間(6月4日～10日)行事 (公益社団法人練馬区歯科医師会共催)

(1) 歯(ハ)ートファミリーコンクール

前年度の3歳児健康診査を受診したむし歯のない幼児とその家族を対象に口腔審査を行い、結果が優秀な家族を選出し、表彰した。また、動画配信およびパネル展で、入賞者の紹介を行った。

参加者数

区分	3歳児	家族
令和4年度	21	25
令和5年度	16	21

資料：健康推進課

(2) 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール

区内の小・中学校から募集し、健康部と練馬区歯科医師会および外部有識者にて審査を行い、優秀な作品を選出し、表彰した。また、動画配信およびパネル展で、入賞作品の紹介を行った。

応募作品数

区分	小学校図画の部	小学校ポスターの部	中学校の部	特別支援学級の部
令和4年度	155	162	93	10
令和5年度	86	183	83	51

資料：健康推進課

(3) 口腔がんの早期発見を目的とする啓発事業

口腔がんについての正しい知識と早期発見の必要性を普及啓発するため、講演会を開催した。

区分	参加者数
令和4年度	83
令和5年度	37

資料：健康推進課

5 地域支援事業 P100参照

- (1) すこやか健口教室
- (2) 「ねりま お口すっきり体操」普及事業

6 実習の受け入れ

歯科医師や歯科衛生士養成施設学生に対し、練馬区の歯科保健業務等についての見学研修を行った。

※受け入れ人数はP53参照

7 成人歯科健診査 (医療機関委託) P92参照**8 長寿すこやか歯科健診 (医療機関委託)** P93参照**9 妊産婦歯科健診査 (医療機関委託)** P116参照**10 心身障害者(児)歯科相談**

練馬つつじ歯科診療所(練馬区役所東庁舎3階)において、毎週土曜日(午後1時～午後4時30分)に心身障害者(児)に対する歯科衛生相談を実施している。

区分	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	153	16	13	8	20	10	14	11	16	13	13	6	13
5年度	182	14	15	9	17	13	11	18	15	15	15	18	22

資料：地域医療課

11 心身障害者(児)および要介護高齢者歯科診療

練馬つつじ歯科診療所では、一般の歯科診療所では十分な治療が困難な心身障害者(児)と、要介護高齢者の歯科診療を、毎週木曜日と土曜日(午前9時～午後5時)の週2回実施している。(祝休日、年末年始を除く。)

(1) 実施場所

練馬つつじ歯科診療所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎3階

(2) 利用状況

受診者数					受診者年齢分布		
診療延人数		初診人数		区分	令和4年度	令和5年度	
区分	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和4年度	令和5年度
総数	2,200	2,260	57	54	総数	2,200	2,260
4月	208	192	7	1	0～9歳	118	100
5月	162	176	4	5	10～19歳	228	252
6月	201	199	8	10	20～29歳	455	413
7月	216	196	6	3	30～39歳	291	342
8月	153	194	3	7	40～49歳	345	355
9月	202	192	4	5	50～59歳	283	278
10月	199	188	4	3	60～69歳	158	159
11月	163	174	5	4	70～79歳	83	155
12月	186	186	5	3	80歳以上	239	206
1月	171	160	3	8			
2月	139	190	2	2			
3月	200	213	6	3			

資料：地域医療課

(2) 利用状況(つづき)

初診患者主病数(複数回答)			処置内容(複数回答)		
区分		人數	区分		人數
令和4年度		85	令和4年度		2,315
令和5年度	83		令和5年度		2,453
(令和5年度内訳)			(令和5年度内訳)		
知的障害	22		義歯関係		163
脳性麻痺	6		外科処置		41
脳血管疾患	1		保存処置		182
自閉症	10		補綴処理		76
てんかん	7		歯内処置		83
循環器系疾患	9		歯周疾患処置		1,720
ダウニン症	6		その他		188
パーキンソン病	3				
脊髄損傷	-				
感覚器障害	-				
その他	19				

資料：地域医療課

12 摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問診療

練馬つづじ歯科診療所において、心身障害者と要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を水曜日（毎月4回）（訪問診療）と第2・4火曜日およびその他の火曜日のうち1回（3月は除く）（外来診療）の午前9時～午後1時に実施している。（祝休日、年末年始を除く。）

受診者数				初診患者主病数			
区分	外来診療		訪問診療	区分	令和4年度	令和5年度	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度			
総数	78	82	120	130	総数	47	66
4月	6	7	9	11	脳梗塞・脳出血後遺症	10	11
5月	7	8	12	9	認知症	19	24
6月	7	7	11	13	パーキンソン病	3	4
7月	5	8	7	14	知的障害	1	1
8月	6	7	12	14	脳性麻痺	-	-
9月	6	7	4	7	その他	14	26
10月	4	7	13	13			
11月	9	6	12	13			
12月	6	3	6	5			
1月	6	8	9	12			
2月	9	8	7	9			
3月	7	6	18	10			

資料：地域医療課

13 摂食・えん下機能支援事業

摂食・えん下機能支援センター（練馬区役所東庁舎3階）において、主に要介護高齢者から摂食・えん下機能調査（スクリーニング）の申込みを受け付け、評価医（区内の歯科医師）によるスクリーニングを実施している。

区分	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	40	5	1	6	1	8	3	3	1	1	3	3	5
5年度	50	6	7	7	2	6	3	3	4	2	5	3	2

資料：地域医療課

栄養指導体系図

栄養士業務は、健康増進法、食育基本法などに基づき、食育を推進することにより、生涯を通じた健康づくりを目的としている。

食
育
推
進

1 食環境整備事業(P186)

- (1)食育推進ネットワーク会議(P186)
- (2)食育推進講演会(P186)
- (3)食育実践ハンドブックによる「ねりまの食育」の推進(P186)
- (4)インスタグラムの活用による「ねりまの食育」の推進(P187)
- (5)ねりまの食育応援店(P187)
- (6)食育推進ボランティアの活動支援(P187)
- (7)ちゃんとごはんプロジェクト(P188)

2 食育講習会事業(P189)

- (1)子育て世代(若い世代)の家庭に対する食育の取組(P189)
赤ちゃんとからの飲む食べる相談(P189)
すこやか親子の食事(1歳からの食事講習会)(P189)
- (2)生涯を通じた食育推進の取組(P189)
地域食育講座(P189)
情報発信による食育推進(P189)
情報紙「ねりまの家族の健康を応援します」による食育推進(P190)

3 高齢者みんな健康プロジェクト事業(P190)

健
康
診
査

- 乳児健康診査(4か月児)(P120)
- 1歳6か月児健康診査(P126)
- 3歳児健康診査(P133)
- 乳幼児経過観察健診(P123)

健
康
相
談

- 産後相談(P120)
- 育児栄養歯科相談(P139)
- 1歳児子育て相談(P125)
- 2歳児歯科健診・子育て相談(P131)
- アレルギー相談(P148)
- 電話相談(P191)
- 来所相談(P191)
- 訪問相談(P191)
- 健康相談(P97)
- 区民健診後の保健指導(P83)
(医療保険未加入者)

給
食
施
設
指
導

- 栄養管理報告書(P191)
- 巡回・来所等指導(P191)
- 集団指導(P191)
- 給食施設数調査(P192)

そ
の
他

- 管理栄養士養成施設臨地実習(P192)
- 食品表示関係(P192)
- 国民健康・栄養調査(P46)
- 災害時における栄養・食生活支援活動(P192)

健
康
教
育

- 赤ちゃん準備教室(P118)
(動画視聴コース)
- 健康づくりサポート講座(P94)
(子育て世代)
- 生活習慣病予防教室(P94)
- 出張健康づくりセミナー(P98)

食育推進

1 食環境整備事業

農地が身近にある区の特色を生かした「ねりまならではの食育」を推進し、赤ちゃんから高齢者まで生涯を健康で豊かに暮らすために食の環境を整備する事業を進めている。

(1) 食育推進ネットワーク会議

平成19年度から区民、食育関係団体と連携しながら食育を推進していくために、練馬区食育推進ネットワーク会議を設置し、「農地が身近にあるねりまならではの食育」に取り組んでいる。令和5年度は4回開催（うち1回は部会会議のみ）し、延76名が出席した。部会会議では若い世代への食育やねりまの食育応援店事業の周知方法等を検討し、区民からの意見を事業へ反映している。

【若い世代への食育の取組】

食育推進ネットワーク会議において、練馬区健康づくりサポートプランの食育の主な取組の一つである「若い女性のやせ、若い世代の食の乱れなどへの働きかけ」について検討した。

令和5年度は大学と連携し、学生ならではの視点や発想を生かした紙製ファイルを作成し、大学内で配付することで、若い世代に対し、健康的な食生活の重要性について情報発信を行った。

学生が作成した紙製クリアファイル



(表面) (裏面)

(2) 食育推進講演会

区民に食の大切さを理解してもらい、広く食育を普及・啓発するために、年1回開催している。講師による講演を行うと共に、区の食育の取組についても紹介している。令和5年度は、「災害時の食に備えて～自助・共助・公助・3つの輪をつなぐもの～」をテーマに実施した。

実施日	内容	講師	参加者数
令和5年 12月20日 (水)	第一部：講演・調理デモ 「在宅避難のために今やるべきことは ～普段にも防災にも役立つポリCOOK～」 第二部：講演 「JDA-DATの活動および練馬区との関わり」	Start Kitchen 代表 森下 園子 東京都栄養士会JDA-DATスタッフ 管理栄養士 高安 ちえ	211人

資料：健康推進課

(3) 食育実践ハンドブックによる「ねりまの食育」の推進

区の食生活の課題を解決し、農地が身近にあるねりまならではの食育を推進するため、食育実践ハンドブックを作成している。

保健相談所等で、ハンドブックを活用した食育事業を展開しているほか、区内図書館やねりまの食育応援店等でも配布を進めている。



平成24年 平成25年 平成27年版

【野菜とれとれ！1日5とれとれ！（人気レシピ集）の作成】

練馬区健康づくりサポートプランにおける「練馬ならではの食生活を推進」の取組として、野菜摂取量の増加を目的に、インスタグラムで紹介した野菜レシピを掲載した食育実践ハンドブックを作成した。区立図書館（13カ所）や練馬区役所、観光案内所等で配布した。



(4) インスタグラムの活用による「ねりまの食育」の推進

若い世代が利用しやすいSNSを活用し、野菜摂取量の向上と正しい食の情報の周知を図ることを目的に、令和3年度からインスタグラムを活用して、季節の野菜レシピの投稿を開始した。

令和5年度は、健康推進課が監修した野菜レシピのほか、ねりまの食育応援店から提供されたレシピに加え、区内農業者から提供された野菜レシピ等、計61品目を投稿した。



(5) ねりまの食育応援店



住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らすことができるよう、健康づくり協力店事業を平成29年にリニューアルし、ねりまの食育応援店事業を開始した。練馬産の食材を使っているお店（練馬産野菜のお店・練馬特産食材のお店）、健康的な食生活を応援するお店（ヘルシーごはんのお店）、いつまでも地域に残したいお店（あなたのいちおしのお店）の4つのテーマに加え、食育に取り組むお店をねりまの食育応援店として登録している。登録店舗は令和5年度末現在94店舗。



(6) 食育推進ボランティアの活動支援

地域で区と協働で食育活動を行う食育推進ボランティアを育成し、実践活動につながるように継続した支援を行っている。講座は会場およびオンライン形式で開催した。

令和5年度 食育推進ボランティア講座

実施日	講義内容	講師	参加者
令和5年4月22日（土）	普通に食べるということ	群馬大学名誉教授 高橋 久仁子	39人
令和5年5月13日（土）	ねりまの食育	健康推進課管理栄養士	40人
令和5年5月27日（土）	衛生管理とだしのとり方	健康推進課管理栄養士	33人
令和5年6月10日（土）	高齢者のお口の健康と食事について	日本大学歯学部 摂食機能療法学講座 准教授 阿部 仁子	46人
令和5年6月24日（土）	地域で食育活動をするために「ちゃんとごはん」について	健康推進課管理栄養士 食育推進ボランティア	43人

資料：健康推進課

令和5年度 食育推進ボランティア継続講座

実施日	講義内容	講師	参加者
令和5年10月12日（木）	食と子育て	岡村佳子発達相談室 岡村 佳子	24人
令和5年10月30日（月）	フレイル予防のための高齢者の食事について	東京医療保健大学医療保健学部 医療栄養学科 准教授 北島 幸枝	23人
令和6年1月16日（火）	令和5年度活動報告	健康推進課管理栄養士 食育推進ボランティア	12人

資料：健康推進課

(7) ちゃんとごはんプロジェクト

食育推進ボランティアとの協働により、地域の児童館や学童クラブ等を会場として、健康的な食事づくりの体験事業「ちゃんとごはんプロジェクト」を実施している。ひとりひとりが自分の健康を考え、食事を用意（調理）して食べることができる「食の自立」を目標とし、さらに地域の大人との共食の機会を通して、地域の食文化の継承を目指している。令和2年度から4年度までは新型コロナウィルス感染症の影響により、地域の施設で実施する「ちゃんとごはん」は中止とし、Zoomを利用した「オンラインでちゃんとごはん」を実施した。

令和5年度は新たな取組として、都市農業課やJA東京あおばと連携し、高松「みらいのはたけ」を活用した「ちゃんとごはん」を実施した。小学生親子を対象に、その場で収穫した野菜を使って子どもが調理している間、保護者には野菜に関するミニ講座を実施した。

また、令和3年度より、高齢者のフレイル・低栄養予防および社会参加を目的に「高齢者のためのちゃんとごはん」を開始した。食育推進ボランティアによる簡単主菜のデモンストレーションと、保健相談所管理栄養士および高齢者健康支援専門員による講座「高齢者のためのちゃんとごはん+いきいき栄養講座」（高齢者みんな健康プロジェクトポピュレーション事業）として実施している。

対面型「ちゃんとごはん」

区分	施設数	実施数	参加者	活動した食育推進ボランティア	備考
小学生対象			人	人	
令和4年度	-	-	-	-	
令和5年度	5	5	125	30	
高松「みらいのはたけ」			組	人	
令和5年度	1	1	7	3	親子を対象に実施

資料：健康推進課

オンラインでちゃんとごはん [対象：幼児（3歳以上）、小学生、中学生]

区分	
回数	
令和4年度	2
令和5年度	2
延参加者	
令和4年度	8
令和5年度	12

資料：健康推進課



明日の元気のためにちゃんと食べよう

高齢者のためのちゃんとごはん+いきいき栄養講座

(高齢者みんな健康プロジェクトポピュレーション事業)

区分（街かどケアカフェ）	総数	さくら	つつじ	はるのひ	こぶし	けやき	かしわ
回数							
令和4年度	15	3	3	3	3	3	-
令和5年度	17	3	3	3	3	3	2
延参加者							
令和4年度	167	20	40	40	18	49	-
令和5年度	195	26	32	40	47	32	18

資料：健康推進課

2 食育講習会事業

「健康的な食生活」を推進するため、保健相談所では食育講習会事業を通じ、子育て世代を中心とした食育に取り組んでいる。また、食育に係る施設や地域の暮らしに係る団体等と連携・協働し、地域の特色を生かした「ねりまの食育」を推進している。

(1) 子育て世代（若い世代）の家庭に対する食育の取組

ア 赤ちゃんからの飲む食べる相談

1歳過ぎ位までの親子を対象に、子育て中の保護者自身が健康のための基本の食事「一汁一菜の赤ちゃんとごはん」を理解し、健康的でシンプルな食事の摂り方や離乳食への調整方法を知る相談会を実施している。少人数のグループ制で、実物の食材を使用した体験型で家族そろった健康的な食生活が実践できるよう支援している。

区分	総数	豊玉	北	光	石神井	大泉	関
回数							
令和4年度	96	24	12	12	24	12	12
令和5年度	96	24	12	12	24	12	12
延参加者							
令和4年度 家族数	2,058	597	264	186	722	154	135
令和5年度 家族数	1,891	704	299	214	373	195	106

資料：6保健相談所

イ すこやか親子の食事（1歳からの食事講習会）

1歳児子育て相談と同時開催。10か月～1歳4か月頃の離乳食から家族と一緒に食事となる機会を捉え、実物の食材を活用した事業を実施している。子どもの食事への配慮の方法やポイントを伝えるとともに、家族で健康的な食生活が実践できるよう支援している。

区分	総数	豊玉	北	光	石神井	大泉	関
回数							
令和4年度	72	12	12	12	12	12	12
令和5年度	72	12	12	12	12	12	12
延参加者							
令和4年度 家族数	1,037	244	191	135	273	98	96
令和5年度 家族数	1,412	309	215	182	344	190	172

資料：6保健相談所

(2) 生涯を通じた食育推進の取組

小学校や幼稚園、地域子ども家庭支援センターなど、地域に関わる施設・団体等と連携し課題などを共有しながら、施設にあった食育の取組を実施している。また、区のホームページ等を活用した情報を発信することで、地域の特色を生かした「ねりまの食育」を推進している。

ア 地域食育講座

区分	総数	豊玉	北	光	石神井	大泉	関
回数							
令和4年度	80	18	14	6	19	16	7
令和5年度	111	27	14	19	20	20	11
延参加者							
令和4年度 家族数	1,078	202	368	116	226	100	66
令和5年度 家族数	1,947	439	184	304	440	237	343

資料：6保健相談所

イ 情報発信による食育推進

【区ホームページ】

① 各年代にあった食育の発信

乳幼児から高齢者までの各世代の食事について、リーフレット等を紹介している。
また、「ねりまの家族のおうちごはんレシピ」として、家族全体への食育を発信している。

② 食の防災備蓄についての発信

「いざという時の食に備えて」として、家庭での備蓄について啓発している。
また、食物アレルギーや疾患などで配慮が必要な方に向けて、自助の備えについて啓発している。

【リーフレット】

各世代、対象に応じたリーフレットを作成し、地域食育講座や乳幼児健診などで活用している。

① 「妊産婦さんがいる家庭の食事」

② 乳幼児対象

- ・「離乳食の時期の赤ちゃんがいる家庭の食事」
- ・「1歳から2歳の幼児がいる家庭の食事」
- ・「3歳からの幼児のいる家庭の食事」

③ 「高齢期を元気に過ごしたい～ちゃんと食べて毎日いきいき～」

④ 「いざという時の食に備えて」



ウ 情報紙「ねりまの家族の健康を応援します」による食育推進

子育て世代の家族を対象に、全区立小学校（64校）および小中一貫教育校（1校）と6か所の保健相談所で連携・協働し、食を通じた健康づくりの情報紙を年4回作成し、配布している。令和3年度からは区内幼稚園とも連携・協働し、幼稚園児のいる家族に向けた情報紙を作成し、メール等で発信をしている。あわせて区内のすべての乳幼児のいる家族にも情報発信できるよう、子育て世代版の情報紙を区ホームページに掲載している。

① 小学校および小中一貫教育校への発行・配布

保護者に关心をもってもらえるよう、学校献立を活用した情報紙を年4回作成し配布している。

表面：健康的な食事についての提案（各学校の給食献立から1日抜粋し、それに合った家庭での朝食・夕食献立を提案）

裏面：保護者への健康づくりのメッセージ

また、令和5年度はLoGoフォームを活用し、保護者対象のアンケートを実施し、次年度以降の紙面や配布回数についてのアンケートを実施し、紙面づくりに活用した。

平成23年度より事業開始、平成27年度より全区立小学校および小中一貫教育校で配布

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
延配布数							
令和4年度	124,160	23,224	18,871	18,202	23,043	18,389	22,431
令和5年度	122,965	22,820	19,933	17,700	22,297	17,895	22,320

資料：6保健相談所

② 区内幼稚園への発行・配布

令和3年度から小学校に配布している情報紙を活用し、幼稚園保護者むけに内容を変更し、各幼稚園の実情に合わせた方法で配布やメールでの配信を行っている。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
全幼稚園数(公立・私立)	41	7	5	8	11	5	5
配布園数							
令和4年度	31(16)	3(1)	5(3)	8(5)	9(6)	3(1)	3
令和5年度	36(17)	5(2)	5(3)	8(5)	11(6)	3(1)	4

注：（）内はメール配信園数

資料：6保健相談所

3 高齢者みんな健康プロジェクト事業

高齢者みんな健康プロジェクトのポピュレーション事業の一つとして、地域高齢者およびフレイル予防対象者に対して、フレイル予防の講座「いきいき栄養講座」を実施している。単独もしくは「高齢者のためのちゃんとごはん（P188）」と同時開催している。

いきいき栄養講座

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
回数							
令和4年度	15	3	1	4	4	1	2
令和5年度	22(5)	3	3	3	4(1)	3(1)	6(3)
延参加者							
令和4年度	168	21	12	41	52	16	26
令和5年度	244(50)	29	33	37	54(10)	38(9)	53(31)

注：（）内はいきいき栄養講座のみ実施

資料：6保健相談所

3 栄養指導

(1) 栄養相談等

個別の生活や身体状況にあわせた栄養相談を行っている。

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
電話相談(母子)							
令和4年度	550	201	84	52	130	27	56
令和5年度	650	244	76	92	123	62	53
来所相談(母子)							
令和4年度	130	23	18	23	30	20	16
令和5年度	129	17	16	27	38	12	19
訪問相談(母子)							
令和4年度	7	-	1	1	2	1	2
令和5年度	13	-	1	3	2	2	5

注：成人電話・来所相談はP97参照

資料：6 保健相談所

(2) 給食施設指導

健康増進法に基づき、特定給食施設(1回100食以上又は1日250食以上)ならびにそれに準ずるその他の給食施設の設置者に対し、適切な栄養管理が行われるよう指導および助言を行っている。

ア 栄養管理報告書数

区分	5月分				11月分				年合計
	病院・ 介護施設等	保育所・ 幼稚園等	その他	計	病院・ 介護施設等	保育所・ 幼稚園等	その他	計	
令和4年度	115	216	35	366	120	214	33	367	733
令和5年度	130	219	32	381	111	211	28	350	731

資料：健康推進課

イ 巡回・来所等指導 (延)

区分	令和4年度	令和5年度
指導件数	269	226

資料：健康推進課

ウ 集団指導

給食施設の管理者、管理栄養士、栄養士、調理師等を対象に、栄養管理等に関する講習会を開催している。令和5年度は、栄養管理者講習会を1回、栄養技術講習会を1回実施した。

(ア) 栄養管理 講習会

実施日	内 容	講 師	参加施設 (参加者数)
令和6年 2月9日 (金)	最近の食物アレルギーについて	昭和大学医学部 小児科学講座 教授 今井 孝成	112施設 (123人)

資料：健康推進課

(イ) 栄養技術 講習会

実施日	内 容	講 師	参加施設 (参加者数)
令和5年 10月2日 (月)	口腔機能と食事について	日本大学歯学部 摂食機能療法学講座 准教授 阿部 仁子	100施設 (100人)

資料：健康推進課

(3) 給食施設数調査

区分	～施 設 計 数	管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		ど ち ら も い な い 施 設	(再掲)		
		施設数	管理栄 養士数	施設数	管理栄養 士・栄養士 数	施設数	栄 養 士 数		300食 以上	100食 以上	その他
令和5年度 合計	521	138	183	115	355	159	219	109	102	153	266
学 校											
公 立	101	59	60	-	-	41	41	1	93	8	-
そ の 他	6	1	1	-	-	1	1	4	1	4	1
病 院	21	7	16	14	81	-	-	-	5	9	7
介護老人保健施設	14	6	15	8	24	-	-	-	-	11	3
老人福祉施設	54	16	29	20	55	4	5	14	-	22	32
児童福祉施設	204	33	45	67	182	86	144	18	-	84	120
社会福祉施設	16	3	4	3	7	4	4	6	-	3	13
事 業 所	7	1	1	-	-	2	2	4	2	2	3
寄 宿 舎	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
矯 正 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 衛 隊	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	95	11	11	3	6	21	22	60	-	10	85

資料：健康推進課

4 その他

(1) 管理栄養士養成施設臨地実習

健康部では、管理栄養士養成施設の学生を受け入れている。令和5年度は、東京医療保健大学25名、共立女子大学17名、日本女子大学6名に計5日間の実習を行った（P53参照）。

(2) 食品表示関係

食品表示法に基づく栄養成分表示、および健康増進法に基づく誇大表示の禁止等について、食品関連業者等からの相談や指導等を行っている。

食品関連事業者等からの個別相談数

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
相 談 件 数	16	16

資料：健康推進課

(3) 災害時における栄養・食生活支援活動

被災者の栄養・食生活支援を迅速に行うために、令和3年1月に公益社団法人東京都栄養士会とJDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）の派遣に関する協定を締結した。令和5年度は、光が丘体育館で実施された地域内輸送拠点運営訓練に、東京都栄養士会とともに参加した。発災後24時間以内を想定し、特殊栄養食品ステーションの設置等について、関係者と検討および情報共有を行った。また、食物アレルギー等、食事の配慮が必要な方が家庭内備蓄を強化することができるよう、現行のリーフレットを改訂し、地域の防災訓練や講座等で活用した。

保健師活動

1 保健師活動の目的

保健師活動は、地域保健法の他、数多くの法律に基づき地域に暮らす全ての住民が安心して生きがいのある生活をおくれるよう、個人や家族および地域社会全体の健康水準を向上させることを目指している。保健師活動の対象は、妊娠婦・乳幼児から高齢者までのあらゆる世代の人々である。地域の人々の生活に深く関わりながら、住民の健康実態と課題を明らかにし、問題解決への支援および生活と環境の調整・整備を行い、関係機関や住民と協働し地域住民が主体的に健康づくりができる地域づくりを目的としている。

2 保健師の配置（令和5年10月1日現在）

健康部には95名（再任用2名を含む）の保健師が配置されている。健康推進課健康づくり係3名、母子保健係3名、保健予防課感染症対策担当係12名、精神支援担当係2名、保健相談所においては、豊玉18名、北10名、光が丘11名、石神井18名、大泉8名、関10名の配置となっている。また健康部以外では、人事戦略担当部に1名、福祉部に5名、高齢施策担当部に3名、地域医療担当部に1名、こども家庭部に8名配置されている。練馬区全体では、管理職等3名（再任用1名を含む。）を含め、116名の常勤保健師が在籍している。

なお、東京都保健医療局へ報告している「保健師業務年報」の内容を含むため、その報告基準日である10月1日現在の在籍常勤保健師の配置数を記載している。

3 保健師業務・活動の特徴

保健相談所の保健師は地区を担当し、家庭訪問、面接・電話相談、健康診査、健康教育、グループワーク等の手法を組み合わせて支援活動を行っている。併せて、母子・成人・精神等、分野毎に業務を担当し、医療・福祉・教育などの関係機関と連携を図りながら保健サービスの提供を行い、地域の様々な健康課題に取り組んでいる（表1）。

一方、健康推進課・保健予防課の保健師は、保健師の専門性を活かし分野毎に専任制をとっている。健康推進課健康づくり係は健康づくり事業に関すること、母子保健係は母子保健に関すること、保健予防課感染症対策担当係は感染症や難病に関すること、精神支援担当係は精神保健に関することを主に担当し、他部署との調整を図っている。

4 令和5年度の保健師活動の取組

母子保健 …… 妊婦全員面談や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査などの機会を通して、妊娠期から子育て期まで、支援の必要な妊娠婦や乳幼児と保護者に対して相談支援を行っている。令和5年3月から開始した「出産・子育て応援交付金事業」により新たに妊娠8か月頃にアンケートを送付、希望者には面談を行った。また、オンライン相談ができる体制を整え、妊娠期の支援体制を強化した。

令和5年4月から「バースデーサポート事業」を開始し、1歳の誕生日を迎える子どもを育てる家庭に対し、子育てに関するアンケートの実施や情報提供、電話や来所（1歳児子育て相談等）等による相談支援を行うなど支援体制を強化した。

1歳6か月児歯科健康診査時に、心理相談員による発達に関する集団指導を開始し、子どもの発達に関する保護者の理解の促進と情報提供を行った。

成人保健 …… 30歳代健診の受診結果に基づく健康課題を区民の方に周知するために、若い世代に向けたリーフレットを作成した。新たに男女の更年期のホームページを作成し掲載した。

がん対策としては、東京都がん診療連携拠点病院である順天堂大学医学部附属練馬病院や区内図書館等と協力し、オンライン講演会の開催、がん征圧月間等での普及啓発活動（パネル展、がん冊子の配布等）を行った。令和4年度に実施したがん患者等を対象にしたニーズ調査の結果から、アピアランスケアのニーズが高いことが明らかになったため、がん患者等支援連絡会にて意見交換を行い、ウィッグ等購入費用助成事業の構築を行った。

- 感染症対策 …… 結核対策として、訪問DOTS支援員や薬局・訪問看護ステーションと連携し、結核患者の服薬支援に力を入れた。また、治療終了後の管理検診や結核患者との接触があつた場合の接触者健診で胸部エックス線検査等を実施しており、区民が検診（健診）を受けやすいよう委託医療機関を増やし充実を図った。また、高齢者への普及啓発や関係機関に向けた結核通信の発行、コホート検討会を実施した。
新型コロナウイルス感染症の五類移行後、関係機関と連携しながら感染状況に応じた対策を行うとともに、後遺症相談などを実施した。また、社会福祉施設等や医療機関でのクラスター発生時の調査・指導を行った。
- 難病支援 …… 難病医療費助成新規申請時に希望者に対して面接を実施した。また、難病講演会を保健相談所で開催した。
- 精神保健 …… 地域精神保健相談員とともに未治療・治療中断者・病状不安定者に対してのアウトリーチ（訪問支援）や措置入院患者等の退院後支援計画を作成し、精神障害者の相談支援の強化を図った。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、協議を継続している。自殺対策では、第2次練馬区自殺対策計画を策定した。
- 在宅療養 …… 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険計画の策定に合わせて、在宅療養推進協議会等にて在宅療養推進事業の見直しを図った。また、医療・介護・消防の連携について、具体的な事業の検討を開始した。
- 災害対応 …… 健康部災害保健師マニュアルの更新作業を行い、災害対策健康部で設置されている「保健班」「予防班」「庶務班」に分かれ、フェーズごとの保健師の役割を整理した。医療救護所における保健師の役割について保健師間でのイメージを共有した。災害時個別支援計画の作成をし、対象者へWeb171等の安否確認訓練を実施した。また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、5名の保健師を石川県総合スポーツセンターに派遣した。
- 人材育成 …… 令和5年度は、6名の新任者を迎えた。指導保健師6名および新任者それぞれの意見交換の場を設け、新任者の育成を職能全体で支援した。新型コロナウイルス感染拡大時に学生時代を過ごした新任者の状況を理解し育成を心掛けた。3月に実施した保健師活動報告会では、能登半島地震被災地に派遣された保健師が活動報告を行い、避難所での保健活動のイメージを提案した。

表1 ライフサイクルに対応した主な保健師活動

(令和5年度)

妊 娠 中	乳 幼 児 期	成 人 期 お よ び 高 齢 期
	【母子保健】	【成人保健】
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦全員面談 ・妊婦健診(医療機関委託) ・妊婦訪問 ・赤ちゃん準備教室 (沐浴体験(平日・土日コース)・動画視聴コース) ・妊娠8か月面談(希望者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業(委託事業者) ・こんにちは赤ちゃん訪問 ・4か月児健診 ・6、9か月児健診(医療機関委託) ・1歳児子育て相談 ・バースデーサポート事業 ・1歳6か月児健診 (内科健診のみ医療機関委託) ・1歳6か月児心理経過観察 ・1歳6か月児健診フォロー教室 ・2歳児歯科健診・子育て相談 ・3歳児健診 ・心理発達相談 ・乳幼児経過観察 ・育児栄養歯科相談 ・アレルギー相談 ・アレルギー講演会 ・子育てこころの相談 ・育児交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療保健未加入者健康診査 ・保健指導 ○健康教育 (成人の健康づくり) ・働く世代応援プロジェクト ・健康づくりサポート講座 ・生活習慣病予防教室 ・妊婦健康診査を生かした生活習慣病の予防 ・睡眠・休養講演会 ・練馬区健康いきいき体操講習会 ・健康づくりのための講習会 (女性の健康づくり) ・女性の健康づくり講座 ・女性の健康週間 (がん予防啓発) ・がん征圧月間(9月)、乳がん月間(10月)での啓発 ・乳がん出張講座 ・がん予防教室 (高齢者の健康づくり) ・ねりまゆるらく体操普及事業 ○相談事業 ・健康相談 ・禁煙に関する相談
		<ul style="list-style-type: none"> ・自主グループの育成と支援 ・出張健康教育(児童館、敬老館など)
	【難病対策】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・難病講演会 ・難病患者等療養支援 ・人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業 	
	【精神保健】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談 ・うつ相談 ・酒、ギャンブルなど依存 ・家族相談 ・思春期、ひきこもり相談 ・大人の発達障害相談 ・アウトリーチ事業 ・精神保健講演会 ・精神関係者連絡会 ・障害者虐待防止センターの相談窓口 ・(精神)障害者自立支援サービス(認定調査・利用調整・事業者支援等) ・自殺予防対策 	
	【結核・感染症】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・結核対策(患者支援、接触者健診、保健所・病院連携会議、DOTS体制の充実、コホート検討会等) ・エイズ、性感染症対策(相談、HIV検査、STI検査、普及啓発活動など) ・健康教育(学校等) ・一~五類感染症対応(積極的疫学調査、患者支援・施設調査、接触者対応、医療機関との連携会議や訓練等) 	

5 業務別従事単位数

全体では「面接・電話相談等」が32.0%と最も多く、次いで「コーディネート」が16.1%、「地区管理・調査研究」が14.0%となっている。健康推進課母子保健係は「地区管理・調査研究」「面接・電話相談等」が多く、健康づくり係は成人保健事業全体に関する調整など「業務管理等」が多い。保健予防課感染症対策担当係では、結核や感染症に関する「面接・電話相談等」「コーディネート」が多く、精神支援担当係では、精神保健業務に関する「業務管理」および他部門との連絡調整の「コーディネート」が多い。地域医療担当部では地区管理・調査研究が多い。

区分	令和4年度	令和5年度	(%)	健康推進課	保健予防課	地域医療担当部
実働人員数(現員数)	86(92)	87(96)		6(6)	13(14)	1(1)
総 数	42,159.5	42,514.5	100.0	2,523.0	6,490.5	508.0
・地区管理・調査研究	7,927.5	5,964.5	14.0	731.0	1,730.5	251.0
・保健福祉事業						
健 康 相 談	1,870.0	1,964.5	4.6	103.5	40.5	-
グ ル ー プ ワ イ ク	570.0	451.5	1.1	-	-	-
面接・電話相談等	13,204.5	13,608.5	32.0	554.5	1,419.0	-
健 康 診 査	3,001.0	3,045.5	7.2	-	104.5	-
家 庭 訪 問	4,079.5	4,895.0	11.5	-	386.0	-
・地区組織・健康教育	961.5	1,539.5	3.6	317.0	390.0	3.0
・コーディネート	6,109.0	6,836.0	16.1	180.0	1,510.0	193.0
・教育・研修	378.5	343.0	0.8	13.0	11.5	1.0
・業務管理等	2,716.0	2,908.5	6.8	594.5	728.0	60.0
・研 修 参 加	747.5	763.0	1.8	29.5	142.5	-
・そ の 他	657.5	195.0	0.5	-	28.0	-
区分	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
実働人員数(現員数)	17(18)	9(10)	10 (11)	16(18)	7(8)	8(10)
総 数	8,812.5	3,844.5	4,480.5	7,412.0	4,178.0	4,265.5
・地区管理・調査研究	964.5	406.0	522.0	558.0	456.0	345.5
・保健福祉事業						
健 康 相 談	573.0	272.0	233.0	411.0	159.0	172.5
グ ル ー プ ワ イ ク	95.0	62.5	64.0	76.5	65.0	88.5
面接・電話相談等	3,193.0	1,066.5	1,468.5	2,700.5	1,696.0	1,510.5
健 康 診 査	826.0	328.5	501.0	666.5	296.5	322.5
家 庭 訪 問	892.0	686.0	665.5	1,204.5	478.0	583.0
・地区組織・健康教育	193.0	117.0	113.0	182.0	103.5	121.0
・コーディネート	1,199.0	511.5	708.0	1,193.5	535.0	806.0
・教育・研修	53.5	44.0	64.0	66.0	49.0	41.0
・業務管理等	614.0	203.0	97.5	239.5	246.5	125.5
・研 修 参 加	168.0	118.0	33.0	92.5	69.5	110.0
・そ の 他	41.5	29.5	11.0	21.5	24.0	39.5

注：1単位4時間で計上

実働人員数は、令和5年10月1日現在の育児休暇取得者等を除く在籍常勤保健師数（再任用含む）

現員数は、令和5年10月1日現在の育児休暇取得者等を含む在籍常勤保健師数（再任用含む）

※コーディネート： ケース支援に関する、保健・医療・福祉・関係機関や関係団体との連絡調整会議等の連携。また、個人レベルを越えた地域ケア体制の構築、整備、維持等のための連絡調整会議等も含む。

資料：健康推進課、保健予防課、地域医療担当部、6保健相談所

6 個別援助活動状況

(1) 援助方法別個別援助活動

地域住民等に対して行う個別相談業務である。内訳をみると、「電話相談」が45.2%と最も多く、次いで「関係機関連絡」が26.7%、「面接相談」が15.5%の順になっている。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが五類感染症となり、感染症の相談が減少したため「電話相談」「その他(文書など)」「関係機関連絡」の件数が減少している。

区分	令和4年度	令和5年度	(%)	健康推進課	保健予防課	地域医療担当部
総 数	581,140	104,853	100.0	1,149	9,756	-
家 庭 訪 問	6,181	8,144	7.8	-	400	-
面 接 相 談	16,048	16,271	15.5	500	256	-
電 話 相 談	334,677	47,404	45.2	520	3,662	-
その他の文書など)	175,433	5,076	4.8	8	2,226	-
関 係 機 関 連 絡	48,801	27,958	26.7	121	3,212	-
区分	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	天 泉	関
総 数	19,551	13,191	17,890	22,472	9,336	11,508
家 庭 訪 問	1,373	1,742	1,044	1,875	692	1,018
面 接 相 談	3,432	2,282	3,254	3,420	1,485	1,642
電 話 相 談	8,541	5,857	10,167	9,856	3,984	4,817
その他の文書など)	481	443	263	588	597	470
関 係 機 関 連 絡	5,724	2,867	3,162	6,733	2,578	3,561

資料：健康推進課、保健予防課、地域医療担当部、6保健相談所

(2) 家庭訪問

住み慣れた生活の場に訪問することにより、生活環境や日常生活の様子を含めて総合的にアセスメントし、保健指導をすることができる。対象者のみでなく家族全体を対象としている。

令和5年度の家庭訪問延数は、8,144人であり、対象別では「精神保健福祉」が36.5%と最も多く、次いで「乳幼児」29.1%、「妊産婦」22.5%の順になっている。

区分	令和4年度	令和5年度	(%)	健康推進課	保健予防課	地域医療担当部
総 数	6,181	8,144	100.0	-	400	-
感 染 症	33	22	0.3	-	22	-
結 核	118	378	4.6	-	378	-
エ イ ズ	-	-	-	-	-	-
精 神 保 健 福 祉	2,648	2,970	36.5	-	-	-
心 身 障 害	47	83	1.0	-	-	-
長 期 療 養 児	78	65	0.8	-	-	-
成 人	10	18	0.2	-	-	-
そ の 他 の 疾 患	92	82	1.0	-	-	-
妊 産 婦	1,396	1,828	22.5	-	-	-
乳 児	1,239	1,712	21.0	-	-	-
幼 児	346	657	8.1	-	-	-
そ の 他	174	329	4.0	-	-	-
区分	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	天 泉	関
総 数	1,373	1,742	1,044	1,875	692	1,018
感 染 症	-	-	-	-	-	-
結 核	-	-	-	-	-	-
エ イ ズ	-	-	-	-	-	-
精 神 保 健 福 祉	449	573	469	847	304	328
心 身 障 害	10	2	16	36	10	9
長 期 療 養 児	3	24	2	24	8	4
成 人	5	2	-	5	-	6
そ の 他 の 疾 患	17	7	19	23	7	9
妊 産 婦	441	343	224	402	159	259
乳 児	328	415	196	398	115	260
幼 児	72	271	54	99	63	98
そ の 他	48	105	64	41	26	45

資料：健康推進課、保健予防課、地域医療担当部、6保健相談所

(3) 面接相談

健康に関する相談のために来所した住民に助言指導などを行っている。

直接会うことで利用者的心身の状況などを把握しやすいことから、生活や療養のための助言指導や、育児に関する相談、情報提供を行っている。対象別では「妊産婦」が50.4%、次いで「精神保健福祉」が30.8%である。

区分	令和4年度	令和5年度	(%)	健康推進課	保健予防課	地域医療担当部
総 数	16,038	16,271	100.0	500	256	-
感 染 症	194	52	0.3	-	45	-
結 核	232	210	1.3	-	210	-
エ イ ズ	1	1	0.0	-	-	-
精神 保 健 福 祉	5,299	5,010	30.8	-	-	-
心 身 障 害	11	16	0.1	-	-	-
長 期 療 養 児	32	15	0.1	-	-	-
成 人	164	101	0.6	-	1	-
そ の 他 の 疾 患	29	33	0.2	-	-	-
妊 産 婦	7,537	8,200	50.4	228	-	-
乳 児	1,154	982	6.0	174	-	-
幼 児	1,182	1,319	8.1	98	-	-
そ の 他	203	332	2.0	-	-	-
区分	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
総 数	3,432	2,282	3,254	3,420	1,485	1,642
感 染 症	-	1	-	2	1	3
結 核	-	-	-	-	-	-
エ イ ズ	-	-	-	-	1	-
精神 保 健 福 祉	932	604	1,148	1,236	504	586
心 身 障 害	-	3	5	6	-	2
長 期 療 養 児	-	3	7	3	1	1
成 人	16	13	17	12	27	15
そ の 他 の 疾 患	4	8	6	9	3	3
妊 産 婦	2,122	1,313	1,271	1,867	632	767
乳 児	108	93	327	102	83	95
幼 児	181	162	405	124	190	159
そ の 他	69	82	68	59	43	11

資料：健康推進課、保健予防課、地域医療担当部、6保健相談所

(4) 電 話 相 談

電話による相談を行っている。

利用者にとって、相談したいときに、外出することなく相談でき、また、顔が見えないことからプライバシーに関わることも匿名で相談しやすいなど、気軽に利用できる相談方法である。

対象別では、「精神保健福祉」が44.1%と最も多く、次いで「乳幼児」が26.3%、「妊産婦」が17.5%の順になっている。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが五類感染症となり、「感染症」の相談が減少した。

区分	令和4年度	令和5年度	(%)	健康推進課	保健予防課	地域医療担当部
総 数	334,697	47,403	100.0	520	3,662	-
感 染 症	294,584	1,954	4.1	-	1,884	-
結 核	934	1,742	3.7	-	1,742	-
エ イ ズ	23	20	0.0	-	15	-
精神 保 健 福 祉	18,249	20,925	44.1	-	21	-
心 身 障 害	96	205	0.4	-	-	-
長 期 療 養 児	161	112	0.2	-	-	-
成 人	294	210	0.4	-	-	-
そ の 他 の 疾 患	254	160	0.3	-	-	-
妊 産 婦	6,488	8,315	17.5	272	-	-
乳 児	7,246	6,193	13.1	146	-	-
幼 児	5,633	6,261	13.2	102	-	-
そ の 他	735	1,306	2.8	-	-	-
区分	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
総 数	8,541	5,857	10,166	9,856	3,984	4,817
感 染 症	16	1	6	19	17	11
結 核	-	-	-	-	-	-
エ イ ズ	4	-	-	-	1	-
精神 保 健 福 祉	3,451	2,389	6,437	4,896	1,430	2,301
心 身 障 害	21	15	66	78	6	19
長 期 療 養 児	9	39	18	32	5	9
成 人	66	28	6	42	34	34
そ の 他 の 疾 患	42	16	28	40	11	23
妊 産 婦	2,385	1,289	992	1,784	818	775
乳 児	1,433	896	1,144	1,359	575	640
幼 児	861	972	1,054	1,372	983	917
そ の 他	253	212	415	234	104	88

資料：健康推進課、保健予防課、地域医療担当部、6 保健相談所

(5) その他文書などの相談

文書などで、療養生活や健康に関する情報の提供を行っている。対象別では、きめ細やかな服薬支援が必要な「結核」が24.2%と最も多く、次いで「精神保健福祉」が22.0%、「感染症」が18.9%の順になっている。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが五類感染症となり、「感染症」の相談が減少した。

区分	令和4年度	令和5年度	(%)	健康推進課	保健予防課	地域医療担当部
総 数	175,432	5,076	100.0	8	2,226	-
感 染 症	172,878	961	18.9	-	960	-
結 核	729	1,226	24.2	-	1,226	-
エ イ ズ	-	-	-	-	-	-
精神 保 健 福 祉	815	1,114	22.0	-	40	-
心 身 障 害	20	36	0.7	-	-	-
長 期 療 養 児	25	41	0.8	-	-	-
成 人	13	14	0.3	-	-	-
そ の 他 の 疾 患	71	62	1.2	-	-	-
妊 産 婦	345	769	15.2	5	-	-
乳 児	184	250	4.9	-	-	-
幼 児	324	501	9.9	3	-	-
そ の 他	28	102	2.0	-	-	-
区分	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
総 数	481	443	263	588	597	470
感 染 症	-	1	-	-	-	-
結 核	-	-	-	-	-	-
エ イ ズ	-	-	-	-	-	-
精神 保 健 福 祉	187	136	121	309	184	137
心 身 障 害	4	1	10	11	4	6
長 期 療 養 児	4	12	2	19	4	-
成 人	4	1	-	2	1	6
そ の 他 の 疾 患	18	2	8	13	6	15
妊 産 婦	159	120	41	91	91	262
乳 児	37	50	20	45	83	15
幼 児	52	87	48	72	214	25
そ の 他	16	33	13	26	10	4

資料：健康推進課、保健予防課、地域医療担当部、6保健相談所

(6) 関係機関との連絡・連携

健康や療養生活に関わる問題に対して、保健の役割だけでは解決が出来ないため、各関係機関と連絡を取り、役割分担をしながら問題解決を図っている。

関係機関としては「福祉関係」との連携が54.6%と最も多い。対象別では、「精神保健福祉」が最も多く、次いで「妊産婦」、「乳幼児」の順になっている。

区分	令和4年度	令和5年度	(%)	健康推進課	保健予防課	地域医療担当部
総 数	48,801	27,958	100.0	121	3,212	-
保健関係	11,668	2,740	9.8	97	705	-
医療関係	14,259	8,311	29.7	10	1,478	-
福祉関係	18,172	15,261	54.6	11	808	-
その他	4,702	1,646	5.9	3	221	-
区分	豊 玉	北	光 が 丘	石 神 井	大 泉	関
総 数	5,724	2,867	3,162	6,733	2,578	3,561
保健関係	496	157	204	536	306	239
医療関係	1,708	826	876	1,946	737	730
福祉関係	3,354	1,794	1,876	3,717	1,465	2,236
その他	166	90	206	534	70	356
区分	総 数	保健関係	医療関係	福祉関係	その他	
対象別						
計	27,958	2,740	8,311	15,261	1,646	
感染症	1,379	369	275	607	128	
結核	1,685	257	1,150	194	84	
エイズ	11	4	5	2	-	
精神保健福祉	18,056	648	4,103	12,275	1,030	
心身障害	139	1	80	57	1	
長期療養児	199	4	133	51	11	
成人	38	2	3	32	1	
その他の疾患	223	17	146	59	1	
妊産婦	3,677	646	1,669	1,074	288	
乳児	1,221	459	582	158	22	
幼児	676	267	70	299	40	
その他	654	66	95	453	40	

注：保健関係：保健所、保健センター、中部総合精神保健福祉センターなど

医療関係：病院、診療所、療育機関、訪問看護ステーションなど

福祉関係：総合福祉事務所、児童相談センター、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、母子自立支援施設、保育園、中村橋福祉ケアセンター、障害者福祉サービス事業所、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生児童委員、主任児童委員など

その他：幼稚園、児童館、学童クラブ、警察署、消防署、法務局、地区組織、患者会、家族会、地域生活支援センター、障害者就労促進協会など

資料：健康推進課、保健予防課、地域医療担当部、6保健相談所

7 地区組織などの支援

区民・関係者・患者会等が自らの健康を考え主体的に行動できるように、グループワーク・健康教育・健康相談等の活動を通じて支援を行っている。

(令和5年度)

区分	総数	健康推進課	保健予防課	地域医療担当部	保健相談所					
					豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
総数										
開催数	248	-	11	-	37	35	41	42	32	50
人數	2,300	-	434	-	230	288	255	514	191	388
感染症・結核等										
開催数	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-
人數	278	-	278	-	-	-	-	-	-	-
精神保健福祉										
開催数	88	-	2	-	24	11	11	12	11	17
人數	572	-	50	-	153	88	47	42	47	145
心身障害										
開催数	13	-	1	-	-	-	6	-	6	-
人數	163	-	60	-	-	-	52	-	51	-
難病										
開催数	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-
人數	53	-	46	-	-	-	-	7	-	-
長期療養児										
開催数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活習慣病										
開催数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康づくり										
開催数	3	-	-	-	-	2	-	1	-	-
人數	77	-	-	-	-	34	-	43	-	-
母子保健										
開催数	135	-	-	-	13	22	24	28	15	33
人數	1,157	-	-	-	77	166	156	422	93	243
その他										
開催数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：健康推進課、保健予防課、地域医療担当部、6 保健相談所

8 実習生などの指導

保健師・助産師・看護師学生などの実習などの指導を行っている。

健康推進課・保健予防課では、保健師学生に対して業務に関する説明を行い、保健師の多様な仕事を紹介している。

(令和5年度)

区分	総数	健康 推進課	保健 予防課	地域医療 担当部	保健相談所					
					豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
学生	保健師									
	実数	23	—	—	6	4	2	6	3	2
実習	延数	443	—	—	116	78	40	120	53	36
	助産師・看護師									
その他	実数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	延数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※										
その他	実数	9	—	9	—	—	—	—	—	—
	延数	11	—	11	—	—	—	—	—	—

※ 臨床研修医など。健康推進課・生活衛生課・保健予防課・保健相談所で実習を行っている。

資料：健康推進課、保健予防課、地域医療担当部、6 保健相談所

地域活動支援・地区組織

1 依頼講習会

地域の施設や関係機関などからの依頼を受けて健康教育の講演会を開催している。

(1) 保健師

区分	総数	健康推進課	保健予防課	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
回数									
令和4年度	11	-	4	3	2	-	1	1	-
令和5年度	12	-	3	2	1	-	3	2	1
(令和5年度内訳)									
児童館	3	-	-	-	1	-	1	1	-
幼稚園・保育園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作業所	1	-	-	1	-	-	-	-	-
町会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4	-	3	-	-	-	1	-	-
地区組織	4	-	-	1	-	-	1	1	1
人数									
令和4年度	243	-	130	82	12	-	6	13	-
令和5年度	265	-	111	25	25	-	63	16	25
(令和5年度内訳)									
児童館	64	-	-	-	25	-	30	9	-
幼稚園・保育園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作業所	15	-	-	15	-	-	-	-	-
町会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	123	-	111	-	-	-	12	-	-
地区組織	63	-	-	10	-	-	21	7	25

※ その他 (NPO、消防団、母子生活支援施設など)

資料: 健康推進課、保健予防課、6保健相談所

(2) 歯科衛生士

区分	総数	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
回数							
令和4年度	24	3	4	2	5	6	4
令和5年度	25	4	3	1	6	6	5
(令和5年度 内訳)							
児童館	3	—	1	—	—	1	1
幼稚園・保育園	9	3	—	1	1	1	3
学校	—	—	—	—	—	—	—
作業所	3	—	1	—	1	—	1
町会	—	—	—	—	—	—	—
その他	※	10	1	—	4	4	—
地区組織	—	—	—	—	—	—	—
人数							
令和4年度	409	90	56	79	76	26	82
令和5年度	469	125	74	72	71	26	101
(令和5年度 内訳)							
児童館	44	—	29	—	—	9	6
幼稚園・保育園	285	109	—	72	19	1	84
学校	—	—	—	—	—	—	—
作業所	45	—	24	—	10	—	11
町会	—	—	—	—	—	—	—
その他	※	95	16	21	—	42	16
地区組織	—	—	—	—	—	—	—

※ その他 (N P O、消防団、母子生活支援施設など)

注：管理栄養士による依頼講習会は、地域食育講座P189参照。

注：歯科衛生士による小中学校歯みがき巡回指導については、P181参照。

注：歯科衛生士による地域子ども家庭支援センターとのコラボ講座については、P142参照。

資料：健康推進課、6 保健相談所

2 グループ活動支援

地域で活動しているグループの健康づくりを支援したり、新たなグループ育成を行っている。

また、自主グループ同士の情報交換や行政との協働型の健康づくりの場として、各保健相談所を会場にし、練馬健康連絡会を開催している。

区分	総数	保健師						管理栄養士	歯科衛生士
		豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関		
団体数									
令和4年度	24	3	2	4	3	8	4	-	-
令和5年度	24	3	2	4	5	6	4	-	-
(令和5年度 内訳)									
育児グループ	13	1	1	2	3	3	3	-	-
障害児関係	2	-	-	1	-	1	-	-	-
健康づくり関係	1	-	-	-	1	-	-	-	-
患者家族会関係	8	2	1	1	1	2	1	-	-
中途障害者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延回数									
令和4年度	199	32	15	40	23	45	44	-	-
令和5年度	204	34	15	38	41	32	44	-	-
(令和5年度 内訳)									
育児グループ	113	12	4	21	28	15	33	-	-
障害児関係	12	-	-	6	-	6	-	-	-
健康づくり関係	1	-	-	-	1	-	-	-	-
患者家族会関係	78	22	11	11	12	11	11	-	-
中途障害者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延人数									
令和4年度	1,111	159	99	311	137	228	177	-	-
令和5年度	1,675	184	104	302	507	190	388	-	-
(令和5年度 内訳)									
育児グループ	1,033	57	16	203	422	92	243	-	-
障害児関係	103	-	-	52	-	51	-	-	-
健康づくり関係	43	-	-	-	43	-	-	-	-
患者家族会関係	496	127	88	47	42	47	145	-	-
中途障害者	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：6 保健相談所、健康推進課

3 出張相談

児童館・敬老館・小規模企業・地区区民館・福祉作業所などの関係施設や関連行事などで保健師、管理栄養士、歯科衛生士が依頼施設に出張して、健康相談を行っている。

区分	総数	保健師						管理栄養士	歯科衛生士
		豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関		
回数									
令和4年度	6	2	1	—	1	—	2	—	—
令和5年度	4	1	—	—	1	—	2	—	—
(令和5年度 内訳)									
児童館	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子育て広場	2	1	—	—	1	—	—	—	—
小規模企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地区区民館	—	—	—	—	—	—	—	—	—
敬老館	—	—	—	—	—	—	—	—	—
老人クラブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 ※	2	—	—	—	—	—	2	—	—
人數									
令和4年度	107	30	45	—	6	—	26	—	—
令和5年度	71	20	—	—	21	—	30	—	—
(令和5年度 内訳)									
児童館	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子育て広場	41	20	—	—	21	—	—	—	—
小規模企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地区区民館	—	—	—	—	—	—	—	—	—
敬老館	—	—	—	—	—	—	—	—	—
老人クラブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 ※	30	—	—	—	—	—	30	—	—

※ その他(子育てフェスティバル、作業所、NP0への出張健康相談など)

注: 管理栄養士による出張相談は、地域食育講座P189参照。

資料: 6 保健相談所、健康推進課

4 保健所・保健相談所の関わりがある地区組織・健康の会

・練馬区全体

会の名称	活動内容
■練馬21くらぶ	地域活性化の健康生きがいづくり支援健康づくりに関するアドバイザー主体の活動
■練馬区パーキンソン病友の会	リハビリ・懇談・学習・レクリエーション
■練馬リウマチ友の会	リウマチ患者の親睦・学習
●ちゅうりっぷの会(ダウン症児の親の会)	学習会・交流・集団遊びやレクリエーション・子育て講座支援
■練馬すずしろ会	精神障害者の家族の学習・交流の場
■東京断酒会(練馬支部)	断酒の継続を目的とする会

注: 地区組織の種別 ●母子関係 ■成人関係

・豊玉保健相談所

会の名称	活動内容
■木瓜の花	認知症の人を支える家族の会
■家族のつどい	精神障害者の家族の学習・交流の場

・北保健相談所

会の名称	活動内容
■家族のつどい	精神障害者の家族の学習・交流の場
●かいわれ文庫	絵本を通しての子育てに関する学習や交流
●ラディッシュ人形劇	人形劇を通しての子育てに関する学習や交流

・光が丘保健相談所

会の名称	活動内容
■光が丘家族のつどい	精神障害者の家族の学習・交流の場
■エースクラブ	健康に関する学習・交流
●かんがるー文庫	絵本相談・読み聞かせ・絵本の貸し出しなどで交流を図っている子育ての会

・石神井保健相談所

会の名称	活動内容
■石神井ウォーキングと健康を考える会 (かたくりの会)	ウォーキングを中心に、健康学習や交流
■家族会ーシャイン	精神障害者の家族の学習・交流の場
●おひさま文庫	絵本相談・読み聞かせ・絵本の貸し出しなどで交流を図っている子育ての会

・大泉保健相談所

会の名称	活動内容
●おかし文庫	絵本相談・読み聞かせ・絵本の貸し出しなどで交流を図っている子育ての会
■火よう会	精神障害者の家族の学習・交流の場
■こぶしの会	糖尿病患者(境界型を含む)と家族の学習や運動・交流
■ブーケの会	認知症の人と家族の会

・関保健相談所

会の名称	活動内容
■リハビリ友の会	中途障害者・家族とボランティアの会
■家族のつどい	精神障害者の家族の学習・交流の場
●ぶんぶん文庫・絵本の部屋	絵本相談・読み聞かせ・絵本の貸し出しなどで交流を図っている子育ての会

注：地区組織の種別 ●母子関係 ■成人関係

地 域 医 療

地域医療課では、区民の救急医療などに対するニーズに応えるため、各種救急医療対策事業や心身障害者(児)および要介護高齢者の歯科診療に関する事業を実施している。

また、区民が医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で最期まで暮らすことができる体制を構築するため、在宅療養の推進に関する事業を実施している。

1 救急医療対策

休日(日曜日・祝日および年末年始)における救急患者に対する医療対策として、休日急患診療所2か所および歯科休日急患診療所1か所を設置している。

小児初期救急医療事業として、休日急患診療所1か所で、毎準夜間、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を実施している。また、区内3病院(順天堂大学医学部附属練馬病院・公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院・医療法人社団はなぶさ会島村記念病院)においても実施している。

(1) 休日急患診療所

① 所在地

- ・練馬休日急患診療所

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎2階

診療時間 土曜日 18時～22時 休日 10時～12時
13時～17時
18時～22時

(受付時間は各時間帯の30分前まで)

- ・練馬区夜間救急こどもクリニック

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎2階

診療時間 平日 20時～23時 土曜日 18時～22時
休日 18時～22時

(受付時間は各時間帯の30分前まで)

- ・練馬歯科休日急患診療所

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎3階

診療時間 休日 10時～12時
13時～17時

(受付時間は各時間帯の30分前まで)

- ・石神井休日急患診療所

練馬区石神井町3-30-26 石神井庁舎地下1階

診療時間 土曜日 18時～22時 休日 10時～12時
13時～17時
18時～22時

(受付時間は各時間帯の30分前まで)

② 利用状況

1) 医科

【総数】		(受診者数)					
区分	総数	男	女	0歳	1~5歳	6~15歳	16歳以上
令和4年度	7,580	3,972	3,608	548	2,854	1,348	2,830
令和5年度	17,129	9,044	8,085	649	3,389	4,595	8,496

【練馬休日急患診療所】

【練馬休日急患診療所】		(令和5年度)					
区分	総数	男	女	0歳	1~5歳	6~15歳	16歳以上
計	8,909	4,718	4,191	463	2,122	2,422	3,902
4月	404	203	201	56	162	71	115
5月	566	289	277	56	215	112	183
6月	563	306	257	40	260	113	150
7月	727	373	354	52	239	151	285
8月	593	304	289	33	148	98	314
9月	893	452	441	39	178	276	400
10月	781	421	360	33	143	312	293
11月	760	393	367	28	167	249	316
12月	1,017	552	465	22	197	259	539
1月	1,289	682	607	49	176	280	784
2月	749	415	334	31	106	298	314
3月	567	328	239	24	131	203	209

【石神井休日急患診療所】

【石神井休日急患診療所】		(令和5年度)					
区分	総数	男	女	0歳	1~5歳	6~15歳	16歳以上
計	8,220	4,326	3,894	186	1,267	2,173	4,594
4月	336	177	159	15	104	75	142
5月	537	289	248	29	147	94	267
6月	389	188	201	21	136	89	143
7月	618	298	320	14	130	134	340
8月	501	236	265	13	65	72	351
9月	883	471	412	20	111	266	486
10月	748	427	321	10	98	294	346
11月	709	361	348	9	106	226	368
12月	954	488	466	18	112	219	605
1月	1,308	682	626	22	133	247	906
2月	745	435	310	7	65	284	389
3月	492	274	218	8	60	173	251

(再掲) 【練馬区夜間救急こどもクリニック】

(再掲) 【練馬区夜間救急こどもクリニック】		(令和5年度)					
区分	総数	男	女	0歳	1~5歳	6~15歳	16歳以上
計	2,902	1,636	1,266	283	1,244	1,375	-
4月	172	94	78	36	94	42	-
5月	207	107	100	32	108	67	-
6月	280	166	114	32	173	75	-
7月	275	144	131	31	143	101	-
8月	171	95	76	19	89	63	-
9月	273	144	129	21	111	141	-
10月	292	165	127	22	84	186	-
11月	260	138	122	18	99	143	-
12月	275	150	125	11	121	143	-
1月	272	167	105	30	81	161	-
2月	224	133	91	17	62	145	-
3月	201	133	68	14	79	108	-

資料：地域医療課

2) 歯 科

【総 数】		(受診者数)						
区分	総 数	男	女	0 歳	1 ~ 3 歳	4 ~ 6 歳	7 ~ 15 歳	16 歳以上
令和 4 年度	415	201	214	1	4	18	16	376
令和 5 年度	518	241	277	3	15	17	24	459

【練馬歯科休日急患診療所】

		(令和 5 年度)						
区分	総 数	男	女	0 歳	1 ~ 3 歳	4 ~ 6 歳	7 ~ 15 歳	16 歳以上
合計	518	241	277	3	15	17	24	459
4 月	29	18	11	1	1	2	1	24
5 月	52	21	31	—	2	—	2	48
6 月	20	12	8	—	—	—	1	19
7 月	31	18	13	—	1	2	2	26
8 月	38	14	24	—	2	3	1	32
9 月	31	19	12	1	—	—	4	26
10 月	25	12	13	—	2	—	1	22
11 月	34	12	22	—	2	1	2	29
12 月	100	43	57	—	2	—	3	95
1 月	92	49	43	—	3	3	5	81
2 月	41	13	28	1	—	4	2	34
3 月	25	10	15	—	—	2	—	23

資料：地域医療課

(2) 区内3病院(小児初期救急医療事業委託)

① 委託先等

- ・順天堂大学医学部附属練馬病院(診療時間:毎準夜 17時~22時)
- ・公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院(診療時間:毎準夜 17時~22時)
- ・医療法人社団はなぶさ会島村記念病院(診療時間:水・金曜 17時~20時)

② 利用状況

【総数】		(受診者数)					
区分	総数	男	女	0歳	1~5歳	6~15歳	16歳以上
令和4年度	2,111	1,113	998	297	1,187	523	104
令和5年度	2,818	1,501	1,317	389	1,448	829	152

【順天堂大学医学部附属練馬病院】

区分	総数	男	女	0歳	1~5歳	6~15歳	16歳以上
計	973	546	427	156	493	267	57
4月	84	51	33	13	53	13	5
5月	108	58	50	19	59	21	9
6月	127	84	43	23	71	31	2
7月	88	42	46	13	46	25	4
8月	59	35	24	13	20	21	5
9月	89	46	43	11	47	24	7
10月	82	52	30	14	31	31	6
11月	76	44	32	14	38	20	4
12月	70	37	33	11	34	22	3
1月	64	32	32	6	35	18	5
2月	62	32	30	9	28	20	5
3月	64	33	31	10	31	21	2

【公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院】

区分	総数	男	女	0歳	1~5歳	6~15歳	16歳以上
計	1,298	701	597	205	618	381	94
4月	89	52	37	7	48	27	7
5月	119	61	58	16	67	32	4
6月	183	94	89	36	91	38	18
7月	154	94	60	28	72	45	9
8月	93	46	47	17	42	22	12
9月	106	60	46	17	41	43	5
10月	94	44	50	13	45	31	5
11月	99	61	38	12	46	35	6
12月	102	52	50	15	53	24	10
1月	96	46	50	18	43	29	6
2月	67	37	30	10	30	25	2
3月	96	54	42	16	40	30	10

【医療法人社団はなぶさ会島村記念病院】		(令和5年度)					
区分	総 数	男	女	0 歳	1~5歳	6~15歳	16歳以上
計	547	254	293	28	337	181	1
4 月	39	16	23	1	28	10	-
5 月	35	14	21	6	23	6	-
6 月	62	24	38	3	39	20	-
7 月	47	29	18	2	35	10	-
8 月	39	15	24	1	31	7	-
9 月	44	28	16	2	21	21	-
10 月	53	23	30	1	27	25	-
11 月	58	30	28	3	34	21	-
12 月	57	25	32	3	39	14	1
1 月	33	16	17	-	22	11	-
2 月	40	16	24	2	17	21	-
3 月	40	18	22	4	21	15	-

資料：地域医療課

(3) 小児救急ミニ講座

夜間・休日の時間外における受診に対する意識啓発および保護者の不安解消を図るため、子どもの救急時の受診の仕方や対処方法などについて、小児科医師による講義と質疑応答を行う講座を実施している。[一般社団法人練馬区医師会共催]

令和5年度については、保健相談所およびオンラインにて実施した。

【令和5年度実績】

全10回 受講者数：269人

2 休日診療(在宅当番医制)

区内の救急告示医療機関(順天堂大学医学部附属練馬病院、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院、慈誠会・練馬高野台病院を除く)の中から毎月5か所の医療機関が休日診療を行っている。また、歯科については、ゴールデンウィーク期間中の日曜・祝日および年末年始等に2か所の歯科医療機関が休日診療を行っている。診療時間は、医科が午前9時から午後7時、歯科が午前9時から午後5時までである。

(1) 休日診療(在宅当番医制)医療機関(医科)

(令和6年3月31日現在)

医療機関名	電話番号	所在地	主な診療科目	病床数
公益財団法人東京都医療保健協会 練馬総合病院	(5988)2290	旭丘1-24-1	内・外・産・婦	224
医療法人社団浩生会 浩生会スズキ病院	(3557)2001	栄町7-1	内・消・外	99
医療法人社団川満恵光会 川満外科	(3922)2912	東大泉6-34-46	内・外	19
医療法人社団 久保田産婦人科病院	(3922)0262	東大泉3-29-10	産・婦	30
医療法人社団千秋会 田中脳神経外科病院	(3920)6263	関町南3-9-23	脳	58
東京保健生活協同組合 大泉生協病院	(5387)3111	東大泉6-3-3	内	94

内：内科 外：外科 産：産科 婦：婦人科 消：消化器科 脳：脳神経外科

資料：地域医療課

(2) 休日診療(在宅当番医制)利用状況

区分	医科		歯科	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
総 数	2,665	4,071	182	134
4 月	145	236	2	3
5 月	355	388	27	29
6 月	123	142	-	-
7 月	246	271	-	-
8 月	166	273	-	-
9 月	120	233	-	-
10 月	136	227	1	1
11 月	196	274	-	-
12 月	405	659	98	49
1 月	384	816	54	52
2 月	233	322	-	-
3 月	156	230	-	-

資料：地域医療課

3 休日柔道整復施術(在宅当番制)

柔道整復施術所(接骨院)を毎休日3か所開設し、骨折や脱臼に対する応急処置を行っている。

区分	総数	男	女	0～3歳	4～6歳	7～15歳	16～20歳	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳以上	
令和4年度	406	217	189	20	7	70	18	29	45	57	70	90	
令和5年度	442	253	189	14	11	67	24	27	37	73	83	106	
(令和5年度 内訳)													
4月	27	15	12	1	1	4	3	2	4	3	3	6	
5月	44	33	11	3	1	8	6	5	1	8	4	8	
6月	32	17	15	1	1	6	3	2	4	5	5	5	
7月	37	20	17	2	—	7	1	1	3	7	7	9	
8月	26	9	17	—	1	6	1	4	2	7	1	4	
9月	34	23	11	—	1	8	2	2	5	3	8	5	
10月	31	14	17	—	—	5	1	—	2	3	8	12	
11月	45	29	16	2	1	8	1	3	1	9	8	12	
12月	41	24	17	2	1	3	1	2	4	4	13	11	
1月	59	28	31	2	1	3	—	2	7	13	14	17	
2月	38	25	13	1	1	7	4	—	1	4	9	11	
3月	28	16	12	—	2	2	1	4	3	7	3	6	

資料：地域医療課

4 休日夜間薬局

休日および準夜間に調剤が受けられるよう、休日夜間薬局2か所を設置している。

(1) 所在地

・練馬区休日夜間薬局

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎 2階
 調剤時間 平日 20時～23時 休日 10時～12時
 土曜日 18時～22時 13時～17時
 18時～22時

・石神井休日夜間薬局

練馬区石神井町3-30-26 石神井庁舎 地下1階
 調剤時間 土曜日 18時～22時 休日 10時～12時
 13時～17時
 18時～22時

(2) 利用状況

① 処方箋応需

区分	令和4年度			令和5年度		
	総数	昼間	準夜	総数	昼間	準夜
利用状況	7,234	4,246	2,988	16,563	9,704	6,859

【練馬区休日・夜間薬局】

区分	令和4年度			令和5年度		
	総数	昼間	準夜	総数	昼間	準夜
合計	3,983	2,120	1,863	8,412	4,386	4,026
4月	182	74	108	375	181	194
5月	264	156	108	521	290	231
6月	197	68	129	496	196	300
7月	519	253	266	671	330	341
8月	251	113	138	552	283	269
9月	214	113	101	850	438	412
10月	239	124	115	718	335	383
11月	305	161	144	697	369	328
12月	495	269	226	979	541	438
1月	703	444	259	1,304	745	559
2月	327	203	124	724	401	323
3月	287	142	145	525	277	248

【石神井休日夜間薬局】

区分	令和4年度			令和5年度		
	総数	昼間	準夜	総数	昼間	準夜
合計	3,251	2,126	1,125	8,151	5,318	2,833
4月	146	101	45	320	221	99
5月	228	170	58	505	334	171
6月	115	69	46	360	218	142
7月	357	248	109	618	397	221
8月	144	103	41	567	373	194
9月	153	117	36	892	594	298
10月	157	100	57	720	435	285
11月	248	162	86	685	441	244
12月	436	260	176	950	594	356
1月	680	417	263	1,312	883	429
2月	291	198	93	741	499	242
3月	296	181	115	481	329	152

資料：地域医療課

5 心身障害者(児)歯科相談

歯科保健のP182に掲載。

6 心身障害者(児)および要介護高齢者歯科診療

歯科保健のP182に掲載。

7 摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問診療

歯科保健のP183に掲載。

8 摂食・えん下機能支援事業

歯科保健のP184に掲載。

9 高齢者等在宅療養推進事業

【令和5年度実績】

在宅療養推進協議会

開催回数 2回

在宅療養専門部会

開催回数 3回

資料：地域医療課

VI 附 屬 機 關 等

1 練馬区健康推進協議会委員 (令和6年3月31日現在)

(任期 令和4年8月2日～令和6年8月1日)

氏名	職業等
岩橋 美智子	区民(公募)
奥田 三重子	〃
小村 ちか子	〃
関 洋一	〃
刀根 洋子	〃
中村 秀一	一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム理事長
古賀 信憲	地方独立行政法人東京都立病院機構東京医師アカデミー顧問
島田 美喜	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部至誠こどもセンター所長
かしわざき 強	区議会議員
酒井 妙子	〃
かとうぎ 桜子	〃
山田 かづよし	〃
やない 克子	〃
池尻 成二	〃
伊藤 大介	一般社団法人練馬区医師会
上原 正美	公益社団法人練馬区歯科医師会
輿水 淳	一般社団法人練馬区薬剤師会
後藤 正臣	公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部
原田 順	練馬区獣医師会
岩瀬 康子	練馬区老人クラブ連合会
渡邊 ミツ子	特定非営利活動法人練馬精神保健福祉会
本橋 廣美	練馬手をつなぐ親の会
井口 正樹	練馬区民生児童委員協議会
秋本 重義	練馬区食品衛生協会
山路 健次	練馬区環境衛生協会

資料：健康推進課

2 練馬区食育推進ネットワーク委員 (令和6年3月31日現在)

(任期 令和5年7月21日～令和7年3月31日)

氏名	職業等
太田 恵子	区民(公募)
田中 このみ	〃
鈴木 愛子	〃
秋山 敦子	〃
田原 明	〃
増子 雅代	練馬区内の食育に関する団体
小倉 ひかり	私立保育園協会代表
中山 八重子	練馬区食品衛生協会会长
中川 大介	東京あおば農業協同組合地域振興部農業振興課課長
若林 美幸	ねりまの食育応援店
歌川 佳	ねりまの食育応援店
高野 正之	練馬東小学校長
豊田 貴志	光が丘第一中学校長
富田 孝	練馬区健康部長
苗木 聰	練馬区健康部健康推進課長

資料：健康推進課

3 練馬区災害医療運営連絡会委員 (令和6年3月31日現在)

(任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

氏名	職業等
内田 寛	一般社団法人練馬区医師会会长
齋藤 文洋	一般社団法人練馬区医師会副会长
浅田 博之	公益社団法人練馬区歯科医師会会长
上原 正美	公益社団法人練馬区歯科医師会副会长
伊澤 慶彦	一般社団法人練馬区薬剤師会会长
小田 真也	一般社団法人練馬区薬剤師会副会长
江原 秀夫	公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部支部長
後藤 正臣	公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部副支部長
中川 英二	練馬消防署警防課長
町井 雄一郎	光が丘消防署警防課長
森山 博之	石神井消防署警防課長
佐藤 雅義	練馬警察署警備課長
浦川 有志	光が丘警察署警備課長
久川 隆	石神井警察署警備課長
杉田 学	順天堂大学医学部附属練馬病院副院長、救急・集中治療科教授
岩崎 登	順天堂大学医学部附属練馬病院事務部次長
光定 誠	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院管理者
木村 優介	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院災害対策室
三宅 康史	帝京大学医学部附属病院高度救命救急センター長
枚田 朋久	練馬区危機管理室長
富田 孝	練馬区地域医療担当部長
石原 浩	練馬区保健所長

資料：地域医療課

4 練馬区小児救急医療連絡協議会 (令和6年3月31日現在)

(任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

氏名	職業等
秋田 博伸	一般社団法人練馬区医師会小児科医会
宮園 裕子	一般社団法人練馬区医師会急患診療所担当理事
内田 寛	一般社団法人練馬区医師会会长・小児科医会
大友 義之	順天堂大学医学部附属練馬病院小児科長・教授
井田 豊太郎	順天堂大学医学部附属練馬病院事務部長
荒木 聰	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院小児科部長
平澤 涉	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院事務部長
猪俣 大介	東京消防庁練馬消防署警防課救急係長
富田 孝	練馬区地域医療担当部長
苗村 聰	練馬区健康部健康推進課長
佐藤 一江	練馬区健康部豊玉保健相談所長

資料：地域医療課

5 練馬区大気汚染障害者認定審査会委員 (令和6年3月31日現在)

(任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

氏名	職業等
杉山 幸比古	練馬光が丘病院呼吸器内科常勤顧問
木戸 健治	順天堂大学医学部附属練馬病院呼吸器内科准教授
中村 聰美	新桜台中村ファミリークリニック院長
忽滑谷 直孝	ぬかりや医院副院長
伊藤 真樹	関町こどもクリニック院長
石原 浩	練馬区保健所長

資料：保健予防課

6 練馬区感染症診査協議会委員 (令和6年3月31日現在)

(任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

氏名	職業等
豊田 恵美子	慈誠会練馬駅リハビリテーション病院内科医師
水谷 清二	水谷内科呼吸器科クリニック院長
三宮 純	弁護士（東京弁護士会所属）
足立 拓也	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立豊島病院感染症内科医長
木戸 健治	順天堂大学医学部附属練馬病院呼吸器内科准教授
秋田 博伸	秋田医院院長
佐々木 結花	独立行政法人国立病院機構東京病院呼吸器センター呼吸器内科 地域医療連携室 地域医療連携部長 臨床研修センター センター長
富澤 素子	元練馬区立光が丘四季の香小学校校長

資料：保健予防課

7 練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会委員 (令和6年3月31日現在)

(任期 令和4年10月27日～令和6年3月31日)

氏名	職業等
呉屋 朝幸	杏林大学 名誉教授
水島 洋	元国立保健医療科学院 研究情報支援研究センター（特任研究官）
荻島 大貴	順天堂大学医学部附属練馬病院 産科・婦人科科長 先任准教授
齋藤 文洋	一般社団法人練馬区医師会副会長
知久 信明	一般社団法人練馬区医師会健診管理部理事
金田 伸章	一般社団法人練馬区医師会練馬区胃内視鏡検診運営委員会委員長
吉田 卓義	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院 副管理者（外科部長）
村上 郁	順天堂大学医学部附属練馬病院 乳腺外科科長 先任准教授
栗原 直人	練馬総合病院副院長・診療部長
富田 孝	練馬区健康部長
石原 浩	練馬区地域医療担当部長
屋澤 明夫	練馬区保健所長
内田 勝幸	練馬区地域医療担当部地域医療課長
小野 弥生	練馬区地域医療担当部医療環境整備課長
小原 敦子	練馬区健康部北保健相談所長
	練馬区区民部国保年金課長

資料：健康推進課

8 練馬区在宅療養推進協議会委員 (令和6年3月31日現在)

(任期:令和3年4月1日～令和6年3月31日)

氏名	職業等
中村秀一	国際医療福祉大学大学院教授 一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム理事長
古田光	東京都健康長寿医療センター 認知症疾患医療センターセンター長
齋藤文洋	一般社団法人練馬区医師会副会長
寺本研一	一般社団法人練馬区医師会在宅医療部担当理事
浅田博之	公益社団法人練馬区歯科医師会会长
伊澤慶彦	一般社団法人練馬区薬剤師会会长
尾崎裕	順天堂大学医学部附属練馬病院 院長補佐
栗原直人	公益財団法人東京都医療保健協会 練馬総合病院副院長
鈴木小百合	医療社団法人浩生会 浩生会スズキ病院 医師
丸山公	医療法人社団遼山会 関町病院 理事長・院長
永沼明美	練馬区介護サービス事業者連絡協議会 居宅介護支援部会
山添友香梨	練馬区介護サービス事業者連絡協議会 訪問介護サービス部会
坂本宏美	練馬区介護サービス事業者連絡協議会運営委員 訪問看護部会
中村哲郎	練馬区介護サービス事業者連絡協議会 施設サービス部会
神美保	大泉学園地域包括支援センター
片山章	NPO法人認知症サポートセンター・ねりま 理事長
吉岡直子	練馬区高齢施策担当部長
富田孝	練馬区地域医療担当部長

資料:地域医療課

9 練馬区自殺対策推進会議委員 (令和6年3月31日現在)

(任期:令和4年10月1日～令和6年3月31日)

氏名	職業等
大塚淳子	帝京平成大学人文社会学部教授
西村由紀	特定非営利活動法人メンタルケア協議会理事
小林宏至	小林内科クリニック院長 (一般社団法人練馬区医師会)
木崎英介	医療法人財団厚生協会大泉病院診療部長
榎本優	練馬区民生児童委員協議会 富士見台・南田中地区会長
相馬文子	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 生活サポートセンター所長
神野富貴子	練馬区介護サービス事業者連絡協議会 居宅介護支援部会世話人
江村健二	一般社団法人練馬産業連合会副会長
亀川佑介	練馬区労働組合協議会事務局長
鴻巣恭輔	警視庁練馬警察署生活安全課防犯係長
柏谷昇	西武鉄道株式会社練馬駅管区管区長
土井智雄	第一東京弁護士会人権擁護委員会委員
田中照美	練馬区立中学校P T A連合協議会庶務
岩崎広明	練馬区立豊溪小学校校長
神山信次郎	練馬区立豊玉第二中学校校長
尾崎肇	東京都立大泉桜高等学校校長
植村茂樹	練馬区立学校教育支援センター大泉 (大泉教育相談室)

資料:保健予防課

10 練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議委員 (令和6年3月31日現在)
(任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日)

氏名	職業等
吉川秀樹	一般社団法人練馬区医師会公衆衛生部担当理事
押尾武	公益社団法人練馬区歯科医師会医療管理担当理事
輿水淳	一般社団法人練馬区薬剤師会副会長
永沼武	練馬区訪問看護ステーション連絡会管理者
足立拓也	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立豊島病院感染症内科医長
飯塚智彦	順天堂大学医学部附属練馬病院師長
福本和美	東京都医療保健協会練馬総合病院副看護部長
新井雅裕	地域医療振興協会練馬光が丘病院副病院長
鈴木哲	東京保健生活協同組合大泉生協病院感染対策室薬剤科主任
平野宏	医療法人社団浩生会浩生会スズキ病院副院長
中川英二	東京消防庁練馬消防署警防課長
町井雄一郎	東京消防庁光が丘消防署警防課長
森山博之	東京消防庁石神井消防署警防課長
中迫誠	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団田柄特別養護老人ホーム施設長
鈴木英典	特定非営利活動法人ほっとすペーす練馬所長
島田智恵	国立感染症研究所実地疫学研究センター第一室長
安岡京	練馬区立早宮小学校校長
篠原直子	練馬区立光が丘むらさき幼稚園園長
池主力	練馬区立石神井児童館館長
鈴木康予	練馬区立関町第三保育園園長
富田孝	練馬区健康部長
石原浩	練馬区地域医療担当部長
苗村聰	練馬区保健所長
松本昌子	練馬区健康部健康推進課長
屋澤明夫	練馬区健康部生活衛生課長
山本康介	練馬区健康部保健予防課長
今井薰	練馬区地域医療担当部地域医療課長
風間康子	練馬区危機管理室危機管理課長
杉山賢司	練馬区福祉部障害者施策推進課長
唐澤貞信	練馬区高齢者施策担当部介護保険課長
山根由美子	練馬区教育委員会事務局教育振興部学務課長
清水輝一	練馬区教育委員会事務局教育振興部保健給食課長
	練馬区教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課長
	練馬区教育委員会事務局こども家庭部保育課長

資料：保健予防課

事業概要 ねりまの保健衛生

令和6年版(2024年版)

令和6年9月発行
編集・発行 練馬区 健康部
練馬区豊玉北六丁目12-1
電話(03) 3993-1111 (代表)